

# 社会主義 体制史研究

No.36 (April 2025)

独ソ不可侵条約への予備折衝

—ソ連外務次官ポチョムキン:「ポーランドの第4次分割」(1)—

青木國彦(東北大学名誉教授)

Preliminary Negotiations for the German-Soviet Non-Aggression Pact

—Soviet Deputy Foreign Minister Potemkin: “Fourth partition of Poland” (1)—

Kunihiko AOKI (Prof. emer., Dr., Tohoku University)

既刊リスト (past issues)



ソ連首相・外相モロトフ ドイツ通訳ヒルガー 同外相リップベントロップ

社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <https://journal-hsss.com>

publisher: 社会主義体制史研究会

(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size: A4

mail to [journal.hsss99gmail.com](mailto:journal.hsss99gmail.com) (99 = at mark)

不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

本号主要登場人物の写真

**表紙** ソ連首相・外相モロトフが3日間のドイツ訪問を終え1940年11月14日帰国の途につく空港(ベルリン)でドイツ外相リッベントロップの見送りを受けた。二人の間の眼鏡の人物ヒルガーが通訳した。ベルリンに空襲警報が鳴る中のこの独ソ会談はすでに蜜月の終りの始まりとなった。その後チャーチルが親ソ派クリップスを駐ソ大使に派遣して独ソ関係悪化が加速した。

(出所: Bundesarchiv, Bild 183-1984-1206-523 / CC-BY-SA 3.0(Wikipediaから)。

独外務次官ヴァイツェッカー  
Weizsäcker



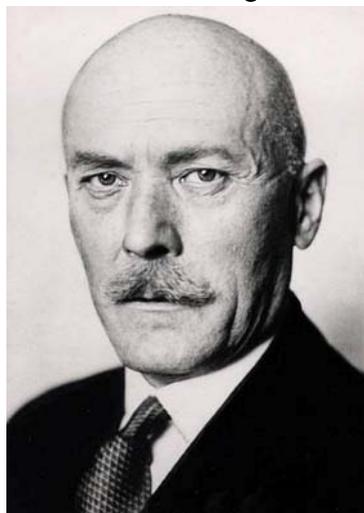
ソ連外務次官ポチョムキン  
Potemkin



(出所)左: Bundesarchiv, Bild 146-1979-093-29 / CC-BY-SA 3.0(de.Wikipediaから)

右: [https://en.wikipedia.org/wiki/Vladimir\\_Potemkin#](https://en.wikipedia.org/wiki/Vladimir_Potemkin#) (Public Domain)

大使シューレンブルク  
Schulenburg



左からミコヤン・スターリン・オルジョニキゼ(「コーカサス三人組」)  
Mikoyan, Stalin, Ordzhonikidze



(出所)左: [https://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich-Werner\\_Graf\\_von\\_der\\_Schulenburg#](https://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich-Werner_Graf_von_der_Schulenburg#) (Gemeinfrei)

右: [https://en.wikipedia.org/wiki/Anastas\\_Mikoyan#/media/File:Ordzhonikidze,\\_Stalin\\_and\\_Mikoyan,\\_1925.jpg](https://en.wikipedia.org/wiki/Anastas_Mikoyan#/media/File:Ordzhonikidze,_Stalin_and_Mikoyan,_1925.jpg) (Public Domain)

(注)ソ連代理大使アスタホフの写真はru.wikipediaに、ドイツ側経済交渉責任者シュヌレの写真はHerwarth(1982)にあるが、いずれも著作権のため掲載できない。

## 独ソ不可侵条約への予備折衝

### —ソ連外務次官ポチョムキン:「ポーランドの第 4 次分割」(1)—

青木國彦\*

#### Preliminary Negotiations for the German-Soviet Non-Aggression Pact

#### Soviet Deputy Foreign Minister Potemkin : “Fourth partition of Poland” (1)

Kunihiko AOKI\*

目次	
1 節 はじめに:大使シュレーンブルクの誤解による混乱 1	15 節 (6 月 28 日)独ソ中立条約有効性再確認 49
1a 節 本稿の概略と独自性、公的文書の限界、文献 2	16 節 (7 月 16・18 日)ミコヤンが動き再開経済交渉を開始 55
1b 節 独ソ不可侵条約から 1 年間の成果(モロトフ) 4	17 節 (7 月 22・26 日)文化交流再開・利益圏配分の噂・予備折衝終了の宴 57 (本文おわり)
1c 節 驚きの議論 5	(図表 1)独ソ中立条約(=ベルリン条約) 11
2 節 1939 年 3 月 10 日スターリン演説と予備折衝の関係 6	(図表 2)ラバッコで談笑する独ソ代表 11
2a 節 予備折衝の担い手と驚異の加速 8	(図表 3)独ソ不可侵条約 13
2b 節 当時のドイツ外交官が見た予備折衝への兆候 8	(図表 4)独ソ不可侵条約ドイツ案 14
2c 節 モロトフの 1939 年 8 月 31 日最高ソビエト演説 10	(図表 5)独ソ不可侵条約ソ連案 14
3 節 独ソ中立条約無期限延長(1933 年)とドイツの「古い政策」・「新しい政策」問題(1934 年) 11	(図表 6)独ソ両条約とソ連案の対比 14
3a 節 独ソ不可侵条約とそのドイツ案・ソ連案 13	(図表 7)ドイツの工作機械輸出先 56
4 節 クリヴィツキーらの諜報機関が防共協定秘密文書入手 16	(補注 1)人物紹介:アスタホフ、ヴァイツゼッカー、シュヌレ、シュレーンブルク、ヒルガー、ヘルヴァルト、ミコヤン 58
4a 節 スターリンのヒトラー観とドイツ共産党の運命 19	(補注 2)「火中の栗」:リードらの『わが闘争』誤読 59
<以下 5~17 節が『ドイツ外交政策文書集』による>	(補注 3)ゲーリング:軍需品調達と独ソ接近工作(4 月半ばムツリ一ニとの会談・5 月独ソ接近の噂ばらまき) 60
5 節 (4 月 17 日)駐独大使メレカロフ、独ソ関係改善を提起 21	(補注 4)日本外交文書の独ソ接近情報(1939 年 1~7 月) 61
5a 節 4 月 17 日会談に関連するアスマンとクライストの回想 23	・文書 41:独ソ接近に関する英国紙報道
5b 節 ソ連のバルト海から黒海までの利益関心に独参事官と英大使が言及 25	・文書 79:独ソ接近等に関する情報報告(総領事山路章)
5c 節 英国の対独包囲政策とドイツの対策 25	・文書 81:ヒトラーが独ソ同盟締結を提議との英国紙記事
6 節 (5 月 3~17 日)ソ連外相交代とアスタホフの働きかけ(経済交渉再開打診、ラバッコ条約想起) 26	(補注 4a)ポーランド軍情報機関・駐在武官小野寺信・外交官杉原千畝 63
6a 節 (5 月 10 日)ヒトラーが「場合によっては」大規模ソ連利益圏を容認(アスマン回想) 27	①ポーランド軍諜報組織の事前諜報失敗、②大佐小野寺信とポーランド諜報組織、③杉原千畝とポーランド諜報組織、④主なポーランド関係者
7 節 (5 月 20 日)ドイツ大使の経済交渉再開要請にモロトフが「政治的基礎」形成要求、ドイツ側は模様眺め 27	(補注 5)スターリンにとっての世界革命と領土拡張 65
7a 節 モロトフは「政治的基礎」要求を事前に用意か? 30	(補注 6)1930 年代半ば~1938 年の独ソ経済交渉 66
8 節 (5 月 26 日)リップントロップ提案:ロシアの利益を考慮 31	(補注 6a)ソ連大使メレカロフの対独経済工作(1939 年 1 月)とリードらの誤認 66
9 節 (5 月 30 日)ソ連のプラハ通商代表部問題についてのヴァイツゼッカー・アスタホフ会談 34	(補注 7)大使ディルクセンの独ソ中立条約延長説得と延長後の独ソ関係展望 67
10 節 (5 月 31 日)モロトフの最高ソビエト演説:独ソ経済交渉再開「あり得なくはない」 36	(補注 8)防共協定と独ソのラバッコ条約・中立条約 69
11 節 (6 月 2~7 日)ヒルガー・ミコヤン会談とドイツ側慎重策脱却の兆候、シュレーンブルクの誤解とその影響 38	(補注 9)日独防共協定(1936 年 11 月 25 日)についてのソ連外相リトヴィノフ演説と関連報道 69
12 節 (6 月 8~12 日)ミコヤンの再開同意とドイツ側提案 41	(補注 10)ヒルガーが体験した 1930 年代半ばのソ連地方指導部のドイツ観 70
12a 節 駐ソ独大使シュレーンブルクの誤解とフライシュハウアー節 42	(補注 11)「1 月の出来事」:1939 年 1 月ドイツがシュヌレのモスクワ派遣を突然キャンセルした事件の経緯 71
13 節 (6 月 14~16 日)独ソ不可侵条約をアスタホフが提起、リップントロップが大使白鳥に予告 44	(補注 12)モロトフの外相としての最高ソビエト初演説(1939 年 5 月 31 日)の朝日新聞報道 71
13a 節 (6 月 15 日)シュヌレの独ソ経済交渉展望 45	(補注 13)ドイツとリトアニアの間にも不可侵条約が存在した 73
14 節 (6 月 17 日・25 日)交渉再開方法についてヒルガーがドイツ政府回答を伝達し、ミコヤンが妥協 45	引用文献 73
14a 節 シュレーンブルクの「政治的基礎」誤解が続く 48	本誌既刊リスト 76

1 節 はじめに:大使シュレーンブルクの誤解による混乱<sup>1</sup>  
2025 年 2 月 18 日リアドでのウクライナをめぐるウクライナ

抜ききの米ロ会談は、1938 年 9 月独英仏伊のミュンヘン会議(対象はチェコスロバキア)や、1939 年 8 月独ソ不可侵条約

\* 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University  
<sup>1</sup> []内は青木の、[]は原文の補足、…は青木、…は原文による省略。引用ページ表記のうち J は邦訳ページを示す。RM は当時のドイツ通貨ライヒスマルク、波・波蘭・ポはポーランドを指す。外務省編

(2012)など片仮名文の場合、誤読回避のため片仮名固有名詞は「」付きであるが、読み取りやすい場合は「」を省き、改行や句読点を増やし、濁音の清音表記はそのままとした。

(対象はポーランドとバルト諸国、ルーマニア)の再現を危惧させた。いずれも被害国抜きで国境変更であった。また近年のロシアのウクライナ侵略の口実はスターリンのバルト諸国侵略のそれを想起させた。

最近のロシアのウクライナ侵略を周辺国が次はわが身かと固唾を呑んで見守っている。1939年初夏にはすでにドイツとソ連の共同侵略の「噂」に周辺国が固唾を呑んでいた。

周知のようにポーランドは過去に隣接3大国による3回の分割によって一旦消滅し、1918年に独立を回復した。しかし20年後に、本稿副題のように「ポーランドの第4次分割」をソ連外務人民委員代理(外務次官)ポチョムキン(Vladimir Potemkin)が予言した。

1939年秋には噂どおりに、独ソが不可侵条約の「秘密追加議定書」に基づき緊密に連係して、まずポーランドにドイツ軍が電撃作戦を成功させたあと、ソ連赤軍も雪崩れ込み(火事場泥棒)、ポーランドを第4次分割し、ソ連は続いてバルト4カ国とルーマニア北部に侵攻、ポーランド東部とバルト三国を併合、フィンランドとルーマニアから一部領土を奪った。ルーマニアからはドイツとの合意よりも多く奪った。

ポーランドの独立を保証していた英仏はドイツに宣戦布告したが、ドイツと共同侵略をしたソ連への宣戦布告を躊躇しただけではなくソ連接近策さえ見せた。

当時の独ソおよび関係する大国・小国の思惑と言動および外交交渉の実態と結末は、現代の諸状況を考える上で大いに参考になる。

そこで本稿は、独ソ関係のうち1939年1月～7月を**主たる対象**として、主として当局の恣意的編集ではないドイツ外交政策文書集(以下**独文書集**と呼ぶ)を詳細に検討することによってより真相に迫ろうとし、併せて関連事項を説明する。その際既存研究・回想に学びつつ、その問題点も指摘する。

今もマスコミや一部の専門書による事実と異なる驚きの表現や議論に接した(1c節)こともこの作業が必要と考えた一因である。

検討の結果本稿には諸研究(特に二大研究書 Read et al 1988 や Fleischauer 1990)と**かなり異なる点**が種々生じた。例えば以下の2点である(その他は1a節参照)。

その1つは、予備折衝の躓きの石となった独ソ関係の「政治的基礎」問題の理解と位置づけである。

「政治的基礎」はソ連外相モロトフ(V. M. Molotov)がドイツ駐ソ大使シューレンブルク(補注1)の経済交渉再開要請に対して再開の前提として要求した(7節)。

独ソの予備折衝とその後の本交渉の主要な担い手の一人であったシューレンブルクが、「政治的基礎」というモロトフ発言の意味を大きく誤解して通報したため、ドイツ外務省を混乱させた。

この「政治的基礎」問題は、大使自身の発言(7節)と、特にドイツ駐ソ大使館経済部責任者兼通訳であった参事官ヒルガー(補注1参照)の奮闘(11節)によりが解決された(12節)。ところが不思議なことに、解決後も大使は誤解に気付かず、ただ独り誤解に基づく言動を続けた。

この言動を活用したのがフライシュハウアーの大著(Fleischauer 1990)である。彼女は、大使が誤解に基づいて続けた「政治的基礎」探求の言動を彼のイニシアチブによる独ソ間の平和の追求と位置付けた。彼女の博覧強記の大著は大変勉強になるが、親ソ感情に走るところがあり、大使の誤解もそれに利用された。

従って「政治的基礎」という論点は予備折衝、ひいては本

交渉の見方に影響する論点であった。諸文献は大使の人格や外交官として能力を高く評価するが、本稿の対象である予備折衝では誤りや失敗を繰り返した。

もう1つは、独文書集自体の中に当事者の誤解があり、それを研究者も真に受けたことの指摘である。

すなわち独ソ交渉においてドイツ外相リッペントロップ(Joachim von Ribbentrop)がモロトフの要請に応じて「3点」を提案した。しかしその訓令を見た大使シューレンブルクが「2点」しかないと考えた。すると、リードら(Read 1988)も、フライシュハウアー(Fleischauer 1990)も「2点」しかないと主張した。しかし独文書集をきちんと読むと、「3点」が存在することは明らかであった。もし「2点」のみの回答であればモロトフは回答の不足(しかもモロトフにとって最重要問題のそれ)を指摘し再度回答を求めたはずである。しかし彼はそうはせず、回答の中身を問題にただけであった(詳細は3a節)。

**独文書集**は膨大だが、現在は2冊以外がネット上にOCR処理して公開されている。このことがその詳細調査の後押しになった(独文書集の詳細は引用文献欄冒頭参照)。

独文書集の**引用表記**は、例えばシリーズDの第7巻の文書番号424は「D-7-文書424」とする。

独文書集調査は、ヒルガーの回想(Hilger 1955)と彼が記録した独ソ境界・友好条約(独ソ不可侵条約締結1ヵ月後に締結)交渉に関連しても予定している(別稿予定)。

この条約は友好同盟条約と言えるほどの独ソの緊密さを示し、条約交渉記録はスターリンの肉声を伝えたので、広く知られるべきだと思う。

## 1a節 本稿の概略と独自性、公的文書の限界、文献

### ●本稿の概略:

**1b節**は、独ソ不可侵条約についてその締結1年後にモロトフがどう振り返ったを紹介することによって同条約のソ連にとって意味を示す。**1c節**は同条約の内容と結果(独ソによるポーランド第4次分割とソ連による周辺諸国の併合や一部領土略奪)が日本の昨今のマスコミや研究者によっても驚きの謬論が唱えられたを例示する。

**2節**は、1938年3月10日のスターリン演説(ソ連共産党第18回党大会報告)を取り上げる。この演説を多くの回想や研究書が独ソ不可侵条約締結(1939年8月23日)に至る過程の兆候ないし前奏曲と指摘するが、異論もある。

**2a節**は予備折衝の主な担い手を紹介し、**2b節**は担い手の一部が独ソ接近の「兆候」をどこに見たかを紹介する。**2c節**は独ソ不可侵条約批准を求めたモロトフ演説(1939年8月31日)が同条約締結に到る経緯や締結による成果をどのように見たかを紹介する。

**3節**では長く放置されていた独ソ中立条約延長議定書を取り上げる。それを批准したのは政権掌握直後のヒトラーであり、その理由と経緯を説明する。**3a節**は独ソの中立条約と不可侵条約、後者のドイツ案とソ連案を比較し論点を説明する。

**4節**は、ソ連の諜報機関(GRU)幹部であったクリヴィツキーの日独防共協定に関する重要な諜報成果とそれへのスターリンの反応などを、**4a節**では彼のスターリン像やスターリンがヒトラーによるドイツ共産党弾圧を黙認しただけではなく自ら多くの同党幹部を粛清したことを紹介する。

**2節～4a節**と関連する**補注**や**脚注**によって、独文書集調査(**5節～17節**)に必要な事情や事項、背景などを説明し、また当時日本でどう報じられたかも盛り込むことによって、当時の国内の受け止めの参考とする。

**5節～17節**が1939年4月～7月の独ソ交渉とその関連

事項の説明である。

**5 節**では 1939 年 4 月 17 日にソ連駐独大使メレカロフ (Alexei Merekalov) がドイツ外務次官ヴァイツゼッカー (**補注 1** 参照) に、独ソは「正常な関係からますますより良い関係になることもできる」と発言したことを取り上げる。メレカロフは同年 1 月 11 日にはドイツ側に「独ソの経済関係の新時代」を呼びかけ、今回は政治関係の改善を呼びかけた。

この発言変化こそが同年 3 月 10 日のスターリン演説のドイツ政策の内実を示す明確な証拠であった。

従ってメレカロフの 4 月 17 日の発言を本稿では独ソ不可侵条約締結に至る予備折衝の開始とする。これ自体は大方の見解でもあるが、その際メレカロフ発言の 1 月と 4 月の変化は注目されず、リードらはごちゃ混ぜにさえた (**補注 6a**)。

**5a 節**は元ドイツ海軍提督アスマンほかの 4 月 17 日会談に関連する回想を、**5b 節**は今後独ソ政治関係のキーワードになる「バルト海から黒海まで」の出自を、**5c 節**は当時英国がドイツ包囲政策を提唱した経緯を紹介する。

**6 節**はソ連外相のリトヴィノフから首相モロトフの兼任への交代 (5 月 3 日) と、ソ連側からドイツ側への経済交渉再開打診 (同 17 日) を取り上げる。**6a 節**は、ヒトラーが 5 月 10 日に「場合によっては」大規模なソ連利益圏を容認すると語ったというアスマンの回想を紹介する。

独文書集の限りではドイツ側からの経済交渉再開提案の最初は 5 月 20 日である (**7 節**)。外相兼任直後のモロトフ (Vyacheslav Molotov) は、駐ソ大使シューレンブルクの経済交渉再開要請に、再開の前提として「政治的基礎」形成の必要を抽象的に語った。そのため大使は経済分野を越えた「もっと突っ込んだ政治的性質の提案」を求められたと誤解し、当初彼はソ連をめぐる日独関係の調整を想像した (**7 節**など)。

**7a 節**はモロトフの「政治的基礎」要求がその場の思いつきか、事前の決定によるかを検討する。

大使の誤解を真に受けたドイツ外相リッペンロップ (Joachim von Ribbentrop) は、「政治的基礎」としてポーランド問題でソ連の利益考慮などをヒトラーに提案したが、採用されなかった。ドイツ側は大使の通報をモロトフの交渉再開拒否と考え、「慎重策」を取り再開要求を取りやめた (**8 節**)。

実際には「政治的基礎」は経済交渉自体におけるドイツ側の交渉態度の改善のみを意味した。

ドイツ側も次第に再開拒否ではないことを理解し、また 5 月 31 日の経済交渉再開あり得るとのモロトフ演説に鼓舞されて、経済交渉の経緯についての弁明や新協定のための 2 月のソ連対案への妥協の示唆をすると (**9~11 節**)、ソ連側はそれを誠意 (「政治的基礎」) と見て 6 月 8 日に条件付きながら「シュムレのモスクワ訪問に同意」した。つまり経済交渉再開に同意した (**12 節**)。12a・14a 節は大使シューレンブルクが誤解し続けたことと、フライシュハウアーによるその利用を論じる。

ソ連は経済交渉再開同意直後に政治面でも動き、ソ連駐独臨時代理大使アスタホフ (**補注 1** 参照) が 6 月 14~15 日に駐独ブルガリア公使を介してドイツとの不可侵条約を打診した。ドイツ外相はすぐその気になり、その時ベルリンにいた駐伊大使白鳥に 6 月 16 日独ソ不可侵条約締結を予告した (**13 節**)。

6 月 28 日にはドイツ側も独ソの政治的関係に重要な役割を果たしてきたベルリン条約 (独ソ中立条約) の有効性を再

確認した (**15 節**)。

再開交渉の進め方の議論 (**13a・14 節**) を経て 7 月 18 日には再開経済交渉が実際に始まり、同 22 日には文化交流も再開、同 26 日にはドイツの経済交渉エキスパートであったシュムレ (**補注 1** 参照) がアスタホフらと会談し、英仏が容認しなかったソ連のヨーロッパ東部 (バルト海から黒海まで) の利益圏の容認を提起して、予備折衝から本交渉への移行となった (**16 節・17 節**)。

以後経済交渉と政治交渉が併行して急進展した。

#### ●本稿の独自性:

既に内外に多くの研究があるテーマを今更なげ取り上げるのかと思われるかもしれないので、予め弁解として本稿の他と異なり独自だと思ふ論点を挙げたい。そこに間違い、あるいはすでに同様の議論があればご指摘いただきたい。

独自だと思ふ主な論点は、1 節で触れたシューレンブルクの誤解とその影響およびリッペンロップ提案の「3 点」問題に加えて、以下の諸点である:

◆ソ連側は独ソ経済交渉再開同意をいつ決定し、いつドイツ側に通知したか (**7・11・12 節**):

再開のためにソ連側が求めたのは 1939 年 1 月のシュムレのモスクワ派遣中止 (いわゆる 1 月の出来事 (**補注 11**)) による不信感と 2 月のソ連対案 (**脚注 29**) 拒否への不満の解消であった。それらが 5 月 20 日のシューレンブルク発言と 6 月 2 日のヒルガー発言によりほぼ解消され (=「政治的基礎」形成)、6 月 8 日に外国貿易人民委員ミコヤン (**補注 1**) が経済交渉再開同意をヒルガーに通知した。

ところがリードら (Read et al 1988) もフライシュハウアー (Fleischhauer 1990) もこのミコヤン通知を見逃した。それどころか博覧強記のはずのフライシュハウアーはソ連側の再開同意決定を摩訶不思議にも 7 月 21 日とした (同前 1990:264)。しかしソ連側は 6 月 2 日のミコヤン・ヒルガー会談ではまだ再開に同意せず、6 月 8 日に再開同意を通知したのだから、同意決定は 6 月 2 日から同 7 日の間であった。

#### ◆ドイツ外相が日本側に独ソ不可侵条約予告 (**13 節**):

独ソ不可侵条約締結を駐独ソ連臨時代理大使アスタホフが 1939 年 6 月 14 日に打診し、それが翌日ドイツ側に伝達されたことは諸研究によって知られている。しかしそれを受けてドイツ外相リッペンロップが翌 16 日に駐伊大使白鳥に同条約締結を予告したことは、管見の限りでは諸研究になく、外務省編 (2012) にも掲載されていない。フライシュハウアーでさえ白鳥に言及したのは同年 4 月 28 日の防共協定強化関連の会談だけであった (Fleischhauer 1990:157)。

白鳥への予告の際にドイツ外相は締結理由として日本政府がいわゆる「防共協定強化」(実態は反ソ連から反英国への転換) に応じなかったことを挙げたが、アスタホフによる上記の不可侵条約締結提起こそが理由であった。

この予告を白鳥が本国に通報し、政府が真剣に受け止めて対処したならその後の歴史に影響があっただろうし、少なくとも同締結の際の日本政府のあの狼狽ぶりはなかった。

すでに 5 月にゲーリングがばらまかせた「ロシアとの親交回復の可能性」の「あらゆる種類の噂」も駐独日本大使館に伝わったはずであった (**補注 3**)。

◆1939 年 3 月 10 日スターリン演説と 4 月 17 日の駐独ソ連大使メレカロフの発言変化の関係 (**5 節・補注 6a**):

<sup>2</sup> ネット上にシュムレの写真は見つからなかった。ヘルヴァルトの回想 (Herwarth 1982) 所収の写真の中にシュムレが下記の駐ソ大

使館経済部責任者・通訳ヒルガーの執務室を訪れて談笑する写真がある。

1939年3月10日のスターリン演説を独ソ不可侵条約に至る過程の兆候ないし前奏曲とする通説は、同年4月17日の駐ソ独大使メレカロフ発言をその具体化と見る。それをいかに実証するが問題となる。

本稿はその証拠の1つとして、メレカロフのドイツ外務省内の訪問先と発言内容が1939年1月と同4月では異なることに注目した。ソ連外交官は常に訓令に基づき、かつ訓令の枠内で発言したのだから(さもないと粛清)、発言の差異は訓令の差異を示した。メレカロフは1月にはドイツ外務省経済政策部を訪れ「独ソの経済関係の新時代」について、4月には外務次官を訪れ「政治分野」の議論の際に独ソは「ますますより良い関係」になり得ると語った。両発言の変化こそ後者がスターリン演説の具体化だという主張の有力な証拠である。

リードらは1月のメレカロフ発言該当部分の章題を「独ソ関係の新時代」とし、「経済」を消したために、1月と4月の発言の違いが消されてしまった。

◆独ソ不可侵条約のソ連案に付された「付記」に注目した。「付記」は、独ソ不可侵条約の目的が独ソ共同侵略にあること(そのため独ソ間は「不可侵」と諸協力)を端的に示すものとして最も注目すべき記述である。しかしリードらやフライシュハウアーを含め管見の限り全く注目されていない(3a節)。

◆リードらの大著によると、**独ソ不可侵条約の第3条と第4条**は締結直前にドイツ側が追加を提案し、ソ連側が即座に応じた。しかし第3条はソ連側の必要、第4条はドイツ側の必要に沿った内容であるにもかかわらず、なぜ両方ともドイツ側が提案し、ソ連側も応じたのかについて説明がなかった。その理由これについて私見を提示した。フライシュハウアーの関連記述は混乱している上に、理由の説明もない(3a節)

◆そのほか、リードらの『**わが闘争**』の中の「**火中の栗**」引用の誤り(補注3)や、ポーランドにおけるロシアの利益考慮という**リップントロップ提案**(8節)はすぐ取り消されたがモロトフの3条件(10節)が利益考慮をより拡大して復活させた、フライシュハウアーの大著の上記以外の種々の誤り、意図的な無視の指摘、等々。

### ●公的文書の限界

戦後早い時期に出たアスマンの回想は、US-DOS(1948)について「ドイツ外務省の公式文書に反映されている限りでのみ」独ソ不可侵条約前史を再現し、「記録の背後で何が行われたか」や「外務省の視野の外、特に軍事分野で起こったことすべて」が抜け落ちていると批判して、自分の回想の意義を訴えた(Assmann 1950:93)。

確かに回想など公的文書以外も重要で、不十分ながら閲覧したが、個人文書にも記憶の正確度や主観性などの問題があるので、公的文書の検討の意義が薄れるわけではない。

特に独文書集は、ドイツ当局が保管または戦火から疎開させていた大量の外交文書を第二次大戦終了前後に米軍が接収して戦後発表したもので、当該政府自身による意図的編集に比べれば信頼度が高い。もちろん個々の文書作成者の誤解や誤記、恣意などはあり得るが、それらはある程度以上の期間には判明する可能性がある。

### ●文献

予備折衝期間の独文書集はシリーズDの第6巻に収録されているが、シリーズDの他の巻やシリーズCにある関連文書にも触れる。それら利用に際しては英語版とUS-DOS(1948)、読売版も参照した(詳細は引用文献欄参照)。

内外で、多くの関連資料や回想、研究成果が刊行された。本稿での参照は引用文献欄のように限られる。

本稿はクリヴィツキーの回想(Krivitsky 1939)とその関連資料も重視した。参照した諸文献は、残念なことに、いずれも彼の回想を利用しなかったが、NHK取材班(1987)はその信憑性を疑わなかった。彼はソ連軍情報機関(GRU)西欧責任者として諜報の成果に詳しく、またソ連首脳部の内情にも通じていた。彼が通報した日独の秘密情報がスターリンを「ヒトラーとの取引に駆り立てた」(Krivitsky 1939:4, J11)(4節参照)。従って当然彼の回想も参照されるべきであった。

独ソ不可侵条約締結に至る独ソ交渉についての最も主要な3つの著書のみ紹介すると：

E.H.カーは独ソ不可侵条約締結に至る独ソ交渉について「先鞭をつけた」と言われる(Carr 1951 訳者まえがき)。Carr(1949,1949a,1951)は、独文書集未刊行のため、ドイツ側資料としてUS-DOS(1948)の利用に限られたが、多くの洞察が含まれた。ほかにソ連外務省がやはり1948年に発行した資料集なども利用した。

邦訳があり良く知られるリードら(Read 1988)は情報豊富で、記述はよくこなれて滑らかであり、中立的にも感じられる。但し彼らさえもスターリンの言う「火中の栗」の解釈の際に『わが闘争』を誤読してスターリンのヒトラーへの「合図」の1つをでっち上げてしまったり(補注2)、1939年1月のソ連大使メレカロフ発言を早とちりした(補注6a)ので、自戒しなければならない。人物評も面白いが、独断的と感じることもあった。

フライシュハウアーの大部の著作(Fleischhuer 1990)も広範かつ大量の資料が活用し、得るところが非常に多かった。しかし彼女の視点ゆえに無視したのかもしれないが、私見では独文書集の重要な部分が洩れていることがある。また彼女のあまりに強い親ソ価値観による資料の扱いや論評が論旨の説得力をしばしば傷つけ、またソ連幹部には褒め言葉、ドイツ関係者には罵詈雑言を投げつけるのは見戯のようであるが、そのせいかすぐにロシア語訳が出版された。

### 1b節 独ソ不可侵条約締結から1年間の成果(モロトフ)

独ソ不可侵条約署名からほぼ1年後、1940年8月1日の最高ソビエトでのモロトフ演説が、同条約による政治的成果とともに、ソ連が獲得した人口・領土・不凍港などを誇った。

モロトフ演説の本稿関係部分の要旨は以下の通り(蘇蒙叢書12号)：

「約一年前[1939年8月23日]に転換を生じた独ソ関係はソ独協定[独ソ不可侵条約と秘密追加議定書]に規定せられている通りに完全に持続せられている。…この協定は、我が西部国境に於てソ連邦が各種の措置を講ずるに当ってソ独関係に生じ得べき摩擦の可能性を排除し、又それと共に東方に於ける安全感を独逸の爲に保障したのである。歐洲に於ける事態の進展はソ独不侵略条約の効力を弱めなかったのみならず、却ってその存在と発展の重要性を強調したのである。」

〔「歐洲に於ける事態の進展」には独ソのポーランド分割、英仏・独戦争、バルト海から黒海までのソ連の侵略、ソ連の国際連盟除名などがあつた。〕

次にドイツ・イタリア・英国、それぞれとの関係を報告したあと、「その成功的な解決が我が領土を著しく拡大し、ソ連の国力を増大せしめた所の外交諸問題」に移った。

〔以下の諸国・地域のうち北ブコヴィナ以外は独ソ不可侵条約と同境界・友好条約がソ連の利益圏とした。〕

ルーマニアからソ連へのベッサラビア「返還」と北ブコヴィナ「譲渡」[旧オーストリア領]を「平和的に」実現し、人口370万人、面積50.5千平方マイルを得た。これで「ソ連の国境は西に

移ってタニープに達し…最も重要な交通路の一」を得た。

「ルーマニアには国境警備隊が 1940 年 6 月 26 日越境したソ連軍機 1 機を撃墜したこと(残る 3 機は爆弾投下後逃亡)を口実に国境に戦車部隊等を配置しつつ同日モロトフが上記領土を要求し、独伊公使の支援も得て 28 日に無理強いした(朝日新聞 1940 年 28-29 日)。ベッサラビア人口の民族別内訳はルーマニア統計とソ連統計で大きく異なった(蘇蒙叢書 3 号)。」

「リスマニア、ラトヴィヤ及びエストニア」の「ブルジョア支配者達」が「反ソ敵性行為を一層強化した」ので、これら諸国の「政府の構成の変更及びこれ等国家の領土への赤軍追加部隊の進駐」を要求し、「親ソ政府」のもと「自由選挙」が「普通、直接、平等、秘密投票」で行われ、その結果各議会が「ソ連邦加入に満場一致賛成した」。

人口はリトアニア 288 万人、エストニア 112 万人、ラトビア 195 万人、ベッサラビア 320 万人、北ブコビナ 50 万人以上、西ウクライナ・西白ロシア [=ポーランド東部] 1300 万人以上を得て、「ソ連邦はこの 1 年間に 2300 万人以上増加した。増加人口の 95%は「嘗てソ連邦[実際にはロシア帝国]の構成に入っていた」。

しかも「吾人が極めて必要としている自己の不凍港がバルト海に出現する」。

「これ等総てを平和的方法によって達成し」、かつ「これ等の国の広汎な人民大衆の積極的参加と支持の下に行われたことによって一層意義が深い」。

芬蘭[フィンランド]とは「冬戦争」で苦戦のすえ 1940 年 3 月に一部領土を奪うなどの「講和条約」を結んだが、「良好な方向へのソ芬関係の今後の発展」は芬蘭次第である。

「平和的方法」とか「自由選挙」、「人民大衆の積極的参加と支持」などソ連指導部の常套句は周知のように全くの虚構であった(当時日本ではソ連の圧力の実情が多く報道された)。多くの研究書が示すように、すべては赤軍の圧力を背景にソ連からの投入幹部が仕組み、併合領土は「ロシアの軛」の下に置かれ、多くの住民がシベリアなどに送られ悲惨な目に遭った。

フィンランド侵攻によりソ連は国際連盟除名、ムツリニーさえもフィンランド支援に回った。

似たもの同士として、ヒトラーもポーランド内の旧独領 17810 平方マイル、人口 385.4 万人を得ることになると語った(1939 年 9 月 10 日朝日新聞夕刊)。実際にはその後ソ連との協定によりワルシャワを含む地域まで支配を延ばした。またすでに単独でオーストリアとチェコスロバキアを併合ないし保護領・保護国にしていた。]

### 1c 節 驚きの議論

「外交史料館」の専門家が、「突然ドイツと示し合わせたようにソ連軍が[ポーランドを]襲ってきた」(白石 2011:124)と記したのを見て驚いた。「示し合わせたように」ではなく、きっちり「示し合わせて」襲った。その証拠は山ほどある。

斎藤(1995:281)は書名が示すように独ソ不可侵条約の専門書であるが、「ソ連は、独ソ不可侵条約で約束したように中立を保持し、1 年 10 ヶ月の間は戦争の局外に立つことができた」、つまり 1939 年 9 月から独ソ戦開始(1941 年 6 月)まで「中立」かつ「戦争の局外」にいたと記した。

ここに言う「独ソ不可侵条約で約束したように中立」とは、ソ連が独ソ不可侵条約第 2 条と第 4 条を守ってドイツと交戦中の英仏の側に立たないことのみを意味した。しかしその「中立」の自称のもとソ連赤軍が 9 月 17 日からポーランド東部国境

全線から雪崩れ込んだ。これはむしろドイツと綿密に示し合わせ分担した作戦であり、まさにドイツとの共同信略戦争を実行した。英仏はドイツだけではなくソ連の侵攻の際にも対策をポーランド政府と協議する義務があった(英ポ条約秘密議定書)。協議すれば英仏対独ソの戦争になるはずであったが、英仏とも躊躇してソ連の「中立」のふりを黙認し、ポーランドを見捨てた。

ドイツの西部国境突破さえ困難であった英仏が仮に対ソ宣戦布告しても有名無実だったかもしれないが、ソ連の自称「中立」の実態暴露にはなつた。現実にはポーランド分割完了直後に英ソ通商交渉の再開さえ報じられた(朝日新聞 1939 年 9 月 29 日夕刊など)。やはり自国第一主義であり、英仏はそのためにミュンヘン会議ではドイツに、ポーランド問題ではソ連に宥和した。

ソ連は「独ソ不可侵条約で約束したように」侵略戦争を実行したのであって、ポーランド分割後もバルト三国に赤軍を駐留させて併合し、フィンランドとはまさに「冬戦争」をして一部領土を奪い、ルーマニアからも国境侵犯で挑発して赤軍を並べて脅し一部領土を奪った。赤軍は超多忙であった。この時期のドイツはポーランド西部・中部のみを奪った。

そのそれだけではない。ポーランド分割直後に締結された独ソ境界・友好条約と秘密諸文書の定め応じて、ドイツに軍需原材料(石油を含む)供給や極東ほかからの物資輸送の便宜供与、港湾の軍事利用などの軍事支援を強化してドイツの対英仏戦を支援した。これも「戦争」参加であった。

要するに、ソ連も「1 年 10 ヶ月の間は戦争の局外」ではなく、弱小国への赤軍出動と冬戦争にまみれていた。

NHK も今なお、ポーランド侵攻をドイツによるとした(最近再放送を見た「エニグマ究極の暗号機に挑む」)。民放番組にでもそういう表現があった。実際には独ソ共同侵略であり、両侵略軍の接点ブレストでは両軍共同の祝勝行事さえ開催した。

斎藤(1995:287-288)も「不可侵条約によってドイツのポーランド攻撃を容易にしたソ連の責任は免れ得ない」と、まるでソ連自体のポーランド侵攻がなかったかのように記した。斎藤はまた「ソ連の利益範囲であるワルシャワ州など」と記しつつ、それをポーランド分割終了後 9 月 28 日締結の独ソ境界・友好条約交渉の件にずらし(同:285)、「ソ連の独ソ不可侵条約の動機は…戦争回避のための対独宥和政策であった」と驚きの主張をした。

その証拠として同条約ソ連案は「文字通り独ソ不可侵に重点が置かれており、締約国の一方を敵視するブロックに入ることも制約されなかった」(同 281-2)と特徴付けた。図表 6 のようにソ連案には敵対連合不参加の条項はなかったが、当時有効であった独ソ中立条約が敵対連合不参加を規定していた(但し両条約の表現には図表 1 下線部分の有無という違いがある)。

斎藤はソ連案を読んだのだから「付記」も見ただけであるが、多くの研究同様に「付記」に触れなかった。自説に不都合だったからかもしれない。

「付記」を見ればソ連にとっての独ソ不可侵条約の目的が何か分るはずで、「文字通り独ソ不可侵に重点が置かれて」いたのはでなく、付記の「文字通りに」、「特別の議定書」(条約では秘密追加議定書と表現)こそが目的であった。

というのは「付記」には、不可侵条約は「特別の議定書が同時に署名された場合にのみ有効である。その議定書はこの条約の不可欠な構成要素である」(同条約第 3 条がそれを保

証)とあったからである。

しかもモロトフは条約は新しい不可侵条約でも中立条約の補足〔「特別の議定書」挿入〕でもよいと言ったのだから、不可侵条約自体に重きを全く置かなかった。

このように「付記」は独ソ不可侵条約の目的・性格を考える上で最も注目すべき記述であるが、リードらやフライシュハウアーも注目しなかった(1a節、より詳細には3a節参照)。

斎藤は、ポーランドへのドイツの攻撃を「容易にした」責任についてののみを、「社会主義国家いや反ファシズム国家として民主主義と平和を護りぬくという理念に欠けており、彼らが非難してきた自国利益中心のブルジョア外交の悪しき風習にどっぷりつかっていた」と批判した。これでは、ポーランド侵略がドイツのみによることになり、ソ連のプロパガンダ(赤軍侵攻を住民救援としたモロトフのポーランド政府への通告)を是認することになった。実際にはそれは独ソによるポーランド分割を決めた秘密追加議定書に基づく共同侵略であった。

「民主主義と平和を護りぬくという理念に欠け、自国利益中心にどっぷりつかっていた」のはヒトラー政権もスターリン政権も同じであった。

歴史的な事実とそぐわない例は以下に取り上げる既存研究の中にもある。巧みなソビエト・プロパガンダの影響力は今なお消滅していない。ヒトラーさえも、スターリンの「巧妙に起草された政治的コミュニケ」に感心したことがある(2a節)。

## 2節 1939年3月10日スターリン演説と予備折衝の関係

ソ連は1938年9月の独英仏伊のミュンヘン会議(脚注38参照)から外された。この事態を背景として、1939年3月10日ソ連共産党第18回党大会演説でスターリンが独ソ関係「正常化」を呼びかけた。これが大方の理解である。

ソビエト首脳部の内情をよく知るクリヴィツキーもこのスターリン演説を「ヒトラーへのスターリンの友好的な申し出」と記したが、それは初めてのことではなかったと言う(4a節)。

カーは「1939年春と夏の諸事件の前奏曲は1939年3月10日党大会におけるスターリン演説であった」と見た(Carr 1951:126,J147)。

リードらによれば、ミュンヘン会議における西欧列強の行動を見てスターリンは「政策の見直しを余儀なくされ」、ソ連外務次官ポチョムキンはフランス大使に「私は我々にとってポーランドの第4次分割以外の結果を考えられない」と言った。「ソ連がポーランドを分割し得る相手国が1つだけ存在した。その国はドイツであった」。また「3月初めまでに」独ソ経済交渉の停止<sup>3</sup>や「強力な英国通商代表団がベルリンに行く予定との発表」のため「スターリンにとって状況は暗くなりつつあった」ことが同演説の背景にあった(Read 1988:31,J34-35)。

フライシュハウアーはこのポチョムキン発言を引用したあと、1938年10月1日のプラウダ論説引用その他によってそれが彼の本意でも、ソビエト政府の考えでもなかったと弁護し、「一瞬取り乱した」ためだと言う(Fleischhauer 1990:51ff.)。

「取り乱した」とすれば、だからこそ旧領土回復という本音がうっかり漏れ出た。本音でなければこのような発言は出てこない。外国大使相手の冗談でもあり得ない。翌年締結の独ソ不可侵条約秘密追加議定書が第4次分割を決めた。

ポチョムキンは大粛清後も外交官の粛清が続いていることを知っていて当然不用意な発言を嚴重に慎むはずであった。その彼が第4次分割を口にしたということは、ソ連指導部内でその言葉が飛び交っていてその言葉に特段の警戒心がな

かったとさえ推測される。

フライシュハウアーは弁明のため、「ポーランド・ソ連不可侵条約の全面的有効性を保証」する両国共同コミュニケ(1938年11月26日)に関連して、「ドイツの更なる拡張の反対者〔ポーランド〕は否応なく、その〔ソ連赤軍の〕威嚇力に望みをかけた」と強調した(同前:77ff.)。

しかしソ連はわずか9ヵ月半後、1939年9月17日にポ・ソ不可侵条約無効を宣言し、「威嚇力」赤軍を駆使してポーランド東部を占領、ただちに自国に併合した。従ってポチョムキンは「取り乱した」のではなく、冷静かつ正気で本音を発していた。「更なる拡張」は「ドイツ」のみでなくソ連も意図した。そもそも英仏ソ交渉挫折の原因の1つはポーランドがソ連を警戒して赤軍のポーランド内通過というソ連要求を拒否したことにあつた。だから彼女の弁護論は現実に全くそぐわない。

彼女は当時の大粛清にも驚きの賛美を記した:「10月革命21周年〔1938年〕記念の諸演説は、ソ連の反ファシズム戦線の立場の深化を証明した」。「人民の敵や外国のエージェント、スパイとの闘争というスローガンのもとでの粛清の新たな大波、すなわち軍・保安機構内の潜在的に信頼できない要員の除去」がその「深化」をもたらし、「軍・官僚機構のこの厳格な予防的統制についてのスターリンの動機の大部分は、彼が特に感じた外交政策上の尖鋭化にあつた」(同前:73)。

彼女の著書のこうした弁護論にはあきれが、広範な文献・資料を参照した研究成果は非常に参考になった。ところが、その博覧強記にもかかわらず、彼女もクリヴィツキー(Krivitsky 1939)だけは無視し、その内容を考慮することも、批判することもなかった。その点ではリードらも同じだった。

リードら(同前)は、3月10日演説は「西側には警告を發し」、「ヒトラーには彼は率直に、またさらに半ばベールで隠された合図によつても、誘いを試みた」と言う。

「率直」な合図としては、「ソ連とドイツの間には、イデオロギーの不一致は別として、克服できない相違はなく、紛争の目に見える原因もないことを強調した」。

「隠された合図」としては、外交政策における党の4つ任務のうち第4の中で「ヒトラーと西側諸国への決定的な合図」を送った。すなわち「自分のために他者に火中の栗を拾わせることを習いとする戦争挑発者たち〔主に英国〕による紛争にわが国が巻き込まれることを許さないこと」を挙げた。

「スターリンの〔火中の〕“栗”はヒトラーの心の琴線に触れるよう計算されたのは疑いない」。なぜなら『わが闘争』によると「火中の栗を拾わせることを習い」としたのは英国であり、ドイツ人はこれに憤慨していたからである(同前 59,J61-62)。

こうした『わが闘争』解釈は全くの誤解であり、ヒトラーは当時の英国の態度を是認し、そのような英国と協力して日露戦争に勝利した日本を称賛し、ドイツが見習っていたら「今日世界でどんな地位を占めていたことだろう！」と悔やんだ。だからスターリンのこの文句がヒトラーの琴線に触れることはあり得なかった。また火中の栗は「4つ任務のうち第4」ではなく第2の中にある(詳細は補注2)。

駐ソ独大使館はスターリンの「率直」な合図をしっかりと受け止めた。それについては本節後段に例示するが、ヒルガーが直接ヒトラーに5月10日、このスターリン演説は「独ソ間には紛争の認識可能な理由は存在しないと言明した」などと説明した(Hilger 1955:280)。

モロトフは1939年8月31日最高ソビエトで、「第18回

<sup>3</sup> いわゆる1月の出来事から3月初め停止までを指す(補注6・

6a・11・12参照)。

党大会に於て…スターリンは…既に当時[ドイツとの]非敵対的な、善隣的な関係の可能性に関する問題を提起した。今や、独逸が大体に於てスターリンのこれ等の声明を正しく理解し、それから実際の結論[不可侵条約締結]を抜き出したことが明らかである」と演説した(詳細は **2c 節**)。

モロトフのこうしたスターリン演説評価について、斎藤(1995: 97-98)は「これは条約成立後に五ヶ月前を振り返って、スターリンの“見識の高さ”を賞賛したものであって、もし条約が成立していなかったならばこの演説もなかったであろう。したがって、モロトフのこの言句によってのみスターリン報告を評価することは妥当ではない」と批判した。

条約不成立なら「この演説」がないのは当然だが、現に成立したのだから、賛否は別として「この言句」によってスターリン報告を評価してもおかしくはない。しかし「この言句によってのみ」評価する者はいないし、斎藤も例示しなかった。

何よりも重要なことは下記のように、ドイツの当事者(外相や駐ソ大使など)が 3 月の「スターリン報告」の直後にその内容から独ソ関係の「鎮静化と正常化を意図する時が来た」などと受け止めたことである。

斎藤は続いて多くの紙面を使って、スターリン演説について英仏を「より多く非難」したのではなく、対独と対英仏の「両面外交を目指していた」と「要約」した(同前 99-106)。英仏とドイツの出方を見る「両面外交」は事実であったが、アスタホフの解説によればドイツに重点が置かれていた(**13 節**)。

3 月のスターリン演説には、英仏がソ連提唱の「集団安全保障の政策」に同調しただけではなく、侵略国に対する「不干渉の立場」に移行し、しかも「不干渉政策のほんとうの内幕」は「ソ同盟と戦争をはじめる義務をおう代価として、ドイツ人にチェコスロヴァキアの諸地区があたえられたのであるが、ドイツ人はいまやこの約束手形を支払うのを[=対ソ戦争開始を]こぼんで、それをどこかへやっつけてしまおうとしているのだ、と考えていいであろう」とある(スターリン 1953:796-798)。

当時これをドイツの外交関係者がどう受け取ったかは火を見るよりも明らかであり、斎藤のような誤解の余地はなかった。

そのことはこのスターリン演説についてドイツ外務省への駐ソ大使シュレーンブルクの詳しい通報からも分るした(3 月 13 日、D-6-文書 1)。そこには次の記述があった：

「外交政策部分では、スターリンの皮肉と批判が、例えばいわゆる侵略国家[独伊日]…に対してよりも、英国…に対して著しくより鋭く向けられたことが注目に値する」。すなわち：

「民主主義的列強の弱さは…まず第 1 に、それらが集団安全保障の原則を放棄し、[侵略国への]不干渉政策と中立政策に移行し…この政策は、侵略国を他の犠牲者たち(Andere Opfer とあり複数)に向かわせたいという願望に基づいている。…その後諸新聞において“ロシア軍の弱さ”や“ロシア空軍の崩壊”、ソ連における“騒動”についてうそを言い始めた。ドイツ人をさらに東に向けさせ、彼らにわずかな戦利品を約束して次のように言った：“ただボリシェヴィキと戦争を始めよ、あとのことはきつとついてくる”と言った」と述べた。

「もっと特徴的なことに、“ソビエト・ウクライナへの進軍”を期待する欧米の若干の政治家やジャーナリストが我慢できなくなり、今や不干渉政策の内幕を暴露し始めている。彼らはそれをまさにぶちまけ、ドイツ人がさらに東へソ連へ進軍する代わりに、西に向きを変え植民地を要求したので彼らをひどく失望させたと文書に書いている」と述べた。

[ナチ・ドイツの植民地返還要求については当時朝日新聞の解説がその不合理を論じた(青木 2025 参照)。]

各研究者の解釈はいろいろであっても、駐ソ独大使館がスターリン演説をこのように理解し、それがドイツ外務省に打電されたことが重要である。

ドイツ外相リッベントロップはすでに 4 月の「最初の日々」における外務省内のスターリン演説に関する議論から独ソ接近の可能性を検討した(**5 節**)。ナチ政権とドイツ軍の重鎮ゲーリングが、スターリン演説を引き合いに 4 月半ばに独ソ接近工作に動いた(**補注 3**)。彼にとって独ソ接近は特に軍需原材料調達のため切実な問題であった。ゲーリングのこの動きはウィーン総領事山路章から外務省に通報された(**補注 4**)。

[ゲーリングらの要求は以前から独外務省に届いていた。例えば 1938 年 11 月 4 日に経済政策部長ヴィール(Emil Karl Joseph Wiehl)が同年春に中断した 2 億 RM を供与する新クレジット協定交渉の再開と翌年の通商協定交渉の必要を記録した文書には、「陸軍元帥ゲーリングの事務所や他の関係部局が、特にロシア原材料の輸入が問題である限り、少なくともロシアとの取引を再び活性化させる試みを再度行うことを強く要求している」とあった(D-4-文書 479)。]

5 月にはリッベントロップは「我々は 3 月のスターリン演説の中に、この方向におけるソビエトロシアの見解の確かな兆候を見極めた」。彼の言う「確かな兆候」とは「共産主義思想と世界革命思想をドイツ内に持ち込むことによるドイツ侵略の闘いを断念している」ことを指す。「この理由から我々は独ソ外交政策関係の鎮静化と正常化を意図する時が来た」と十分考え得る」と記した(1939 年 5 月 26 日の D-6-文書 441。この文書詳細は **8 節**)。

リードらをはじめ多くの研究者も、駐ソ独大使館員たちの回想も、3 月 10 日のスターリン演説にドイツへの接近の「合図」や「兆候」を見た(**2b 節**)。

元々スターリンがヒトラー接近を図ってきたことをクリヴィツキーが詳しく暴露した(**4 節**)し、スターリン自身も 1934 年第 17 回党大会で、ソ連のイタリアとの正常な関係を例示してファシズムは外交上の問題ではないと演説した(**3 節**)。

ヒトラー政権成立少し前、ドイツでナチ党支持が広がった 1931 年末にすでにスターリンは、反ナチ闘争に奮闘中のドイツ共産党指導者の 1 人ノイマンに、「ドイツでナチが権力についた場合に、彼らはもっぱら西欧相手に忙しいだろうから、我々が落ち着いて社会主義を建設することができるだろうということを、ノイマン、あなたも信じないのか?」と言って反ナチ闘争自粛を指示した(**補注 5**)。それに応じなかった彼は失脚、銃殺された。

最も重要なことはスターリンの第 18 回党大会演説の含意が演説のわずか 5 週間後、4 月 17 日に実行に移されたことである。すなわち駐独大使メレカロフの独外務次官訪問である。この日を本稿の言う予備折衝の開始日とする。その際ドイツ側の会談記録では実務的協議のあと彼は、「政治分野」でも独ソ関係が「正常な基礎上で…ますますより良い関係になることもできる」と述べた。この会談記録の内容を斎藤は否定したが、フライシュハウアーでさえ否定しなかった(**5 節**)。

もちろんメレカロフ発言は訓令による。当時のソ連外交官は些事でも訓令待ちだとドイツ外交官が絶えず嘆き、予備折衝でもそれが問題になった。当時の日本の駐独・駐伊大使が独断専行を繰り返したのと異なり、大粛清の余波に脅えるソ連外交官の独断行動はあり得なかった。信頼厚いと言われたアスタホフさえ粛清された。

メレカロフの申し出の半月後、5 月 3 日にスターリンは外務

人民委員(外相)を英仏寄りかつユダヤ人のリトヴィノフから人民委員会議長(首相)・非ユダヤ人モロトフの兼務に替えて、交渉促進の追加合図を送った。モロトフのもとで予備折衝が本格化する。

ドイツは元々軍需原材料輸入先としてソ連を重視して経済交渉に当たってきたが、特に3月半ば以後その必要性がさらに高まった。その理由の1つは、ドイツ軍のボヘミア・モラヴィア進駐(3月15日)に伴い英仏がドイツ包囲作戦を企画したことへの対抗である。もう1つは、ポーランドへの英首相の「保証」(3月31日)への対抗としてドイツ軍のポーランド侵攻作戦「白の場合」(白色作戦との訳も)について「1939年9月1日以降」いつでも実施可能な準備をせよとのドイツ国防軍への極秘指示が出されたことである<sup>4</sup>。従って戦争になった場合のソ連の中立化も重要になった。独ソ中立条約第2条は他方の中立義務の前提を一方の「平和的な態度」とした(図表1)ので、「白の場合」には中立義務が生じなかった。独ソ不可侵条約ではその前提がない(図表3)。

またヒルガーによると、早くもミュンヘン会談後の英首相チェンバレンの武装強化の声明がヒトラーの「ソ連との合意への思い」を引き起こした(2b節)。

ソ連も軍備拡充のための軍需品(工作機器など)のドイツからの輸入拡大が急務であった。ミュンヘン会談直後の駐ソ大使館参事官ティッペルスキルヒ(Werner von Tippleskirch)の通報には、「ソビエト工業はすでに供給能力の最大限まで稼働しており…再びより多くの生産手段を輸入するだろう」とあった(2b節)。

またミュンヘン会談以来の英仏不信に加え、英仏が旧ロシア帝国領回復願望に対応しないことも、スターリンのドイツへの接近策を強めた。ドイツへの接近策はスターリン演説直後のドイツによるチェコの保護領化、スロバキアの保護国化にソ連が抗議しなかったことにも現れた。

従って経済面でも政治面でも独ソ関係改善の可能性が存在した。その成否はそれぞれの思惑と要求が調整され得るかどうかと、英仏ソ関係の成否次第であった。

## 2a 節 予備折衝の担い手と驚異の加速

予備折衝は直接には、政治面を両国の外相、外務次官、大使ないし臨時代理大使が、経済面をドイツ側ではシュヌレとその補助としてヒルガー、ソ連側ではミコヤンと補助者ババリン(E. Babarin)が担った。もちろん折衝の方向を最終的に決定したのはヒトラーとスターリンであった。

予備折衝中にドイツの外相と外務次官、駐ソ大使に変化はなかったが、ソ連の外相が5月3日にリトヴィノフからモロトフに変更され、駐独大使メレカロフが4月21日召還され、スターリンに近いと言われドイツ語に堪能な参事官アスタホフが臨時代理大使になった。外務次官ポチョムキンは留任した。

[ポーランド軍の諜報では、リトヴィノフ解任(5月3日)は「西欧との接近を主張するグループ」の敗北、ポチョムキンら「ドイツとの相互理解をもとめる多数派」の勝利であった(補注4a)。リトヴィノフのその後の浮き沈みと死亡原因についてのミコヤン証言がベレズレフ(1995: 344-7)にある。]

<sup>4</sup> シャイラーによると、ヒトラーは1939年3月31日の英首相チェンバレンのポーランド保証言明への「回答」として4月3日に「白の場合」(Fall Weiß)を発令した。その多岐にわたる内容は4月11日に「国防軍最高司令官指示」(「件名: 1939-40年における国防軍の統一的戦争準備のため指示」という「秘密命令書」(D-6-文書 185やDomarus 1988, Bd. 3:1131ff.)の添付IIにまとめられた。添付

4月17日に始まった予備折衝は、新外相モロトフが5月20日にドイツ側の経済交渉再開要請に対して、再開の前提として「政治的基礎」形成を要求して一時つまづいた。ところがシュレーンブクの弁明(同20日)や、特にヒルガーの奮闘(6月2日)の結果、6月8日にソ連側が経済交渉再開に同意し、再開の仕方でも多少もめたが、その後実際に再開された。

再開同意通知直後の6月14日にアスタホフが独ソ不可侵条約締結を打診し、独ソの政治交渉具体化のきっかけを作った。これを受けて外相リッペンロップは同16日に日本側に独ソ不可侵条約締結を予告した。日本政府が同条約締結に周章狼狽する2ヵ月と1週間も前のことであった。

独ソ経済交渉は一気に積極化し、7月26日に3ヵ月余りの予備折衝から本交渉に移行した(以上5節～17節)。

本交渉は1ヵ月足らずで終了し、8月19日に独ソ新クレジット協定、23日に独ソ不可侵条約と秘密追加議定書が署名され、9月1日ドイツがポーランド侵攻開始、電撃作戦を成功させ、同時に英仏と開戦、9月17日ソ連赤軍がすでに敗退状態のポーランドに侵攻開始、東部を占領、すぐ併合した。

これらの進行は驚異のスピードであり、以上すべてに要した時間は3月10日のスターリン演説から6ヵ月少々にすぎなかった。

ちなみにドイツ軍は電撃勝利であったが、大将クリツチュモ戦死するほどポーランド軍も奮闘し、政府・軍首脳部がルーマニアに迅速に逃亡したあとも抵抗を続けた。しかし如何せん各地の部隊の孤立した抵抗であった。

当時朝日新聞はポーランド軍民の抵抗の様子を詳しく報じ、内閣情報部情報官・大佐林群喜も連載寄稿の中で、ドイツ軍の統帥力を称賛しつつも、ポーランド軍が「個々の戦場に於ては中々勇敢に戦っている様子であるが…敗退の余儀なきに至り、「ポーランドの苦境には同情の念を禁じ得ざるものがある」と記した。

ポーランド第4次分割直後に独ソ協力は軍事面を含むより全面的な協力に発展した(独ソ境界・友好条約)。

独ソ不可侵条約と同境界・友好条約両方の最終交渉の場を取り仕切ったのはスターリンであった。ヒトラーは次々と繰り出されるスターリンの追加要求を鵜呑みにした。いずれ取り返すと考えていたかもしれない。

関連する独ソ共同コミュニケ作りでもスターリンが主導した。例えば赤軍のポーランド侵攻開始関連の独ソ共同コミュニケではスターリンがドイツ案に「事実があまりにも率直に説明されている」と批判し、「巧妙に起草された政治的コミュニケ」案を提示して、そのプロパガンダ能力にヒトラーが感嘆した(D-6-文書 94; Hilger 1955: 287)。

## 2b 節 当時のドイツ外交官が見た予備折衝への兆候

ヒトラー政権成立以前の独ソは後述のラパッコ条約と中立条約によっていわば反ベルサイユ同盟かつ経済・軍事の相互補完という強い協力関係にあった(3節)。クリヴィツキーによれば、同政権成立後もスターリンは従来通りドイツ接近意欲を維持した(4a節)。他方ヒトラーは、内政と外交を区別して独ソ中立条約を無期限延長したが、それ以上の接近には

IIIが「ダンチヒ占拠」である。ヒトラーは3日の発令と同日に、「白の場合」が「1939年9月1日以後いつでも」実施可能な準備をせよという命令を付け加えた(Shirer 1960:467-9, J3-26-7)。

「赤の場合」は1937年策定の対フランス作戦、「緑の場合」は1938年策定の対チェコスロバキア作戦を指す(Shirer: 303, 357 etc., J3:111, 208, Domarus 1988, Bd. 3: 1214, 1437)。

消極的であり、また両国の報道では罵り合いがあった。

それでも、当時駐ソ独大使館経済部責任者・公使館参事官であったヒルガーや同二等書記官であったヘルヴァルト(補注 1 参照)の回想によれば、予備折衝入りの「兆候」ないし「里程碑」が 1938 年秋以後に生じた。

ヒルガーによると、ナチ政権下での独ソ関係の「緊張緩和努力のための最初の具体的な兆候」は、1938 年 10 月の「今後新聞やラジオは両国家元首に対する直接的な攻撃を抑えるとの〔ドイツ大使〕伯爵シューレンブルクとソ連外相リトヴィノフの間の取り決め」であった<sup>5</sup>。

〔スターリンは国家元首ではなかったが、独裁党指導者として国家指導者であった(のちに首相)。〕

取り決めの背景は「西側大国がこの会談〔9 月のミュンヘン会談〕をソ連抜きで行なったという事実」であり、またスターリンは「西側大国はヒトラーに本気で抵抗するつもりがないだけでなく、ヒトラーがソ連侵略を決定した場合に彼を支持することさえあるだろうとの結論を引き出した」。他方ヒトラーにも、英首相チェンバレンがミュンヘン会談後に「西側列強が武装しなければならぬ」という声明を出したので、「ソ連との合意への思いが引き起こされた」。

〔この「取り決め」の時期は回想によって異なるが、カー(Carr 1951:125-6, J146-7)も 10 月とし、「明らかに」シューレンブルクの発意によるとした。加えて、ヒトラーの口調もミュンヘン会談以後西側へは「ますます辛辣」になり、ソ連には反比例して「とげとげしさの量的・質的減少」を見せたと言う。

カー(Carr 1949a:93)はこの「取り決め」の「噂」の出所をメレカロフ・ヴァイツゼッカー会談(4 月 17 日)としたが、時期と会談内容にそぐわない。参事官兼通訳ヒルガーはもちろん、下記のように二等書記官ヘルヴァルトも知っていたのだから、「噂」の出所は大使館だろう。〕

第 2 の兆候は、独ソの「現行〔1938 年〕の通商・支払い協定の翌年〔1939 年〕への延長」が「適時に〔年末失効前に〕なされたこと」であり、この事実は「世間の注目を引き起こした」。なぜなら 1938 年への延長は「3 か月の遅れ」〔1938 年 3 月に合意〕であったからである(交渉については補注 6 参照)。

〔12 月 24 日の朝日新聞(22 日発同盟電)や外務省調査部(1939:355)が、ベルリンで独ソが 1938 年末失効の「通商及び支払(暫行)協定」を 1 年延長する交換公文に署名したとのソ連政府発表をごく短く伝えた。〕

第 3 の兆候は翌 1939 年 3 月 10 日の第 18 回党大会でスターリンが、英仏米のウクライナ問題報道は「ソ連をドイツに狩り立て、紛争を挑発するという目的を追求している」と言明したことである<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> ヒトラー政権成立後の最初の兆候は、棚上げ状態の独ソ中立条約(ベルリン条約)の延長議定書批准をヒトラーが決断し、スターリンが応じたことと見ることできる(詳細は 3 節)。

<sup>6</sup> スターリン(1953:797)は、「ソヴェト・ウクライナについて、イギリス、フランス、北アメリカの新聞がやっている大騒ぎは、特徴的である。これらの新聞の記者連中は、ドイツ人がソヴェト・ウクライナにむかってすすんでいるとか、いまや彼らが約 70 万の人口のあるいわゆるカルパト・ウクライナを手におさめているとか、さらに、おそらく今春には人口 3000 万以上もあるソヴェト・ウクライナをカルパト・ウクライナに併合するだろうとか、声のかれるまで、わめきたてた。この怪しげな大騒ぎは、ドイツにたいするソ同盟の憤激をたかめ、気を害して、はっきりした根拠もなしにドイツと紛争をおこすように、挑発しているかのようである。」と演説した。

「スターリンはそのすぐあとにドイツの侵略に対する共同防衛戦線の設定についての英仏との話し合いの開始によって 2 つの策〔対英仏と対独〕を維持しようとし、かつ維持することができることを知らしめたにもかかわらず、スターリンのこの言明は独ソの合意のための基盤の準備に本質的に寄与した」(Hilger 1955:274f.)。

なお駐ソ独大使館参事官ティッペルスキルヒはミュンヘン会談の結果へのソ連の反応について 1938 年 10 月 3 日に次のように通報した:「ミュンヘン会議において「総統がドイツのために達成した巨大かつ想像を絶した成果に大使館は大きな歓喜に包まれている」。

ソ連は従来通りの軍事力強化に「一層心がかけるだろう」が、「ソビエト工業はすでに供給能力の最大限まで稼働しており…再びより多くの生産手段を輸入するだろう」。

ミュンヘン会議の結果「リトヴィノフの政策が完全な失敗」になったことなどが「ソビエトの政策に影響せざるを得ない」(D-4-文書 476)。

〔リトヴィノフはドイツ製「生産手段」輸入を重視する重工業人民委員部を批判したことがある(6 節)が、その後もドイツ製が重視され日本と競合した(16 節)。〕

彼は 1 週間後に、ソ連の「外務委員部では新たな粛清が起こっていると思われる」とも伝えた(D-4-文書 477)。

大使シューレンブルクは 1938 年 11 月 18 日付(着信は 23 日)で「チェコスロバキア危機後のソビエトの政策」に関する「政治報告」を本省に送った(D-4-文書 480)。

非常に長いこの報告は、「全般的な印象では、チェコスロバキア危機後にクレムリンの見解に変化がなかった」と結論し(冒頭)、第二次帝国主義戦争の開始、大粛清の継続、経済困難、愛国心と思想教育の強化、赤軍の弱体化その他の説明をし、「明らかにモスクワは、諸国の政府や国民はソビエト政策の方針の実現とソビエト外交の助言に従うことが戦争に直結し、それによって世界革命が望むところのカオスに導くことに気付かないと信じている」などと記した。

ヘルヴァルトの回想は次のようにに記した:

「私のメールへの出発直前に、シューレンブルクがリトヴィノフに、独ソの報道機関におけるヒトラーとスターリンへの個人攻撃中止を目的とした紳士協定を提案し…ヒトラーとスターリンの承認を得た」。「当時我々にはこの合意が特に重要だとは思われなかったが、あとになってようやく我々はその中に両国間に生まれようとする協調の最初の里程碑を認識した」。

〔メールは元ドイツ帝領、第一次大戦後リアニア領、1939 年 3 月ドイツに併合。〕

彼が考える「次の里程碑」は、スターリンの第 18 回党大会演説であり(但し「1938 年 3 月」と誤記)、「彼がドイツとのより

スターリン演説のこの部分は、「非侵略的な民主主義的な国家は、うって一丸となれば、経済的にも、また軍事的にも、ファシスト国家よりも強力なことは、あらず余地がない。それなら、これらの国家が侵略者にたいしてたえず譲歩しつづけているのは、いったいどういう理由によるのだろうか」という問題への彼の回答の例示の中で述べられた。彼の回答は、その「意図や希望」は戦争参加諸国を「相互によわらせ、つかれさせ、そのあとで、彼らがすっかりよわりきったときに、おもむろに、はつらつとした力をもって舞台にあらわれ、もちろん“平和のために”たちあらわれ、よわりきった戦争参加者に自分の条件を押しつける」ことだと述べた(同 795-6)。

他方スターリンは列強同士を戦わせ(「新帝国主義戦争」)、内乱を起こして世界革命という名の支配圏拡大を戦略とした。

良い関係に関心を持っているという合図であった。彼はソ連とドイツの間に紛争の明白な理由がないことを指摘した。

彼は第3の里程標としてリトヴィノフからモロトフへの外相交代を挙げた。「おそらくスターリンはナチイデオロギーへのお辞儀の中で、ユダヤ人のリトヴィノフの中に除去したい躰きの石も見たのだろう。そうでなくてもリトヴィノフはまだ粛清の犠牲になっていない数少ないユダヤ人の一人であった」(Herwarth 1982:162f.)。

彼は「1938 年末に…メーメル総領事館に派遣された」(同前:153)ので、彼の回想では紳士協定は 1938 年末の「直前」になる。

リードらによれば、「ヒトラーはスターリンの合図を正しく読みとった。彼はのちに彼の将軍たちに“それは私には砲弾のように思われた。リトヴィノフ更迭は決定的だった”と語った」(Read 1988:75, J78)。

ヒルガーもリトヴィノフ罷免をもちやドイツとの「緊張緩和努力のための…兆候」ではなく、「ドイツとの合意に達するため」の必要だったと見た。だからリトヴィノフ更迭はもちや「兆候」ではなかった。彼にとって第3の兆候(第18回党大会演説)が、第1・第2の兆候と異なり、すでに「独ソの合意のための基盤の準備に本質的に寄与した」(Hilger 1955:275)7。

つまりヒルガーによれば、スターリンの3月10日演説が「独ソの合意」に向けた決断を示した。その直後の出来事、例えば4月17日のメカロフ発言(5節)やリトヴィノフからモロトフへの外相交代(6節)はその決断の具体化であった。

これはクリヴィツキーと同様の見方である。彼によれば、スターリンは「表立って」は「反ファシズム統一戦線キャンペーン」などを呼びかけつつ、「内密の策略」として「ドイツとの緊密な協定」を目指していたが、オーストリアやチェコスロバキアでのヒトラーの成果を見たあと第18回党大会で「ドイツに対する彼の友好的態度を世界に明らかにし始めた」(4a節)。

## 2c 節 モロトフの 1939 年 8 月 31 日最高ソビエト演説

モロトフは 1939 年 8 月 31 日最高ソビエトに、以下の演説によって独ソ不可侵条約の批准を求めた(但し同条約は署名によりすでに発効)。共産党モスクワ地区第1書記シチュエルバコフによる「討議を不必要」との動議により批准が即決定となった。

この演説は条約締結に至る事情も語ったので以下に紹介する。演説は独文書集にはなく、蘇蒙叢書2による：

・「ソ独不侵略条約」について：「第18回党大会に於て…スターリンは…既に当時[ドイツとの]非敵対的な、善隣的な関係の可能性に関する問題を提起した。今や、独逸が大体に於てスターリンのこれ等の声明を正しく理解し、それから実際の結論[不可侵条約締結]を抜き出したことが明らかである」。

・「独ソ通商協定」について：「既に今春[5月20日]独逸政府は通商クレジット交渉の復活を提議して来た。交渉は間もなく復活された。相互の譲歩によって協定が達せられ…8月19日に調印せられた。

それは現政府の下に於けるドイツとの最初の商業クレジット協定ではなかった。然し此の協定は1935年の協定のみなら

7 ヒルガーは次のように記した：ソ連の対独「共同防衛戦線の設立」提案への「英仏の躊躇する態度が、西側列強はなるほどヒトラードイツに対する戦争にソ連を駆り立てるだろうが、そのために犠牲を払ったり危険を冒す用意はないという彼の疑いを強めた。スターリンは、ドイツからの攻撃の場合にポーランドとルーマニアを通して進軍する可能性がソビエト部隊に認められるべきだとソビエトの要求の正当性を承認することを西側列強が拒否したことをそのための明々

ずそれ迄の凡ての協定よりも有利である。斯くも有利な経済的協定が英仏または他の如何なる国とも結ばれたことがなかったのは言う迄もない。今回の協定はそのクレジットの条件…によって吾人に有利であり、それは吾人に必要な多量の工場設備を追加注文する可能性を与える。この協定によってソ連邦は独逸工業のための一定量の過剰原料を独逸に売却することを保障する。此のことは完全にソ連邦の利益に適っている。…独逸との通商クレジット協定がソ連邦の国民経済及び国防の利益に全く合致することは明らかである。かかる協定は“あらゆる国との実務的關係の強化”の必要に関するスターリンの指示を承認した第18回党大会の決議に全く合致するものである」。

[1939年通商協定は前年末に合意され、さらに前年3月に中断した新クレジット協定交渉が1939年1月に再開された。しかしそれは3月初めに頓挫し、6月8日に再開が合意され(6・7・12節)、8月に新協定締結となった。モロトフ演説が「国防」上も重要と強調したようにソ連の輸入は主に軍需工作機器であった。前外相リトヴィノフはその種のドイツ依存に反対した(6節)。]

・「ファシズム国との締約」について：「問題は…二つの国家間の対外関係にある」のであって、「吾人は他国の国内問題に対する不干渉の立場に立ち…我が国自身の国内問題に対する如何なる干渉も許さない」。

その「実例を採れば、1933年以来ファシスト・イタリアとの間に不侵略及び中立条約が存するも未だ嘗て右条約に反対を唱えようと考えた者は無く、又斯くあって然るべきである」、他の反ファシズム国家とも同様である。

・ソ独関係について：「従来ソビエト政府は独逸との政治的関係の改善を図ることを希望したのであるが、環境が複雑化したため今漸く[ようやく]可能となったのである」。

[ここにある「政治的関係の改善を…希望」は駐独大使メカロフや同代理大使アスタホフが提起したことを指す(5・6・13節)。独ソ経済交渉再開の前提としてモロトフが要求した「政治的基礎」ではない(7・12・12a節)。]

「ソ連は、英仏との交渉が如何ともし難い意見の相違に逢着し英仏側主脳部の責任により交渉不調に終わった為に独逸との不侵略条約を締結するに至った」。

[「相違」や「不調」の主要原因はラトビア・エストニア・フィンランドとポーランド、ルーマニアの扱いについて見え隠れしたソ連の意図への警戒にあった。]

モロトフは、独ソ関係は「単に不可侵条約に関するもの」であって、英仏ソ交渉におけるような「相互援助条約」案件ではない、だから「ソ独条約の国際的意義を過重評価することは困難である」と述べて、さも単純な「不可侵」誓約にすぎないと強調した。ところが彼は同じ演説でこの条約締結を「歴史的的重大性」を持ち、「欧羅巴に於て、而して又欧羅巴以外に於て、転換期を画するもの」と強調した。

彼はその「主要な意義」や「重大性」、「転換期」などに当たるものとして、「戦争の脅威を排除」、「戦争の地域」の縮小、「欧州二大国家の關係改善の方向への転回」などととも、

白々の証拠と見なした。それでもリトヴィノフは引き続き一貫して集団安全保障という彼の計画を追求し、西側列強との合意を[スターリンらに]急き立てることをあきらめなかった。このことがスターリンに、ドイツとの合意に達するためにはリトヴィノフを排除せざるを得ないという認識に到らせた。このため世界の世論にとってはまったく予想外にリトヴィノフは1939年5月3日…外務人民委員…から罷免された」(Hilger 1955:275f.)。

「ソ連邦の勢力増大、地歩の強化、国際場裡に於けるソ連邦の影響の増大を保障」を挙げた。

[下線部分は明らかに秘密追加議定書もたらす意義であるが、同議定書は最高ソビエトにも秘密であり、代議員には、この条約がなぜ、いかにして「勢力増大」になるのか不思議だったにちがいない。だからこそ「討議を不必要」との動議が用意されたのかもしれない。]

彼は、世界観・体制の相違は国家間関係の障害にならないとか、ソ独両国の利益になる、戦争の抑止ないし範囲縮小になるなどをも、とうとうと論じ立てたが、省略。

「最後に本条約に於て、条約に記載のないことを読取る好事家がある。諸外国に於ては本条約を信じない為め、あらゆる揣摩憶測をなしつつある。併しこれは総てソ独戦争を煽動せんと欲する本条約の敵が失望落胆していることを物語るものである。右によって吾人は他人の手にて火中の栗を拾うことを常套手段とする戦争挑発者を特に警戒する要ありと云うスターリンの指令が正当であることを再確認する。吾人はソ独関係の悪化に自己の利益を見出す者に対し、且つ又ソ独間の平和及び善隣関[係]を欲しない者の敵意に対し警戒すべきである」。

[いうまでもなく言葉と実態に大差があった。]

### 3 節 独ソ中立条約無期限延長(1933 年)とドイツの「古い政策」・「新しい政策」問題(1934 年)

第一大戦後の独ソ関係にとって最も重要な条約はラパッコ条約(1922 年 4 月 16 日締結)であり、両国の政治・経済・軍事協力に重要な役割を果たした。その後 1926 年 4 月 24 日締結の独ソ中立条約(別名ベルリン条約)もラパッコ条約を両国関係の「基礎」とした(図表 2 の写真参照)。

独ソ不可侵条約(1939 年 8 月 23 日締結)も中立条約の「基本的諸規定」(当時日本外務省は「根本義」と訳)に基づくことと定めた。従ってこれもラパッコ精神の継承であった。

予備折衝でもは中立条約の有効性やその拡充が議論になった。そこで独ソ中立条約とラパッコ条約を紹介したい<sup>8</sup>：

**独ソ中立条約**は署名地からベルリン条約とも称される。条約前文が相互の利益のための協力を、第 1 条がラパッコ条約を両国関係の「基礎」と謳った。

当時外務省調査部が発表した中立条約条文抜粋は肝心の前文と第 1 条第 1 段落を省略してしまった。また掲載した条文にも簡略化が見られる(蘇蒙叢書 2:31)。

この第 2 条にある適用限定文句(下線部分)は大使シューレンブルクへの書簡の中でナドルニーが問題点として指摘したが、多くの中立条約に存在した(15 節)。独ソ不可侵条約第 2 条(ソ連案を採用)にはそれがなかった。

図表 1 独ソ中立条約(ベルリン条約)(1926 年 4 月 24 日)

[前文] 両国は全般的平和の維持に寄与し得るためにあらゆる手を尽くすことを望み、また独ソ両国国民の利益が恒常的かつ信頼に満ちた協力を必要とすることを確信して、特別の条約によって両者間に存在する友好関係を強化することに合意し、この目的のために以下を全権大使に任命した：シュトレゼマン(ドイツ)、クレスチンスキー(ソ連)。

第 1 条 ラパッコ条約がドイツとソビエト社会主義共和国連邦の関係の基礎であり続ける。[ラパッコ精神]

両国政府は、両国に共通に関わる政治的および経済的性質のすべての諸問題について協調をもたらすために互いの友好的な接触を維持する。[友好的紛争処理]

第 2 条 締約国の一方が平和的な態度にもかかわらず、第三国またはいくつかの第三諸国によって攻撃される場合、他方の締約国は紛争の全期間に中立を守る。[中立]

第 3 条 第 2 条に言う種類の紛争の際、またはいずれの締約国も戦争に捲き込まれていない時に、第三諸国の間で締約国の一方に対して経済的または金融的ボイコットを課すための連合が結成されるなら、他方の締約国はそのような連合に参加しない。[敵対連合不参加]

第 4 条 本条約は批准書交換により発効し、5 年間有効とする。両締約国はこの期間の満了前の適時に両者の政治的諸関係のその後の具体化について合意するだろう。[批准・有効期間]

ラパッコ条約はジェノヴァ近郊のラパッコで締結されたので、その名が付いた。ドイツの 1922 年 7 月 28 日官報は「独露ラパッコ条約」と表記した。当時ジェノヴァでは大戦後の賠償問題等の国際経済会議が開かれ独ソも参加していた(ラパッコ条約の経緯は Carr(1951,ch.3, J3 章)や田中(2006)、論争については Mick(2010)参照)。

図表 2 ラパッコで談笑する独ソ代表(1922 年 4 月)



(駐)左から 2 人目からドイツ首相ヴィルト(Joseph Wirth)、ソ連駐英大使クラシン(Leonid Krassin)、外務人民委員チチャーリン(Georgi Tschitscherin)、ソ連駐独参事官ヨッフエ(Adolf Joffe)。(出所) Bundesarchiv, Bild 183-R14433 (CC-BY-SA 3.0)

ラパッコ条約の第 1 条(a・b・c の 3 項)と第 2 条は戦争や革命に伴う損害補償の放棄など、第 3 条は外交関係・領事関係再開、第 4 条は最恵国待遇適用を定めた。

第 5 条が両国関係の基本精神を規定した：「両政府は相互に好意ある精神において両国の経済的諸必要に接する。国際的基盤においてこの問題の根本的規制がなされる際には両政府は事前の意見交換に入る。ドイツ政府は、最近政府に通知され民間企業が意図する諸協定をできるだけ支援し、その実施を容易にする用意があると声明する」。

第 6 条によれば、第 1 条 b 項と第 4 条は批准後発効、ほかは署名により発効で、有効期限の規定はなかった。

ラパッコ条約はいわば反ベルサイユ同盟として独ソ間の政治・経済・軍事の協力を実現し、秘密裡のドイツ再軍備と、ソ連赤軍強化のためのドイツによる装備拡充・幹部養成にも役立った(青木 2022、鹿毛 1965、Smith 1956 参照)。

スターリンは 1922 年 4 月 3 日に書記長に任命された(Deutscher 1966:232 ,J188)。その 13 日後にラパッコ条約が締結された。彼はドイツとの協力を支持した(4a 節)

独ソ中立条約は 1931 年 4 月に有効期限を迎え同年 6 月 24 日双方が延長議定書に署名したが、批准されないままになった。その批准に道を開いたのは政権に就いたばかりのヒトラーであった。彼はその方針を 1939 年 3 月 23 日の国会

<sup>8</sup> <https://www.1000dokumente.de/Dokumente/> による。

演説で次のように表明した：

「ソ連に対して帝国政府は友好的かつ互恵的な諸関係を結ぶ決意」[中立条約延長批准を含む]であり、「まさに民族革命政府(die Regierung der nationalen Revolution) [=ヒトラー政権]こそが…そのような肯定的政策」を実行することができる。但し「ドイツ国内での共産主義との闘いは我々の内政要件であり、そこでは我々は外部からの干渉を決して容認しないだろう」(Domarus 1988, Bd.1: 235)。

つまり外交と内政を区別し反共政策を内政限定とし、それを実行できるのはナチ政権だからこそであるとの、世間が驚く発言であった。この国会は全権委任法(正式名は「国民と国家の苦境除去法」)を同日に可決したので、延長議定書の批准は国会の議決を必要としなくなった。

全権委任法案は、出席した社会民主党議員 94 人(残る 26 人は逮捕や逃亡)が反対、他党 441 人全員が賛成した。威嚇のためナチ党武装組織(SA や SS)が入場していた。

ドイツ共産党の議席はすでに 3 月 8 日に無効とされていた(81 人全員すでに逃亡か逮捕)。この時期にモロトフは「独逸の内政に干渉せず」と語り、党政治局もドイツ共産党弾圧問題を取り上げなかった(4a 節参照)

当時の朝日新聞(3 月 25 日夕刊)は、「憲法の変更を目的とする全権委任法」が可決され、「国政の基準たる憲法は其の髓を抜き取られ政府は名実ともに完全なる独裁権を握るに至った」と強調文字で報じた。

ヒトラーは、国会演説の 1 ヶ月近く前の国会議事堂炎上事件(1933 年 2 月 27 日)を口実にいわゆる国会炎上大統領令(正式名:国民・国家保護のための帝国大統領令を出させて、個人の自由や権利の制限と政府権限強化、刑罰強化などを実現し、資本主義世界最強であったドイツ共産党の国内組織をほぼ壊滅させた。その際コミンテルン幹部デミトロフも放火犯の一人として逮捕された。彼は無罪判決となった。真犯人とされたオランダ共産党員ルッペも無罪を示す文書が発見されたとに伝えられた(AFPBB2019 年 7 月 28 日)。

そういうヒトラーの攻勢の最中にもかかわらず、スターリンはすぐ独ソ中立条約延長議定書批准に応じ、1933 年 5 月に批准書が交換され、同条約が復活した。

ヒトラーが棚ざらしの独ソ中立条約を復活させた要因の 1 つとして当時の駐ソ独大使ディルクセン<sup>9</sup>の熱心かつ継続的な働きかけがあった。彼はヒトラー政権成立直後、1933 年 2 月 20 日にも外務省への「政治報告」の中で延長議定書の「批准の必要性」を説いた(C-1-文書 29) (補注 7 参照)。

他方スターリンはヒトラー政権成立 1 年後の**第 17 回党大会**初日(1934 年 1 月 26 日)に次のように演説した：

「一部のドイツの政治家たちは、「ドイツにファシスト支配が確立された」ために、ソ同盟はフランスやポーランドの方を向き、また「ヴェルサイユ条約の反対者からその支持者になった」と言っている。

「だが、たとえばイタリアのファシズムも、ソ同盟がこの国と最善の関係を確立することを、さまたげはしなかったということからいっても、問題は、ここではファシズムにあるのではない<sup>10</sup>。問題はまた、ヴェルサイユ条約にたいするわれわれの態度の変化とかいわれることにあるのでもない。ブレスト講和の恥辱を体験したわれわれとして、ヴェルサイユ講和条約をほめあ

げるなどということはあるはずがない。われわれは、この条約のために世界が新しい戦争の深淵におとし入れられることには、なんとしても賛成しえない。ちょうど同じことを、ソ同盟の方針の変更とかいわれることについても、言わなければならない。わが国はドイツを頼みとする方針をとったこともないし、それと同様に、わが国はポーランドやフランスを頼みとする方針をとってはいない。…

問題は、ドイツの政策の変化にある。…現在のドイツの政治家たちがまだ政権につかないまえから、そして政権についたあとではとくに、ドイツでは二つの政治方針、すなわち、ソ同盟とドイツとの周知の条約[ラパッコ条約・中立条約]に反映されている**古い政策**と、もとドイツ皇帝(一時ウクライナを占領し、レニングラードへの進軍をくわだて、バルト海沿岸諸国をこの進軍の足場にかえた彼)の政策をだいたい想起させる**“新しい”政策**、この二つの政策方針のあいだに闘争がはじまったのである。そして、この“新しい”政策は、あきらかに古い政策より優位をしめつつある。“新しい”政策の主張者たちが万事に優勢をしめし、古い政策の味方が不遇の地位にたたされていることを、偶然と考えることはできない」(スターリン 1953: 630-632)。

要するにスターリンは、問題はファシズムにもベルサイユ体制にも自らの態度に変化はなく、「ドイツの政策の変化」つまり「古い政策」に対する「“新しい”政策」の「優勢」にあると指摘した。「新しい」はカッコ(“”)付きであった。

スターリンの言う「古い政策」は第 1 次大戦後の外交政策、つまりラパッコ条約と独ソ中立条約が象徴する親ソ・反ベルサイユ体制の政策であり、「“新しい”政策」は「もとドイツ皇帝」の対露侵略政策、つまり第一次大戦前の政策の復古である。

ヒトラーは独ソ中立条約の無期限延長を実現させたのだから、「古い政策」が無期限延長になった。にもかかわらずスターリンがドイツでは「古い政策」が「不遇の地位」にあると演説したのは一見不可解であるが、それは第 17 回党大会の頃のドイツの状況の反映であった。

ヒトラー政権は、クリヴィツキーの所見では、SA(突撃隊)を率いるレームら「ナチ急進派」と、前首相・大将シュライヒャーら一部将校から成る「帝政復古派」がヒトラー追放のために手を握った。但しソ連側の諜報では軍の主要部分はヒトラーに忠実であった(4a 節参照)。

両派に対して、軍代表でもあるゲーリンクや SS(親衛隊)隊長ヒムラーが対立して混乱した。上記スターリン演説はこうした状況を反映していた。

この混乱状況について大統領ヒンデンプルクと国防相が 1934 年 6 月 21 日に、「現在の緊張状態がすみやかに收拾されないならば、大統領は戒厳令を布告して、国の支配を軍に引き渡す」とヒトラーに通告した(Shirer 1960:219, J(1) 344)。

そこでヒトラーは同年 6 月 30 日～7 月 1 日のいわゆる**レーム事件**(別名「レーム一揆」、「長いナイフの夜」、「血の粛清」)によってレームおよび將軍シュライヒャーらを含む保守派を粛清し、情勢を転換させ政権を安定させたとと言われる。

シャイラーによれば、大統領ヒンデンプルクはこの粛清が「ドイツ国民を大きな危険から救った」と感謝した(同前: 225, J(1)353)。

クリヴィツキーによれば、レームらがヒトラーによる「血の粛

<sup>9</sup> ランツァウ後の駐ソ独大使は 1929 年 1 月からディルクセン(Herbert von Dirksen)、1933 年 10 月からナドルニー(Rudolf Nadolny)、1934 年 6 月から独ソ開戦までシュレンブルクであった。

<sup>10</sup> ヘルヴァルトは駐ソ大使館員としての伊ソ関係調査の結果「ムッソリーニが当初からイタリアのモスクワとの関係に決して負荷をかけないよう努力していたことに気づいた」(Herwarth 1982:120)。

清」によって一掃されたことにスターリンは「本物の独裁者」を見て感嘆した。だとすれば、スターリンは 17 回党大会における「古い政策」より「新しい」政策…が万事に優勢」という判断もレーン事件によって逆転させたはずである(4a 節参照)。

[ベレズホフ(1995:巻頭写真)にもレーン粛清後スターリンが政治局員らに「ヒトラーは偉大だ！われわれが政敵を始末すべき方法を見せてくれた」と語ったとある。スターリンは第 17 回党大会(1934 年 1 月)後に「党独裁を彼自身の個人独裁に置き換え始めた」(Leonhard 1959: 60f.,1962:35, J5)。ヒトラーの「血の粛清」に学んだかもしれない。1936 年に「大粛清」が始まった。]

その後 1936 年の防共協定秘密文書も中立条約(「古い政策」)の存続を認めた(補注 8)が、スターリンらには不安があったかもしれない。というのは予備折衝中の 5 月 20 日にシュレーンブルクが「たまたま中立条約が有効だと言うと、モロトフが念押ししつつ喜んだからである(15 節)。翌々日締結の独伊友好同盟条約は防共から反英への転換ゆえ、明らかに「古い政策」であった。

なお、第 17 回党大会でのスターリン演説は冒頭の「対外情勢」の 1 つとして「資本主義諸国における政治情勢の尖鋭化」を挙げ、「最新の流行品」としての「ドイツ型のファシズム」の勝利を「ブルジョアジーの弱さの兆候」かつ「彼らが戦争政策をとらざるをえなくなっている兆候」であり「第二次帝国主義戦争にむかってすすんでいる」が、その結果「戦争はきっと革命をときはなち」云々と述べた。

これは、「帝国主義戦争を内乱へ」というレーニンの戦略、戦争頼みの革命戦略の踏襲であった。レーニンが「戦争を内乱へ」によって革命政府を樹立すると、赤軍よるロシア帝国領全土制圧の乗りだったが、一部が独立した。そこであとを継ぎ軍事力を手にしたスターリンは「戦争を内乱へ」に、その変形として戦争による革命の輸出を加えた。

彼は「戦争は、“高等な人種”たとえばゲルマン“人種”が“下等な人種”なによりもスラヴ人種にたいしてしかけなければならぬ」が、古代ローマが「下等な人種」ゲルマンに亡ぼされた例を挙げて、「ベルリンのファシスト的売文政治家たちは、ローマの老練な征服者よりも運がいいだろうという保障が、どこにあるだろうか」とも述べた。

[スターリンはここで人種の「高等」と「下等」を語った。これは単に比喩であったかもしれないが、彼は露骨な「アジア人」蔑視であった。Hilger(1955:291)によれば、スターリンは「満州国境で…赤軍兵士が 2 万人以上の日本人を虐殺したと満足げに」説明し、「“それ[虐殺]はこれらのアジア人が理解する唯一の言葉である”と彼はまさしくサディスト的な満足感の表情で語った。逆に彼にとってゲルマンは「高等人種」だっただろう。

ヒルガーのこの回想をフライシュハウアーは「疑わしい回想」と記したが、否定はしなかった(Fleischhauer 1991:495f.)。スターリン(1953:528)は、ボリシェビキの「革命的国際主義が…プロレタリア国際主義の模範」と言ったが、本心ではなく宣伝にすぎなかった。]

### 3a 節 独ソ不可侵条約とそのドイツ案・ソ連案

独ソ不可侵条約はまず駐独ソ連臨時代理大使アスタホフが締結を打診して(13 節)、約 2 か月後に締結された。

実際の独ソ不可侵条約は「中立条約の基本的諸規定」(従ってラパッコ精神)を継承した。交渉過程理解に必要と考え、ここで予め、独ソ不可侵条約とそのためのドイツ案・ソ連案を紹介しておきたい。

図表 3 が 1939 年 8 月 23 日に締結された独ソ不可侵条約である。原文は脚注 8 による。訳文はソ連テキストによる外務省編(2012:128-9)を参照した。

図表 3 独ソ不可侵条約(1939 年 8 月 23 日)

<p>[前文]ドイツ帝国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府はドイツとソ連の間の平和の大義の強化という希望に導かれ、1926 年 4 月にドイツとソ連の間で締結された中立条約の基本的諸規定に基づいて、以下の取り決めを達した。</p> <p>第 1 条 両締約国は単独たると他国と共同たるとを問わず互いに一方に対し一切の暴力行為、侵略行為及び攻撃に出ない義務を有す。[不可侵]</p> <p>第 2 条 両締約国は一方が第三国による軍事的行動の対象となる場合に他の一方は如何なる形式においてもこの第三国を支持しない。[中立義務]</p> <p>第 3 条 両締約国政府は、両国政府の共通の諸利益に関連する諸問題について相互に照会するために、今後途切れなく協議を目的とする関係を互いに維持する。[利益調整]</p> <p>第 4 条 両締約国はいずれの一方も他の一方に直接又は間接に対抗する如何なる国家集団にも参加しない。[敵対連合不参加]</p> <p>第 5 条 両締約国間にあれこれの種類の問題に関してもめごと又は争いが生じる場合には、双方は友好的な意見の交換または必要な場合には調停委員会の設置により専ら平和的方法を以てこれらのもめごとまたは争いを解決する。[紛争処理]</p> <p>第 6 条 本条約の有効期間は 10 年間であるが、締約国の 1 つがこの期間終了の 1 年前に解消通告しない限り、この条約の有効期間は自動的にさらに 5 年間延長される。[有効期間]</p> <p>第 7 条 本条約はできるだけ短期間内に批准されるべきである。批准書交換はベルリンにおいて行う。本条約は署名後ただちに効力を発生する。[批准・署名発効]</p>
---

独ソ不可侵条約はまず、前文、第 1 条、第 2 条、第 5 条がソ連案に基づいて作成され(成案では字句や条項番号の変更あり)、第 6 条(有効期間)はソ連案第 4 条とドイツ案第 2 条のほぼ中間に定め、第 7 条は発効を批准後(ソ連案第 5 条)から署名後(ドイツ案第 2 条)に変更した。

ところが締結直前に、ドイツ側の追加提案にソ連が同意して、第 3 条と第 4 条が挿入された(挿入理由は下記)。

この条約のもとになったドイツ案とソ連案は次のような経過で提示された。

予備折衝後の本交渉が佳境に入り連日独ソ交渉があり、8 月 17 日には、モロトフが大使シュレーンブルクに、「今やドイツ側が遅滞なく不可侵条約[締結]ないし中立条約補足並びに議定書のための案の作成に入ることを提案し、同じことがソビエト側によってもなされるだろう」と述べた(D-7-文書 105、読売版 81-83)。

そこで 18 日にリップントロップが大使への訓令の中でドイツ案をただちに提示した。その関連部分は以下のとおり(D-7-文書 113、読売版 83-85)：

「とりわけ不可侵条約に関して言うと、それは我々には非常に単純だと思われるので、長い準備を必要としない。この点では我々は次の 3 点を念頭に置いていることを M 氏に読み聞かせるが手交しないように私は[大使に]お願いする：

その際私はこの提案についてモスクワでの口頭協議において細目を調整し、場合によってロシア側の希望を考慮することができることを伝えてもらいたい。

同様に私は、外交政策上のあれこれの諸問題、例えばバルト海地域における利益圏調整やバルト諸国問題等々における両者の利益を調整する特別議定書に署名することができるでしょう。しかし、そのような規則でさえ、私たちにとってかなり重要であるように思われますが、口頭協議の際にのみ可能である。

この関連において私は、ドイツの外交政策が今日歴史的な転換点に到達したことを強調するようお願いする。

図表 4 独ソ不可侵条約ドイツ案

第1条 独ソ両国は互いにかなる場合にも戦争または他の種類の武力行使に着手しない。
第2条 本条約は署名によりただちに発効し以後 25 年間解約不可能である。

この訓令について珍妙な議論が生じた。まずシューレンブルクが「ここには 3 点とあるが、以下には 2 つの条項しかない」と指摘した(この指摘は文書 113 の原注 5 によると彼の電報 185 にあるが、この電報は文書 111 の原注 2 によると独文書集に含まれない)。

リードらも、「リッベントロフの言う“3 点”の[うち 2 つの条項に続く]第 3 点はどこにも見あたらない。もしあったにしても、それは最終電文では削除された」と推測まで加えて断言した(Read 1988:101, J223)。なんとフライシュハウアーは、2 条項しかないというシューレンブルクの上記指摘引用して、「正しく強調した」と記した(Fleischhauer 1990:327)。

しかし訓令の文面を見れば 3 点は明らかである。すなわち「3 点」は、①「この提案」(2 条から成る条約ドイツ案)、②その「口頭協議における細目を調整」、③「利益を調整する特別議定書」から成っていた。

そもそもモロトフの要求には、ドイツの条約案のみではなく、「議定書のための案」の作成も含まれていた(上記文書 105)のだから、3 点をこのように見るのが当然であった。

大使がこれら 3 点を読み取り得なかったこと自体が不可解だが、なぜかリードらは大使の無理解を真に受け、フライシュハウアーにいたってはそれを称賛してしまった。

19 日午後に大使からドイツ案を伝えられたモロトフはあまりの簡単に仰天し、「不可侵条約のドイツ案は全然委曲を尽くしていない」ので、ソ連の「ポーランド、ラトビア、エストニア等々」との不可侵条約の「1 つをモデルとして」ドイツ案を作り直すよう要求した。

彼は議定書についても「非常に真剣な問題であり、ソビエト政府はどの点が議定書に受け入れられるべきかについてドイツがもっと綿密に表明することを期待している」と述べた。ほかに外相のモスクワ訪問の緊急性なども論点であった。

図表 5 独ソ不可侵条約ソ連案

〔前文〕ソビエト社会主義共和国連邦政府とドイツ政府は、両国民の間の平和の理念の強化を希望し、1926 年 4 月両国が締結し中立条約の基本的な諸規定に基づいて以下の合意に達した。
第 1 条 両締約国は相互に何らかの暴力行為および何らかの侵略行為、または単独であれ他国との共同であれ相手への攻撃を控える義務を負う。〔不可侵〕
第 2 条 締約国の一方が第三国による暴力行為または攻撃の対象となる場合には、他方はいかなる形態においてもこ

の第三国の行為を支持しない。〔中立義務〕
第 3 条 締約国間にあれこれの諸問題についてのもめごと又は争いが生じた場合には、両国はこれらのもめごとおよび紛争を専ら相互協議による平和的手段、または必要な場合には相応の調停委員会設置によって調整する義務を負う。〔紛争処理〕
第 4 条 本条約は有効期間 5 年として締結される。但し締約国の一方がこの期間終了 1 年前に解約告知しない限り、本条約の有効期間は自動的にさらに 5 年延長されたと見なされる。〔有効期間〕
第 5 条 本条約はできるだけ短期間に批准されるべきであり、批准後発効する。〔批准と発効〕
付記(Postscriptum) : 条約は、締約両国が外交政策の分野で関心を有する諸点についての <b>特別の議定書</b> が同時に署名された場合にのみ有効である。その議定書はこの条約の不可欠な構成要素である。

ところがモロトフは会談終了後「30 分も経たないうちに」、大使が 16 時 30 分にクレムリンを再訪するよう依頼し、「ソビエト政府 [= スターリン] に報告したところ不可侵条約のための〔ソ連〕案を私〔大使〕に渡すように委託されたと言明した」(D-7-文書 132、読売版 86-88)。

そうして独ソ不可侵条約のソ連案(図表 5)を大使に手渡した(D-7-文書 133、読売版 88-89)。

ソ連案の中で最も注目すべきは末尾の「付記」である。というのは「付記」は、独ソ不可侵条約が「有効である」のは、①「外交政策の分野で関心を有する諸点」〔下記文書 105 が示すように相互の利益圏〕についての「特別の議定書」が同時に署名され、②その議定書を「この条約の不可欠な構成要素」とする場合のみである、と限定したからである。

「付記」こそがソ連の不可侵条約締結の目的を物語った。しかしリードらは「付記」に触れなかった。フライシュハウアーは「付記」もあるとだけ記し、自説に不都合だからか、その内容に触れなかった(Fleischhauer 1990:332)。後述の斎藤や栗原も「付記」の内容に触れなかった。

図表 6 独ソ両条約とソ連案の対比(有効期限省略)

	中立条約	不可侵条約	同条約ソ連案
前文	友好協力	中立条約準拠	中立条約準拠
第 1 条	ラパッコ準拠	不可侵	不可侵
	紛争処理	—	—
第 2 条	中立義務	中立義務	中立義務
第 3 条	敵対連合不参加	利益調整	紛争処理
第 4 条	—	敵対連合不参加	—
第 5 条	—	紛争処理	—
「付記」	—	— 〔秘密追加議定書〕	特別の議定書

「付記」は抽象的に「外交政策の…特別の議定書」と記したが、8 月 18 日にモロトフは大使シューレンブルクにもっと率直かつ詳しく次のように語った：

「特別の議定書を同時に取り決めるならば不可侵条約の新規締結または 1926 年の中立条約の確認〔彼はこの会談や 17 日の会談で「中立条約の補足」とも表現〕が可能であり、その際議定書が外交政策上のあれこれの問題における両締約

国の諸利益を調整し、条約の不可欠の構成要素を形成する」(D-7-文書 105, 読売版 81-83)。

つまり「特別の議定書」は利益圏を協定する「秘密追加議定書」(独ソ不可侵条約の用語)のことであった。

「付記」が表に出さなかった両国の「諸利益」の調整、それこそが議定書の目的であり、条約締結の目的は利益調整の議定書を条約の「不可欠の構成要素」として拘束力を持たせることであることが明示されていた。

モロトフは新規条約でも既存の中立条約の確認ないし補足でもよいと言ったのだから、不可侵条約は主目的ではなく、議定書を「不可欠の構成要素」とするための手段にすぎず、独ソの「諸利益」調整の議定書がソ連側の動機かつ獲得目標であったことが明らかである。

シュレーンブルクは 8 月 15 日のモロトフとの会談記録通報(添付文書)のごく短い前書きに、モロトフの対応を「非常に友好的」であり、「これまでになく心の広さを示した」と評した(D-7-文書 79)。このモロトフの態度は旧ロシア帝国領奪還という英仏には期待し得なかった夢がドイツによってかなうことへの喜びの表現であった。他方 US-DOS(1948:53, 読売版 1948:74)が前書きを省略したのはモロトフの「心の広さ」という表現が冷戦時代にそぐわないと思ったからかもしれない。

「両国が外交政策の分野で関心を有する諸点についての特別の議定書」という「付記」の表現は、スターリンの言うく巧妙に起草された>文句であり、これをドイツ的に<事実があまりにも率直に>記されると、「バルト海から黒海までの両国の利益圏についての秘密追加議定書」である(<>内は 2 節にあるスターリンの言葉)。

この付記を条約上に體現したのが、条約第 3 条(利益調整条項)であり、秘密追加議定書による利益圏配分に条約上の根拠を与え、「付記」に応じて議定書を「条約の不可欠な構成要素」とする条項であった。

従って条約第 3 条は当然ソ連による挿入と想像され得る。さらに、そうだとすれば条約第 4 条(敵対連合不参加)はドイツが提案してバランスを取ったと推測される。

ところがリードらによると、「第 3 条・第 4 条はともにリップントロップによって挿入された」。しかも 8 月 23 日の交渉の場においてであった(Read 1988:253, J264)。彼はモスクワに向かう飛行機内で外務省法務部長ガウスと「代替案」[追加案]を作成した(同前:250, J261)。

フライシュハウアーはソ連案第 3 条が「ドイツの要請により」条約第 3 条と第 5 条に分割されたと記し、分割理由を記さなかった(Fleishhaer 1990:374)。しかしソ連案第 3 条の文面はまるごと条約第 5 条に移ったのだから、分割はない。

彼女が分割と考えたのは、条約第 3 条を同第 5 条(ソ連案第 3 条)と同様に紛争処理の一種と見たからだろう。しかし条約第 5 条(ソ連案第 3 条)は条約締結後に「もめごと又は争いが生じた場合」の処理方法であり、条約第 3 条は「もめごと又は争い」ではなく、「共通の諸利益」の協議を規定した。

その協議は条約署名直後にただちに行われ、モロトフの要求通り「秘密追加議定書」が署名され、その後一部改訂され、1 年足らずのうちにすべての利益圏配分実現された。だから条約第 3 条は第 5 条とは全く異なる。

条約第 4 条(敵対連合不参加)についてはフライシュハウアーも、その挿入に「ソ連の中立化をめぐるドイツの努力の最高潮があった」と記したので、ドイツ側の挿入と見たことになる。その際第 4 条挿入理由は、ドイツが「…包圍政策へのソ連の不参加をドイツに保証する限りにおいて」…特に重要だと

考えた」というロッソ[イタリア駐ソ大使 Augusto Rosso]の言葉を援用した(Fleishhaer 1990:375)。この部分に限ってはその通りだと思う。

しかし肝心なことが指摘されなかった。不可侵条約第 4 条と中立条約第 3 条はともに敵対連合不参加であっても文面に重要な違いがあった。中立条約第 3 条に存在した「第 2 条に言う種類の紛争の際、またはいずれの締約国も戦争に捲き込まれていない時に」という適用限定文句が、不可侵条約第 4 条にはない(図表 1・2 参照)。

リップントロップは、ドイツが 9 月 1 日から英仏ポとの戦争状態に入った場合に、ソ連がドイツは「戦争に捲き込まれてい」るので独ソ中立条約第 3 条を失効と見なして英仏の包圍作戦という敵対連合に加わる危険があり得ると考え、それを防止するために、中立条約には存在した上記の適用限定文句を削除した条項(不可侵条約第 4 条)を提案したに違いない。

独ソ中立条約第 2 条(中立義務)には「平和的な態度にもかかわらず」という類似の適用限定文句があったが、独ソ不可侵条約第 2 条ではその文句も消えた。これはソ連案による。

ではリップントロップが、モロトフ要求に対応した第 3 条と、ドイツ側の関心である第 4 条の両方を提案したのはなぜか。リードらもフライシュハウアーもその説明をしなかった。

私見では、リップントロップはソ連の英仏との復縁(ドイツ包圍作戦参加)阻止を意図した第 4 条だけの挿入提案ではスターリンが拒否するかもしれないと考え、ソ連側が喜ぶ第 3 条の挿入との抱き合せ提案をして、スターリンが拒否しにくくした。ほかの理由は思いつかない。この抱き合せ策が成功して、スターリンは即座に両条項の挿入に同意した。

条約第 3 条はドイツ側には必要な条項ではなかった。というのは利益圏交渉においてドイツ側の要求はすでに自らの保護下にあるリトアニアと、単独でも侵襲するつもりポーランドの一部(過半)のみであり、交渉の余地があるのはソ連との詳細なポーランド分割線のみであった。だから、上記のようにドイツ案では議定書は口頭協議によるとあり、ドイツ側には議定書自体もさほど重要ではなかった。その軽い扱いに驚いたモロトフは議定書は「非常に真剣な問題」だから事前に「ドイツがもっと綿密に表明する」よう要請したほどであった。

ソ連側にとっては議定書の対象が既得利益圏の確認ではなく、今後勢力下に置きたい利益圏(ポーランド東部とバルト諸国とベッサラビア)を盛り込むという一大事業であり、それについて「条約の不可欠な構成要素」として拘束力を持った確固とした合意が絶対的に必要であった。

ソ連やドイツ、また他の諸国も口実を設けてしばしば条約を破棄したとはいえ、条約は合法化手段として重要であった。

条約第 3 条・第 4 条追加について斎藤(1995:282)は、「ソ連の独ソ不可侵条約の動機は、栗原が正しく分析しているように、戦争回避のための対独宥和政策であったのであり、ソ連は、条約案討議の過程で、リップントロップによって、第三条と四条の追加、六条と七条での重大な修正…を迫られ、付属議定書の代償としてそれらの修正を承諾した。そのため、ドイツ側は不可侵条約に独ソ提携をアピールすることができた」と記した。

ということは、驚いたことに、ソ連にとって 7 カ条の条約のうち 4 カ条もの「追加」ないし「重大な修正」に易々と応じるほど大きな利益圏を「付属議定書」によってドイツから得たことを斎藤が主張したことになる。実際にソ連が得た利益圏は大きかったが、たリップントロップの第 3・4 条提案理由はそれとは関係なかった。彼女もその理由を検討しなかった。

この「戦争回避のため」という言葉は独ソ戦争回避のみを指すのであり、実際にはこの条約はポーランド・バルト諸国・ルーマニアを独ソ共同で侵略する「戦争開始のため」であった

「栗原が正しく分析…」とあるが、栗原(1994:625-626)はソ連の「サインの動機は何よりも戦争回避のための対独宥和政策」だったが、実際には「たんなる対独宥和政策であったとはいえない」と主張した。だから斎藤の引用は「正しく」ない。

栗原の言うソ連の「サインの動機」も「付記」を無視した誤りである。ソ連の「サインの動機」は「特別の議定書」による「共同侵略のための独ソ合意」達成であり、「戦争回避」は対独のみ、ポーランドへの独ソ共同の「戦争準備」と、バルト諸国・ルーマニアへのドイツ了解下の単独侵略であった。

斎藤はさらに、「ソ連は…付属議定書の代償としてそれらの修正を承諾した」と記すが、「付属議定書」つまり秘密追加議定書を付属させること自体はリッベントロップの第3条・第4条挿入提案以前にソ連の要求で決まっていたのだからソ連が「代償」を払う必要はなかった。しかも第3条は上記のようにソ連からドイツへの「代償」ではなくドイツからのプレゼントであった。ドイツはそれをいわば「代償」として第4条挿入の合意を得た。従ってこれはいわばプレゼント交換であった。

第6条も上記のようにソ連案とドイツ案の中間だから、単なる妥協にすぎない。斎藤の言う「代償」はどこにもない。やや説明を要する第7条については後述。

そもそも親ソ感情の強い斎藤が、ソ連は「付属議定書の代償」を支払ったと記したことが驚きであった。そうであればソ連は「代償」を払ってドイツより有利な「付属議定書」を得たことになる。そうすると斎藤は自分で自分の言う「戦争回避のためのサイン」を否定し、自らの意図と正反対にソ連の侵略意図を暴露してしまったことになる。暴露されたとおり、ソ連は実際に議定書に添って(ルーマニアにはそれを越えて)侵略・併合した(フィンランドでのみ苦戦)。

条約第7条には、ソ連案になかった署名による条約発効が加わった。これはもちろんソ連がポーランド侵攻開始間近のドイツの要望に応じたことによる。

しかし議会の批准は徹底した独裁国である両国では実質的な意味が無かった。ドイツは全権委任法下にあり、ソ連の批准機関たる最高ソビエトもスターリンの言動に異議を唱えることはなく、現に最高ソビエトは同条約を討議なしに批准した。だから第7条の修正もスターリンさえ了解すれば何の問題もなかった。両国ともそういう国であった。

そもそも条約署名自体を早めることをすでにスターリンが了解した。すなわち、ポーランド情勢絡みで条約が急を要するというヒトラーの電文要望(1939年8月20日発信、D-7-文書142)に、スターリンは即刻応えて、締結予定日を当初の「26日か27日」(D-7-文書125)から23日への繰り上げを了解した(D-7-文書158、21日午後7時55分着信)(3文書とも読売版にもある)。

しかもその了解伝達の際にモロトフは大使シューレンブルクに、「ソビエト政府は、不可侵条約締結の意図と帝国外相の“目前の”モスクワ到着についての短い実務的なコミュニケを遅くとも明朝には発表することを望んでいる」ことも伝えた。

つまりモロトフは独ソ提携の早期既成事実化をねらった。ドイツ側も了解し、両政府とも署名前に「不可侵条約締結」(ドイツ側)ないし「締結の希望」(ソ連側)を発表した。

当時朝日新聞は、21日午後7時のドイツの国営ラジオが「放送中の音楽を中断して」、「独ソ不侵略条約成立決定のニュース」を「全く青天の霹靂式に発表」した、「19日両国の

通商協定締結されて2日目におっかぶせて矢継早の所謂“独ソ接近”である。ベルリン市民は最初はまさかとおっけにとられた形だったが、やがて我に帰ればホッとした表情を浮かべ、これで戦争は無くなった、ドイツは愈々やりよくなる、イギリス人の顔が見たい、それにしてもポーランドは気の毒なものではないか、と異口同音にドイツ外交の成功を喜んでいる」と伝えた(ベルリン21日発特電、1939年8月23日夕刊)。

だからスターリンにとって署名による発効は「重大な修正」ではなく、肝心なことは同時に自身が満足できる秘密追加議定書が署名されることであり、これは当然最高ソビエトにも秘密であり批准は必要でも可能でもなかった。

日本政府の独ソ不可侵条約締結への反応は、駐伊大使白鳥へのリッベントロップの予告(12節)やウィーン総領事山路の諜報成果などの公電(補注4)、事前報道もあつたにもかかわらず、あまりの狼狽ぶりが特徴であった。

日本の外務省調査部は、同条約を「実質的に」独ソ中立条約と同じとし、第3条(利益調整)の存在に注目しなかった：

独ソ中立条約が「不侵略条約と実質的には大差のないことは1925年乃至1927年の間にソ連がトルコ、アフガニスタン、リトアニア、ラトヴィア(当時仮調印)、イランと締結した不侵略条約の内容と対比すれば明かである」。これら不侵略条約の要点は①相互不侵略、②第三国の攻撃への中立維持、③同じくボイコット等への不参加、④相互の紛争の平和的解決などであり、独ソ中立条約には①の明記がないが、[第1条後段に]「両国に共通な政治、経済問題については了解を遂げること約している」[友好的紛争処理]ので、独ソ不可侵条約と「実質的には大差のない」条約である(蘇蒙叢書2号、国名表記変更)。

しかし同調査部には関連諸情報(公電や報道)が伝えられなかったかもしれない。

#### 4節 クリヴィツキーらの諜報機関が防共協定秘密文書入手

ソ連 GRU(赤軍参謀本部情報総局)のクリヴィツキーは彼が指揮する西欧部隊による日独秘密交渉の諜報成果を詳しく記した(Krivitsky(1939 ch.1, J 第1章))。

NHK 取材班(1987:223-226)巻末の座談会もクリヴィツキーらの諜報成果を取り上げたが、内容を否定する発言はなく、例えば三宅正樹が、この諜報によって「漏れた結果」が当時の「日ソ漁業交渉」に及ぼした影響を次のように述べた：

「防共協定のほうはどうせ公開しますから」問題は大きくなかったが、「秘密協定まで全部盗まれていたために、ソ連がそれまで比較的穏やかに日本と漁業問題について交渉していたのが、防共協定が成立する直前から突然、態度を硬化させ、その後も今日まで毎年、漁業協定はその年ごとに交渉しては調印しないとだめだというふうになってしまう。そのきっかけはクリヴィツキーから漏れたことにあるわけでしょう」。

彼はその諜報成果がスターリンを対独接近への「必死の試みに駆り立てた」と言う。

以下にその要旨を紹介する。

「ナチの勝利」つまりヒトラー政権の成立はスターリンにとって警戒要因ではなく「より緊密な結合」を求める要因であった。「この点では彼は極東における日本の脅威によって拍車をかけられた。彼は“弱い”民主主義国家への深い軽蔑と、“強い”全体主義国家への同等の深い尊敬を抱いていた。そして彼は上位の強国とは折り合ねばならないという基準によって完全に導びかれた」。

[ドイツ共産党指導者ノイマンへのスターリン発言は、ヒトラーの政権獲得以前のため理由付けが異なるが、や

はり反ナチ闘争をやめろというものであった(補注5)。スターリンの「深い軽蔑」は「民主主義国家」だけではなく「アジア人」にも向けられた(3 節)。

従って「最近 6 年間[1933-1939 年]のスターリンの対外政策全体がヒトラーとの取引で好ましい地位を占めようと考案された一連の策略であった。彼[スターリン]が国際連盟に加盟した時も、彼が集団安全保障体制を提案した時も、フランスの助力を求め、ポーランドの気を引き、イギリスを口説き、スペインに干渉した時も、彼はベルリンを念頭に置いて一切の動きを計算し、「ヒトラーが、彼の接近に応じることを有利だと思ふよう」に望んでいた。

[ソ連は 1934 年国際連盟加盟、同時に常任理事国入り、1939 年フィンランド侵略により除名。]

こうしたスターリンの策略の「絶頂は 1936 年終り頃、防共協定という煙幕の背後で交渉されたドイツと日本の秘密協定締結によって達せられた。大部分は私と私の部下の努力を通じてスターリンの手に入った独日秘密協定の諸条項が彼をヒトラーとの取引をしようとする必死の試みに駆り立てた」。

[クリヴィツキーが指揮した諜報活動の最大の成果は、日独防共協定関連の「秘密合意の全証拠」であり、その成果により彼はレーニン勲章候補になったが、候補に終わった。彼はこの成果を挙げた翌 1937 年に亡命して「大粛清」を免れた。1940 年にはまずトロツキーがメキシコで暗殺され、次に独ソ不可侵条約締結について「裏切り者は、スターリンお前だ!」と糾弾したことで有名な元コミンテルン幹部ミュンツェンベルク(Willi Münzenberg)がフランスで謎の死、その翌年クリヴィツキーも米国で謎の死を遂げた。]

「1935 年 9 月、私は軍諜報機関長としての私の新部署

[GRU の西欧責任者]につくため西欧に出発した。1 ヶ月以内に私はモスクワへ引返した。私の急な帰国は驚くべき展開によって引き起こされた」。

諜報網を引き継いだ際に「私はドイツ内の我々のエージェントの一人が、日本のベルリン駐在武官・中将大島浩と男爵リップントロップ(当時ヒトラーの特別外交関係のための非公式代表)の間の秘密交渉の痕跡に行き当たっていることをつかんだ」。そこで赴任後「1 ヶ月以内に」モスクワに戻り、この会談に関する「情報探索を最後まで続けるために必要な全ての権限と手段を持ってオランダ[ハーグ]に戻った」。

この会談は、駐独日本大使館やドイツ外務省の関与なしに上記二人によって「私的に」実施された。1935 年末までに得た情報によって「この交渉が明確な目的に向って進展」しており、「その目的がソ連を行き詰らせることだと分った」。

[戦後大島自身が当時、日露戦争時の独露密約の逆にソ連(露)に対する日独密約、つまりソ連挟撃を狙ったと述べた<sup>11</sup>。リップントロップの外相就任は 1938 年 2 月。]

諜報により「我々は日本軍が何年もの間ドイツ独特の高射砲の設計図と諸モデルの入手を切望していたことも分った」。「兵器の最新の技術特許すべて」についても同様であった。

「モスクワはどうやらこの交渉を暴露によって終わらせるよう試みることを決定したようであった」。[というのは]「ある種の秘密協定が独日間に締結されたという報道が 1936 年 1 月始めに西欧報道機関に現れ」、同 10 日には「モロトフがこれらの報道に公けに言及した」[からである]。その「2 日後ベルリンと東京はその噂に何ら実体がないと言明した」<sup>12</sup>。

[田嶋(1997:84)によると、そうした報道の影響と、そもそも日独各政府内部の異論により、二人の交渉にブレーキがかかり、1935 年 12 月初めから翌年「7 月」まで

<sup>11</sup> 大島は第二次大戦後「ジャーナリストの松崎昭一氏たちのインタビュー」に次のように答えた(NHK 取材班 1987:33-34):

1921 年「ドイツ大使館付武官補佐官として赴任したころ」独ソ関係は「非常によかった。当時、ドイツは、ロシアに退避作戦をとりながら、連合国と戦うという考え方だったので、軍事的に仲がよくて、それがラパロ条約とかベルリン条約とかの土台になっておった」。ところが「二度目のドイツ時代」[1934 年から駐在武官]には悪化し「ドイツのほうでも、ロシアを対象にして、どこか[協力する]相手がほしいという考えが明瞭になってきていた。で、これを何かに利用しようと考えた。その際彼は独露皇帝間の「ビョルケの密約」[1905 年、日英同盟に対抗]を想起しつつ「今度はソ連の背後にあるドイツを、日本が利用しよう」と狙い、「リップントロップを射止めれば、同時にヒトラーも射止められるという目算」から彼に話を持ちかけた。

ハックの覚書でも「昭和 10 年[1935 年]9 月の時点での大島の積極的な姿勢が、しばしば報告されている」ので、「この時期イニシアチブをとったのは、日本側であった」(同前)。フリードリヒ・ハックは日独貿易に従事し当時の両国関係仲介に大きな役割を果たした。

<sup>12</sup> NHK 取材班(1987:97-98)によると:「1935 年 12 月 11 日、イギリス共産党の機関紙デイリー・ワーカー(現在のモーニング・スターの前身)は、「日独秘密協定」の見出しで、交渉が相当進展している旨を報道したのである。ポーランド・ワルシャワの Kurjer Warszawski 紙が 12 月 9 日に伝えた外電として掲載し、「日独間の交渉は主としてリップントロップの手中にあり、反ソ的性格をもち、また反英的な性格のものでもある」と伝えていた。その後、同じような記事がイギリスのニュース・クロニクル紙やフランスの左翼系新聞ウーブルにも掲載された」。

またそれを受けて 1936 年「1 月 10 日…ソ連人民委員会[ママ]の中央執行委員会の開会式で[人民委員会]議長モロトフが注目すべき演説」をした:「世上、日独軍事同盟などの報道を耳にするが、日独両国が相前後して国際連盟を脱退し、しかも共に侵略的意図を有する傾向のある点をかんがみれば、かかる報道のあることも首

肯しえよう。私はここに日独両国が今やソ連邦の脅威たる事実を指摘するとともに、ソ連軍予算の増加を要求する」。

[「人民委員会」は人民委員会[閣議相当]。「中央執行委員会」は人民委員会委員会でなく、ソビエト大会[国会相当]の閉会中の審議機関であり、ソビエト大会と中央執行委員の議長はカリーニン。のちにソビエト大会の最高ソビエトへの変更に伴い中央執行委は幹部会という名称になった。]

これらの関係を例示すると、人民委員部[省相当]の 1934 年 3 月改組は、直前の「第 17 回共産党大会の決議」が示した「一般方針…に基づき…中央執行委員会及び人民委員会決議決定により」実施された(外務省調査部 1935:45 掲載のイズベスチヤ記事。続いて決定文も訳載)。

「このモロトフ演説の情報源は…クリヴィツキーであった…。…1936 年 1 月下旬、ベルリンの日本大使館井上庚二郎臨時代理大使(武者小路大使は賜暇帰国中)は、ドイツの新聞記者やナチスの高官から日独接近の事実をきかされた。井上は、東京の本省にあて至急の暗号電報を打ち報告した。日本外務省は、この時点ではじめて日独間の「反共産主義協定」の内幕を知らされたのである。こうして、1936 年のはじめ、大島とリップントロップとの間でひそかにはじまった交渉の存在を、日本側の陸軍・海軍・外務省のすべてが知るところとなった」。

ところが同書には、「反共産主義協定」の内幕」とは何か記されていない。同書はクリヴィツキーの伝記と彼の著書(邦訳)に詳しいのだから、「内幕」についてクリヴィツキーがどう記したかを紹介すべきであった。

彼によれば、大島とリップントロップの交渉にとって防共協定は「世界の世論を欺く方策」ないし「煙幕」にすぎず、標的はソ連であった。つまり防共協定はソ連対策のための秘密合意の隠れ蓑であり、秘密文書こそが眼目であったと言う。但し独ソ不可侵条約締結についてドイツ政府は日本政府向け弁解として、防共協定はあくまで反コミンテルンであって反ソではないと白を切った。

の「約7ヵ月」には「協議された形跡は見られず、日独交渉はいわば“停滞期”であった<sup>13</sup>。

だとすれば下記のリトヴィノフ演説にある日独合意に要した「15ヵ月」<sup>14</sup>の約半分が「停滞期」であった。]

我々は、ドイツ側が大島と東京の間の「暗号通信を傍受し、その写しを持っている」ことを知り、「ベルリンの我々の要員たちがその全情報の写真複写を入手済みであり、さらに今後の入手も可能との報告を「1936年7月終り頃」に受けた。「8月8日文書の運搬役」がドイツからオランダに入り、無事「大島文書」の「いくつかのロールフィルム」を受け取り、「秘密の写真現像室」があるハールレム(Haarlem, オランダ、ニューヨークのハールレムの語源地)に向かった。

我々は大島文書の暗号解読のための「日本の暗号符号票」を入手済みであり、ハールレムにはモスクワから連れてきた「第1級の日本語専門家」が待機していた。

大島文書によると、「交渉の目的は西欧と太平洋地域においてベルリンと東京によってなされる行動すべてを調整するための秘密協定の締結」にあり、そのための「1年以上の交渉…には、コミンテルンへの言及も何らかの反共産主義運動の示唆も含まれていなかった」。

「秘密協定」案では両国は「ソ連と中国に関係するすべての事柄を調整することおよびヨーロッパと太平洋地域のいずれでも相互の協議なしには行動を起こさないことを約束し」、またドイツは改良兵器を日本に利用可能にすることや軍事使節団の交換も含まれた。

「その時からずっと」大島と東京の「全通信が定期的に我々の手を経て流れていった。ついには、ある秘密協定が作成され、将軍大島とリッベントロップによって仮署名されたことが明らかになった」。その協定は日独の利益の「協力分野」を中国とソ連以外にも広げることに触れていた。

<sup>13</sup> 日独両政府内の異論のうち、田嶋(1997:81-82,144-148)による「ドイツ政府内の暗闘」は以下のようである(要約)：

「1935年夏の大島浩の日独協定提案により日独協定交渉は、「日独提携を構想していたリッベントロップの支持」を得たが、「国防軍主流派＝親中派と、異端的親日派＝カナーリスとの政策的対立を惹起せしめた」。「極東不介入の姿勢」のドイツ外務省は国防軍主流派と連合した。しかし「潜在的にイデオロギー的な親日イメージ」のヒトラーは1935年11月27日にリッベントロップらを支持し、①「コミンテルン条項は発表してよい」、②「調印はベルリンでおこなう」などの「合意がなされたようである」。

「日独協定推進派は、この時点において、一、防共協定(国家間協定)、二、付属協定(国家間協定)、三、付属軍事協定(両軍間協定)という三部構成での内容を構想していた」。

しかし1935年末に国際情勢「急転回」を背景に外相ノイラート(Konstantin Freiherr von Neurath)の説得がヒトラーのリッベントロップ支持を抑制し「国防軍・外務省連合」＝「日独協定反対派」が優位になり、交渉は「停滞期」に入った。

ところが「当初日独協定に否定的であった」駐日大使ディルクセンが「日独協定推進派」になる。また外務省の「極東不介入」方針を無視して国防軍が1936年4月に「独中協定」を結んだため両者に「深刻な対立」が生じる。加えて「1936年夏、国際政治におけるイギリスの立場への評価を下げていたヒトラーが日独協定推進派を支持し、対日交渉が再活性化」した。但しこの時提示のドイツ案からは上記の「軍事協定」案のような「積極的軍事同盟色」は消えた。その後も続いた「錯綜した政治過程の結果として日独協定を容認する政府内の政治環境が形成されたのちに〔日独防共協定が〕調印された」。

以上の田嶋の説明はクリヴィツキー情報とは共通点や補完、相違がある。後述のクリヴィツキーの記述によれば、ヒトラーが「世界の世論を欺く方策」(煙幕)としての防共協定作成を決定したのは1年近

「大島の独断専行は「防共協定強化問題」で有名であるが、すでに武官時代にこのような仮署名に及んだ。」

その際この秘密協定を「いかに偽装するか」が問題になり、「ヒトラーが、世界の世論を欺く方策として反コミンテルン協定を立案することに決めた」。

こうして1936年11月25日に日独防共協定が締結され、「同協定の公表文は短い2カ条[3カ条のうち第3条は有効期間]のみである。しかしその背後には秘密合意が隠されていて、その存在は決して認められなかった」。しかしスターリンは「この秘密合意の全証拠を入手した」。

「防共協定秘密文書は9点あり、極東軍事裁判で明かされ、ヴァインベルクが紹介した(Weinberg 1954; 青木 2023a:4 節)<sup>15</sup>。クリヴィツキーが届けたこれらのうち、スターリンはリッベントロップのラバッコ条約と独ソ中立条約の扱いに最も着目しただろう。彼は分りにくい書簡の中で両条約は防共協定の「秘密附属協定」第2条に抵触しないと弁明し、大使武者小路が「多大ノ満足ヲ以テ了承」した。枢密院審査委員会もこの書簡を「やや不明確」としたが、承認した(補注8参照)。スターリンらも両条約の有効性継続を必ずしも確信できなかった可能性がある。のちにモロトフはそれを確信していなかったかのような発言をした(15節)。

そもそも、秘密附属議定書第II項には、両国は「この協定の存続期間に相互の同意なしに本協定の精神に一致しないいかなる政治的条約も締結しない」(ドイツ語正文からの訳で、日本語正文にある「…締結スルコトナカルベシ」と同じ文意)とある。文面からは既存の「政治的条約」に該当しないと思われるが、交渉中に既存条約・協定の存続が議論になったのかもしれない。]

スターリンは「すべてを知っていることをヒトラーに示すと決め…リトヴィノフがベルリンを突然驚かすよう命じられた」。リト

くあとであり、その前後の記述から推測すると、それは1936年8月8日以後から防共協定締結少し前までの間のことである。

ところで、実際に署名された防共協定は、表向き「反コミンテルン」協定だが、秘密文書によって当初通りの反ソという内実が協定された(但し政治的に限る)。日本側には反ソ協定という理解が強く、だから政府も大使大島も独ソ不可侵条約を防共協定に反すると強く抗議したが、リッベントロップを含めドイツ側は、あれは反コミンテルンであり、国家相手ではなくイデオロギーの問題だから、不可侵条約はそれに反しないと反論した。その反論は、秘密文書が示す協定の内実を反し、また1937年2月に駐在武官オットと日本参謀本部の間で「防共協定を軍事的に有用化」する問題が協議された(田嶋 1997:182-184)事実にも反する。

<sup>14</sup> 大島が参謀本部と調整しつつ、1935年9月20日に仲介役ハックに最初の〔対ソ〕日独協定案を提示し、同25日ドイツ国防相が関心を示し、11月15日リッベントロップ邸での最初の会談、同27日に「日独接近へのヒトラーの“確固とした決断”」になった(田嶋 1997:69-81)。そうすると日独交渉期間は、大島が最初の案を提示した1935年9月20日から1936年11月25日防共協定締結までの14ヵ月となり、リトヴィノフの言う「15ヵ月」に近い。

<sup>15</sup> 防共協定の本来の名称は「共産“インターナショナル”ニ対スル協定」(日本側原本、通称反コミンテルン協定)であり、あたかもコミンテルン対策かのように装い、両国とも特定国対象ではないと公言したが、同協定付属秘密文書9点がソ連対策という内実を示した。これら9点のうち独文書集(C-6.1-文書58)と外務省編(2012)はともに、秘密附属協定、日ソ漁業条約・国境条約等を対象外とする両特命大使の往復書簡、独ソのラバッコ条約・中立条約を対象外とする往復書簡(計4書簡)、秘密保持了解事項の合計6点を収録した。田嶋(1997)末尾の「資料」には「秘密付属協定」のみが掲載された。

ヴィノフは 11 月 28 日(防共協定締結 3 日後)「ソビエト大会」において演説し、「言うまでもなくベルリンでは驚愕が走った」。

リトヴィノフ演説は内幕熟知を以下のように誇示した:

今回の日独合意[防共協定]のために「15 ヶ月」も要したこと<sup>16</sup>や、その際交渉担当が[外相や大使ではなく]「将軍と超外交官(super-diplomat)」「大島とリップントロップ」であったこと、交渉が「極端に秘密裡になされたこと」、独日の「公式外交ルート」にさえ交渉が秘密にされたことが、「貧弱な 2 カ条」だけのためだったとは「情報通」は誰も信じない。

「公表された独日協定[防共協定]については実際には何の意味もないのだから、私は諸君にその中にいかなる意味も探さないことを薦めたい。それは、同時に議論されて仮署名され、たぶん正式署名もされたが、公表されず、公表のつもりのない別の合意のための偽装にすぎない…私は、日本の駐在武官とドイツの超外交官の間の 15 ヶ月もの交渉が充てられたのはこの秘密文書の仕事であり、その中では共産主義という言葉は触れられてさえないと断言する。日本とのこの合意は 1 つの大陸で勃発したいかなる戦争をも少なくとも 2 つの、もしかすると 2 つより多くの大陸に広げることになるだろう」<sup>17</sup>。

[このソビエト大会では国際情勢報告は大会日程になかったが、「スターリン」ノ希望モアリ、リトヴィノフが演説した。日本では同盟電が演説内容を日本関連部分を中心に伝えた。外務省調査部(1937)は政府機関紙イズベスチャ紙掲載のリトヴィノフ演説の「要領」を記載した。またソ連共産党機関紙プラウダは論説を載せた。上記紹介のリトヴィノフ演説と異なり、両紙ともに防共協定によるドイツへの日本の従属を強調した(補注 9 参照)。

<sup>16</sup> 「15 ヶ月」(脚注 14 の計算では 14 ヶ月)とあるが、上記のようにうち「約 7 ヶ月」は協議のない「停滞期」であった(田嶋 1997:84)。

<sup>17</sup> 大島らの秘密交渉のソ連側による暴露について田嶋(1997:94)はこのリトヴィノフ演説ではなく、その 1 ヶ月後、1935 年 12 月 27 日の「タス通信のスッパ抜き」を紹介し、その情報源が東京にいるゾルゲとオランダにいるクリヴィツキーだと推測した。NHK 取材班(1987:97)は 1936 年 1 月 10 日のモロトフ演説(脚注 12)によって「ソ連は知っているぞ」と「日本とドイツを牽制した」と位置付けた。

田嶋(同前 78-79)によると、ドイツの駐日駐在武官オット[Eugen Ott、のちに駐日大使]は 1935 年「11 月 5 日に日本の参謀本部からリップントロップら[と大島]の「交渉について情報を得て、それを「本国の陸軍参謀本部第三課」に通報したが、その際既知のゾルゲに「暗号の組立」を手伝わせた。「交渉について情報」の中身が重要であり、文脈から日独交渉の内容ではなく、「参謀総長閑院宮載仁親王が「ベルリン宛の作業計画」を承認し、また、そのために若松[中佐、参謀本部第二部欧米課]が訪独するという事態の詳細」が中身と見られる。従って大島が陸軍に送付しクリヴィツキーらが入手した日独交渉の内容は含まれなかったと思われる。手伝ったゾルゲは知り得た内容だけでなくドイツの「暗号の組立」も通報しただろう。

クリヴィツキーが入手した日独交渉文書は日本の暗号文であったが、上記のようにその解読法もソ連は入手していた。

<sup>18</sup> カンデラキおよびそのドイツ経済相シャハトとの会談などについては補注 6・10 参照。ベシメンスキーは 1930 年代半ばの独ソ関係におけるカンデラキの役割を論じた。その長文の末尾につきのようにある:「のちにクリヴィツキーが想定したカンデラキのヒトラー訪問の証拠は、「広範な独ソ協定」の計画同様に、わずかしかないが、「旧ソ連外務省の公文書集にベルリンにおけるカンデラキの接触に関する全文書が入手され得ると仮定することはできない」し、カンデラキ裁判の NKVD 記録にはベルリンでの交渉への言及がなく、政治局の特別ファイルや NKVD の諜報文書に記録があるかもしれないが未公表である(Besymenski 1992:356f.)。

カンデラキは 1937 年 9 月逮捕、翌年銃殺となったのだから、その

国際情勢報告の予定がなかったのは、このソビエト大会が新憲法(いわゆるスターリン憲法)案採択のための臨時大会であったからで、新憲法は 12 月施行され、連邦ソビエト大会は最高ソビエトに改組された。]

以上の「クレムリンの外交政策へのベルリン・東京協定[防共協定]の影響はどうであったか。

スターリンは「表立った動き」と「内密の策略」という「2 つの行動方針を同時に継続した」。「表立った動き」とは「フランスとの提携を強化し、同盟を迫った」こと、「チェコスロバキアとの相互援助条約」締結、「反ファシスト…統一戦線キャンペーン」、対独日の「集団安全保障のための運動」などであった。

[フランスとの相互援助条約締結と同様にチェコスロバキアとのそれも 1935 年 5 月だから、こちらも提携強化策だろう。]

「内密の策略」の目的は「1 つだけ」、つまり「ドイツとの緊密な協定」であった。

防共協定が締結されると「すぐにスターリンは彼の個人的特使であるベルリン駐在ソビエト通商代表カンデラキ(David Kandelaki)に、通常的外交チャンネルから外れて、いかなるコストを払ってでもヒトラーとの取引に到達するよう命じた」。当時の政治局会議でスターリンは「きわめて近い将来に我々はドイツとの合意を必ず達成するだろう」と明言した。

防共協定成立直後の「12 月私はドイツにおける我々の活動を抑制せよとの命令を受け」、その後「何ヵ月かカンデラキの秘密交渉の望ましい結果」を期待していた。すると 1937 年 4 月にカンデラキが「ナチ政府との合意案を携えて」モスクワに戻り<sup>18</sup>、「スターリンは、彼がついに彼の全策略のゴールに

関連文書の運命も想像に難くない。

そこでベシメンスキーが持ち出したのは、「対立増大がソ独関係の支配的特徴であり続け、1939 の東の間の条約は、2 年後に“バルバロッサ”作戦[独ソ戦]が示すように、ヒトラーの見地からはこの特徴[対立増大]を何も変えなかった」と締めくくった

要するに、「東の間」の例外があったが「対立増大」が支配的だったから、クリヴィツキーのカンデラキ回想が真実かどうかは無意味であったという無意味な言い訳で締めくくった。言い換えると彼の論文は全体が無意味であったことの告白であった。

しかし第一次大戦後から独ソ戦開始までの独ソ関係の過半は「対立増大」ではなかった。独ソ戦への過程の始まりは最も早く見てもようやく 1940 年 11 月モロトフがベルリン訪問の際にヒトラーと言いつ争った時である。大戦後からナチ政権成立(1933 年)まで概ねが蜜月時代であり、その後 1939 年 7 月までは報道上のものしりあいはあるけれども双方とも一定の関係を維持し同年 7 月末から翌年 11 月までは緊密な政治・経済・軍事協力と侵略協力の時期であった。

彼の言う「東の間の条約」は単数表記なので独ソ不可侵条約のみを指し、独ソ境界・友好条約は彼の念頭になかった。だから彼は、後者が 1939 年秋以後の独ソの緊密な政治・経済的・軍事協力を定めたことも無視した。

彼に限らずソ連出自の、あるいはソビエト・プロパガンダの影響下の研究者はソ連崩壊後も 1939 年から 1941 年までの独ソ結託による侵略を意に介しないか、スターリンが事後的弁明に用いた「時間稼ぎ」論(Leonhard 1989 による批判参照)に頼って、ソ連を「平和国家」、「侵略被害国」と描く。例えば 1 節で触れた斎藤(1995:287-288)がそうであった。また元ソ連軍政治総本部次長ヴォルコゴノフ(1992:下第 1 章)は独ソ不可侵条約は時間稼ぎのために必要であったが、その秘密追加議定書やファシズムとの「友好」を謳った独ソ境界・友好条約はとんでもないことだと御都合主義に徹した。

実際には 1940 年 8 月 1 日最高ソビエトで独ソ不可侵条約の成果としてモロトフが他国からの領土と人口をいかに多く獲得したか、数字を挙げて自慢し(1 節)、侵略者としての本質を自ら物語った。

達したと信じた。

「この時」私は、私のある作戦についてスターリンに報告したばかりのエジヨフ(Nikolai Yezhov)と「長時間会談」した。そのテーマは「ドイツ内の不満や古い君主主義者グループからの反ヒトラーの可能性について我々が入手した種々の報告」であった。

〔クリヴィツキーはエジヨフを OGPU(合同政治保安部)長官と記したが、すでに内務人民委員(NKVD 長官)になっていた。〕

「大粛清執行者」エジヨフは「単純な考え方の持主」で、「いかなる政策問題も彼はすぐスターリンに相談し、上司の言うことは何であれ逐語的に繰り返し、それから行動に移した」。

彼は会談直前に上記と同じテーマについてスターリンから聞いたことを「蓄音機」のように私に話した。すなわち(抜粋)：

「ドイツ軍内部のヒトラーへの不満」について：ヒトラーは「軍を満足させる」ものすべて、つまり十分な食糧、優秀な武器と装備、名声と名誉、力と勝利の感覚を与えているのだから「軍の不穏についての話は全く馬鹿げている」。

「資本家」について：カイザーの復位を必要としない。ヒトラーはストを非合法化して労働者を工場へ戻して国家統制し、共産主義者を除去した。だから資本家にも不満はない。

従って「ソビエト・ロシアにとってただ1つの進路しかない」。

エジヨフによればスターリンは「我々はナチ・ドイツのような優れた大国と折り合いを付けねばならない」と言った。「しかしながらヒトラーはまたもスターリンの口説きを拒絶した」。

その後「1937 年末までにスペインにおけるスターリンの計画の挫折と中国における日本の成功」がソ連を孤立させ、「スターリンは見かけでは 2 つの主な列強グループの間での中立の立場をとった」が、「スターリンの根本的な目的は同じままであった」。

このあと第 1 章は彼の亡命後 1938～1939 年の出来事の記述となる。

なおクリヴィツキーが当時のスターリンの「策略」をどう見ていたかを 4a 節において紹介する。

また、以上に見た 1935 年以後しばらくの間のソ連指導部をヒルガーがどのように見たかについては補注 10 参照。

#### 4a 節 スターリンのヒトラー観とドイツ共産党の運命

4 節の補足としてクリヴィツキーのスターリン観(Krivitsky 1939: Ch.1, J 第 1 章)を抜粋し(4 節で紹介した部分を除く)、その際当時ソ連以外では最強の共産党組織であったドイツ共産党(KPD)をスターリンがどう扱ったかを付記したい。

クリヴィツキーの主張はスターリンのナチ政権以前・以後を通じた対独接近意欲の一貫性の強調であった。

ナチ政権成立の「7、8 ヶ月前、1932 年初夏」にクリヴィツキーはダンチヒ[現グダニスク]で、「わざわざベルリンから会いに来た頑固な君主制支持者であるドイツ参謀本部付高級将校」と話した。「昔流の軍人であり、ロシアとの協力によるドイツ帝国の再興を信じていた」この将校は、「ナチ党が国会議席を増やしている状況について」「ヒトラーに来させ、仕事をやらせる。それから我々、軍が彼を手早く片づけるつもりである」と語った。クリヴィツキーがこの将校に所見をまとめたレポートを依頼し、それをモスクワに送ったところ「クレムリンの連中の中で話題になった」。

ヒトラー政権成立 11 ヶ月後 1933 年 12 月 28 日にモロトフ

はソビエト大会(のちの最高ソビエト)で、独ソ関係は「我々の国際関係において非常に目立った地位を占めている。…ソ連には対独政策のいかなる変更の理由もない」と断言した。

翌日の同大会で外相リトヴィノフも同様に「ドイツと最良の関係を持つことを望んでいる。このような関係から、ソ連とドイツは利益のみを得るだろう」などと演説したが、「我々は、我々の側としては、西方、東方、あるいは他のどんな方向であれ〔領土〕拡張欲望を持っていない。我々はドイツが我々に同じことを言うのを聞きたい」と付け加えた。

スターリン自身はヒトラー政権成立 1 年後、第 17 回党大会〔1934 年 1 月 26 日～2 月 10 日〕初日に、「我々は決してドイツのファシスト政権に熱狂的ではない。しかしファシズムは争点ではない。ファシズムは、もしそれだけが理由なら、例えばイタリアではソ連がその国と良好な関係を樹立することを妨げなかった」と演説し、「ヒトラーに対する宥和のための努力を継続した」。また彼は、ヒトラーが「ソビエトロシアとの〔ソ連に〕有利なクレジット条件での通商に入った」ことをヒトラーの「政治的善意の兆候と解釈した」。

しかし当時、ナチ党内の「ヒトラーの穏健な政策にあきたらないナチ急進派」から成る大尉レーム(Ernst Röhm)のグループと、ドイツ軍の一部将校から成る「帝政復古」派(前首相シュライヒャー〔Kurt von Schleicher、大将、ヒトラーの前の首相〕やブレドウ〔Ferdinand von Bredow、少将〕という 2 つの反ヒトラー派が存在し、両派がヒトラー追放のために手を握った。しかしソ連側の諜報によると「ドイツの大都市駐屯部隊」も「国防軍将校の主要部分」もヒトラー政権に忠実であった。

「ヒトラーによる粛清」〔1934 年 6 月 30 日のレーム事件(3 節)〕を西欧や米国、また「ソビエトの諸グループ」も「ナチ権力の弱体化」と見たが、スターリンは政治局会議における議論を、「ドイツにおける出来事はナチ政権崩壊を示すものではなく、逆にそれは政権とヒトラー自身の強化を引き起こすにちがいない」と言って締めくくった。「政治局の決定を知りたくて一晩じゅう待機した私に、「將軍ベルリンがクレムリンの会議からスターリンのこの公式見解を持ち帰った」。

〔「帝政復古派」はレームらとともに粛清された。いわゆるレーム事件であり、これによってスターリンが第 17 回党大会報告で懸念した「新しい政策」派が粉碎された(詳細は 3 節)〕。

ベルジン(Jan Karłowitsch Bersin)は 1924 年から GRU 責任者、クリヴィツキーの上司、1937 年 11 月逮捕、翌年銃殺。その逮捕直前にクリヴィツキーは自らの粛清を確信し家族とともに 1937 年 10 月 6 日パリのホテルから消え、12 月にフランス政府に亡命を認められ 1938 年 10 月に渡米した(NHK 取材班 1987:145)〕。

「ナチ・ドイツに対するソビエトの政策路線は、スターリンの見解に従った。政治局はいかなる代償を払ってもヒトラーにソビエト政府と取引するよう説得すると決めた。…6 月 30 日の夜〔レーム事件〕が彼にヒトラーの強さを確信させた。しかしそれはスターリンにとって新たな針路ではなかった。…彼はヒトラーをなだめるといふ彼の従来の努力を倍加することを決めたにすぎなかった。ナチ政権に対する彼の全政策は、〔Krivitsky 1939 出版までの〕同政権存在の 6 年間、その方向のままであった。彼はヒトラーのうちに本物の独裁者(a real dictator)を認めた」。

〔3 節のように、スターリンは第 17 回党大会演説の中ではドイツでは皇帝時代の政策の復古である「新しい」政

ソ連はすべて当該国人民の要請によると宣伝したが、すべて赤軍を

背景とした党機関、治安機関の圧力下の出来事であった。

策の主張者たちが万事に優勢」と判断したが、レーム事件によって第 1 次大戦後の「古い政策」優勢に変わった。そうした転換を実現したヒトラーの「血の粛清」にスターリンは感嘆した。その後彼も大粛清に進んだ。]

「最近の露独条約[独ソ不可侵条約]に至るまで流布しているヒトラーとスターリンは不具戴天の敵だという考えは、全くの作り話である。…両者の本当の関係は何度もの肘鉄砲によってもへこたれない、しつこい求婚者の関係であった。スターリンは求婚者であった。ヒトラーの側には憎悪があった。スターリンの側には恐怖があった。…彼はレーニンの死後すぐにドイツとの協力を支持し、ヒトラーが権力を握った時もこの基本的態度を変えなかった」。

日独防共協定締結[1936 年 11 月 25 日]後にスターリンは、「表立って実行した…公開案件」と「ドイツとの緊密な協定」を結ぶための「内密の策略」という「2 つの行動方針を同時に継続した」。

表立った行動として、「彼は特別の条約によってフランスとの提携を強化し、同盟を迫った。彼はチェコスロバキアとの相互援助条約を結び、世界中で反ファシズム統一戦線キャンペーン、リトヴィノフによる独日に対するソ連防衛の集団安全保障のよびかけをした。これらは「すべてヒトラーに印象づけることと、彼の内密の策略を成功させるように考案された」。

[但しソ連のフランスやチェコスロバキアとの相互援助条約は防共協定締結 1 年半前の 1935 年 5 月に締結された。]

内密の策略の「目的は 1 つだけ、ドイツとの緊密な協定であり」、その例が「カンデラキの秘密交渉」(4 節)であった。

とはいえその試みは 1937 年には「実際には未解決」のままであり、「スターリンがドイツに対する彼の友好的態度を世界に明らかにし始めたのは 2 年後であった」。

すなわち、「オーストリア併合[1938 年 3 月 13 日]とズデーテン地方占領[1938 年 10 月 1 日]というヒトラーの成果を見たあと、「1939 年 3 月 10 日に[第 18 回党大会演説で]彼はこれらのナチの征服への…彼の最初の見解を明らかにして、世界を震撼させた」。彼の回答は「ヒトラーへのスターリンの友好的な申し出」であり、世界は「仰天した」。その「3 日後ヒトラーがチェコスロバキアに進駐した時には世界は啞然とした」。

「3 日後」(=13 日)ではなく、チェコの残部(すでにドイツに併合されたズデーテン以外のボヘミア・モラヴィア)への進駐・保護領化は 3 月 15 日、スロバキアの独立かつ保護国化は同 14 日、同地への進駐は同 16 日。

彼が第 18 回党大会スターリン演説を知ったのはフランス亡命中かその後なる。]

「スターリンのヒトラーへの宥和政策の記録は公開と秘密の記録いずれも、ヒトラーの政策が侵略的になればなるほど、スターリンの求愛は激しさを増したことを明らかにしている」。そうなければなるほど「ヒトラーの侵略はますます大胆になった」。

以上のようなクリヴィツキーの見方にヒルガーの見方も似ていた。それは彼の 1939 年 5 月 10 日のヒトラーらへの説明(6 節)に現れている:「ヒトラーに私は、1933 年以來の独ソ関係を要約し、彼に彼の支配の最初の年々にソビエト政府が従来からの友好関係維持の希望をいかにしばしば表明したかを思い出させようと思ったが、しかしスターリンが 3 月 10 日に独ソ間には紛争の認識可能な理由は存在しないと説明したという指摘に限定した」(Hilger 1955:280)。

H.ヴェーバーらが 3 冊から成るコミンテルン資料集を 2014

～15 年に発行した。うち第 I 巻が「概観・分析・議論」、第 II 巻が 2 冊の資料集(第 1 部と第 2 部)である。

第 I 巻著者の一人バイアーライン(B. H. Bayerlein)が、「ソビエトの不介入政策:ドイツ共産党に対するナチのテロの容認とスターリン主義における内なる裏切り」という節において、次のように記した(H.Weber 2014:290f.):

「ソ連の最高権力機関は[ドイツ共産党への]弾圧と逮捕の波の邪魔をしなかった」。その波は「国会議事堂炎上とともに始まり、1933～1934 年合計約 6 万人の逮捕によってドイツの共産主義者と左翼全体に対する“政治的殺戮”(Politizid)に至った」。1933 年夏に「スターリンの側近アヴェル・エヌキゼ」が外務次官クレスチンスキーらの前で駐ソ大使ディルクセンに、ドイツの「“内政における統制”が独ソ接近に役立ったと語った」。

また「1933 年 9 月のソビエト中央執行委員会会議」ではモロトフが「全世界は、我々がファシスト国家を含むあらゆる種類の資本主義国家と良好な関係を保持していることを知っている。我々は、他の国々の内政と同様にドイツの内政に干渉せず、我々のドイツとの関係はその内政ではなく、外交政策によって決定される」と語った。そもそもソ連共産党(当時は全連邦共産党)政治局の 1933-34 年議事録には「KPD(ドイツ共産党)については全く言及されていない」。

ヴェーバーは、「合計 1675 人のドイツの指導的共産主義者」(ドイツ共産党以外も含む)のうち「ヒトラーのテロ」による殺害が 256 人、「スターリンのテロ」による殺害が 208 人という「驚くべき事実」を指摘した(H. Weber 2008:10)。両者合わせて 28%が殺害された。

「ドイツ共産党指導者 1400 人」に限ると、「222 人がヒトラー独裁の、不条理なことに 178 人もがスターリン独裁の犠牲者になった」(同前)。両方で 28%が犠牲となり、そのうちスターリンの犠牲者が 45%を占めた。

その他、戦前期ドイツ共産党データは青木 2023 を参照されたい。ナチ政権下西欧に逃亡し戦後東独に帰国した KPD 幹部の多くが、いわゆるノエル・フィールド関連粛清の対象となり失脚した(詳細は青木 2022a)。

## 5 節 (4 月 17 日)駐独大使メカロフ、独ソ関係改善を提起

当時モスクワのドイツ大使館員としてソ連政府の動きを観察していたヒルガーやヘルヴァルトも、多くの研究者同様に、第 18 回党大会のスターリン演説が独ソ接近の「具体的な兆候」ないし「里程標」だったと回想した(2b 節)。

実際、このスターリン演説のわずか 38 日後、1939 年 4 月 17 日に駐独ソ連大使メカロフがドイツ外務次官ヴァイツェッカーを訪問した。この訪問についてのヴァイツェッカーの記録(D-6-文書 215、読売版 2-3)によると、メカロフは表向き「実務的協議のため」に訪問したが、機会を捉えて独ソ関係改善を働きかけた。

この訪問を多くの外交関係者や研究者が、第 18 回党大会の方針に基づくソ連の訓令による独ソ接近の働きかけ第 1 弾だと見なした。ソ連外交官は訓令に反する行動のみならず、やり過ぎ・やらなさ過ぎでも危険であり、常に訓令待ちかつ訓令に忠実だったのだから、これは当然の解釈であった。

これが幅広い理解であることはフライシュハウアーも認めて、「関連する西側文献ではそれ[D-6-文書 215]が独ソ接近のためのソビエトの最初のイニシアチブの証拠とされたし、されている」、しかもそれ以前にはスターリンにその気がなかったと考える「批判的なアングロサクソンの歴史家たち(例えばカー(E.H.Carr)やネイミア(Lewis Namier)でさえ)同様であ

ると記した(Fleischhauer 1990:146)。

カーは3月10日のスターリン演説はその後夏までの出来事の「前奏曲」と言い(2節)、「あらゆる選択肢」を示しただけで、「ソビエトの政策のいかなる肯定的決定も発表しなかった」と見た。しかし彼は、3月31日の英国のポーランド独立保証宣言を見て「1週間後に独ボ相互援助コミュニケも発表」、「ソビエト政府は英国がソビエトとの同盟よりポーランドとの同盟を選び、ミュンヘンの時のようにヨーロッパの平和にかかわる重要な討議からソビエト・ロシアを閉め出すことを望んでいると推定し」、その結果「ソビエトの対独接近への公式の第一歩」として4月17日メカロフがヴァイツゼッカーを訪問したと言う(Carr 1951:126,128, J147,149)。

R.ヴェーバーは、「メカロフの話し合い[4月17日]とアスタホフの[クライストラ]招待[5a節]は、ロシア側が4月初めにイニシアチブを握り、ドイツとの関係改善を提案したことを証明している。[しかし]これは何ら新しい冒険ではなかった。より良い関係はすでにこれまで何年も提案され、ドイツによって拒否されていた」と評した(R. Weber 1980:141)。

これもクリヴィツキー同様の見方であった。但し独ソ中立条約や通商の問題では進展もあった。

4月17日のメカロフのヴァイツゼッカー訪問は、クリヴィツキー流に言うと、表立った外交ルートでの政治面におけるドイツ接近工作であり、このあとわずか4ヵ月余で新クレジット協定と独ソ不可侵条約の締結という世界を驚愕させる出来事に至ったのだから、まさに歴史的な第一歩であった。

17日の会談記録D-6-文書215(読売版2-3)によれば：

メカロフは「彼の着任(原注:1938年7月13日信任状提出)以来初めて本日実務的協議のために私を訪問した」。

「彼は着任直後にも外務次官を訪問した(Fleischhauer 1990:146)が、単に着任挨拶だったのだろう。彼は「実務的」には1939年1月11日に外務省経済政策部長ヴィールを訪ね、「独ソの経済関係に新時代を開始するソビエト政府の希望」を伝えた。翌12日の首相官邸新年レセプションではヒトラーが彼と「特に友好的に…目につくほど長く」話した(補注6a参照)。」

まず「彼にとって特別関心があると称する問題、すなわちシュコダ工場による特定の軍需資材供給契約の履行について長々とまぐし立てた」。

「プルゼニ(チェコ、当時ドイツの保護領、ドイツ語ではピルゼン)所在のシュコダは当時兵器生産を含む欧州有数の重工業企業であった。この件の詳細は同日に外務次官が経済政策部長に送った文書(D-6-文書217)によって下記に紹介する。

通訳シュミットによると、1939年4月15日ローマ訪問中のゲーリンクは、「チェコスロバキア侵攻に」「やや心配そうに見えるイタリア人たち」「ムツリーニと外相チアノ(Gian Galeazzo Ciano、チャーノ、チャーノとも表記)に、その「必要性」と「利点」を説明し、利点として「特にシュコダ工場獲得による西欧民主主義国に対する軍備能力」向上を挙げた(Schmidt 1949,434, J477)。」

その際大使が特に強調したのは、この件は「我々[ドイツ側]がロシアとの経済関係を本当に大切に、さらに拡大も図ろうとするかどうかの試金石」になるということであった。

外務次官が「我々の側に好意があっても、目下露英仏航空

条約や同様のもの」の報道があるので「ソビエトロシアへの軍需資材供給は雰囲気的にそうは優遇されない」と言うと、大使はそれを機に「政治分野」に話を移した。

「露英仏航空条約」報道とは、ドイツ外務省の4月30日の「回状」によれば、「4月半ば」に英仏の新聞が報じたもので、英仏がソ連との提携について、ポーランドやルーマニアの「赤軍への」「嫌悪」を考慮して、ソ連軍の寄与は「空軍」限定とするという案であった。「しかしこの考えは明らかに観測気球でしかなく、関係する東欧諸国からは賛同を得られなかった」(D-6-文書299)。」

まずドイツ・ポーランド関係を話題にしたあと、「このロシア人[大使]は、私が独露関係をどう思うかとあけすけに質問した」。外務次官は「我々は常にロシアと相互に満足のいく経済交流をしながら暮らしたいと希望している」とか、「ロシアの報道機関」は最近米英の新聞の「反ドイツ的口調に完全には同調していないように思われる」、ドイツ報道機関の論調は大使自身をご存知だろうなどと答えた。

すると大使は、「ロシアの政策は常に直線的であり、イデオロギー的な意見の相違は露伊関係にほとんど影響せず、ドイツに対してもそれを妨げるとは限らない。ソビエト・ロシアは、ドイツと西側民主主義諸国との間の現在の軋轢を我々[ドイツ]に対して利用していないし、そうすることを望むこともない。ロシアにとって我々と正常な基礎上でやって行くべきではないという理由は存在しない。正常な関係からますますより良い関係になることもできる」と述べて会談を終えた。

帰り際に彼は「数日中にモスクワを訪問するつもり」だと知らせた。

「正常な関係」云々は「政治分野」の話題として語られたのだから、それは明らかに政治的関係を指す。その上ヴァイツゼッカーが5月30日アスタホフとの会談では下線部分を「政治的関係の正常化と一層の改善の可能性」と表現し、アスタホフも異論がなかった(9節)。

フライシュハウアーは、メカロフが翌18日に帰国し<sup>19</sup>、「二度と戻ってこなかった」と記し、ラウホ(Georg von Rauch)の論文から以下を注記した:「ソビエト政府は夏の独露会談を外部から隠す方法をヒトラーの外務省と同様によく知っていて、メカロフを一時的に呼び戻し、夏の間ずっとその地位に戻させないほど慎重であった」(Fleischhauer 1990:153)。彼女はこれについて何の異論も記さなかった。ということはこの時から「夏の独露会談」が予期されていたというラウホ説をフライシュハウアーも認めたことになる。

これに似た話として、7月11日のシューレンブルクの送信(D-6-文書648)には「8月が特に決定的な月であろうというひそひそ話」が出てくる(15節)。」

「正常な関係からますますより良い関係」云々というドイツ側の記録を、独文書集に疑い深いフライシュハウアーでさえ非難しなかった。

従ってこの会談に当たってメカロフはシュコダ問題のみならず、独ソ政治関係の改善に関する訓令も受けたことになる。当時ソ連大使が訓令以外をテーマにすることあり得なかった。

1939年1月11日にメカロフはドイツ外務省経済政策部を訪れ、独ソ「経済関係の新時代」形成を働きかけた(6節)。

彼は同年4月17日には外務次官を訪れて政治的關係改

<sup>19</sup> しかし Roberts(1992:注12)によると、メカロフは召喚されて4月21日に帰国し、リトヴィノフ解任後に「外務人民委員部中央機

構を呑み込んだ粛清の犠牲者」になった。

善を呼びかけた。

このようにメカロフの 1 月 11 日と 4 月 17 日の訪問先と発言内容が異なった。この違いこそが、3 月 10 日スターリン演説後のソ連外交の変化の表面に現れた証拠である。

リードらは 1 月 11 日の「経済関係の新時代」発言を「独ソ関係の新時代」と言い換えたために、1 月 11 日と 4 月 17 日の違いの重要性を見えにくくしてしまった(補注 6a 参照)。

フライシュハウアーによると、メカロフの帰国後に「スターリン同席のもとに数日間の協議がなされ、またアスタホフはこの会談の記録を「会談の 10 日後」[4 月 27 日]に「リトヴィノフの指示」で本省に送付した。

「数日間の協議」の日付も内容も記されていない。日付は当然メカロフの帰国(4 月 21 日(脚注 19))後だが、アスタホフの記録の前か後かも不明である。]

アスタホフ作成の記録によれば、[シュコダ工場との契約問題について]「非常に礼儀正しく、好意的な外務次官」[ヴァイツェッカー]は、反ソ的「諸措置を否定し、生じた諸困難を好意をもって調停することを約束している」。

その後「会談は全般的・政治的な諸テーマに移った」が、その際ヴァイツェッカーは「大使が関心を持つすべての問題に答える用意がある」と述べ、「外交語法に不慣れなメカロフに質問者の役をさせた」

メカロフは独仏関係や「ポーランドに対するドイツの要求」、[ヨーロッパにおける全般的な緊張状態の理由]といった論点を提起し両者のやりとりが紹介され、次いでヴァイツェッカーも「ソ連はドイツに脅威を感じているか?」と問いかけ、やはり両者のやりとりが紹介された。

その後両国の報道機関をめぐるやりとりのあと、メカロフが「ソビエト社会主義共和国連邦とドイツの関係の見通し」をどのように見ているか質問した。ヴァイツェッカーは「意味深長な冗談の口調で非常に有利な景気状態」にあることを示唆したあと、「あなたは我々の間にイデオロギー的な種類の対立が存在することを知っている。しかしそれと同時に、我々は心から[!]あなたたちとの経済関係を発展させることを望んでいる」と語った(強調符はフライシュハウアー)。

[すぐ続けて]「そのあとメカロフは別れを告げ、自分はすぐにモスクワへ行かねばならず、同地では非常に彼が非常に忙しいと言ひ残した」(Fleischhauer 1990: 148f.)。

[ドイツ側記録では話題が「政治分野」に移ったのはメカロフの提起による。フライシュハウアーはどちらによるかを明示せず、さもヴァイツェッカーが主導したように見せかけたが、以上のように、また彼女が認めるように「質問者」はメカロフであり、ソ連側記録によってもメカロフが積極的に政治的論点の発言をしたことが分る。]

この記録紹介には奇妙な点がある。メカロフの独ソ関係の見通しという論点についての質問にヴァイツェッカーが答えたあと、メカロフは何も反応せず、唐突に辞去した。メカロフが提起した多くのほかの政治的テーマについては両者のやりとりが紹介されたのに、この論点のみメカロフ発言の紹介がないのは非常に奇妙である。

この論点のドイツ側の記録では、メカロフが、独ソ間は「正常な関係からますますより良い関係」になり得るなどという最も重要な発言をした。もしこの発言がアスタホフ作成の記録に無ければ、フライシュハウアーはヴァイツェッカーによる捏造だと騒いだはずである。しかし、彼女はそうしなかった。従ってアスタホフ作成の記録にも相応の部分が存在したが、彼女は意図的に無視したと推測せざるを得ない。

なおドイツ側の記録にある「イデオロギー的な意見の相違は露伊関係にほとんど影響せず」云々というメカロフ発言がスターリン演説(3 節参照)の請売りにもかかわらず載っていない。これも訓令通りの発言のはずである。しかしブラウシュハウアーの記録紹介にはない。

フライシュハウアーはヴァイツェッカーの「記録が本質的な省略[複数]を含んでいないかという疑問が生じる」などと記した(Fleischhauer 1990:148)が、斎藤のようにヴァイツェッカーが記録に記した内容を否定することはなかった。

斎藤は、ヴァイツェッカーの記録は「独ソ関係の発展を期待しているのがメカロフのように印象づけている」と非難し、上記独文書集の「正常な関係からますますより良い関係…」を「メカロフの自身の言葉とは思えない」と否定した(斎藤 1995:145-6)。それが「メカロフの自身の言葉」でないことは当然で、彼は「自身の言葉」を使ってはならず、訓令の言葉を伝達した。それが当時のソビエト外交官というものであり、召還が決まっている彼はなおさら用心したはずである。

フライシュハウアーはこの会談の際にヴァイツェッカーが「不可避の…世界紛争にドイツを巻き込むことに反対する機会をつかんだ」と言い、その根拠として 4 ヶ月もあとの彼の書簡(1939 年 7 月 21 日)を挙げた(同前: 144f.)。

しかし彼女がその典拠にした書簡にはこの会談との関係が記されず、単に「私には誰も戦争を望んでいないと思われる」などという全くの一般論しかない(Hill 1974:155)。

ソ連側の記録と異なりヴァイツェッカーの記録にはアスタホフの名がない。それは彼を記録係と見たからかもしれない。アスタホフは両国の報道のあり方に口を挟んだだけであった。

メカロフが提起したシュコダ問題についてヴァイツェッカーは外務省経済政策部長ヴィールに次のように報告した(D-6-文書 217)(上記と重なる部分は省略)：

私はシュコダ契約の詳細を知らないので「差し当たり大使[メカロフ]に、自分にはロシアへの差別待遇があるとは考えられ得ず、おそらく現在の保護領[チェコ]の軍事占領の際にシュコダからの全供給が阻止されたが、「もちろん今では保護領がドイツ経済全体にすでに組み入れられているので、保護領における現行民間契約も場合によっては変更を経験しなければならなかった」と説明した。「にもかかわらずこの件は私が利益をもたらしたい経済的側面を持っていると私は受け止めた。但しその場では「私は、迅速な取扱いの確約以外の約束を失得ない」と返事した。「部長 W」[ヴィール]に「今後の扱いについての教示」をお願いする。

「利益をもたらしたい経済的側面」は最近中断した独ソ経済交渉問題を指すだろう。]

### 5a 節 4 月 17 日会談関連のアスマンとクライストの回想

当時特別任務大使で、ミュンヘン会談や対ソ経済交渉にも関与したリッター(Karl Ritter)が、アスマン(1 節参照)に次のように話した：4 月 17 日のメカロフのヴァイツェッカー訪問に先立って「4 月のある日」に「ワインバー「エヴェスト」(Ewest)」で、アスタホフからドイツ側(シュヌレ)への次のような働きかけがあった(Asmann 1950:93f.)：

「エヴェストはロシア大使館近くにあり、7 月 26 日のシュヌレ・アスタホフ会談(17 節)の場所でもあった。]

アスタホフはシュヌレに「残念ながらとうてい好ましくはない我々の間の政治的関係を正常化するために、いやおそらくそれ以上に徐々に改善するためにさえ、我々両国間で進行中の経済交渉が利用され得るとあなたも思わないか?」と問いかけ、シュヌレは「ヨーロッパの平和のために非常に有益」

なら結構なことだという慎重な抽象的返事をした。

〔17日のメカロフと比べると、アスタホフ発言は「政治的関係」の「正常化」と「改善」は同じだが、そのために経済交渉再開を利用するという点が異なる。

その後の実際の経緯は経済交渉再開から政治的関係の深化へと進む。

ドイツ側も5月20日のモロトフとの会見で大使シューレンブルクは、経済交渉再開の前提として「政治的基礎」形成を要求したモロトフに経済交渉進展が政治的改善をに役立つと反論した。

但しこの場面での大使の反論は、モロトフ要求がアスタホフの表明と異なって政治交渉先行要求だと誤解した上での反論であった。モロトフの言う「政治的基礎」は経済交渉におけるドイツ側の姿勢の改善要求にすぎなかった(7節・12節参照)

シュヌレがこのアスタホフ発言を「個人的に親しい」リッターに話し、二人は「ロシアの外交業務を支配する厳しい規律を考慮してアスタホフ氏がスターリンの指示なしに探りを始めることはできなかったこと、およびこの出来事が帝国外相に報告されねばならないことで一致した。リップントロップ氏はその報告をヒトラーに伝えた」。「その後まもなく〔4月17日〕、ロシア大使メカロフの外務次官ヴァイツェッカー訪問がことをはっきりさせた。メカロフはすでに2年来〔前年7月13日信任状提出以来〕ベルリンにいるが、これまではまだ政治的な会談のためにヴァイツェッカー氏を訪ねる必要を感じていなかった」。

アスマンはリッターから聞いたこの話をすでに U.S. Naval Institute Proceedings 1949年6月号に寄稿した。戦後すぐのアスマンの回想が正しければ、17日のメカロフ発言はこのアスタホフ発言の繰返しであり、個人の発意ではなく訓令によるものであったことがより一層明らかである。

但し R.ヴェーバーが1976年にシュヌレに聞くと、彼はアスマンのこの回想について「思い出すことができなかった」し、関連の「記録や言及」が見当たらない(Weber 1980:140)。だからこの回想に確証はないが、すでに当時78才のシュヌレが37年前の非公式会話を思い出せなくても間違いとは限らない。場所は同じだが、話題が全く異なる7月26日の両者の会談との混同も考えにくい。

アスタホフは、「経済交渉」の進展が「政治的関係」の「正常化」や「改善」に寄与するという考えを5月5日のシュヌレとの会談でも述べたが、その際にはシュヌレは「4月のある日」のような慎重な抽象的返事ではなく、具体的に即答した(6節)。従ってその間にシュヌレが回答を準備したと考えられ、そうであればアスマンの回想の間接的な裏付けになる。

この頃について独外相リップントロップの側近の一人であったクライストは以下のように回想した(Kleist 1950:26ff.):

〔クライストは、1904年マリーンブルク(マルボルク)に生まれダンチヒで育ちベルリンで法学を学んだ。1936年からリップントロップ事務所(Dienststelle Ribbentrop)に所属、当初ポーランド・バルト諸国を担当、のちにソ連を担当した。「東部戦線」(Ostfeldzug、独ソ戦)開始後は東部省(Ostministerium)に派遣され、戦後英占領軍による1年間の強制収容後釈放された(Kleist 1950:序文)。〕

第18回党大会でスターリンは「西側民主主義諸国のために火中の栗を拾い出したり、単独でドイツに進軍する考えはない」とか、「ソ連はドイツとの関係改善を原則として嫌ってい

るというわけではない」と演説したが、「この新しい態度にドイツは非常にためらいがちに反応した」。

それでも同年4月7日、すなわちドイツ・ポーランド関係の決定的な転換後に、外相リップントロップがクライストに駐独ソ連大使館に知人はいるかと質問し、「その後」〔日付なし〕同大使館員との「個人的な関係の改善」を要請した。

〔「決定的な転換」は3月31日英国のポーランド保証、4月6日英ポ相互支援共同コミュニケを指す。〕

彼は外相の要請理由を、独ポ間の「国境問題の解決を強要するためにナショナリズム的に過熱したポーランドを〔独ソで〕挟撃するつもりだ」と推測したと言う。

〔この回想によれば、スターリンの第18回党大会演説へのドイツ側の反応は「ためらいがち」であったが、英ポ同盟成立を見てリップントロップが対ソ接近を具体化しようとした。カーも、スターリンが4月17日のメカロフ発言を言わせた直接のきっかけを英国のポーランド独立保証と見なした(5節)。〕

要請を受けた「二三日後」に彼はアスタホフの招待に応じて「あるドイツの対東方経済の指導的人物とともに」ソ連大使館を訪れ、食事をしながら種々話し合った。

クライストに随行した人物はフライシュハウアーによると、かつて〔ラパッコ条約実践時期に〕「国防軍少佐として赤軍と協力した」ので、ソ連側の受けがよかったチュンケ(Fritz Tschunke)であった(Fleischhauer 1990:137)。

〔第1次大戦後の将軍ゼークト(Hans von Seeckt)らによる独ソ軍事協力を研究した Smith(1956)はチュンケの将軍ラベナウ(Friedrich von Rabenau)あて手紙に多くを負っている。〕

7日から「二三日後」(原文は einige Tage、フライシュハウアーは wenige Tage とした)とは、幅広く見ても4月半ばまでである。しかしアスタホフの肩書が「ソビエト臨時代理大使・大使館参事官」とあり、それが会談時の肩書きだとすると、会談はメカロフ召還(4月21日)後、つまり4月下旬になる。

話し合いの中でアスタホフは、「見事に歴史に裏付けられ」かつ「これ以上望み得ない明快さで」、独ソは「歴史的にしばしばそうであったように、肩を並べて重大政策をめぐらす」べきであり、「イデオロギー的詮索」をめぐって互いに争うことは無意味である、「柄にもないことをしていることを政治家たるもの理解しなければならない。第三者の利益になるように互いを手ひどく扱うのではなく、1つの共同の政策を決めようではないか」と弁じた。

独ソ間の「イデオロギーの分裂」が「和解の道に立ちほだかる決定的な現実」だという「私の反論」を彼は否定し、「スターリンとヒトラーはこの現実を創造したが、それによって支配されることのない男たちだ」と主張した。

フライシュハウアーによれば、リップントロップがクライストにソ連大使館との接触を指示したきっかけについて、ドイツ外務省では1939年4月のこれら最初の日々にシューレンブルクの出席のもとで、ロシアへの接近の可能性の問題が集中的に議論され(ヴァイツェッカーの回想による)、「ヒトラーの“白の場合”指示(脚注4)を考慮して、外相も今やそれ〔独ソ接近の可能性〕を検討した」(Fleischhauer 1990:137)。

〔「…最初の日々」は文脈によれば4月上旬である。従ってゲーリングがムッソリーニに独ソ接近を説得するため出かける直前に当たる(補注3参照)。〕

彼女はクライストを「国家社会主義的出世主義者」、「横柄で野心満々の性格」と言い、駐ソ大使館員から「敬遠」、従来

の外務省職員から「嫌悪と軽蔑」を受けたと酷評した(同前:注 158(S.475f.))。その上「クライストからソビエト諜報機関の情報提供者への通信」とある(同前:106)。えっспайだった!と驚いたが、なんと 30 頁もあとに彼は「おそらく気づかないままにソビエト諜報機関への情報提供者」になっていたと注記した(同:137)。

### 5b 節 ソ連のバルト海から黒海までの利益関心に独参事官と英大使が言及

ドイツ駐ソ参事官(この時は臨時代理大使)ティッペルスキルヒが 4 月 24 日、本省に「政治報告」を送った(D-6-文書 257)。その主題は米大統領ルーズベルトから最高ソビエト幹部会議長カーニン宛の電報(4 月 22 日付)についてのソ連各紙の報道紹介であったが、末尾にソ連政府が「念頭に置いている」地域、つまり利益圏について以下を通報した:

英仏との関係如何に関わらず「ソビエト政府は自国の安全向上のために自発的に若干の事を行う努力をしてきた。その際ソビエト政府は特定の地域を念頭に置いている。その努力は差し当たりバルト海に向けられた。そのことはエストニアとラトビアに対するリヴィノフの警告諸声明(これらは国境での軍事的示威行動によって強調された)並びにフィンランドに対する圧力の試みから明らかになっている。最近ではトルコとの未決着の交渉や外務人民委員代理ポチョムキンのアнкаラ訪問が示す黒海方面での並行した諸努力が見られる」。

[バルト海から黒海まで。これが独ソの利益圏問題の注目点となる。なおルーズヴェルトはすでに 4 月 15 日にヒトラーにも電報を送り(D-6-文書 200 に英文のまま所収)、「平和アピール」と呼ばれる。]

実はすでに 4 月 13 日に駐ソ「英国大使シーズ(William Seeds)が[外相]ハリファックス卿に、スターリンへのドイツの申し出についての“あり得る危険”に注意を喚起した」。

危険とは「現状のもとではヒトラーが、例えばベッサラビアやポーランドの一部、ラトビア、エストニアにおける領土の約束によって、スターリンの好意を勝ち取るためにスターリンの“周知の誘惑”を利用する可能性が非常に高い」ことであった(Fleischhauer 1990: 476(本文 S.140 の注 167))。

シーズは、ヒトラーがこれら地域をスターリンの要求通りソ連の利益圏と認めることによって、すなわちバルト海から黒海までの旧ロシア帝国領の回復を容認することによって、スターリンと提携する「可能性が非常に高い」と的確に予言した。

シーズが挙げた諸国・地域に、なぜか彼が挙げなかったフィンランドを加えると、独ソ不可侵条約秘密議定書のソ連利益圏と一致した。「スターリンの“周知の誘惑”」は英仏ソ交渉におけるソ連のバルト諸国やベッサラビア関連の要求を指す。

ソ連科学アカデミー付属ソ連史研究所によると、シーズ通報の翌 4 月 14 日に英国政府が、「ソ連のヨーロッパのいずれかの隣国に対する侵略行為の場合に、当該国がそれに抵抗し、かつ当該国が希望する場合には、ソビエト政府の援助を頼り得るといふ公式声明を出すことを提案した」。「当該国」とは「フィンランド、エストニア、ラトビア、ポーランド、ルーマニア」であった。

[この英政府提案は以前からのソ連の要求への対応であるが、上記シーズ通報に促されたかもしれない。]

これに対してソ連政府は 4 月 17 日に英仏両政府に、以下の「3 カ国[英仏ソ]の間で侵略に対して同権かつ効果的な相互援助条約を備える諸提案」をした:

第 1 条 ヨーロッパ域内で英仏ソ 3 カ国のいずれかが侵略された場合「ただちにそのような軍事的性質を含む可能な総

ての援助を提供することを義務を負う」。

第 2 条 「英仏ソはバルト海と黒海の間に位置しソ連と国境を接するすべての東欧諸国に、これらの諸国が侵略を受けた場合に、そのような軍事的性質を含むあらゆる種類の援助を提供する義務を負う」。

第 3 条 3 カ国は「第 1 条および第 2 条の実現のためこれら諸国に提供すべき軍事援助の規模と形態を最短期間内に審議し決定する義務を負う(IfG-UdSSR 1980:437-439)。

[両者の提案応酬には D-6-文書 233・239 も言及した。

ソ連案は「侵略を受けた場合」には当該国の希望の有無に関係なく軍事援助することを義務付けた。その口実は自国が侵略国と接する危険の排除であったが、バルト三国併合により自らドイツと国境を接することを選んだ。

当時ニューヨークタイムズ紙がソ連案の実体を報道し、朝日新聞が紹介した(10 節)。

上記 5 カ国がいずれもソ連赤軍を「希望」しないことが分っていたから、英国案にソ連は反発した。それでも英政府が上記の提案をせざるを得なかったのは、これら諸国への「援助」(という名の干渉)をソ連が強く要求したからであった。上記のシーズのハリファックスの通報もその反映であった。

その後も英仏とソ連の間の大きな違いは埋まらなかった。ポーランドとルーマニアを筆頭に「ソ連と国境を接するすべての東欧諸国」のソ連軍への警戒心に配慮した英仏はソ連提案を認め得なかった。しかしドイツにはその配慮はなかった。

表立った「スターリンの“周知の誘惑”」にあたることとしては、本稿の枠内でも上記のリヴィノフの「警告諸声明」や英国の包囲政策アンケートへのソ連の回答(5c 節)、シューレンブルクが指摘したジダーノフの 1936 年 12 月の「バルト諸国に対する周知の脅迫的発言」(15 節参照)などがある。

IfG-UdSSR(1980)のうち本稿に関わる「第 11 章 第二次世界大戦前夜のソ連外交政策(1938~1939 年)」は、全 9 節から成り、上記を含む英仏ソ交渉には第 5・6 節が当てられた(合計 28 頁)。しかし独ソ不可侵条約を扱った第 9 節は 8 頁のみであり、ソ連にとって記載可能なことがいかに少なかったが示された。内容は、秘密追加議定書には一切沈黙し、同条約批准の際のモロトフ演説(2c 節)にさえ触れず、交渉経過の中から好みに合うわずかな事柄のみ抜き出して、あたかもドイツ側の一方的求愛の産物であったかのように描いたソビエト式プロパガンダにすぎなかった。

### 5c 節 英国の対独包囲政策とドイツの対策

ドイツに対する包囲(Einkreisung)政策という言葉が独文書集 D-6 に最初に登場するのは駐伊ドイツ大使の記録(D-6-文書 86、1939 年 3 月 24 日)の添付文書が紹介したムッソリーニ演説の中であった。その際彼は、「特にいまは西欧列強がドイツ帝国を新たな包囲政策によって脅しているから」ドイツ帝国との連帯の維持がなおさら必要だと述べた。

同日のドイツ外務次官の在外公館への電報回状では、包囲政策ではなく「ドイツに対する統一戦線形成のための英国政府の外交作戦」と表現された(D-6-文書 83)。

その後外交文書も「包囲」という言葉を使い、外務次官補・政治部長ヴェーアマン(Ernst Woermann)が 4 月 30 日にドイツの在外公館に「イギリス政府がドイツの外交的包囲のために開始した大規模なプロパガンダ活動の経過とこれまでの結果をまとめた」回状を送付した(D-6-文書 299)。

これらの文書によると包囲作戦の始まりは、「ボヘミアとモラヴィアへのドイツ軍部隊の進駐[3 月 15 日]のわずか二三日後」に「第 1 段階」として英政府が「ルーマニアへのドイツの攻

撃行動の場合の立場についての多数の政府へのアンケート)を実施したことであった。文書にはフランス以外の主要国の消極的反応が記され、うちソ連は「曖昧」な返事をしたとある。以後4月末までの英国の動きと各国の反応がまとめられ、結局ソ連は「軍事取り決めによって厳密に補完されるべき英仏ソ相互援助協定」の締結だけではなく、「4月20日頃」に「ポーランドとルーマニアへの英仏の保証宣言およびポーランド・ルーマニア同盟条約」が「ソビエトロシアに向けられないように変更」することも要求した。

言い換えると、この時すでにソ連はポーランドとルーマニアへの自らの侵攻に備えて、英仏の介入排除を意図した。

英国のドイツ包囲政策およびポーランドの英国との同盟に対してドイツは、4月27日にポーランドとの不可侵条約および英国との海軍協定を破棄した。

ポーランドとの不可侵条約破棄の理由は、最近英仏とポーランドが軍事協力を結んだことであった。すなわち、英首相チェンバレンは3月31日の英下院で、ポーランド政府が独立の脅威に抵抗する場合は全面的支援を保証し、仏政府も同様だと演説した(D-6-文書 136、ロイター報道転載)。これは英仏による一方的ないわゆるポーランド保証であったが、4月6日の英ポ共同コミュニケによって両国の相互援助が約束された(D-6-文書 169 原注)。

そこでドイツ政府は4月27日にポーランド政府へ長文の覚書(D-6-文書 276)を送った。それによれば：

ポーランドによる「新しい[英国との]同盟に伴いポーランド政府は、他方[英国]によって導入されたドイツ包囲という目的を追求する政策に進んで役立つこと」になった。それは「1934年1月26日のドイツ・ポーランド平和宣言において条約としての拘束力のある形で確定された諸原則」に違反し、「従ってポーランド政府は、恣意的かつ一方的にこの宣言を失効させた」。

[この文面にある「平和宣言」は通常ドイツ・ポーランド不可侵条約と呼ばれる。ドイツはそれを破棄した。その際のヒトラー演説は脚注 30 参照。]

すでに3月31日の英首相チェンバレンのポーランド防衛保証演説の直後、4月3日にヒトラーは「白の場合」(ポーランド侵攻)について「1939年9月1日以降」いつでも実施可能なように準備せよとのドイツ国防軍への極秘指示を出した(脚注 4)。「白の場合」実施に当たっては上記「平和宣言」が障害となる。だからポーランドへの覚書は「白の場合」実施のための条約上の制約除去でもあった。

ドイツ政府は英国政府へも4月27日に覚書(D-6-文書 277)を送って、ドイツ包囲政策により「英国政府は1935年6月18日の[艦船比を英:独=100:35とする]海軍協定…並びにその補足のために1937年7月17日に取り決められた声明を失効させた」と通告した。

## 6 節 (5月3~17日)ソ連外相交代とアスタホフの働きかけ(経済交渉再開打診、ラパッコ条約想起)

5月3日ソ連外相がリトヴィノフから首相モロトフの兼任に交代したことについて、駐ソ参事官ティッペルスキルヒが5月4日に本省へ以下を通報した(D-6-文書 325、読売版 3-4)：

5月3日の「最高ソビエト幹部会命令」により人民委員会議議長[首相]モロトフが「外務人民委員」を兼任することになったとソビエト各紙が「大見出しで」報じ、「リトヴィノフの罷免は最終頁の「クロニク」[クロニクル]欄に小さく載った」にすぎない。これは「突然の交代」であり「最大の驚きを引き起こした」。「最近彼の地位の動揺の具体的な兆候が存在しなかった」し、

「メーデー・パレードの際に観覧貴賓席のスターリンに最も近い位置」に立ち、「5月2日にも駐ソ英大使を引見し」、「昨日[3日]の新聞」のメーデーパレード来賓に彼の名もあつたからである。

[クロニク(クロニクル)欄には大粛清対象者名も掲載された(Leonhard 1959:47,75,1962:45,47, J15,17)。]

「彼の罷免はスターリン自身のとっさの決定の結果だと思われる」。原因は「リトヴィノフの[対外]交渉についての意見の相違」にあり、今後はスターリンの「最も親密な友人かつ最も近い協力者」モロトフによって「外交政策が厳密にスターリン的な意味で継続される」だろう。等々。

[スターリンのモロトフ宛ての長年の手紙にはリトヴィノフを誉める場面もあるが、多くは批判である(Lie 1995)。

ドイツとの関係についての意見の相違を示すリトヴィノフの長文の提案書がある。それは1935年12月4日の「書記長・同志スターリンへ」の提案書であり、重工業人民委員部のドイツ製品依存(ドイツの高価値機材輸入希望)を批判した(コピーをモロトフほか3人に送付)。内容は以下のとおり：

経済関係は外交関係断絶にならないために維持すべきであるが、「完全に絶望的な政治的諸関係を考えると、今後何年か到我々の対外発注の全部または獅子の分け前[=他国より多く]をドイツ向けとすることは間違いだと私には思われる。なぜなら、現在非常な経済的困難を経験しているドイツのファシズムに我々が効果的な支援を与えることになると思われるからであり、また、いかなる政治的利益もなしに今後何年間か我々にとって関心のある諸国のソ連への経済的関心を阻害することになると思われるからでもある。

重工業人民委員部の委員会が達するだろう結論にかかわらず、私は、[ドイツへの]注文規模を1億マルク、または最大限2億マルクに制限することを提案する(H. Weber 2015: 1147)。

提案書が出された1935年までにドイツからの工作機械輸入が激減し(図表 7)、スターリンの指示のもとカンデラキがドイツとの経済交渉に尽力中であつた(4 節)。その後増加に転じた。]

翌々日、5月5日にシュヌレがソ連駐独臨時代理大使アスタホフを招き、メレカロフが上記のように申請した「シュコダ工場との供給契約実施を了解する」と伝えた。ソ連外相交代を好機と見ての行動だったかもしれない。

するとアスタホフは「満足をあらわにし」つつ、「ソビエト政府にとってはこの問題の物的な側面よりも原則の側面が重要であると強調した」。続いて彼は「2月に打ち切られた[独ソ経済]交渉を我々[ドイツ側]が近々再開しないのか」と打診した。シュヌレは「我々へのロシアの最後の回答[2月のソ連対案(脚注 29)]がもたらした多数の問題」の検討中につき「まだ返事はできないと回答した」。

[経済交渉中断の責任はドイツ側にあるとソ連側は非難していたのだから、中断後の公式の場では初めてのソ連側からこのような打診にシュヌレは驚くはずであつた。しかし彼は驚くことなくソ連が提起した問題の検討中だと具体的な理由を挙げて即答した。

しかしアスマンの回想にある「4月のある日」の非公式会談(5a 節)では、アスタホフが経済交渉を再開し、さらに政治的関係を正常化し改善することを提案し、シュヌレは具体的な回答を控えた。今回のシュヌレは回答を

用意した如くに具体的に答えた。むしろ回答を用意した上でアスタホフを招いたと考えられる。従ってアスマンの「4 月のある日」の会談回想は、R.ヴェーバーの懸念にもかかわらず、事実だと見られる。

その後モロトフは 5 月 20 日に経済交渉再開に「政治的基礎」先行形成という条件を付けたが(7 節)、彼も 5 月 31 日の最高ソビエト演説で独ソ経済交渉再開が「あり得なくはない」と語った(10 節)。

さらにアスタホフは「リトヴィノフの罷免を話題にし、罷免が「ソ連に対する我々の態度に変化をもたらすかどうかを知ろうとした」(以上 D-6-文書 332)。

5 月 9 日にアスタホフは新任タス通信代表フィリポフを紹介するため外務省報道部を訪れ、シュトゥルム(Braun von Sturm)が対応した。アスタホフはまず、「フィリポフ氏が過去の時期とは本質的に異なる新しい状況下で彼の仕事を始め得ることをうれしく思う。ソビエトロシアに対してドイツ報道機関が示す控え目な態度はすでに外国報道機関の注意も引いている」と述べた。

「本質的に異なる新しい状況」は 4 月 17 日駐独大使メカロフ発言、5 月 3 日ソ連外相交代という一連のソ連側の動きを指すだろう。

しかしシュトゥルムは「モスクワのラジオ放送の最近の放送」を例示して「私としては今のところドイツに対するロシアのふさわしい自制を語ることはできない」と批判した。

この批判にアスタホフは、それは「モスクワでは」ドイツ側のこの態度が短命あるいは単なるマヌーバーかもしれないと疑われていることによるが、「そのような恐れが不当であるなら、ソビエトロシア側ではとても喜ばれるだろう」と答えた。

彼はシュトゥルムから外相交代の意義を問われると、従来も「リトヴィノフの個人的な政策ではなく、一般的に適切な路線であった」のだから、「おそらく当分政策の新方針設定は問題になり得ないだろうが、「他国、特にドイツの政策に依存している」と述べた(D-6-文書 351、読売版 5-6)。

5 月 17 日にはアスタホフはシュヌレを訪ね、次のような要請と議論をした(D-6-文書 406、読売版 6-8)：

まず「1935 年のソビエト・チェコスロヴァキア通商条約に基づいてプラハに設置されたソビエト通商代表部の法的地位」に関して、同代表部を従来通りの法的地位のままベルリンのソビエト通商代表部のプラハ支部として存続させるよう要請した。彼はその論拠としてドイツが「ボヘミア・モラヴィア保護領」にはそれまでの通商条約を更新まで適用すると宣言したことを挙げた。シュヌレはこの希望に対して「疑念は殆ど存在しないだろう」と言い、「近々の回答を約束した」。

するとアスタホフは「14 日前」[12 日前の上記文書 332]と同様に、しかし「とりわけ詳細に、再び独ソ関係のあり方に戻った」。彼はまず「ドイツの報道機関が数週間以来全く異なる姿を示している」と再説し、例として「反ソの解説がなくなり、客観的に報道され…ソ連の諸施設の写真による描写」も見たことを挙げた。しかし前回同様「これは戦術的理由から差し挟まれた休止にすぎないかどうかを判断され得ない」と続けた。

だがすぐに、「しかしそこから恒久的な状態が生じることが望まれる」し、「独ソ間には外交上のいかなる対立も存在せず、従って両国の敵対のいかなる理由も存在しない」と述べた。

ところがまたすぐに、「ソ連内ではドイツによる脅威へのはつきりした感情が持たれている」と続けた。しかしまたすぐに「モスクワにおけるこの脅威と不信の感情を払拭することは確かに可能である」と付け加え、「この会談の中でも再びラパッロ

条約に触れた」[どのように触れたかの記載はない)。

アスタホフは「独ソ関係変化の可能性についての彼の見解の根拠」として、「ドゥーチェ[統帥＝ムッソリーニ]が枢軸結成後もソ伊間の政治的・経済的関係の正常な一層の発展にとって何の障害もないことを悟らせたことを強調した」。

[アスタホフのソ伊関係を例証とする主張も、スターリン演説に倣った(3 節参照)。枢軸は「ローマとベルリンとの垂直線は…枢軸である」というムッソリーニ演説(1936 年 11 月 1 日)に由来する(世界大百科事典)。

この文書 406 の原注にはもとオーストリア駐ソ大使によるアスタホフ発言の論評があるが、省略する。

この会談でのアスタホフの発言は彼らしくなく、行きつ戻りつがあまりにも多かった。外相交代直後のため訓令にあいまいさがあったのかもしれないが、それにしても奇妙であった。

以上のアスタホフ・シュヌレ会談の 3 日後、5 月 20 日にモロトフが新外相として対独交渉に乗り出した(7 節)。

### 6a 節 (5 月 10 日)ヒトラーが「場合によっては」大規模ソ連利益圏を容認(アスマン回想)

ヒルガーの回想によると、「リトヴィノフの突然の解任はねらいどおりヒトラーに感銘を与え、事情説明のため彼は「すぐにドイツに来て外相を訪ねるように指示された」。大使はイランへ、駐在武官は「東シベリアのどこか」へ出張中であったためヒルガーが説明役になった。5 月 10 日の彼による説明の場には、ヒトラー、リッベントロップ、大将(のち元帥)カイテル、シュヌレ、ヘヴェルが出席した(Hilger 1955:277ff.)。

[ヘヴェル(Walther Hewel)は 1937 年からリッベントロップ事務所所属、1939 年 4 月から外相個人スタッフ責任者かつ外相のヒトラーとの連絡係(D-7.a-S.65)。

アスマンによると、この席でヒルガーは「スターリンが実際にドイツへの接近を求めていることを示した 2 つの機会に注意を喚起した」。すなわち第 1 に 3 月 10 日のスターリン演説、第 2 にリトヴィノフ解任であった。[おそらくヒルガーの退席後に]そこから「まず最初にヒトラーには双方の利益圏の画定が必要だと思われた。その協議に出席した諸氏は、彼[ヒトラー]が領土問題を論じた寛大さに驚いた。[というのは]彼はすでに今、場合によっては、おおよそフィンランド西岸から旧オーストリア-ロシア国境まで伸びる北から南までの線の東側全領土を、ロシアの影響に任せる用意があることを示した」(Assmann 1950:95f.)。

この情報源が記されていないが、可能性があるのは出席者のうちの唯一の軍人であるカイテル、あるいは上記(5a 節)同様にシュヌレからリッター経由である。

このヒトラー提案が事実だとすれば、「白の場合」(英仏との戦争開始を含む)のソ連の抱込みないし中立化の必要(5c 節・脚注 30)と、4 月に伝えられたバルト海から黒海までの旧ロシア帝国領をめぐるソ連の利益関心(5b 節)を背景にした策であっただろう。すでに 4 月にはゲーリンクによる関連協議(ムッソリーニとの会談があり、5 月 7 日から彼による独ソ接近の噂のばらまきが始まった(補注 3)。たまたし山路情報(補注 4)が正しければ、彼のソ連駐伊大使との会談もあった。

### 7 節 (5 月 20 日)ドイツ大使の経済交渉再開要請にモロトフが「政治的基礎」形成要求、ドイツ側は模様眺め

モロトフは外相就任 17 日後の 1939 年 5 月 20 日、ドイツの駐ソ大使シューレンブルクに「ソビエト政府は[独ソの経済]交渉再開にはこれに関連して必要な“政治的基礎”が形成される場合のみ同意することができる」と通知した。

これについての大使の通報を見たドイツ側はモロトフ発言

を再開拒否と解釈して再開要請を取りやめ、動きを止めた。

フライシュハウアーによると、[テヘラン出張からの帰路]「5月17日にまだ協議のためベルリンに滞在中」のシュレーンブルクが、「外務委員[外相]とその代理[外務次官]によるできる限り早い時点での[会談]受け入れ」を要請し、「5月20日(土)16:00からに許可された」(Fleischhauer 1990:190)。

大使はこの会談結果について当日のうちに、以下の**速報**を外務次官ヴァイツェッカーに送った(D-6-文書414)の原注所収)。その口調は下記詳報(D-6-文書424)より厳しい：

モロトフは「経済交渉はそのために“政治的基礎”が見出されない限り不適当だとソビエト政府は考えている」と言ったが、「ソビエト政府が政治的基礎として何を理解しているか」との「私が繰り返した執拗な質問」に、それは「両政府が熟慮しなければならない」と言明することによって再三再四逃げた。

ドイツ側の経済交渉再開希望についてモロトフは「政治的駆け引きにすぎず本気ではないと思われた」と表明し、「古いソビエトロシアの**不信感**が浮上した。それには私は最も断固として反論した」。

大使は、「モロトフは時間を稼ぎ、目下は我々に関わらないで、場合によってあり得る[ドイツ側からの]政治的な提案の際に我々に優先権を与えたいと思っている」と結論した。

[大使はのちに再開拒否と伝えたことはないと言すが、速報を読めば(特に下線部分)は再開に応じず、それとは別の「政治的な提案」を要求したとヴァイツェッカーらが受け取ったのは当然であり、下記訓令になった。

大使の誤りは、「政治的基礎」を経済交渉とは別の「政治的な提案」要求と誤解して、日独関係の調整(ソ連への配慮)を考えた。実際にはそうしたことは無関係にソ連が6月8日に経済交渉再開に同意した(12節)ことによって彼の誤解が明らかになった。しかし彼はなぜかその後も誤解のまま「政治的基礎」を知るため無駄に「執拗な努力」を続けた。

6月8日の再開同意通知までにソ連がドイツから得たことは、あくまで1月～3月初めの経済交渉についてのドイツ側の説明と譲歩のみであった。すなわち①いわゆる1月の出来事(シュヌ連派遣中止(補注11))による**不信への弁明**と、②2月のソ連対案拒否による**不満への譲歩可能性**の言明であった。

この不信と不満の重大性は Weinberg(1954:12)が指摘していた：1月から3月初めの中絶までの交渉経過の「本当に重要な結果はロシア人の反応」であり、「彼らがドイツは交渉態度において彼らに公正ではなく、またおそらく最初から真剣ではなかったと感じたのはもっともであり、経済交渉の問題が再び持ち上がると、ロシア人は通常以上にドイツへの疑念を抱く結果になった」。

こうした不信と不満の解消のためにすでに、今回の会談で大使がシュヌ連派遣中止を弁明し、交渉が「合意に達する方法を見つけた」のでシュヌ連を派遣すると発言したこと(下記の会談記録)が有効であった。

さらにヒルガーが6月2日に交渉再開の「意図の真剣さ」を示しつつ、「ソ連へのドイツの輸出可能性がこの間に改善された」を伝達した(11節)。

これら以外に、いかなるドイツ側の「政治的」提案なしに6月8日にソ連側が経済交渉再開同意を伝達した。大使シュレーンブルクが誤解した経済面以外の何か特別の政治的合意の要求ではなかったことが明らかになった(12a節参照)。5月20日から6月8日までの間に

独ソ間にいかなる政治的進展もなく、政治交渉さえも全くなかった。

にもかかわらず、再開のためのシュヌ連派遣を求めた「6月8日の協議…」の場で彼[ミコヤン]は、ソビエト政府がシュヌ連氏派遣からドイツ政府も「政治」[的基礎]に本気だという証拠を見て取るだろうと言明した(14節)。

従ってモロトフ発言は、1月に生じた不信の除去と2月のソ連対案拒否への不満の解消を、「政治的基礎」形成という大げさな言葉で表現したことになる。モロトフのこけおどし用語が大使の誤解の一因であった。

この時のモロトフはドイツに英仏との交渉でソ連が求めた3条件のような政治的要求をしなかった。そうした要求は経済交渉再開後であった。経済再開は独ソの経済的補完関係のためにソ連にとっても重要であった(特に軍需機器輸入)。だからこそ経済交渉再開を先に持ちかけたのはソ連側であり(5a節・6節)、再開拒否はよほどの状況変化の場合以外には考えられなかった。]

この速報について外務次官ヴァイツェッカーは翌5月21日、大使に以下の訓令を出した(D-6-文書414、読売版10-11)：「あなたのモロトフとのこれまでの接触の結果によると、我々の側では今や全く動きを見せず、ソビエトロシア側がさらにもっと口を開くかどうかを待つことが必要である。私はあなたに別途訓令があるまで[それに]ふさわしく振る舞うように要請する。けれどもあなたに届くすべての有用な通知やニュース、さらにあなたの状況判断はそのつど電報するように要請する」。

[この訓令は、ヴァイツェッカーらが明らかに大使の上記速報を真に受け、モロトフの「政治的基礎」要求を経済交渉再開拒否の口実だと理解した結果であった(下記の「送付されなかった書簡案」も参照)。

しかしモロトフ発言についての大使の誤解を真に受けたリップントロップは、ヴァイツェッカーらと異なり、「政治的基礎」として、ソ連のポーランドにおける利益を考慮する政治的接近案を作成した。しかしヒトラーによってすぐ取り消された(8節)という有様であった。]

大使は20日のモロトフとの会談の詳報を5月22日にヴァイツェッカーに送った(D-6-文書424、読売版8-12)。それは会談報告(本文)と会談記録(添付文書)から成る。**会談報告**は次のようである：

モロトフとの協議について外相が「最大限の慎重さを強く勧めた」ので、自分は「できるだけ発言しないこと」にしたが、モロトフの態度が「私には全く疑わしく思われるので、私はますますそうした」。

「最大限の慎重さ」を指示した文書は見当たらない。上記のように彼のモロトフへの会見申し入れはベルリン滞在中であり、その際に外相が彼に指示したのだろう。]

モロトフにとって、「我々の経済交渉の再開は政治的なジェスチャーとしては十分ではなく、彼は明らかに我々からもっと**広範囲の政治的性質の提案**を得ようとしている」としか理解され得ない。我々は、場合によってあり得る我々の側からの提案がクレムリンによって英仏をゆすするという目的のためだけに**利用される**ことが保証されない限り、この分野[「政治的種類」]では極めて慎重でなければならない。他方で我々が当地で何かを達成したいなら、我々が早かれ遅かれ何かすることは不可避だろう」。

[大使は、ドイツの経済交渉再開方針は「政治的ジェスチャー」としては不十分だから、経済交渉問題とは別の

「政治的性質の提案」の追加が求められたと理解した(12a 節)。その後その理解は全くの誤解だ判明するが、大使はそれにも気付かなかった<sup>20</sup>。

二重下線「利用される」を英語版は「利用されない」と否定形に誤訳したので、意味が逆転してしまった。フライシュハウアーも同様に誤解した上に、大使が「政治的種類の軽率で性急なドイツの提案[上記の「…政治的性質の提案」]に警告した」のは、「モスクワが英仏を脅迫するために利用するかもしれない」からだとして記した(Fleischhauer 1990:194)。

しかし大使の主張は「利用」されるなら「慎重」でなくてよいということであった。また彼女は「何かすることは不可避」という部分を無視した。

続いて大使は、英仏ソ三国交渉について「当地で何か知ることは異例なほど困難」で、「英国人同業者」(原注: Sir William Seeds)は沈黙、「中立国の外交官も」何も知らないと嘆いた。但し「フランス人同業者」(原注: Paul Emile Naggiar)は長期不在にもかかわらず臨時代理大使(原注: Jean Payart)が[ドイツの]「国境通過紹介状」を求めたので、フランスが三国交渉を調停するとの報道通り同交渉がバリで行われるかもしれないと記した。

また「イタリアの同業者」[アトリコ(Bernardo Attolico)]はソ連が英仏に「完全に有効な同盟条約」を求めていると言う。その真偽は不明だが、「英国がソビエトの軍事同盟提案受け入れを躊躇する主因の 1 つは日本への配慮」だと「当地ではしばしば主張されている」。というのは「ロンドンがソビエトの[極東を含む]全国境の防衛義務を負う」となれば、「日本人を我々[ドイツ側]の手に引き渡す」ことになると恐れていると言うのである。だから「もし日本が自発的にわが方に入るなら、英国にとってのこの懸念はなくなるだろう」と推理して、大使は報告文を終えた。

<sup>20</sup> フライシュハウアーは、独ソ不可侵条約締結へのイニシアチブの可能性をソ連側、ドイツ側、駐ソ独大使館について検討し、大使を中心とする駐ソ独大使館と結論した。

彼女の説明の要旨は次ぎようである: 駐ソ米臨時代理大使カークは「3 月 14 日の國務長官ハルへの報告」の中で、スターリンの第 18 回党大会演説についてドイツ大使館員たちが「スターリンの国際情勢指摘のトーンと、特にソビエトとドイツの関係を悪化させ根柢のない両国間の戦争を挑発する試みへの彼の厳しい批判について満足している」と述べ、「彼らはこれらの発言が適切な方法でベルリンの適切な職員によってヒトラーに知らされる場合には、独ソ間の政治的関係の改善が発展され得るだろうという考えを抱いた」と記した。カークの「この報告は、大使シュレーンブルクと彼のスタッフが、遅くともスターリン演説の 3 日後には、その演説を新たな[独ソ]接近イニシアチブの出発点にすることを検討したことを示している」(Fleischhauer 1990:114)。

スターリン演説のこうした見方自体はヒルガーやヘルヴァルトの回想にもそうある(2b 節)、大使自らその内容を通報した(2 節)。通説も同様である。だから大使館員たちの発言が事実であったとしてもそれは解釈と客観的な展望にすぎず、「新たな…イニシアチブ…を検討したこと」の根柢には全くならない。

大使シュレーンブルク自身は「政治的性質の提案」に「極めて慎重」であった。それでも彼は「早かれ遅かれ何かすることは不可避」とも記し、その際に彼が想定した「政治的基礎」候補はソ連に配慮した日独関係調整であった(例えば下記 D-6-文書 424)。

だから彼の本省への報告にはしばしば唐突に日本の動きが出てくる。取り消されたリップントロップ提案(文書 441)にも「日露の対立をなんとか抑制」する(8 節)とあったのは大使の通報の影響だろう。

このあと実際にドイツが行った日独関係調整は防共協定をその秘密文書から切り離して「反ソではなく反コミンテルンだ」と言いくるめ

[ソ連の主張はその「全国境」ではなく西部国境に接する諸国への軍事援助の強要であり、それが英国の「躊躇する主因」であった(5b 節参照)。]

会談記録によると:

本日午後 4 時からモロトフ氏と会談。「ロシア語しか話さない」彼は自らが用意するから通訳を連れて来ないよう頼んだ。会談が 1 時間以上かかった理由の一部は、通訳した青年が「非常に正確に、しかしゆっくりとフランス語から[ママ]通訳した」ためであった。

[誰がモロトフのロシア語をフランス語に通訳したのか不明であり、また大使には「フランス語から」の重訳の必要はなかったはずである。もしヒルガーが同席し内容を把握すれば、この会談で生じた大使の誤解と、誤解に基づくその後の失敗を回避し得たかもしれない。その後モロトフもヒルガーの通訳を信頼することになる。]

大使は「会談の最初に…経済交渉におけるミコヤン氏の最近[2 月]の提案はすぐには取り除き得ない若干の困難を引き起こした」が、「合意に達する方法を見つけた」ので、それについてミコヤンと協議するために「ごく近い時期に上級公使館参事官・博士シュヌレ氏をモスクワに派遣するつもりである」と述べた。

しかしモロトフは「我々[ドイツ側]の最近の経済交渉の経過は我々がこの件に総じて真剣ではなく、政治的諸理由から交渉をもてあそんでいるだけだという印象をソビエト政府に引き起こした」と答え、モスクワへドイツ代表団や代わりのシュヌレ一人が来ると告げながら来ないで、大使やヒルガーとの交渉になり、その後立ち消えになったとの不満を言った[途中大使が異議を挟む場面も]上で、「そのせいでソビエト政府は交渉再開には、そのために必要な“政治的基礎”が形成される場合にのみ同意することができる」と述べた<sup>21</sup>。

大使はモロトフに「我々は経済交渉をもてあそんだことは一

ようとしただけであり、大使も日独ソ調整の独自アイデアを示さなかった。そもそもシュレーンブルクは本省に意見を言うことはあっても、訓令に従って行動した。

大使の「イニシアチブ」らしきアイデアとしてはただ一ついわゆるシュレーンブルク・プラン問題がある。栗原(1994:624-625)は「フライシュハウアーの強調するシュレーンブルクの“平和主義的な”イニシアチブなるものは、とても彼女のいうようなものとは思えない」し、彼女が言う「8 月 15 日のモロトフの“シュレーンブルク・プラン”への言及はこの親ソ派の老外交官に花を持たせた以上のものでありえない」と批判した。8 月 15 日の大使の会談目的は外相リップントロップの訓令の伝達であり、モロトフは大方の在ソ外交官に対してと異なり、すでに大使には多弁であった。

シュレーンブルク・プランについて詳しくは 15 節参照。

<sup>21</sup> 「モロトフの記録」によると、「帝国政府が今回実際に“ソ連との経済関係調整への明確な希望を持っている”ことを納得させようとした。…これに対して私[モロトフ]は、我々は経済交渉成功のためには相応の政治的基礎が形成されねばならないという結論に達したと答えた。そのような政治的基礎なしには、ドイツとの会談の経験が示したように、経済問題は解決されない」と述べた(Fleischhauer 1990:192)。

ヒルガーの回想には、「我々が驚いたことにモロトフは、経済協議の従来経過と、特に 1 月のシュヌレのモスクワ出張取り消しが、帝国政府は実際にはそのような交渉に真剣ではなく、ほかの所で政治的利益を得るためにこれを利用するつもりだという印象を引き起こしたと答えた。だから彼は、そのために必要な「政治的基礎」が事前に形成される場合にのみ通商協議再開に同意を言明することができる」述べたとある(Hilger 1955:281)。但し上記のようにこの会談は珍しく彼が通訳せず、参事官として同行したとも書かれていない。

度もなく、常に全面的に真剣に受け止めてきた」し、「私の理解が正しければ、ベルリンは、成功裏の経済交渉妥結が政治的な雰囲気にも役立つだろうという意見であった」と言明し、モロトフの不满事項についても簡単に釈明した。

その上で大使は「政治的基礎の形成によって何を意味するのか」と質問し、同時に「独ソの雰囲気はずっと以前から改善されてきたという印象を持っているし、以前は、はるかに不利な状況下で経済交渉が繰り返され妥結されてきたにもかかわらず、今は経済交渉が不可能だと言われることに驚いている」と反論した。

「するとそれについてモロトフ氏は、より良い政治的基礎がいかに形成され得るかを両政府がじっくり考えねばならないと言明した。モロトフ氏に彼の希望を厳密かつ具体的にさせるという私の執拗な努力は無駄であった」。

大使は諦めて会談を切り上げたが、モロトフは「非常に友好的に」別れの挨拶をした。

〔この場で大使が「政治的基礎」の内容を知るために「執拗な努力」をしたのは当然だが、速報でも報告でも再開否定を思わせる表現に偏り、ここでも「経済交渉が不可能だと言われる」と記したこと、加えて6月8日のミコヤンの経済交渉再開同意表明によってモロトフの「政治的基礎」要求が満たされたことに大使が気付かず引き続き「執拗な努力」を続けたことによって、ドイツ側の対応を混乱させた。

ドイツとの経済交渉再開はソ連側にとっても非常に重要であったが、モロトフの「政治的基礎」形成という大げさな言葉のせいでドイツ側が「動きを見せず」という対応をしたので、ソ連側は慌てたはずである。

その後の経過を知った上で振り返ると、大使はモロトフ発言がどのような脈絡でなされたかに注目すべきであった。その脈絡は大使の速報や報告よりも記録にはっきり出ていた。モロトフが強調したのはいわゆる「1月の出来事」以来の経済交渉におけるドイツの対応への不信と不満であった。その不信と不満への対応が「政治的基礎」要求の内容であった。

その不信と不満へのドイツ側の解消努力の結果わずか19日後、6月8日にミコヤンが再開同意を通知した。大使は当初「政治的基礎」をやむなく誤解したとしても、同意通知によって誤解に気付くべきであった。〕

「続いてすぐ」大使は外務次官ポチョムキンを訪ね、モロトフとの会談経過を説明し、「その会話からはモロトフ氏が本来何を望んでいるかを聞き出すことができなかったと付け加えた。たぶん何か彼〔ポチョムキン〕の念頭にあったに違いない」。そこで彼に「モロトフ氏の考え方がどの方向に動いているかを時々知らせる」よう頼んだ。

大使は「我が政府に何を提案すべきか全く分らない」が、「ドイツの政策の主要方針には何の変更もないだろう。だから…私の考えでは、我々の東アジア政策を堅持するだろう。しかしこの政策は決して反ソ連に向けられたものではない」とポチョムキンに述べた。

〔すでにドイツ外務省では「親中派」が敗退し独日提携が軸になっていたので、大使の発言は、「我々の東アジア政策を堅持」は独日提携堅持を意味し、それが「反ソ連」ではないと弁明した。

他方外相リッベントロップは「政治的基礎」対策として日独関係調整ではなく、対ポーランド作戦において「ロシアの利益を可能な限り考慮する」ことを考えた(下記

D-6-文書441)。この提案はすぐ取り消されたが、そこにも大使の「政治的基礎」対策に基づいて「日露の対立をなんとか抑制する」とあった(8節)。〕

D-6-文書425には5月22日駐独大使大島からリッベントロップへの、独伊友好同盟条約締結への日本政府の祝意の伝達が載り、D-6-文書426にはいわゆる独伊友好同盟条約とその秘密追加議定書(独伊枢軸文書)が掲載された。

5月25日にはヴァイツゼッカーから外相への状況報告が記録された(D-6-文書437)。その中でヴァイツゼッカーは、「①英国が「条約の地域的適用効力」の制限をはずし、ソ連が「全面的な〔軍事〕支援を断念する」ことによって、「いま英露が相互に歩み寄るだろう」と予測した。〔しかし実際には両者の歩み寄りにはなかつた。〕

②では、ドイツ側の対ソ行動について、「モスクワにおける現時点のドイツの行動は、それがロシアによって真剣に受け止められる場合にのみ価値がある。さもなければ無価値または危険でさえあるだろう。というのは、さもなければモスクワはとりわけ即座にそれ〔ドイツの対ソ行動〕と東京における我々〔の対日関係〕を対抗させて漁夫の利を占めるだろう」と指摘した。

〔「というのは」以下は、モロトフが「我々の東アジア政策」を問題としているという大使シューレンブルクの「政治的基礎」理解に基づいていると思われるが、大使と異なり、ヴァイツゼッカーはそこから模様眺めと結論した。〕

彼は②に続けて「注視されるべき」3点を挙げた：

a)ヒルガーがロシア外務省での「通常の会談の継続」の中でドイツ側の「経済的準備作業」を話したり、また「全く気楽な調子で、政治に触れるつもりはないけれども独露間にはあらゆる可能性が開かれていると信じていると言及する」としても反対しない。

b)〔スターリンのイタリアとの関係自慢を考慮して〕「適切な方法で独露接触のためのドイツ側の用意を説明するようモスクワ駐在のイタリア大使ロッソ氏に要請すること。その際ロッソ氏は、チアノのベルリン訪問に関する最近のニュースを引き合いに出すことができるだろう。…」

c)「帝国外相のロシア大使メレカロフとの会談。但しメレカロフのモスクワ帰還はいつまでかとの照会にこちらへの回答がまだ来ない」。

フライシュハウアーはこの文書437によってヴァイツゼッカーが「ロシアへの一層の接近という彼の考えを表明した」と評した(Fleischhauer 1990:202)。確かに彼は、茫然とする大使に比べ、冷静に経済交渉再開のための今後具体策を提起した。しかし同時に彼は英露接近優勢と見た上で、ドイツ側の働きかけは「ロシアによって真剣に受け止められる場合に」限定し、かつ対日関係への影響を警戒した。従ってフライシュハウアーが言うほどの積極性はなかつた。

また5月26日のD-6-文書440ではシューレンブルクがスウェーデン公使情報として、オーランド諸島問題についてのソ連のフィンランドに対する圧力を報告した。

〔1938年12月27日のプラウダ紙によると、同23日にポチョムキンとフィンランド駐ソ大使が両国国境確定委員会作成の「国境確定に関する文書及地図を確認せる旨の覚書」を交換した(外務省調査部1939:356)。しかしソ連は1年後領土割譲を要求し「冬戦争」を起こす。〕

## 7a節 モロトフは「政治的基礎」要求を事前に用意か？

5月20日に経済交渉再開の前提として「政治的基礎」を要求したモロトフ発言(7節)は、4月のソ連側の積極的な交渉

再開発言(5・6 節)と大きく異なった。

モロトフ発言は、経済交渉再開がソ連にとっても重要案件ゆえ、その場の思いつきとは考えられず、事前に準備、決定されたと考えられる。そうだとすれば問題は事前の決定のための準備期間があったかどうかである。

シュレーンブルクは 5 月 17 日にモロトフに会談を申し込んだ際にテーマとして経済交渉再開を伝えたはずである。会談は 5 月 20 日に実施された(7 節)。他方でアスタホフは 5 月 17 日のシュヌレとの会談では、モロトフ回答とは異なる従来通りの発言をした(6 節)。

従って 5 月 17 日から同 20 日の間にモロトフ回答の内容が決定されたと考えられる。

そこで想起するのは、ウイーンソ総領事山路が得た諜報のうちの「別紙」(補注 4)である。これが事前準備の証拠とは言えないが、傍証になり得るのではないかと思う。突飛に思われるかもしれないが、諜報に誤情報と事実が混在するのはよくある。

「別紙」には、メレカロフとヴァイツゼッカーの会談(4 月 17 日(5 節)だが 4 月 24 日と記載)の際に、ドイツが他国との戦争の際の中立をソ連に要請するなどの「独逸案」を提示し、「独逸案ニ対シ讓歩的態度ヲ示スコト適當」と「人民委員会議」が「決定」したとある。この「決定」は山路に情報がもたらされた 5 月 25 日以前になされた。

この時期の独ソ会談は 4 月 17 日や 5 月 17 日にもあった(5 節・6 節)が、これらはドイツ側への「讓歩的態度」というよりもいわば打診であった。明らかに「讓歩的態度」を示したのは 5 月 20 日のモロトフ回答であり、しかもそれはドイツ側からの公式要請へのソ連側の公式回答であったから、重要である。

モロトフ回答をドイツ側は経済交渉再開拒否と受け取ったが、それは大使シュレーンブルクの誤解の結果にすぎない(7 節)。ソ連側としては、ドイツ側の責任で経済交渉が中断した経済交渉再開に、たとえ条件付き(ソ連側の不信と不満の解消)であっても応じることはまさしく「讓歩的態度」であった。

ソ連では上位の決定が不可欠だが、とりわけ重要なモロトフ回答は即席の思いつきではあり得ず、事前のスターリンないし「人民委員会議」の決定があったことに疑いの余地はない。モロトフは 5 月 31 日最高ソビエトでドイツとの経済交渉再開が「あり得なくはない」と演説した(10 節)が、これもそうした決定に基づいただろう。

ソ連にとって独ソ経済交渉再開は特に軍需機器輸入拡大という高い必要性があった。特に 1938 年のドイツからの工作機械輸入は激減した(図表 7)からなおさらである。

その後の経過から「決定」内容を推測すると、大使が誤解したような経済交渉外の政治的要求(特に日独関係の調整)では全くなく(12a 節)、いわゆる 1 月の出来事のようなことを繰り返さない交渉姿勢(信頼回復)と、2 月のソ連対案へのドイツ側の讓歩(不満解消)の実現を前提として再開に応じるということであった。その際力点は 2 月のソ連対案の実現にあった。1 月の出来事後も交渉は 3 月初めまで続けられたからであり、またソ連側は 2 月のソ連対案を「基本的に受け入れる」ことを再開の条件としたからである(12 節)。

5 月 20 日にモロトフにシュレーンブルクが従来交渉への積明やソ連案について「合意に達する方法を見つけた」と、ドイツ側もいわば「讓歩的態度」を表明した(7 節)。おそらくそれが 5 月 31 日の同交渉再開が「あり得なくはない」というモロトフ演説(10 節)の背景となった。

その後のヒルガーのミコヤンへの説明(11 節)を経て再開の

「政治的基礎」(ソ連側の不信と不満の解消)が形成され、6 月 8 日にミコヤンが再開同意を伝達した(12 節)。

## 8 節 (5 月 26 日)リップントロップ提案:ロシアの利益を考慮

ドイツ側は 5 月 20 日のモロトフの「政治的基礎」発言のため経済交渉再開について慎重策に転じたが、5 月 26 日にリップントロップは打開策を提案し、すぐ取り消されるといふ騒ぎが発生した。

5 月 27 日に外務次官ヴァイツゼッカーが大使シュレーンブルクに送った電報の中に、ヒルガーは「全く異なる指示の誕生の目撃者」となったとある(D-6・文書 446、詳細後述)。

「全く異なる指示」とは、リップントロップの駐ソ大使への提案(D-6・文書 441)のことであり、ヒルガーのベルリン出張中に作成された。

リップントロップ提案は、モロトフの言う「政治的基礎」を経済交渉外の政治的合意の要求というシュレーンブルクの解釈を受けたもので、彼と同様に提案の中に「日露の対立…抑制」が含まれた。しかしリップントロップ独自としてポーランドにおけるロシアの利益の考慮も含めた(下記文書 441)。

文書 441 の日付けは「1939 年 5 月」であるが、原注によると、文書の中の傍注に「5 月 26 日に総統に提出」とあり、第 1 頁に「処理済み、ヴァイツゼッカー[5 月]27 日」(〔〕内は原注による)との書き込みがある。

「処理済み」とあるが、いつ「処理」されたかは記されていない。しかしすでに 26 日 20 時 5 分発信のヴァイツゼッカーの駐ソ大使親展電報(下記 D-6・文書 442)がリップントロップ提案の取り消しを伝えたので、「26 日に総統に提出」直後に即日取り消されたことになる。

取り消しには日伊の懸念が影響した(下記 D-6・文書 442・446)。しかしリップントロップ提案が示した「ロシアの利益」考慮は本交渉において大規模に復活する。それをドイツ側に着想させたのはモロトフの対英仏 3 条件(10 節)とそれに関連する従来から諸情報(例えば 5b 節にある 4 月 17 日のソ連案)だったと考えられる。

リップントロップ提案は、前文と 11 項目から成る長文の駐ソ大使宛て訓令案(D-6・文書 441)としてまとめられ、その主要内容は以下の通り:

前文:「最近のニュースは英露条約交渉が…近々肯定的な結果に至り得ることことを示しているので」独露会談では「より強く打ち解けることが適切」であり、そのため大使が「できるだけ早くモロトフを訪問し」以下を伝えるようお願いする。

①「モロトフはあなたとの先日[5 月 20 日]の会談で経済関係の深化を独ソの政治的関係の明確化に依存させた」(原注:〔上記〕記 D-6・文書 424 参照)が、駐独臨時代理大使[アスタホフ]も「度々同じ意味の発言をした」(原注:〔上記〕D-6・文書 332・406 参照)。

「ドイツ政府はソビエト政府に独ソ関係についての見解を全く率直に公然と提示することに何ら躊躇しない」。

〔原注が参照指示した 3 つの文書はどれも「経済関係の深化を独ソの政治的関係の明確化に依存させた」〔=政治関係先行論〕わけではないから、原注は間違っている。アスタホフはむしろモロトフ自身も独ソ関係を経済関係進展から政治関係進展へと考えていた。〕

①の論旨は明らかにシュレーンブルクのモロトフ発言理解(政治関係先行論)を信じた結果であるが、それは全くの誤解であった(7 節・7a 節参照。)

②「ドイツの外交政策は近年主として反コミンテルン」であったが、「共産主義的諸傾向のいかなる侵略からも絶対的に

守られる新しい強いドイツを建設する」という「国家社会主義の第1任務は…解決された」。但し今後もドイツ内での「共産主義的行動並びに外部からのコミンテルンのすべての影響を容赦なく弾圧するだろう」。

③ だが独ソ外交関係は、ソ連が「共産主義思想と世界革命思想をドイツ内に持ち込むことによるドイツ侵略の闘いを断念していると前提し得るなら、全く異なる。我々は最近何か月かのある種の諸事象からこの点においてロシアの見解に変化が生じたとの手がかりを得た。そのことは我々も、例えばスペイン内戦の経過と他方におけるドイツの並外れた対外強化と内部強化の事実が考慮に入れられるなら、十分理解するだろう。我々は3月のスターリン演説の中にこの方向におけるソビエトロシアの見解の確かな兆候を見抜いたと信じてきた」。

〔「対外強化」はオーストリアやズデーテンの併合、チェコ保護領化、スロバキア保護国化など、「内部強化」はドイツ共産党国内組織壊滅や全権委任法制定、レーム事件などだろう。〕

リップントロップが「3月のスターリン演説」に「確かな兆候」を見たことについてフライシュハウアーは、彼が「この演説内容を本当に真剣に、おそらく初めて本質的に把握したのはあとになって、あの8月の日々、ソビエトの好意を得ようとするドイツの努力が思いがけない成果を招来した時であった」と批判した(Fleischhauer 1990: 118)が、根拠のない言いがかりにすぎない。

また「8月の日々、ソビエトの好意を得ようとするドイツの努力」がソ連に多くの利益圏を認めたことを指すなら、そのための共同侵略議定書である秘密追加議定書の作成とそれを「条約の不可欠な構成要素」とすることを不可侵条約締結の条件としたのはモロトフであったという事実(3a節)を重視すべきであった。〕

④ 「この受け止めが正しいならドイツとソビエトロシアの間には現実の外交政策上の利益対立は存在しないと躊躇なく確認することができる。…この理由から我々は独ソ外交政策関係の鎮静化と正常化を意図する時が来たと十分考え得る」。

⑤ ドイツ側では「すでに最近何か月」も「ソビエトロシアに対する以前の報道上の論戦が根本的に緩和された」。ソ連側がそれを「一時的な戦術」と見るなら、それは当たらない(「カルパトウクライナ問題」への対応を例証とした)。

⑥ 「ドイツの外交政策の主な要因は…イタリアとの緊密な関係である」〔特に5月22日締結の独伊友好同盟条約を指す〕が、これは「反ソビエトロシア」ではなく、「また間接的にもその利益にいかなる形でも触れるものではない。それはもつぱら英仏の結合に対して向けられている」。

独日関係は「今後も大切に深化させるつもり」である。その際両国関係は「歴史的には反コミンテルン」として発展したが、今では「我々〔ドイツ側〕はむしろ英国との共同の対立を念頭に置いている」。それこそが「本来の現実政治上の核心」である。その際「我々は日露の対立をなんとか抑制することができると信じている」。

〔当時日本政府の「現実政治上の核心」は「防共」の名のもとでのソ連対抗であり反英ではなかった。ドイツ政府は、リップントロップが言うように、「防共」(反ソ)から反英仏への転換を図り(いわゆる「防共協定強化」問題)、それには日本政府が参加を回避し、独伊だけの同盟条約が結ばれた(補注12参照)。〕

⑦ ポーランドとは「ダンチヒと回廊の問題がいずれ解決さ

れなければならない」。そのために「我々の側ではこの解決を軍事的手段によって強要することは考えていない」が、「我々の希望に反してポーランドとの軍事的紛糾になるとしても、我々の固い確信によれば、それも決してソビエトロシアとの利益対立になるとは全く限らない。我々はドイツ・ポーランド問題の処理の際には…ロシアの利益を可能な限り考慮する」。

〔ヴォルコゴノフ(1992上:134-5)によると、1920年ポーランドからの赤軍敗退にはスターリンにも責任があった。だから彼は旧ロシア領の中でも特にポーランド東部回復へのこだわりは強かっただろう。〕

「純軍事的に見ればポーランドは我々にとってそもそも問題ではない。…我々は英仏の援助が幻想に過ぎないほど短期間に軍事的決着を勝ち取ることができる」。

〔実際にドイツ軍のポーランド侵攻はほぼ半月で勝敗を決し、ワルシャワを含む幾つかの陣地でのポーランド軍部隊の孤立抵抗が続いたが、政府・軍最高幹部たちは早々とルーマニアに逃げた。その頃合いを見計らって国家消滅を口実に赤軍が大挙侵入し殆ど無傷でソ連の取り分を占領した。まさに火事場泥棒であったが、ドイツの場合と異なり英仏は宣戦布告を躊躇した(1b節参照)。それのみならず英国は早々とソ連との通商交渉に入った(当時の朝日新聞諸報道)。〕

⑧ 「そのこと〔上記の「短期間に軍事的決着」〕はヨーロッパにおける現在の軍事的・政治的状況の判断にとって特に決定的である」。

ドイツの「軍事力と西部防御施設〔ジークフリート線〕の完璧な整備を考慮すれば英仏はドイツに対する軍事行動によって生きるか死ぬかの問題に直面させられ」、両国のポーランド支援の決意が本物であっても「西部防御施設は誰も突破し得ないので、どんな援助も常に遅すぎることになるだろう」。

〔英仏軍はドイツのジークフリート線を突破しなかった。〕

⑨ 「現実の力関係と利益が冷静に考慮されるなら」、ソ連が「英国の〔ドイツ〕包囲政策というギャンブルに積極的に関与」する理由は我々には考えられない。もし関与する場合「手元にある情報から」と、「英国からの本当に有益な反対給付なしにソビエトロシアの一方的負担になるだろう」し、「英国がソビエトロシアに実際に有益な反対給付を提供することは全く不可能である」。

英国は、ヨーロッパではドイツの「西部防御壁」に、極東では「絶対的な海上優位を持っている日本に有効に対処する状況には全くない。だから英国は再び他の列強に火中の栗を拾わせるという同国の伝統的政策」を取るに違いない。

「我々は英国の目下の政策全体を弱さの証拠と考えており、同盟協定や保証協定が結局どのような内容になろうともそこから実際の政治的現実が生じるとは信じていない」。

⑩ 「従って我々は英国の包囲努力を全く恐れていない」が、ソ連が「実際の状況」にそぐわない決定をしないように「ソビエト政府に我々の政治的な意図と見解をまさにこの瞬間に率直に説明することが適切だと考える」。もし説明にもかかわらずソ連が「英仏とともに反ドイツの固いブロックに加わる」なら、「ドイツと日本を最終的な敵に」回すことになる。「我々にとって重要なことは、上記のように、目下のところ、ソビエト政府に独露関係発展の別の可能性を説明すること」である。

⑪ 「要するに反ドイツの露英提携は、ロシアの利益の立場から見ればソビエト政府がロシアに対するドイツの攻撃的な意図を恐れる場合にのみ理解できる。しかし上記のように我々にはそのような意図は全くない」。

「しかしこの点に関して、我々のところでももちろんコミンテルンの態度への不信感がまだ眠ってはいないように、ソビエト政府があなた[大使]が始めた話[上記 5 月 20 日の D-6-文書 424]を不信感をもって受け取るなら、我々は[ソ連と]共同で、上記の説明の意味で相互の信頼を回復しこれを実践的に確かめようとしていると、あなたが指摘すべきである」。

「このために経済問題等々の交渉およびさらにまた結局のところ関係の政治的正常化の公的表明が可能性を提供するだろう。この方途の個々の段階がどのように組織されるべきかはより綿密な議論によることができ、我々はそのための用意がある」とも指摘すべきである。

「あなたが会談の経過の中でロシア側に、日本側やイタリア側がこの独露会談について大まかに知らされていると触れることに私は異論がない」。またあなたのモロトフとの会談が困難な場合はポチョムキンとの会談、またはヒルガーとミコヤンのルートでもよい。但しいかなる文書も渡してはならない。

以上のリップントロップ提案に関連して 5 月 26 日 20 時 35 分、ヴァイツゼッカーが駐ソ大使館に「大使親展」の訓令を送り(翌 0 時 20 分着)、以下を指示した(D-6-文書 442)：

ヒルガーは[ベルリンから]モスクワに戻って、今後の対ソ措置について大使シューレンブルクに「当地で試みられた検討[上記のリップントロップ提案(D-6-文書 441)]について報告するだろう」。しかし彼がモスクワへ戻ったあとの「日本およびイタリアの大使館との意見交換」の結果、「電報第 94 号[5 月 21 日の D-6-文書 414]によって指示された慎重さは変わらない。あなたが当分の間個人的に何らかの措置をとったり、ヒルガー氏が接触を試みる必要はなく、またやはり近くシュヌレ氏をモスクワへ派遣するつもりもない」。

[この訓令はリップントロップ提案取り消しや慎重対応維持だけではなく、大使が 20 日のモロトフとの会談で提起したシュヌレのモスクワ訪問企画も取りやめにした。]

この件についてヴァイツゼッカーは大使に再論した(D-6-文書 446、読売版 13-14)。この文書には 5 月 30 日発 6 月 2 日着とあるが、文書 446 へのシューレンブルクの回答(下記 D-6-文書 478)によれば D-6-文書 446 は 5 月 27 日付けであった。その内容は以下の通り：

「あなたの手紙(原注:D-6-文書 424[7 節参照])に我々はとりあえず昨日の電報(原注:D-6-文書 442)によって回答した。この回答にあなた自身は、全く異なる訓令(原注:D-6-文書 441[リップントロップ提案])誕生の目撃者であったヒルガーほどには驚いていないであろう」[これら 3 文書とも上記]。

「私はあなたに[リップントロップ提案(文書 441)取り消しについて]なお一言説明する義務がある」。

「当地[ベルリン]では我々は、英露の結合がやはり簡単には回避され得ないだろうという見解である。それでも今日でもなおかなり幅広い交渉の余地があり、その中では我々がより明確な言葉によっておそらく[英露交渉を]抑制や妨害しながら介入することができる」。

但しその「成功確率が当地では常にかなり控えめに評価されたので、モスクワでの非常に率直な話し合いは有益ではなくたぶんむしろ有害であり、おそらくタタール人の哄笑を引き起こしかねないかどうかを考慮されねばならなかった」<sup>22</sup>。

そのような「評価」には、[リップントロップ提案にある]「モス

クワと東京の間の漸進的和解が日本側によって非常に疑問だと指摘されたことも役割を果たした。ローマもかなり慎重であったので、結局のところ考えられていた大幅な措置の諸不利益が決定的だと見なされた」。

「要するに我々があなたに与えた[以前の]訓令に変更はなく、我々は今やまさに一方のモスクワと他方のパリーロンドンがいかに深く相互に関わっているかを見守るつもりである」。

[この文書は従来の訓令通りとする判断の理由として、「英露の結合」阻止の困難とリップントロップ提案への日伊の懸念を挙げた。しかしその判断は、シューレンブルクの通報のせいで、モロトフが独ソ経済交渉再開を拒否したという誤解のもとになされた。それは下記の「送付されなかった書簡案」にも現れている。ソ連のドイツとの経済交渉再開拒否という誤解が「英露の結合」阻止の困難という判断の要因の 1 つであった。

日ソ関係の緊張から日本側の懸念は当然であった。イタリアの懸念については、のちにムッソリーニが 1940 年 1 月 4 日付けヒトラーへの書簡の中で、「4 カ月前[独ソ不可侵条約締結前]までは、ロシアはまさききにあげられる世界の敵でありました。そのロシアが最良の友になったということはありません」等々とさかのぼって不満を表明したことに現れた。だからイタリアがポーランドでのロシアの利益尊重を謳うリップントロップ提案を行きすぎと見たことは大いにあり得た。

日伊の懸念にもかかわらずドイツは 7 月下旬には政治面でもリップントロップ提案以上の対ソ積極策へ転換した。

なおワイツ(1995:217)には、「ドイツとポーランドが戦争になっても“ソ連の権益については特別に配慮する”と、リップントロップは 5 月 25 日、モロトフに極秘の電報で確約した」とある(原書を見ていないが、邦訳では典拠なし)。しかしヒトラーに建議する前日にモロトフに打電することはあり得ず、しかも 25 日にはヴァイツゼッカーやガウスとリップントロップ提案を自分の別荘で作成中であった(8 節)。]

この文書 446 の原注にはヴァイツゼッカーからシューレンブルクへ送付されなかった書簡案も掲載された。その中では、モロトフが経済交渉再開を拒否したと思いついた上での苦慮が次のように記された：

経済交渉再開が[モロトフによって]「差し当たり実現されないことを我々は遺憾に思う。…これらの[経済]交渉は我々に最も容易に、政治的諸関係の正常化問題を持ち出すための公平な立脚点(die neutrale Plattform)を提供しただろうに。…我々は[経済交渉の]2 度目の拒絶の危険に身をさらすことなく、これをどのように成功させ得るかについて頭を痛めるのみである」。

だから「現時点ではあなたに個人的に再度モロトフやポチョムキンに当たれとは言えない。ヒルガーが「ロシア人」の反応を知るためだけにベルリン出張中の「彼の仕事のことをおおまかに話すことがありうる」が、その際経済交渉再開の「要求を繰り返さないように進めなければならない。というのはこれが再度の拒否をもたらす我々にとって状況を一層困難にするかもしれないからである。もしソ連側から政治的基礎形成の問題を問われれば、ヒルガーは、彼のベルリンでの印象によ

<sup>22</sup> リードらは「しかしながらその後の数日間、タタール人の哄笑はドイツに対してよりも多く西側に向けられたように思われた」と記した。というのは、チェンバレンが英仏ソ協力推進を言明したことがヒトラー

に[文書 446 のように]「モスクワ接近を尻込みさせるに十分であった」が、チェンバレン言明の実行役たる英仏両大使がモロトフの拒否の対応に衝撃を受けたからだ、と説明した(Read 1988:93,J93)。

れば、緊張緩和が確かに可能であるが、それは、我々が計画したように交渉から全く自然に生じるだろうと指摘することができる。

「やはりヴァイツゼッカーもシューレンブルクの理解に沿い、「政治的基礎」要求を経済交渉とは別の政治面での「緊張緩和」要求と考えた。」

最後に、「ヒルガーの[会談]実施の時点と内容の詳細の決定はあなたに任せるほかない」とあり、さすがのヴァイツゼッカーもお手上げのようであった。

なお、フライシュハウアーはリップントロップ提案の作成経緯を次のように説明した(要約)：

リップントロップはヴァイツゼッカーの考えに不満だったので「5月25日に外務次官[ヴァイツゼッカー]と…外務省法務部長…ガウスを…彼の夏の別荘」に呼んだ。

[フライシュハウアーの言う「ヴァイツゼッカーの考え」はその文面から判断すると、5月25日のD-6-文書437(7節)に当たる。]

その際リップントロップはガウスに、「ヒラーはしばらく前から独ソ間のより協調的な関係を打ち立てる試みをするのを検討している」と述べ、そのための「通常の外交ルート」での独ソ会談では「暫定協定」(modus vivendi)が可能かどうかを見るために、「広範な政治的会話」を入れることがあり得ると言い、駐ソ大使宛にそれに「ふさわしい訓令を起草するよう私[ガウス]に指示し、彼はそのために一連の詳細な指示を与えた」。

出来上がった案をさらにリップントロップが「色々な点で変更した。彼は許可を得るためそれをヒラーに提出するつもりであった」(Fleischhauer 1990: 202f.)。

こうして上記のリップントロップ提案(D-6-文書441)が作成されたとのことである。

その際フライシュハウアーが利用した資料は、当時リップントロップの個人スタッフであった外交官ゾンライトナー(Franz von Sonnleithner)のニュールンベルク裁判での尋問調書と同裁判でのガウス(Friedrich Gaus)の同裁判「誓言」、ヴァイツゼッカー文書(Hill 1974:116f.)の3点である。

彼女はこの協議の日付をは5月25日と断定したが、それがどの資料によるのかを記されなかった。上記3点のうちヴァイツゼッカー文書の該当箇所には日付の記述がない。ガウスの誓言は「1939年の初夏～6月の後半」とあいまいであった(Carr 1949a:97)。従って5月25日という日付はゾンライトナーの尋問調書によったと考えられる。

カーはこの案の協議の日付を「5月30日」だと推測した(Carr 1949a:97)。しかしその際に論拠とした独文書[D-6-文書451]はリップントロップ提案取り消し後の文書である。協議は同案のヒラー提出(5月26日)以前、つまり5月25日かそれ以前でなければならなかった。

またカーはリップントロップ提案をヒラーが「あまりにあからさますぎる」として却下したと言う(Carr 1951:131,J152)が、カーが閲覧できなかった上記独文書によれば、同提案はヒラーによる却下ではなく日伊の懸念による取り消しであった。

またカーは、ソ連への働きかけの「口実」として「プラハのソビエト領事代表部の[維持要請]問題を利用すること」を挙げたが、ソ連が維持を要請したのは、同地の「ソビエト領事代表部」ではなく同地の「ソ連通商代表部」であり、その案件をドイツ側が利用することになったのはリップントロップ提案取り消し後のことである(9節)。リップントロップ提案はプラハ通商代表部問題に全く触れていない。

カーが利用した読売版とその原書(US-DOS 1948)もソ連の領事代表部ではなく通商代表部となっている(US-DOS 1948:4,11-17,J16,21-24)。

## 9節(5月30日)ソ連のプラハ通商代表部問題についてのヴァイツゼッカー・アスタホフ会談

上記(6節)のように、1939年3月チェコ(ドイツが併合したズデーテン以外)がドイツの保護領となったため、5月17日に、ソ連臨時代理大使アスタホフがドイツ側にプラハにあるソ連通商代表部(1935年設置)を従来の「法的地位」を維持しつつ「ベルリンのソビエト通商代表部のプラハ支部」として存続するよう要望した。

これにシュヌレは「個人的見解として」好意的態度を示した。同時にアスタホフは独ソ関係改善も働きかけた(D-6-文書406)。

しかしドイツ側ではシュヌレの「個人的見解」は覆され、5月20日のシューレンブルクとの会談においてモロトフが経済交渉再開を拒否した(という誤った解釈)への対抗策として、プラハ通商代表部存続問題を利用する案が浮上した。

この案は下記D-6-文書449によると、同時にソ連の英国接近への牽制策でもあった。この文書449は、「署名なき記録」(日付もなし)であるが、「秘密」および「ロシア臨時代理大使との会談」とのヴァイツゼッカーの手書きが付されている。

その原注は、この記録を5月29日の外相リップントロップ、外務次官ヴァイツゼッカー、外務省法務部長ガウスと、イタリア駐独大使アトリコの「協議に関連して作成されただろう」と推測した[従って28日かそれ以前作成]。

以下がD-6-文書449の内容である：

「私」[ガウス]はソ連プラハ通商代表部存続問題を「ヴァイツゼッカー氏によってベルリンのロシア代表[アスタホフ]に与えられるべき以下の言明の機会とすることを提案する：

①この存続問題は「原則的な問題」ゆえ外相は「自分では決定し得ず総統にこの件を具申すると考えた」。

②ドイツ政府としてはソ連がその存続を「持続するつもりか、それとも短い期限付きのみ」の希望かを知りたい。

③「ドイツ帝国政府にとって現在の状況ではそもそもこのロシアの通商代表部の維持に同意することは、たとえベルリンのその支部を名乗るとしても、容易ではない。…特にモスクワとの直接の通商協議を開始するという最近の[ドイツ側]提案にあちら[モスクワ]で回答を得た(原注:D-6-文書424[上記])が、そこからソビエト政府にとって目下そのような再開および独露通商関係の強化は重要ではないと結論せざるを得ないと信じている」。

「加えてソ連の外交政策[英仏ソ関係]が進展することになり、その進展が、今回のプラハ通商代表部におけるようなソビエト・ロシアの特別の希望の審査と許可に関してドイツ帝国政府を慎重にさせている。というのはドイツ帝国政府にとって、ロシアがドイツに対する英国の包囲政策を積極的に支持してもよいと思っただけに見えることに疑いの余地がないからである。だから帝国政府はこちらの側でも自らのもつともな利益のために、[英ソ関係の]この進展の明確化を、こちら側の特別の好意を示すために必要な前提条件と見なしている」。但しその際、上記の②にあるように「存続許可をどれだけの期間見込んであるかを知ることがとりわけ重要である」。

[このようにガウス提案はあれこれ理由を挙げてプラハ通商代表部存続の前提を英ソ関係の「明確化」としたが、存続が短期間であれば再考の余地があると伝えて、関係断絶を避けた。]

5 月 29 日と明記された「署名なき記録」(D-6-文書 450、読売版 14-15)は上記のガウス案(文書 449)の改訂版と見ることができる。その原注によると、この文書が「アスタホフとの会談のための台本としてヴァイツゼッカーの役に立った」。それによると:

①モロトフが「独露の政治的関係の明確化」を経済交渉再開の「前提とした」[上記 D-6-文書 424]のは、「我々の間の政治的諸関係についての会談が始まることへの希望」の表明なのか、それとも交渉の「単なる拒絶の形」なのか疑問である。[後者と見ているとの含意。]

②あなた[アスタホフ]や大使[メカロフ]の示唆[上記 D-6-文書 215・406]は、ソ連外務人民委員部ないし「モロトフの見解と一致するかどうか」が我々には疑問である。

③ソ連側に「政治的会談」の希望があれば「私個人としては全く可能だと思う」。その実施の前提は「世界革命思想の侵略的推進がもはや現在のソビエト外交政策の構成部分ではないこと」である(原注:ヴァイツゼッカーが「相互に内政にいかなる影響も及ぼさない。そうすれば…」と手書き傍注)。

「この前提のある程度の兆候を語り得るので、私はそうした会談がドイツとソビエトロシアの関係の前進的正常化の意味での有益な成果になり得ると判断することができる」。

④「但しまさにヨーロッパにおける目下の現状がそのような会談のために成果を約束するかどうか非常に疑わしい」。なぜなら目下英ソ交渉中であり、「その交渉はモスクワでは既に積極的に英国の包囲政策に加わることが多かれ少なかれ最終的に決意されていることを示しているからである」。

「しかし英ソ交渉の現段階においてなおドイツとのそのような会談のための余地を見るかどうかを判断するのはあなた方の政府の案件である」。

[原注によると、この部分にヴァイツゼッカーが「eiskalt」(氷のように冷淡に)という手書き傍注を入れた。

この「台本」もモロトフの「政治的基礎」発言についての大使シュレーンブルクの誤解に基づいて、③は、ソ連側が「政治的会談」を希望するなら「可能」だとした。

しかし④は、「政治的基礎」の意味を繰り返し問い合わせ続けるというシュレーンブルクのやり方とは異なり、政治的会談開催の可否は英国の包囲政策へのソ連の態度次第だと「冷淡に」ボールをソ連側に投げ返すことにした。]

以上の文書 449 の趣旨を話すためヴァイツゼッカーがアスタホフを 5 月 30 日に招請した。その会談結果についての「極秘」とされたヴァイツゼッカーの長文の記録(D-6-文書 451、読売版 17-21)には次のようにある:

私[ヴァイツゼッカー]の来訪要請に応じた臨時代理大使アスタホフと 5 月 30 日午前に会談し、私は「プラハのソ連通商代表部」の存続問題を議題とし(原注:D-6-文書 406[上記]参照)、彼の「異議によって時々」遮られつつ、以下のように「私に与えられた指示に忠実」に発言した。

[原注「504 頁の編集者注参照」とあるが、正しくは 500-501 頁である。]

この件には「原則的な側面」があるので外相も関わり、さらに外相は「総統に具申した」と言う、アスタホフは「はっとして総統が実際にこの件に取り組んだのかと私に再確認した」。

私はプラハの通商代表部の維持について「持続が重要な

のか、あるいは一時的措置のみでよいのか、後者の場合どのくらいの期間か」を知りたいと続けた。すると彼は「自分としては[ドイツの]保護領[チェコのズデーテン以外]で続いている業務の処理のためにはまだ色々な仕事が残っているとしか言えないが、彼の政府としてはほぼ間違いなく持続状態を念頭に置いていると述べた」。

そこで私は「指示通りに」わが大使が独ソ経済関係について「最近モロトフ氏から殆どやる気を起こさない回答を受け取った」(原注:D-6-文書 424[上記]参照)ので、同通商代表部維持に「同意を与えることは我々にとって容易ではない」と述べた。

彼はその会談でのモロトフ発言を知らされたが、「詳しい指示があるまではという条件付きでそれを、“モスクワでは去る 1 月の出来事[補注 11]の繰り返しを避けるつもりである、すなわち外国報道機関の嘲笑のもとに土壇場で取り消しを受け取るために再度ドイツの経済交渉担当者のモスクワ訪問を組織するつもりがない」という趣旨に解釈した。実際にモロトフ氏は“両国関係において政治と経済を完全に分離することはできない”、“政治と経済の間にはある種の抱き合わせ関係(Junktim)が実際に存在する”と語った」と述べた<sup>23</sup>。

[アスタホフがモロトフ発言の趣旨を「1 月の出来事」の再現防止と「解釈した」のは当たっていたが、モロトフ発言の含意はそれに加えて 2 月のソ連対案の扱いの問題にあった。また「政治と経済の…抱き合わせ関係」という表現は行きすぎであった。

ヴァイツゼッカーは彼の「政治と経済の…抱き合わせ関係」という言葉を逆手に取って次のように続けた:]

私は彼に「経済と政治は互いに完全には切り離され得ない」という彼の意見は正しいと認めることができる。まさにそのことをめぐって私はあなたとの会談をしている。というのは、ロシアを自分の仲間に入れようとする英国の努力は我々に周知であり、そのことは我々が考慮せざるを得ないモスクワの政治的方針を示している。たとえプラハのソビエトロシアの通商代表部のような比較的あまり重要でない件が問題の場合でも、そうである」と述べ、話題を会談冒頭指摘のプラハ通商代表部存続希望の期間問題に戻した。

「この会談部分から」アスタホフは、プラハ通商代表部存続の意図やモロトフ発言の真意を「モスクワに再度問い合わせねばならないと悟った」が、しかし「自発的にあっさりと、モロトフ氏はいつものロシア的不信感を持って話したが、今後の独露協議にかんぬきをかける意図で話したのではないことを知らせた」。

[これもアスタホフらしい率直な言葉であった。]

次いで私は彼に「彼自ら[ドイツ]外務省で行ったある会談(原注:D-6-文書 332・406[上記])およびとりわけ目下ベルリン不在の大使[メカロフ]が 4 月半ばに私に独露の政治的関係の正常化と一層の改善の可能性を語ったこと(原注:同文書 215[上記])を思い出させた」。

[下線部分が文書 215 では「正常な関係からますますより良い関係関係になることもできる」と記録された(5 節)。この記録でも当然想像され得たことではあるが、ここでは「関係」が政治面を指したことが明記された。]

「ここからはとらわれなく話し合い」を続け、その際私は純粹の会話口調に移り、紙も鉛筆も脇に置いた」[長文。省略。]

<sup>23</sup> ドイツ語 Junktim を英語版は「a certain connection」と訳し、結合の種類が特定されなかった。Junktim は抱き合わせという特

定の結合であり、独英辞典には「package (deal)」とある。

「臨時代理大使は最後に、第2の部分[とらわれなく話し合った部分]は彼としては私的なものとしつつ、我々の会談について本省に報告し、プラハの通商代表部について実のところどういう意図なのか、並びに彼(臨時代理大使)がモロトフの発言を決して拒絶ではないと正しく解釈したかどうかについて政府の回答を要請すると言った。

露英交渉の状況について私はもちろん臨時代理大使に質問しなかったし、彼もそれについて何も言わなかった。けれども彼が我々の政治的関係についての本日の発言の中で、従来[の彼]とも、また本年4月は半ばの彼の大使[メレカロフ]とも原則的に同じことを言ったということは否定され得ない。従ってモロトフとシュレーンブルクの間のエピソード[「政治的基礎」云々]は私には計画的な拒絶というよりもより敏感さと不信の産物だと思われる。

[こうして外務次官ヴァイツェッカーが、モロトフの経済交渉再開拒絶という大使シュレーンブルク通報に基づく誤解から脱却し、下記のように対ソ慎重策からの転換が始まる。]

同じ5月30日22時40分に外務次官が駐ソ大使へ「情報のため」の「大至急」電報を送った(D-6-文書452、読売版21-24)(着信日時記載無し)。そのうち冒頭文と末尾以外は上記記録(文書451)とほぼ同じである。

冒頭には「従来計画されていた戦術[慎重策]にもかかわらず我々は、いまソ連とのある種の接触を受け入れることを決定した。それに応じて私は本日、大使[メレカロフ]不在ゆえ、臨時代理大使アスタホフに来訪を要請した。ソビエトロシアによるプラハの通商代表部のベルリン通商代表部支部としての存続要請がこの会談の出発点を作った」とある。

[「ソ連とのある種の接触」は上記のガウス案やその改訂版(文書449・450)のヴァイツェッカーによる実行を指す。目的はプラハ通商代表部問題を利用してソ連側の経済交渉再開拒否(と思われること)に揺さぶりをかけることであった。しかしアスタホフは「かんぬきをかける意図」ではないと知らされた。]

続いて、モロトフが「今後の独露協議にかんぬきをかける意図で話したのではない」ことなど、会談の詳細が記された。

しかし、それにもかかわらずこの文書の末尾には「今後の交渉案件のための指示は留保されたままである」とあり、大使への行動指示はなかった。

ところが、この「大至急」電報送信のわずか30分後、23時10分に外務次官が駐ソ大使館に追加電報を送り、翌朝5時40分に着信した。それがD-6-文書453、読売版24-25)であり、差し当たりの行動を以下のように指示した：

アスタホフとの「本日の会談経過」については「別途電報が向かっている」<sup>24</sup>。その会談経過から判断して、「ヒルガーが[モスクワで]自発的に、しかも指示を引き合いに出すことなく、ミコヤンとの連絡に着手しても当地では何ら異論がない」。

またヒルガーは「ベルリンで2週間半ソ連との経済交渉の基礎作りに当該部局[シュヌレ率いる経済政策部東欧課]と共同で取り組んだ」ので、貿易人民委員[貿易相]ミコヤンと連絡することがあり得る。

その際、「場合によってあり得る会談においてヒルガーは交渉再開提案を繰り返すことなく、彼の当地[ベルリン]での作業

のことを一般的に述べることに限定しなければならない。他方で彼は、当時[1939年1月]のシュヌレ召還[モスクワ派遣取りやめ]ゆえのソビエトの敏感さに配慮して、ソ連との経済関係拡大への我々の当時及び現在の意図の真剣さへのソ連の疑念の払拭を試みてよい。その際ソビエト側から政治的問題を投げかけられるなら、ヒルガーは単に、政治的諸問題は外務次官のソビエト臨時代理大使との直接会談の対象であったし、政治部署が状況を一層明確にしようとするだろうとのみ指摘すべきである。この会談においてソ連側から経済交渉再開への乗り気が表明されれば、ヒルガーは、ベルリンと即座に連絡を取ると約束してよい」。

[この訓令によって「動きを見せず」(7節の文書414)という方針は終わった。

しかしこの訓令は、ヒルガーにミコヤンに連絡してよいが、指示なしの「自発的」行動と言え、経済交渉再開を要求せず(5月20日時点に戻ることに怖れ)、ベルリンでの交渉準備作業のみを話せなどと、無茶な「自発的」行動を「指示」し、政治的課題に関わるなと命じた。

彼は慎重策から転換しようとしつつも、まだ強い躊躇があり、中途半端な訓令であった。それでもシュヌレ召還問題への「ソビエトの敏感さに配慮して…経済関係拡大への我々の…意図の真剣さへのソ連の疑念の払拭」を試みることはまさに的の1つを射る指示であった。ヒルガーの6月2日のミコヤンとの会談でこの指示を実行し、加えて2月のソ連対案への譲歩可能性を伝えたことが経済交渉再開への決定打になり(11節)、6月8日にミコヤンが経済交渉再開同意を伝えた(12節)。]

## 10節(5月31日)モロトフの最高ソビエト演説：独ソ経済交渉再開「あり得なくはない」

5月31日、モロトフは最高ソビエト(第3回会議)において外相としての初演説を行い、ドイツに経済交渉再開が「あり得なくはない」と呼びかけた。

[このモロトフ演説は日本でも「ソ連、外交政策を闡明す」「英仏案を拒否」、「ソ連の守り外蒙国境」などと大きく報じられた(補注12)。

その演説は大使シュレーンブルクの本省への詳しい報告によれば(D-6-文書463)：

[冒頭にモロトフ演説の翻訳がイタリアのクーリエ便で送られたとあるが、独文書集には掲載されていない。]

「演説では民主主義諸国の態度に対する不信が繰り返し表明されている。モロトフは、ソ連が戦争挑発者どもによって紛争に巻き込まれてはならないという周知の[第18回党大会での]スターリンの言葉を引用している」。

英仏との交渉については「以下の条件を最小限として」3条件を挙げた：「①ソ英仏間の専ら防衛的性格の有効な相互の諸援助条約の締結<sup>25</sup>、②ソ連と国境を接する全ヨーロッパ諸国を含む中欧・東欧諸国[いわゆるバルト海から黒海まで]への保証、③遅滞のないかつ効果的な援助の形態と範囲に関する三国間の具体的協定の締結」。

最近の英仏提案にも「多くの留保事項」があるため「虚構」の可能性があり、また「ソ連の北西に隣接する3国を保証と援助に加えていない」と非難した。但し隣接3国が「ラトビアとエストニアに加えて、リトアニアか、それともフィンランド」かは

<sup>24</sup> 原注はD-6-文書451を「別途電報」としたが、文書451は送信されなかったのが該当しない。「別途電報」はD-6-文書452を指す。

<sup>25</sup> 「諸援助条約」(Beistandspakte)が、R. Weber(1980:157)のソ連資料からの訳では単数の「援助条約」(Beistandspakt)である。

不明である。

[下記 D-6・文書 486 ではフィンランドだと判明する(11 節)。リトアニアは 1939 年 3 月 22 日締結のドイツ・リトアニア条約によって事実上ドイツの保護下に入り、ソ連はリトアニアを含めたくても含み得なかった。同条約は不可侵条約でもあった(補注 13)。]

「侵略者たち」[日独伊]の同盟[防共協定]は「表向きでは共産主義に対する共同闘争の必要性によって偽装されていた」[4 節参照]が、「今ではもはや隠し事をしない。[独伊の]軍事同盟[5 月 22 日締結の独伊友好同盟条約]では反コミンテルンが話題になっていない。独伊の政治家や報道機関はかえってはつきりと、同条約は最も重要なヨーロッパ民主主義諸国[英仏]に直接向けられていると声明した」。

他方「ソ連は、未決着の英仏との交渉にもかかわらず、ドイツ及びイタリアとの実務的な関係を放棄していない」と述べた。

[こうした独伊同盟では対象が対ソから対英に移るため日本政府は応じなかった(外務省 2012 所収の防共協定強化関連資料や補注 12 参照)。]

さらにモロトフは、ドイツからの「2 億[RM]クレジットについての独ソ交渉の経過[前年 3 月から本年 3 月]を概説したあと以下を言明した」:

「1939 年初めに外国貿易人民委員部は交渉のためにドイツの特別代表シュヌレがモスクワを訪問することを知らされた。その後シュヌレの代わりにドイツ大使・伯爵シューレンブルクがこの交渉を任されたが、意見の相違ゆえに中断された。若干の兆候から判断すると[経済]交渉が再開され得ることはあり得なくはない」。

[注目すべきは、5 月 20 日にモロトフがシューレンブルクに投げかけた 1 月～3 月の交渉経緯についての強い非難が消えて、「あり得なくはない」という微妙な言いながら再開を示唆することである。もし実際には演説がその非難を繰り返したならこの大使の通報が必ず触れたはずである。別の同演説紹介にも非難はない(補注 12)。

モロトフの「2 億[RM]クレジットについての独ソ交渉の経過…概説」の内容はより詳しく朝日新聞が報じた(補注 12)。本稿では補注 6、同 6a、同 11 参照。

「意見の相違」はドイツ側による 2 月のソ連対案(脚注 29)拒否を指す。この演説時点までの「若干の兆候」としては 5 月 20 日にシューレンブルクがモロトフに 1 月のシュヌレ派遣中止の弁明と経済交渉について「合意に達する方法を見つけた」のでシュヌレをモスクワに派遣するつもりだと伝えた(7 節)ことが考えられる。

5 月 20 日の「政治的基礎」というモロトフ発言が経済交渉再開拒否を意味しないことはヴァイツェッカーらにも 5 月 30 日のアスタホフ発言(「かんぬき…」)によって判明した(9 節)。その翌日に、再開があり得るとモロトフが演説したので、シューレンブルクは別にし、ドイツ側は一層再開可能性への期待を強めた。]

続いて大使の報告は、オーランド諸島問題や満蒙国境問題へのモロトフの言及を簡単に紹介したあと、同演説についての外交界や自らの評価に移った:

「モロトフ演説はソ連が強い不信感にもかかわらず引き続き英仏との条約締結の用意があることを示しているけれども、[締結は]ソ連の要求全部が受け入れられるという前提のもとでのみである」。だから、「当地の外交界」は「最近まで英ソ交渉が間近に成功裏に終結すると予想していた」(英語版は convinced)が、「モロトフの演説後」には「本質的に懐疑

的に」に変化した。それはソ連の「北西の隣国 3 カ国」の保証要求という難題のためである。

演説会場には殆どの駐ソ外交団長が出席したにもかかわらず英仏大使のみ欠席したことも「皆の注意を引いた」[下記 D-6・文書 486 参照。]

モロトフ演説は「いわゆる侵略国の政策の断固たる拒否」を示したにもかかわらず、「ドイツ非難の言葉を避け、ベルリンやモスクワで始まった会談の継続への意欲があることを知らせた。これに関連してミコヤンが 6 月 2 日にヒルガーを迎えることが注目に値する」。

[大使の報告にあるモロトフの 3 条件が、取り消されたリップントロップ提案(8 節)に復活の可能性を与えた要因の 1 つと推測される。英仏が 3 条件の②に応じ得ないなら、ドイツがそれに応じて、また関連諸情報(例えば 5b 節)も勘案して、ソ連に認める利益の対象をポーランドのみ(同提案)ではなく、バルト海から黒海までに広げれば、英仏ソ提携阻止と独ソ提携が実現可能と考えることは大いにあり得たし、その後実行される(17 節)。

この文書 463 末尾のように、この時すでにミコヤンが 6 月 2 日にヒルガーとの会談を予定した。ヒルガーがヴァイツェッカーの指示(9 節)に従って会談を申し入れ、ミコヤンが応じた。その結果は 11 節参照。]

フライシュハウアーはモロトフによる 3 条件要求の理由を、「ポーランドとルーマニアへの西側の効果的な軍事援助に対する疑念」とバルト諸国への保証の欠如のため、これらへのドイツの侵略の場合に主要なまたは単独の負担がソ連に課され結局独ソ戦になるからだろうと説明した(Fleischhauer 1990:141f.)。

3 条件の具体策は 4 月 17 日の英仏へのソ連案(5b 節)にあり、その実体は当該国の要請なしでも赤軍を派遣することであり、当該国からは侵略意図と見られた(5b 節)。「独ソ戦になる」のはドイツが実際に侵略する場合に限られ、それをソ連は独ソ不可侵条約によって防止した上で、秋にバルト三国に赤軍駐留を強要し、その軍事的圧力のもとにすぐ併合した。フィンランドのみは抵抗した(冬戦争)が、一部領土を奪った。ルーマニアからはドイツとの協定より多くの領土を奪った。これがソ連案、従ってまた 3 条件の実体であった。

ソ連による「保証」・「援助」の含意を当該諸国も英国も見抜いていたから、モロトフの 3 条件に応じなかった。ドイツはソ連を英仏と切り離し、ソ連の軍需原材料をより多く入手するため、ソ連の 3 条件の実際の含意に応じた。

当時すでに「ニューヨークタイムス紙ワシントン支局」は、「ラトヴィア、エストニア」に関するソ連の「要求」について次のように報じた(朝日新聞 1939 年 6 月 5 日ニューヨーク特電 3 日発):「ソ連が国防上必要と認めた場合仮りにラトヴィア、エストニアの同意がない場合といえども右両国防衛のためその領土内に出兵することあるべくその結果戦争が起こればソ連を武力をもって救助するという確約を英国に求めた」。「同意がない場合」でも両国に出兵する理由をソ連が、英仏ソの「三国協定を破壊せんとする目的を有するものでなく、ソ連としてはバルチック諸国がドイツの圧迫の前に抵抗せず屈服してしまうことを惧れるあまりかくの如き提案をしたと云うのである」。

これはフライシュハウアーが言う上記のモロトフの「3 条件を要求した理由」と同様である。こうした理由付けはまさにスターリン流の口実であり、実際は「併合のため」であったことをその後のソ連の行動が実証した。バルト諸国はそれを予め察知していたからソ連による「保証」を回避しようと懸命であった。

記事に「リトアニアは此中に含まれていない」とあるが、その理由は本節の上記参照。プラウダ紙も「エストニア、ラトビア、フィンランド…を侵略から守る」というテーマの論説を掲載した(11節)。

### 11節 (6月2~7日)ヒルガー・ミコヤン会談とドイツ側慎重策脱却の兆候、シュレーンブルクの誤解とその影響

独ソ経済交渉の再開があり得るとのモロトフ発言(10節)の2日後、6月2日に経済交渉担当者同士であるミコヤンとヒルガーの会談が実現し、その結果を大使が本省へ以下のように報告した(6月2日夜打電のD-6-文書465)：

「ヒルガーはそちらからの指示の枠内に自制した」。

まずヒルガーが「我々は、ソビエト政府には経済関係拡大に関する我々の意図の真剣さへの疑念が生じたという印象を持っている。2月の交渉の実際の経過についての具体的な確認によって逆だということ[=疑念が当たらないこと]を証明し、場合によって生じ得る誤解を払拭するために来訪した。またベルリンにおける彼の作業に基づいて、ソ連へのドイツの輸出可能性がこの間に改善されたと声明することができる」と述べた。

「真剣さへの疑念」はいわゆる1月の出来事②に対するソ連側の不信を、「輸出可能性」は2月のソ連対案が求めた輸ドイツからの輸出量への対応可能性を指す。

これにミコヤンは「我々[ドイツ側]の当時の交渉先延ばしと[ソ連案への]完全な回答が無いことによって“彼の政府に対して非常に困った立場に置かれ”、その結果これらの交渉への意欲を失った」と苦情を言った(経緯は補注11)。

「会談の経過の中でミコヤンが、我々は今どのような手続き方法を提案するのかと質問し他時、ヒルガーは、彼の訪問は存在するように思われる疑念を正すことだけを目的としていると答えた」。

ミコヤンの「場合によりあり得る経済交渉が肯定的な成果になると“確信”があるかどうか」という質問に、ヒルガーは「ソビエト政府の相応の態度の際にはあると答えた」。

会談はミコヤンが「回答を留保し、彼になされた伝達を熟考すると声明して終わった」。

「シュレーンブルクの通報には、ヒルガーが「真剣さへの疑念」への反論と「輸出可能性」の改善についてどのような説明をしたかが記されなかった。そうした説明なしにミコヤンが「熟考する」価値を認めるはずないのだから、大使が説明を省略したに違いない。

また当然それらについてミコヤンの質問や反論があったはずだが、「会談の経過」のうち紹介されたのは彼の質問2点だけであった。

おそらく大使は、交渉再開のために最重要なのは「政治的基礎」形成であるにもかかわらずこの会談はそれをテーマとしないので重要ではない考え、簡単な通報にしたのだろう。

しかしヒルガーは訓令通り素っ気ない態度も取りつつも、従来交渉でのソ連側の不信と不満の払拭に努めたことが大使の簡略な記述(前半)からも読み取られる。それこそがモロトフの言う「政治的基礎」への的確な回答であった。だからヒルガーの伝達にミコヤンは苦情を言いつつも、門前払いではなく「熟考する」と声明した。

これは肯定的態度表明であった。大使は気付かなかったようであるが、ヒルガーがミコヤンに「熟考」に値する説明をしたということが重要であった。

「熟考」の結果、ミコヤンはわずか6日後に、難題と思

われていた経済交渉再開に同意(=シュヌレ招待)を通知した(12節)。だから今回の会談でのヒルガー発言は予備折衝を大きく進展させることになった。

フライシュハウアーは6月2日に「ヒルガーがミコヤンとの会談を許可された」と記した(Fleischhauer 1990: 221)が、会談内容に触れず、その重要性を見逃した。

6月5日シュレーンブルクはヴァイツゼッカーからの上記の書簡(8節のD-6-文書446)に以下のように返信した(D-6-文書478、読売版25-28)：

まず「前月27日付けの非常に興味深い貴翰に厚く感謝した。[上記のように独文書集は30日付けとした]。

ドイツの対ソ政策転換への日伊の否定的反応については、独ソの「最小限の融和」であっても、その結果「ソ連の力が見えて東アジアに向かうだろう」から「日本が喜ばないことは明らか」である。またイタリアも「かなり消極的」である理由は、独ソ融和によってドイツの「強化」になり独伊枢軸における「ドイツの重要性がより大きくなる」からだろう(原注：イタリア部分についてヴァイツゼッカーが傍らに疑問符を記した)。

「ベルリンではあたかもモロトフ氏が私との会談の際に独ソ間の融和を拒否したかのような印象を受けたと私には思われる」ので、「自分の電報を再度通読し、あなたへの諸書簡や記録(原注：D-6-文書424とその添付[7節])と比べた」。その結果、そのような印象を「何が引き起こしたかを私は発見し得なかった。

実際にはモロトフ氏はまさしく政治的会話を要請したということが真相である。経済交渉のみをしようという我々の提案は彼には不十分と思われた。確かにソビエト政府がドイツの提案を英仏側への圧力に利用する危険が存在したし存在している。モロトフ氏は彼の演説[5月31日]の中で我々の経済交渉開始提案を戦術的に利用した。だから我々としては用心が必要であったし必要であるが、私には、ドアは閉じられず今後の交渉のための道が開かれていることが明白だと思われる。我々は極めて大きな関心をもってアスタホフ氏とのあなたの会談(原注：D-6-文書452[9節])を聞きかつ読んだ」。

「大使の通報(7節)は明らかに「拒否」の印象を与える言葉使いであった。また上記二重下線部分こそが彼の誤解の内容であった。その際「政治的会話」はモロトフの言う「政治的基礎」とは異なり、経済交渉とは別個と理解された。モロトフは「政治的基礎」形成を経済交渉再開の「前提」としたのだから、大使の理解に基づけば大使の言う「政治的会話」が「経済交渉」に先行しなければならず、従って当面経済交渉は拒否同様となり、まさに「拒否したかのような印象」を再び与える記述である。

またモロトフ演説が「我々の経済交渉開始提案を戦術的に利用した」という主張は、独ソ経済交渉再開が「あり得なくはない」という演説部分(10節)を指し、それを英仏に妥協を迫るために利用したという意味である。

しかし大使のこの返信のわずか3日後にミコヤンが再開同意を伝える(12節)のだから、同演説は対英仏のための「戦術的利用」ではなく、根拠のある希望的予測であり、根拠の一端を与えたのは大使の5月20日の発言(12節)であった。だから5月31日のモロトフ演説では、その紹介(10節・補注12)の限りでは、5月20日に彼が大使に発した1~3月の経済交渉についての非難(7節)が消えていた。

以上のように大使は「政治的基礎」誤解のために混乱状態に陥った。]

「私はあなた宛の私の最後の書簡発送の二・三日後に再度ポチョムキン氏と独ソ関係について話す機会を持った。」

「あなた宛の私の最後の書簡」について原注はないが、5 月 22 日付けの D-6-文書 424 である。そうすると「発送の二・三日後」は 5 月 24~25 日になる。」

「内密にかつずっとより自由に話すことができる」彼に、「政治的基礎形成という」「モロトフ氏の提案を実現するためには具体的にどのようなことをなし得るかについてとても頭を悩ませている」、というのは「独ソ間には摩擦も争点もない。我々は国境トラブルを片付けたことも、違いを調停したこともない。我々はソ連に何も要求しなかったし、見たところソ連も我々に何も要求しなかったようである」からだと言った。

「ここでも大使は「政治的基礎」として経済交渉とは別の「摩擦も争点」や「国境トラブル」の問題を考えた。

彼はポチョムキンが「内密にかつずっとより自由に話す」と信じたが、そうなら彼はすでに肅清されていた。」

しかしポチョムキンは、「モロトフ氏を通してソビエト政府 [=スターリン] が話したその説明には残念ながら何も付け加えることができない」と答えた(原注:この文書の写しのこの部分に「リップントロップが下線を引き「傍らに 2 つの大きな感嘆符」を書いた)。

「私はあなたのアスタホフとの会談がこの件をさらに促すかどうかに関心がある。私の考えでは[当大使館参事官] ティッペルススキルヒ氏は正当にも、我々のバルト諸国との不可侵条約によってロシアは無料で安全向上とそれに伴いドイツからの政治的な貸しを受けたことを気づかせてくれた。」

「ここには「ドイツの「バルト諸国との不可侵条約」とあるが、D-6- S.553f.編集者注や鈴木(2000: 第 2 章 VI 節)には、ドイツとエストニア・ラトビアのそれら(1939 年 6 月 7 日署名)しかない。独文書集シリーズ D-6 序文もドイツの「バルト諸国との活動」が、条約としては「ドイツ・リトアニア条約の署名に始まり、エストニアとラトビアとの不可侵条約の締結によって完成された」と記した。しかし「ドイツ・リトアニア条約」の第 4 条が不可侵条項であるから、同条約は不可侵条約でもあった(補注 13 参照)。

ドイツとバルト諸国の不可侵条約がソ連にとって「無料で安全向上」になりドイツへの「政治的」借りになるという彼の考えは全くの勘違いであった。ソ連にとってそれらは害はあり得ても無益であった。それらの条約はバルト諸国に関するソ連提案(5b 節)への英仏の反対論に根拠を与えることになるからである。

フライシュハウアーによると、英仏ソ交渉において 5 月 27 日の新しい英仏案に対して 6 月 2 日にソ連側は 5 月 31 日のモロトフ演説(10 節)に基づき「完全な条約案の形で」ソ連案(下記の a)~d) 参照)を対置した(4 月の両案は 5b 節)。

その際保証問題について「バルト諸国はこの種の望まれざる保証をはねつけ、ドイツに対抗する条約枠組みに間接的に巻き込まれることは彼らの利益にならないとロンドンで主張した」。それどころかエストニアとラトビアは「6 月 7 日にドイツに有利な中立と協議を伴う不可侵条約をベルリンで締結して、ヒトラーに対ドイツ「防衛線」を容易に突破」させた(Fleischhauer 1990:221)。

だからモロトフは「不可侵」ということ自体には反対できないから、「ドイツによってまず第 1 に自国の利益のために締結された」と発言した(下記 D-6-文書 607)。」

このあと大使はソ連の対英関係や対トルコ関係、満蒙国境

紛争について所感を記した。その際対英関係に関連して、「ソビエト・ロシア人は我々に対して最も深い不信感に満ちているが、しかし彼らは民主主義列強も全然信用しない。当地では不信感是非常に容易に呼び起こされるが、元通りに払拭するのは非常に困難だろう」と記した。

上記の文書 463 の補足として 6 月 7 日にシューレンブルクは、「英仏ソ交渉についての英仏の諸新聞論説」についての 7 日付けプラウダ紙の論説を以下のように本省に報告した(<>内はシューレンブルクの付記)(D-6-文書 486):

①最高ソビエトにおける「モロトフの説明に正確にかなう最後のソビエト修正提案は、ヨーロッパにおける今後の侵略に対する防衛戦線を形成するための最少条件である」。<したがって極東は条約から除外されるだろう。>

②「それ[防衛戦線]に関して隣接するバルト諸国<エストニア、ラトビア、フィンランド>が考えられている」。<フィンランドを保証に含めることによってそれらのオーランド問題を英仏ソ交渉の範囲内に持ち込むことになる。>

③「ソビエトの最少条件は以下ようになる:

- a) 英仏ソ間の効果的な援助協定の締結、
- b) 英仏がすでに保証した 5 カ国へのソ連による援助、
- c) 侵略者たちによるエストニア、ラトビア、フィンランドの中立性侵害の場合における英仏ソによる援助<これとは違ってモロトフは彼の[妥結案]編集委員会[英語版は起草委員会]においてこれらの国々の保証を要求していた>、
- d) 援助の方法、形態、規模に関する具体的な協定の締結。

外国新聞の諸論説の選択からソ連が特にエストニア、ラトビア、フィンランドの保証を重視していることが明らかになる。

上記の文書 463 においては「隣接 3 国」のうちラトビア、エストニア以外がはっきりしなかったが(10 節)、この文書 486 によってそれはフィンランドであることが明らかになった。

後日(6 月 13 日)駐ソ参事官ティッペルススキルヒがこのプラウダ紙論説の詳細を外務省に通報した(D-6-文書 520):

この論説は「エストニア、ラトビア、フィンランドというバルト諸国を侵略から守る」ことをテーマに以下のように論じた:

以前には「若干の外国ジャーナリストはこの問題を[ソ連が]持ち出すのは無理なこじつけだと思っていたが、今ではこれら諸国の中立維持がソ連の安全にとって死活的な重要性を持つ利益だと認識した」。また「この問題は英仏にとって目下の重要性を持たないという異論」を唱えた者も「この異論の不当性をすぐに認識せざるを得なかった」。

これら三国が「自力で成功裏に防衛できる」という考えも、「はるかに強いチェコスロバキアの運命によって反駁された。援助の受け入れはバルト諸国の主権喪失を意味するという異議は馬鹿げている。ルーマニアやギリシャ、ベルギーは、英国の保証によっても主権を失わなかった」。

「英仏の若干のジャーナリストは、バルト諸国の公式代表が平和を愛する諸列強[複数形だが実際はソ連]からの援助提供を拒否したのでこれらの国に援助が強制されるべきではないと話している」が、これは「誤解かまたは平和戦線を爆破したいという若干の政治家の悪い怪しげな願望」を示している。

「しかしソ連による「保証」や「援助」は英国のそれと異なるというバルト諸国やルーマニアの心配が杞憂ではないことは 1939 年秋から翌年の事実が示した。」

上記三国の「人民」がそうした支援に「最も強い関心を持っている」にもかかわらず、「ゼルトターとエルッコ」がそれを拒否するのは「侵略のある種の過小評価の危険または…特定の

外部からの影響によって説明され得る。」

〔当時ゼルター(Karl Selter)はエストニア外相、エルッコ(Eljas Erkko)はフィンランド外相。当然彼らはソ連の「援助」が支配になることを予見し警戒した。プラウダの言う「人民」は一部の親ソ派住民にすぎず、その例は冬戦争の時にカーニンを首班とする臨時政府(ソ連の傀儡)に参加しないし支持した一部住民であった。〕

「目下のところ実際に示唆を与えた者が誰かを語ることは困難である：侵略的な列強(日独伊)または民主主義諸国のうちの特定の反動グループは、若干の地域では侵略を制限しようとし、他の地域での侵略は阻もうとしない。ポーランドとルーマニアの代表は、当初は類似の侵略危険過小評価の中でソ連による両国の保証と三国条約締結に対して疑念の声を挙げたが、のちにこれを放棄した。」

〔「三国条約」(Dreierpakt、英語版は「a three-power pact」)は未締結のポーランド・ルーマニア・ソ連の条約を指す。前二者には旧ロシア帝国領が含まれていることがソ連側の関心の的であった。〕

「同じことがごく近い将来にバルト諸国の若干の代表を使って起きる可能性がある。3つのバルト諸国(いわゆるバルト三国ではなく次の3カ国を指す)を侵略から守る問題におけるソ連の態度がただ一つ正しく、平和を愛する諸国の利益やラトビア、エストニア、フィンランドの利益にもかなっている。」

以上の論説紹介のあとティッペルススキルヒは、ソ連が英仏ソ三国交渉のための「ストラング(William Strang、英外務省中欧部長)の到着を考慮して」(原注：到着は6月14日)自らの「周知の3つのバルト諸国の保護に関する見解を再度表明し理由付けることを適切だと考えているようである。この論説ではドイツのリトアニア、ラトビア、エストニアとの不可侵条約には触れられていない」と付け加えた。

〔文面に「ドイツのリトアニア、ラトビア、エストニアとの不可侵条約」とあり、彼はリトアニアとも同条約が存在すると理解していた。しかし上記(11節)のように多くはそういう理解ではなかった(ドイツとリトアニアの間の不侵略条約については補注13参照)。

このプラウダ論説はモソ連のバルト諸国へのこだわりを強調した。それは当面の政治交渉相手である英仏向けであると同時に、ドイツにソ連の強い意図を知らせることもなっただろう。その際バルト三国にリトアニアが含まれなかったことがドイツへの配慮を示した。ソ連は独ソ不可侵条約秘密追加議定書でもリトアニアをドイツの利益圏に譲った。但し独ソ境界・友好条約交渉の際にスターリンが自ら強く要求してソ連利益圏への変更に成功した。〕

6月7日に駐ソ大使館では大使シュレーンブルクにあるメモが提出された(D-6-文書490)。原注によると、別紙にメモは参事官ティッペルススキルヒの作成とある。

このメモは、モロトフが独ソ経済交渉再開の前提として要求した「政治的基礎」形成(5月20日のD-6-文書424)への具体的対応策を以下のように提言した：

〔この対応策はシュレーンブルクの「政治的基礎」誤解に基づく対応策であって、予備交渉にとっては無意味であった。しかし独ソ関係の前線にいるティッペルスキ

ルヒがこの時点のソ連との政治的関係の課題をどのように考えていたかを知ることができるので紹介したい。〕

モロトフは経済交渉再開には「まず「政治的基礎」が見出されねばならないと言明し、ドイツの経済交渉再開希望の「本気度」を疑ったので、もし「独ソ関係の正常化に達したいという希望が存在する場合には、我々の側では著しい努力が必要である。取られるべき措置は〔以下のような〕国内政策と外交政策の両分野に及ばねばならないだろう」：

①「内政分野の措置」：1)「相互不干渉の原則に則った国家社会主義と共産主義の明確な分離」、2)「演説や報道機関、ラジオ放送における扇動的な非難や相互中傷が生じないよう努力」、3)「国際科学会議その他の催しへの相互参加…さらに芸術家や学者の交流」の容認。

②「外交政策分野の措置」：「まず第1に古ぼけた…独ソ中立条約(ベルリン条約)を再活性化させることが重要である。…本条約は周知のように1933年5月5日に無期限に延長された。本条約の核心は第2条である」。そこには一方が「平和的行動にもかかわらず」第三国の攻撃を受けた時他方は中立遵守とあるが、「ドイツ・チェコスロバキア紛争に際して」ソ連がドイツを「攻撃者と見なすとの立場を取ったことが重く確認されねばならない」。

〔チェコスロバキア問題でドイツは第三国から攻撃されなかったから、このソ連批判は当たらないし、「本条約の核心」は第2条ではなく、ラバッコ条約を独ソ関係の「基礎」と謳った第1条であった(3節参照)。だからこそモロトフは中立条約の有効性再確認(15節)を喜んだ。〕

そこで、「場合によっては攻撃者規定の際の“平和的な行動”の承認となるようないわば“善意”(die „bona fides“)を復活させることが重要である。

そのためにはおよそ以下が必要である」：1)「独ソ間には死活問題に関わるいかなる争点も…相手国への死活にかかわる要求もないことの確認」、2)「ポーランドに関するドイツの意図の説明」、3)「ソ連はドイツとバルト諸国が締結した不可侵条約によって追加的な安全を得たという事実の評価」、4)「独ソ中立条約が変わることなく有効であることの正式承認」。5)「バルト海における独ソ艦隊間の関係を規制する合意」および「バルト海の貿易ルートの安全のための取り決め」。合意なしでは「ドイツは〔対英のため〕北海で自由に使えるはずの艦艇をバルト海に維持しなければならない」し、合意があればポーランド紛争の際にもドイツにとって「死活的意義を持つ」スウェーデンからの「鉱石輸送の保全」を確保し得る。他方「ソ連もバルト海規制への関心を持っているだろう」。

さらに、③「経済分野の措置」：経済協定締結による船舶往来増に対応するためにドイツはレニングラードの、ソ連はハンブルクの各総領事館を再開する。

④「その他の問題」：「独ソ関係正常化」があり得るなら、それは「ソ連で逮捕された帝国国民」の「寛大な全般的かつ加速的な追放」ないし「広汎な減刑」による「状態改善」のために「無条件に活用されねばならない」。「さらにこれに関連する諸問題」、すなわち「帝国国民の妻のソビエト国籍からの除籍」、「ソ連に残された子供たちの本国帰還、残された所有家屋の弁済、追放された帝国国民の預けられたままのルーブル供託金・預金の振替送金」が解決されねばならない<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> 有罪とされたドイツ国民の「寛大な全般的かつ加速的な追放」ないし「広汎な減刑」はのちに実現された。その中にはスターリンの囚人であったドイツ共産党員も含まれた。その1人が粛清(銃殺)された元同党指導者ノイマンの妻マルガレーテ・ブーバー＝ノイマン

(Margarete Buber-Neumann)で、1938年6月20日に逮捕、5年の刑でカラガンダ収容所行きとなった。彼女自身も元はコミンテルンのインプレコール編集部員(ベルリン)であった。独ソ不可侵条約締結の5ヵ月余りと1940年2月5日に他の囚人とともにブレ

上記の文書 490 の原注は、この文書が本省に送付されたかどうかは不明だが、6 月 10 日にベルリンへ向かった大使が持参した可能性がある」と記した。その際原注が参照指示した 6 月 9 日の D-6-文書 499(12 節)はこの文書 490 には関係がない。

6 月 7 日にシュヌレは 2 日のヒルガー・ミコヤン会談に成果がなかったと見て以下の対策を提言した(D-6-文書 491)：

6 月 2 日にミコヤンがヒルガーにドイツ側は経済交渉について「どのような手続き方法を提案するのか」と質問した[上記 D-6-文書 465]が、ヒルガーは「何の提案もしてはならず、ただ伯爵シューレンブルクとモロトフの会談(D-6-文書 424)を指摘するだけであると答えた」。

そのため「ミコヤンの回答がすぐに届くことはほとんど期待され得ない」し、「回答がいかなるものになるかも全く分らないと思われる」。しかし「我々にとってソ英交渉の現段階では特にモスクワにおける割り込みの可能性を活用することに関心がある。モスクワにおける独ソの直接会談という事実自体がソ英交渉にさらなるくさびを打ち込むのにふさわしいだろう」。

そこで以下を提案し、「公使クロディウス氏[経済政策部長代理]を通じて外務次官氏および外相氏に[自分に]指示を与えるよう要請する」：

「私はこの数日後に別の問題(ソ連によるソビエト・チェコ間の借款の扱い)をソビエト臨時代理大使アスタホフと協議しなければならぬ」。その会談の際に、「最高ソビエトでの」モロトフ演説(原注:D-6-文書 463)のうちのドイツとの経済交渉に「関係する部分」を引用しながら、ミコヤンの言う「手順問題」について「ミコヤンと私の個人的会談の中で解決され得るなら、私にとってそれは有益だと思われる。私はこの目的のためにモスクワを訪れる用意があり、ミコヤンが来週そうした会談のために私を迎えるかどうかをミコヤンに確認するようにアスタホフに頼む。ミコヤンと私の間の主に情報交換的なこの会談が肯定的に経過すれば、私はもくろまれる経済協定についても自ら交渉する全権を持つ」と言っている。

このようにシュヌレは自分が解決すると意欲満々であった。しかし彼がすぐには届かないと予想した「ミコヤンの回答」は翌 8 日に届き、条件付きながら再開同意を通知した(12 節)。ヒルガーが大きな成果を挙げたのであり、シュヌレの意欲が早とちりになってしまった。

## 12 節 (6 月 8~12 日)ミコヤンの再開同意とドイツ側提案

大使シューレンブルクから本省への 6 月 9 日 21 時 29 分打電、同日 23 時 5 分着信の電報(D-6-文書 499)が次のように伝えた：

ミコヤンが「昨夜」ヒルガーに、ドイツ側が[1939 年]「最後の 2 月のソ連対案[脚注 19]を基本的に受け入れるという前提のもとにシュヌレのモスクワ訪問に同意すると伝えた。だから今後の交渉の可能性について入念な検討を必要とする。[そのため]ヒルガーが口頭報告するために明日[10 日]私とともにベルリンへ行くことが必要だと思う」。

「[昨夜]の会談結果が丸一昼夜あとの 9 日 21 時に打電された。その間に何か検討する必要があったとしてもあまりに時間がかかった。」

会談内容は「口頭報告」となり、一部は後述の 17 日の再会談の記録の中で再現された(14 節)が、全貌は不明である。

しかしソ連によるシュヌレのモスクワ招請は当然**経済交渉再開同意**を意味する。その際交渉再開には「2 月のソ連対案を基本的に受け入れる」という前提条件が付けられた。

5 月 20 日のモロトフ発言(7 節)を想起すると、「交渉再開には、そのために必要な“政治的基礎”が形成される場合にのみ同意」であった。

これと今回 6 月 8 日のミコヤンの伝達とを比較すれば、「そのために必要な“政治的基礎”の主眼は、「2 月のソ連対案を基本的に受け入れる」ことであったことが歴然である。

5 月 20 日にモロトフが強い苦情を述べたいいわゆる 1 月の出来事による不信は、いわば不信への弁済として 2 月のソ連対案を「受け入れ」させる圧力手段だったのだろう。1 月の出来事のあとも 3 月初めまでは交渉が続いたのだから、1 月の不信の除去だけでは再開先延ばし理由になり得なかった。

ソ連側は 6 月 2 日のミコヤン・ヒルガー会談では独ソ経済交渉再開同意と言わず(11 節)、6 月 8 日夜に条件付きながら再開同意を伝えたのだから、ソ連政府(スターリン)は 6 月 2 日から 8 日の会談前までに再開同意を決定したことになる。

再開条件がソ連案の「基本的」な受け入れであり、全面的なそれではなかったことが注目されるが、「基本的」とは何かの問題であった。

経済交渉が実際に再開されるかどうかはドイツ側がミコヤンが示した前提条件を受け入れるかどうかによる。

ミコヤンの 8 日の伝達へのドイツ側の回答案(本節下記の文書 514)には 2 月のソ連対案を交渉の単なる対象ではなく「交渉の基礎とする用意もある」とあった。しかも、ソ連側と「合意に達する方法を見つけた」(7 節のシューレンブルク)や、対ソ「輸出可能性…改善」(11 節のヒルガー)という事前のモロトフやミコヤンへの通知が、すでに 2 月のソ連対案を「基本的に受け入れる」可能性を予告していた。

従ってミコヤン発言はドイツ側にも異論がないと思われたが、「好ましくない印象」を引き起こした(14 節)。

リードらは 6 月 8 日のミコヤンとヒルガーの会談内容を取り上げず(Read 1988:95-96, J95-96)、フライシュハウアーはそれに言及したが、ミコヤン通知の意味、従ってその重要性に着目せず(Fleischhauer 1990:224f.)、下記の奇妙な推論をした。

ヴァインベルクは二人のこの会談や前回会談(6 月 2 日)に触れたが、会談が「行き詰まった」とかミコヤンの「政治的基礎」要求の繰り返しなどと記した。しかしこれは駐ソ伊大使ロッソ(Augusto Rosso)の通報を典拠としたためであった(Weinberg 1954a:33-34)。彼はこれらの会談記録を含む独文書集 D-6 巻(1956 年出版)を利用できなかった。

en.wikipedia の「German-Soviet Credit Agreement (1939)」も協定締結に至る経過も記しているが、ミコヤン発言については 6 月 2 日の発言にのみ触れ、6 月 8 日のシュヌレ招請発言には触れずに、6 月 15 日のアスタホフ発言(13 節)に跳ぶ。

上記のようにミコヤンの経済交渉再開同意は 6 月 8 日であり、従ってその前日、6 月 7 日までにソ連政府が同意を決定したことになる。しかしフライシュハウアーは奇妙にも再開交渉が実際に始まった「3 日後」の「7 月 21 日に…ソビエト政府

スト・リウスクでドイツ側に引き渡され、ナチのラーフェンスブリュック女性強制収容所に送られた。詳しくは Buber-Neumann (1997: 150ff., J4~5 章)、簡略には Leonhard (1989: 87ff., J86-92) 参照。

彼女は、スターリン支配下のソ連が「歴史上もっとも無慈悲な植民地国家の一つに発展」したと弾劾した(Buber-Neumann 1957: 105, J147-148)。

が経済交渉再開を決定した」と記した(Fleischhauer 1990:264)。

彼女が6月8日の文書499を読んだことは確かである(同文書の言葉「入念な検討」を引用)が、奇妙にも「決定」が4週間後と記した。彼女は、条件付きながら「シュヌレのモスクワ派遣に同意する」というミコヤン通知の意味を理解しなかったか、何か勘違いをしたのだろうか。

彼女は「7月21日…決定」と言う典拠にヴァインベルクの記述を挙げたが、そのどこにも「決定」を裏付ける記述はない。彼は当時のAP通信を引用して、「貿易交渉に関するソビエトの発表は7月21日夜のモスクワ放送で報道され、同じ夜にドイツのラジオで中継報道された」という事実のみを記した(Weinberg 1954a: 37f.)。

しかしその報道は、翌朝のソビエトの全紙が報じたように(16節のD-6-文書699)、ベルリンでの7月18日のシュヌレ・パバリン会談の報道であった。この会談は6月8日の再開同意通知に基づく再開交渉の1回目であり(16節)、ようやくその3日後、7月21日の再開決定はあり得ない。

さらに彼女は、ソ連が独ソ経済交渉再開に応じた理由として、『ソ連共産党史』1970年版の言い訳を例によって無批判に紹介した:「ソビエト政府は独英日の資本主義統一戦線によって国際的孤立に追い込まれそうな状況に直面していると見た」ので、「繰り返されたドイツの〔再開〕申し出に応じた(Fleischhauer 1990:264)。

再開を繰り返し打診したのはソ連側であったし(5a節・6節)、彼女自身が経済交渉再開はソ連にとっても「軍需産業振興のため」必要であったことを認めている(12a節)にもかかわらず、不都合なことはすべて他国のせいにするソビエトプロパガンダに無批判であった。当時のスターリンの戦術はアスタホフによれば、英仏ソ交渉と独ソ交渉を競わせつつ、独ソ関係を選ぶ(13節)ことであった。

大使とヒルガーのベルリン行きは実際には多少ずれこんだ。それについては、文書499の原注が独文書集未収録のメモや電文に基づいて、次のように説明した:

まず6月9日のヒルガーのメモによると、前日の彼の「ある会談〔ミコヤンとの8日の会談〕…の内容は文書または電報によるベルリンへの伝達に適せず口頭報告のため」ベルリンへ行きたいと、ヒルガーがシュヌレに伝えた。

外務次官ヴァイツゼッカーは9日の電報でヒルガーの要請を一旦拒否したが、11日の電報でヒルガーにすぐベルリンに来るよう指示し、駐ソ大使館がヒルガーの14日ベルリン着を返電した。するとシュヌレが15日に、ヒルガーは17日にはモスクワに戻るから「ヒルガーの来訪をミコヤンに知らせるように」駐ソ大使館に指示した。

これら右往左往に見えるやりとりに関連してベルリンでは何があったかは記されていない。

フライシュハウアーによると経緯が異なった。すなわち、まず「6月9日夜」大使がミコヤン提案は「入念な検討」を要するので「ヒルガーが明日口頭報告のために私とともにベルリンに行く必要があると思う」と打電したところ、外務次官が拒否した[ここまでは文書499原注と似ている]ので、大使は単独ですぐ翌10日ベルリンへ行き、「彼のテヘラン〔公使〕時代の参事官であり目下リッペントロップ事務所所属のブリュックマイヤー(Eduard Brückmeier)と連絡を取った」。ブリュックマイヤーが翌「11日午前遅くに」駐ソ大使館へ、ヒルガーは「口頭報告のために直ちにベルリンに赴く」べきと打電した(Fleischhauer 1990:226)。

ところが文書499の別の原注には、シュレーンブルクのベルリン滞在は彼の手書きメモによると6月12日から同24日までである。

以上のように日程には疑問は残るが、大使とヒルガーはベルリンでミコヤン提案を説明した。大使は「入念な検討」を要すると記したが、外務省は以下のように積極的に受け止めた。

外務次官ヴァイツゼッカーが6月12日に〔大使がベルリン出張中のため〕臨時代理大使ティッペルスキルヒ宛に作成した電報案(D-6-文書514)は、実際に「送られたかどうかは確認されなかった」(原注)が、その内容はミコヤンへの「回答」であり、以下のようであった:

ミコヤンからの「伝達〔上記D-6-文書499〕への回答として」以下を彼に伝えてほしい。「ドイツ政府は全権を持たせたシュヌレをモスクワへ派遣し、独ソ経済関係の拡大と深化について交渉し、一致が得られれば締結する用意がある」。

「全権…使節派遣という事実から、ドイツ政府が拡大された基礎上的建設的〔新クレジット協定〕締結を考えており、かつこれを望んでいることを察知するようソビエト政府に要請する。従って我々は1939年2月のソ連対案を交渉の基礎とする用意もある。我々は2月には克服不可能と思われた障害を取り除こうとこの間に努力してきた」(対案についての原注:D-4-文書491。脚注29参照)。

「ソビエト政府も今や将来の契約の下での給付と反対給付のバランスをとるためにドイツの希望の意味でソビエトの原材料供給の見直しにもっと取り組むことを期待している」。

なお「ミコヤンが同意する場合、シュヌレが来週初めに到着すると知らせてもらいたい。上記の指示は文書メモとしてミコヤンの手元に残すことができる」。

〔「拡大された基礎」という言葉は下記のドイツ政府の「回答」(D-6-文書543)にも出てくる。6月15日のシュヌレの独ソ経済交渉の回顧と展望(13a節のD-6-文書530)にも「幅広い基礎にのせる我々の努力」という同様の言葉がある。「拡大された基礎上的建設的」新しい独ソクレジット協定は独ソ不可侵条約交渉と並行して進展し、モロトフの要求で前者が8月19日、後者がその4日後に署名され、経済関係進展の上での政治関係進展となった。

ソ連向け輸出拡大がソ連の軍備拡充への寄与になることを承知の上でドイツ側はソ連からの軍需原材料調達を優先した。ポーランド侵攻開始予定とそれに伴う英仏との開戦が2ヶ月半後に迫っていた。

ベレズホフ(1995:92-94)によれば、「当時」〔独ソ境界・友好条約締結後〕、ドイツが「最新技術を用いた」巡洋艦などを含む軍需機器のみならず、「30種三十機の異なる戦闘航空機用の製作図面、野砲部品の見本、近代的な発射支援装置、戦車とその装甲板の規格書」その他多くも提供した。

そこで彼も「ドイツはなぜわれわれへの最新兵器システムの支給に合意したのだろうか」と自問し、a) 対ソ協力方針をスターリンに納得させたかった、b) ソ連は「青写真」を得てもすぐには大量生産できないとあなどった、c) 英国の包囲政策のための「ドイツは決定的に戦略物資が不足していた」と自答した。c) についてはソ連とソ連經由の満州からの軍需原材料供給規模を数字で示し、「それゆえ、イギリスの海上封鎖の効力は大幅に低下した」というシュヌレの言葉を伝えた。]

## 12a 節 駐ソ独大使シュレーンブルクの誤解とフライシュハ

## ウアー節

5 月 20 日のモロトフとの会談について大使シューレンブルクは本省に「速報」と「報告」、「記録」を通報した(7 節)。これら 3 つの「政治的基礎」言及を抜粋し比較したい:

「速報」:モロトフは「経済交渉はこのために“政治的基礎”が見出されない限り不相当だ」とか「政治的駆け引きにすぎず本気ではない」、「目下は我々に関わらない」が、「政治的な提案の際に」対応。

「報告」:「我々の経済交渉再開[要請]は政治的なジュスチャーとしては十分ではなく…我々からもっと突っ込んだ政治的性質の提案を得ようとしている」。

「記録」:「我々がこの件に総じて真剣ではなく、政治的諸理由から交渉をもてあそんでいるだけ」、「その後これらの交渉も立ち消えになった。それによってソビエト政府は、交渉再開にはそのために必要な“政治的基礎”が形成される場合のみ同意することができる」。

また「政治的基礎」の内容について「速報」は「政治的な提案の際に我々に優先権」、「報告」は経済交渉以外の「もっと突っ込んだ政治的性質の提案」の要求と伝えた。しかし「記録」は 1 月以来の経済交渉におけるドイツ側の「本気」不足や「もてあそび」、3 月初めの交渉「立ち消え」によって生じたソ連側の不信感と不満の除去の問題として伝達した。

「記録」に基づけば、モロトフの言う「政治的基礎」は、年初の会談約束破棄への不信と 2 月のソ連対案への譲歩拒否への不満の解消を求めるものであり、それが実現すれば再開に「同意することができる」とあった(「速報」と「報告」にはそういう言葉がない)。

「記録」に基づくこのような理解がその後の実際経過(12 節)と一致する。

他方、会談以後のシューレンブルクは「速報」や「報告」に見られるような理解に基づき、経済交渉とは別に、「もっと突っ込んだ政治的性質の提案」を探求した。その具体策として彼は特に日独ソ関係の調整を考え、的外れになった。

彼がすでに当時即座に対策として日独ソ関係調整を考えたことは、5 月 20 日当日にポチョムキンに「我々の東アジア政策」は「決して反ソ連に向けられたものではない」と言明した(「記録」)ことが物語っている。

ドイツ外務省は大使から 5 月 20 日の会談の「速報」を受けてすぐ、モロトフが経済交渉再開を拒否したと受けとめ、「動きを見せず」という方針を指示した。大使はのちに自らの通報を見直してそのような伝達はしていないと言い張ったが、実際には拒否と思わせる文面であった(7 節)。

ドイツからの輸入の必要を知るモロトフの真意は条件付き合意であり、その後の経済交渉再開への実際の経過を要約すると以下のものであり、大使の理解とは全く異なった:

まず 5 月 31 日にモロトフが独ソ経済交渉再開は「あり得なくはない」と演説した(10 節)。この演説の背景には、第 1 に、元々 5 月 20 日のモロトフは再開のために「必要な“政治的基礎”が形成される場合のみ同意することができる」と、いわば「譲歩的態度」を示したこと(7 節)、第 2 に、5 月 20 日に大使がモロトフに、1 月の出来事を弁明し(不信除去)、2 月のソ連対案に「合意する方法を見つけた」(不満解消)と述べたこと(7 節の「記録」)があった。

つまり双方が再開に向けた意欲を示した結果がこのモロトフ演説となった。但しどのように再開するかが未定だから、同演説は再開が「あり得なくはない」という微妙な言い方になった。再開に当たって特に問題になるのは 2 月のソ連対案の

扱いであった。

モロトフ演説の翌々日、6 月 2 日にヒルガーが、ミコヤンに「ソ連へのドイツの輸出可能性がこの間に改善された」と伝えた(11 節)。これは 2 月のソ連対案への譲歩の具体的な明言であった(5 月 20 日の大使は抽象的にソ連と「合意する方法を見つけた」と発言)。すると 6 月 8 日にミコヤンが条件付きながら経済交渉担当者シュヌレのモスクワ来訪同意、つまり経済交渉再開同意を通知した(12 節)。

従ってソ連政府(背後のスターリン)の独ソ経済交渉再開方針決定は 6 月 2 日から同 7 日までになされたことになる。

5 月 20 日のモロトフ発言からこの日まで独ソ間に政治面の進展は全くなく、その協議さえもなかった。にもかかわらず経済交渉再開同意が通知されたことはシューレンブルクの理解の誤りを浮き彫りにした。しかし本人はそれに気付かなかった。

大使の通報によって「政治的基礎」欠如を理由に再開が拒否されたと信じていたドイツ外務省は、再開同意通知に安堵しつつも「えっ!?!」という感覚だっただろう。

6 月 17 日ヒルガーがミコヤンに伝えたドイツ政府の回答には、ドイツが「全権を持たせて」シュヌレを派遣し、2 月のソ連対案を基礎として「独ソ経済関係の拡大と深化について交渉し」、「拡大された基礎上での[新クレジット協定]締結」を考えているとあった(14 節)。

シューレンブルクのみがその後も「政治的基礎」探索を続けた。これについてフライシュハウアーは、下記のようにシューレンブルクはモロトフの「政治的基礎」要求に「ソビエトの利益も考慮に入れた政治的会談を開始する手がかりを認めた」と位置付けた。つまり彼の「政治的基礎」探求を、彼女の言う彼の独ソ「接近イニシアチブ」(Fleischhauer 1990:114)の一環と見なし、自説構築に利用した。

しかし彼の「政治的基礎」探求は全く無意味であった。また彼が実際行動として独ソの「全般的平和」のために乗り出すのはドイツのスターリングラード戦敗北後であり(補注 1)、大使時代には本省に意見を具申することはあっても行動は訓令に忠実であった。

ところがフライシュハウアーのソ連側の経済交渉再開同意についての見方(Fleischhauer 1990:192ff.)は珍しく私見と一致する部分がある。

フライシュハウアーが紹介する 5 月 20 日の会談のモロトフ「自身の記録」によれば、「我々の間ではドイツ政府が実務的な経済交渉ではなく、ある種のゲームをしているという印象が生じた:ドイツ政府はそうしたゲームのためのパートナーとしてどこか他国を探しているに違いない…ソ連政府はそうしたゲームに参加するつもりはないと言った」ところ、シューレンブルクは「帝国政府が今回実際に“ソ連との経済関係調整への明確な希望を持っている”ことを納得させようとした」。

そこでモロトフは「我々は経済交渉成功のためには相応の政治的基礎が形成されねばならないという結論に達した」と答えた。そのような政治的基礎なしには、ドイツとの会談の経験が示したように、経済問題は解決されない」と述べた。

するとシューレンブルクは、「ドイツはこれらの会談に真剣に取り組んだこと、独ソ間の政治的雰囲気は昨年に著しく改善されたこと、ドイツはソ連を攻撃する気がないこと、ソ連条約は有効であり、ドイツ内にその解約告知を希望する者は存在しないことを繰り返し答えた」。

[この文脈では当然「ソ連条約」は独ソ中立条約を指すと思われるが、そうすると 6 月 28 日の大使の同条約有効発言へのモロトフの驚き(15 節)が不可解になる。中

立条約でないとする、「条約」(Vertrag)とあるが、1938年末締結の1939年通商協定(Pakt)しかない。そうだとすると前後の文脈に不都合はない。]

「シューレンブルクは政治的基礎の欠如の指摘を“大きな驚き”(モロトフ)をもって取り上げ、重大な関心を持ってそれを伝達した。彼はそこにソビエトの利益も考慮に入れた政治的会談を開始する手がかりを認めた」。

しかし実は「政治的基礎」の希望は何よりも[以下のような]関係強化への根本的なソビエトの欲求に添っていた：

[このようにフライシュハウアーは自説のために、シューレンブルクはこの機会を「政治的」イニシアチブ発揮のために利用したと主張しつつも、ソ連の意図はそれとは違ったと続けた。]

**第1**に、ソ連は「軍需産業振興のためにもっと必要とした商品・技術交換が、これ以上“宙ぶらりん”[独ソ経済交渉の3月初めの中断]でなく、調整され信頼できる基礎の上に置かれるべきだ」と考えていた。

「調整され信頼できる基礎」[いわゆる「政治的基礎」]とは、二度と「外国報道機関の大笑い」[いわゆる1月の出来事を指す]にさらされるようなことがないことであった。

[この見方に2月のソ連対案拒否への不満を加えれば、「政治的基礎」の正解であり、全く同感であるし、独文書集が示す経緯と一致する。ところが彼女は下記の「第2」として全くの推測を付け足した。]

「**第2**に、彼[モロトフ]の背後には、再度の予期しない新たな思いがけない諸衝撃に先手を打つために話し合いの関係の維持によってある種の安定化を諸関係にもたらすという意図が存在したかもしれない」。

今回のモロトフ発言の「政治的基礎」形成は、経済交渉におけるドイツの姿勢の改善(ソ連側の不信と不満の解消)のみを要求し、経済関係交渉に対する政治関係改善交渉の先行も並行も主張したわけではなかった。

そのことは6月8日のミコヤン通知によって明確になったが、大使シューレンブルクはそれを理解せず、従来の誤解を維持した。むしろ彼の誤解を産んだ責任の一端は、モロトフの表現が大げさかつ曖昧であり、その含意についての大使の執拗な質問に答えなかったことにもある。しかし大使が6月8日以後も誤解を維持したことは全く不可解である。

繰り返すが、実際の経緯では、5月20日モロトフにシューレンブルクが経済交渉の「合意に達する方法を見つけた」と言い(7節)、6月2日ミコヤンにヒルガーが「ソ連へのドイツの輸出可能性がこの間に改善された」と具体的に述べたことが、ソ連側のドイツの交渉姿勢への不信と不満を解消した。そのことこそが再開のための「政治的基礎」となった。

ドイツ側の対応のうち、ソ連側が経済交渉再開に応じたきっかけと思われる要因はほかには見当たらない。

従って6月8日のミコヤン通知の意義(経済交渉再開同意)とその背景(独ソ双方にとっての再開の重要性)の理解こそが予備折衝進展理解の鍵である。なぜなら経済的補完関係、特に双方の軍需補完の強化が進展すれば政治的関係の進展も促進される可能性が強まるからである。

シューレンブルクは1ヵ月後にも駐独ソ連外交官に与える「移動の自由」の意義を説くという場違いの提言をした(15

節)。これは彼が、「政治的基礎」を経済交渉とは別の政治課題との誤解に基づき、その対策の1つとして駐独ソ連外交官に好印象を与えて独ソ間の政治的雰囲気改善に役立てようとした。しかしソ連外交官はベルリンで得た自由の雰囲気を国内に持ち込めば肅清になることを知っていた。

### 13節(6月14~16日)独ソ不可侵条約をアスタホフが提起、リップントロップが大使白鳥に予告

フライシュハウアーによると、駐ソ伊大使ロッソ(Augusto Rosso)が1939年5月24日に伊外相チアノに、[ドイツに]「ソ連が要請しうる最低限は正式の不可侵条約かもしれない」と打電した(Fleischhauer 1990:194f.)。

独文書集を見る限りでは、当時最初に独ソ不可侵条約締結に言及したのは6月14日のアスタホフであった。

駐独臨時代理大使アスタホフは6月14日、「親密な付き合いのない駐独ブルガリア公使ドラゴノフ(Parvan Draganoff)を訪ねて独ソ関係について「2時間」も話した。

このアスタホフ発言をリードらは、「全面的独ソ[不可侵]条約に向けての最初の積極的な動き」を示す「爆弾発言」だったが、まだ「ヒトラーは動かなかった」と記した(Read 1988: 97-98, J97)<sup>27</sup>。

公使は「なぜ自分に？」と奇妙に思ったが、自分がドイツ側に「報告するだろうとの[彼の]意図」を推測し、翌15日にドイツ外務次官補・政治部長ヴェーアマンにアスタホフ発言を詳しく知らせた。その際公使は、長広舌が「アスタホフ氏の個人的見解なのか、ソビエト政府の見解の再現なのかは確実には見分け得なかった」と述べた。

[当時ソ連外交官が外交の場で「個人的見解」を発言し得なかったことは公使も知っていたはずである。]

外相事務所所長コルト(Erich Kordt)によれば、ドラゴノフは「ヒトラー政府においても“秘密事項を扱う地位”にあった(Fleischhauer 1990:497)。そうだとすれば、彼とヒトラー政権の緊密さがアスタホフを含むベルリンの外交団の中で知られていた可能性がある。

6月15日ヴェーアマン作成のD-6-文書529(読売版28-29p)は同公使が伝えたアスタホフの話を「概ね以下のように要約」した：

「ソ連は現在の世界情勢に直面して躊躇している。ソ連は3つの可能性の間を揺れている。すなわち英仏との条約締結、その条約交渉の引き延ばし、そしてドイツとの接近である。ソ連の心情には最後の可能性が最も自然であり、その際世界観の問題がからむ必要はない。それに加えて他の諸点、例えばソ連がルーマニアのベッサラビア領有を承認していないことがある[英仏は承認]<sup>28</sup>。但しバルト諸国かルーマニアを通過してのドイツ軍の[対ソ]攻撃の恐れが障害になっている」。

対ソ攻撃の「恐れ」の根拠についてアスタホフは『わが闘争』も指摘した上で、「ドイツがソ連を攻撃するつもりがない、あるいはソ連と不可侵条約を結ぶだろうとの言明をするなら、おそらくソ連は英国との条約締結を思いとどまるだろう」。

けれども目下のところソ連は「非常に曖昧なほのめかしのほかには、ドイツが本来何を望んでいるか知らない」。そのため「少なからぬ事情が第2の可能性、すなわち英仏との協定交渉を引き続き今後も引き延ばすことを支持している。この場合にはすなわちソ連は例えば紛争勃発の際にフリーハンドを持

<sup>27</sup> その際ブルガリア公使をDragonov(「ドラゴノフ」)と記したが、独文書集もその英語版もDraganoffである。

<sup>28</sup> 原注:「1920年10月29日の[パリ]条約」によってそれまでロ

シア領であったベッサラビアがルーマニア領になった。原注は「英仏伊日」の承認としたが、同条約は日本では批准されなかった。

ち続けるだろう。

[5 月 30 日のモロトフ演説はソ連の関心国としてフィンランド・エストニア・ラトビアを挙げたが、アスタホフは不可侵条約提案をバルト諸国とルーマニア(ベッサラビア問題を含む)と関連づけた。ドイツがこの提案に応じない場合には英仏ソ交渉の引き延ばしがありうると言い、英仏との条約締結があり得るとは言わなかった。

モロトフは 8 月 18 日に中立条約の拡充でも新規不可侵条約締結でもよいと述べた(D-7-文書 105)が、結局後者になり、その秘密追加議定書は上記地域に加えポーランド分割も対象とした。]

この文書 529 の原注は、6 月 16 日にリップントロップが[ベルリン滞在中の]日本の駐伊大使白鳥に、「ドイツは、日本が我々[ドイツ]の提案[いわゆる防共協定強化問題]に同意しないので、今やロシアと不可侵条約を締結するだろう」と発言したことを紹介した。

このリップントロップ発言は、白鳥が本国召還による「別れの挨拶」のため 1939 年 9 月 4 日にドイツの駐伊大使マッケンゼンを訪れた際の会談記録の中にある。会談記録は、会談についてのマッケンゼンから外務次官ヴァイツゼッカーへの報告(D-8-文書 11、9 月 5 日付)に添付された。記録の作成者はドイツ駐伊参事官プレッセン(Johann von Plessen)であった。

6 月 15 日の文書 529 の原注が、2 ヶ月半以上もあとの記録にあるリップントロップ発言を参照指示したのは、明らかに、この発言が直前のアスタホフ発言(上記)を受けたものと示唆するためであった。

14 日のアスタホフ発言は 15 日にドイツ外務省ヴェーアマンに伝えられ、同日に文書 529 が作成された。その文書はすぐリップントロップほかに伝えられたはずであり、16 日の白鳥への彼の不可侵条約発言はアスタホフ発言を踏まえたと考えられる。当時ベルリン滞在中であったシュレーンブルクもこの文書 529 の情報を得たとみられる(15 節参照)。

添付されたプレッセン作成の会談記録は長文であり、そのうちリップントロップ発言のみを以下に紹介する:

リップントロップは、「総統の誕生日[4 月 20 日]の機会にベルリン滞在中の彼(白鳥)に、日本はドイツとより緊密な同盟関係に入ってもらいたいと提案した(原注:D-6-文書 270 参照)[防共協定強化問題を指す]。白鳥はこの提案を東京にも伝えなければ、あちら[東京]からの回答はなかった。

彼が 6 月 16 日に外相氏[リップントロップ]と再びに会った時、外相は彼に、日本が我々の提案に同意しなかったため、ドイツは今やロシアと不可侵条約を締結するだろうと伝えた。

[リップントロップは「ロシアと不可侵条約を締結する」ことを日本のせいにしたが、実際は 15 日にヴェーアマンからアスタホフの独ソ不可侵条約提案を聞いて、すぐその気になったからである。

このリップントロップ発言を白鳥が即座に本省に打電したならその後の日本政府の独ソ関係への対処に寄与しただろう。しかし外務省編(2012)には白鳥からこの件の通報はない。白鳥はすぐにこの件を駐独大使大島に話しただろうが、大島からの通報も同書にはない。]

### 13a 節 (6 月 15 日)シュヌレの独ソ経済交渉展望

上記のアスタホフ発言がブルガリア公使から伝えられたのと同じ 6 月 15 日に、シュヌレは、従来の独ソ経済交渉の概略と今後の課題・展望をまとめた(D-6-文書 530、宛先なし):

①近年独ソ貿易は「継続的な縮小」となり、ドイツのソ連原

材料への需要は「ほぼ無限」だが、その輸入は 1938 年には約 5 千万 RM のみ、1939 年第 1 四半期にはさらに 600 万 RM に減少した。[工作機械輸出は図表 7 参照。]

②ソ連政府は以下の 2 条件を満たせば通商拡大の「協定を締結することを嫌っていないことが明らかになった」。

a)ドイツがソ連に「2 億 RM を下回らない長期クレジットを供与すること」、

b)ソ連の希望に応じて「軍需資材(Rüstungsmaterial)を含む一定の高価値ドイツ製品」を供給すること。

[ポーランド軍の諜報によると、1939 年 6 月レニングラード港で「ドイツの貨物船が大量の武器の荷揚げ」をした(補注 4a)。前年末の 1939 年協定に基づくだろう。]

③本年 2 月の対ソ交渉におけるドイツの「目標は向こう 2 年間に 3 億 RM のソビエト原材料供給を確保すること」であり、他方ソ連には「期間 6 年、利子率 5%の 2 億 RM のクレジット」を供与し、それに基づいて「2 年以内にドイツに発注する可能性」を与えることであった。

④ソ連は当初「向こう 2 年間に 1 億 RM」のみの原材料供給を提案したが、その後「1.6 億 RM」を確約した。[それでもドイツの目標の半分少々にすぎなかった。]

⑤ソ連は「償還期間 7 年、利子率 4.5%」のクレジット「少なくとも 2 億 RM」供与を要求し、それによる発注期間として 18 ヶ月を求めた。輸入代金の支払い方法についてはドイツの要求に妥協した。

[独ソの交渉では利子率が 1 つの論点になった。8 月 19 日付け(20 日午前 2 時署名)の新「クレジット協定」はそれを 5%と定めた(第 II 条)が、「秘密議定書」がソ連の要求に応じてドイツが 0.5%分を返済し「実効利子率」を 4.5%とすることにした(D-7-文書 131)。]

⑥経済交渉再開の際にドイツの経済相や 4 ヶ年計画担当者はさらに 3 千万 RM 相当の金の上積み希望しているが、2 月のソ連対案に「頑固に固執するだろう」し、引き上げに依りて「おそらく我々の側が望む水準に達しないだろう。利子率など他の点は妥協による解決が達成され得るだろう」。

⑦「交渉の再度の決裂はソ連との経済関係を再び幅広い基礎にのせる我々の努力に終止符を打つだろう」し、「政治的にも重大な後退を意味するだろう」。だから「私のモスクワ派遣の際には…ロシアの最近 2 月の申し出[2 月のソ連対案の原材料輸出提案]の本質的な引き上げが達成されなくとも、ロシアと締結しなければならないだろう。但しこの間に場合によりあり得る英ソ同盟条約署名によって政治的状況が決定的に変化するなら別である」。

### 14 節 (6 月 17 日・25 日)交渉再開方法についてヒルガーがドイツ政府回答を伝達し、ミコヤンが妥協

、ヒルガーとミコヤンは 6 月 17 日にも会談した。その場で 8 日の会談内容の一部も明らかになった。会談結果は 18 日に、シュレーンブルクの留守を預かる臨時代理大使ティッペルスキルヒが本省に報告し(以下報告と呼ぶ)、そこにヒルガー自身作成の会談記録(以下記録と呼ぶ)と、会談の場でヒルガーが読み上げたドイツ政府の回答(以下回答と呼ぶ)が添付された(D-6-文書 543)。

報告:「1939 年 6 月 17 日の別途報告に続いて」。

「別途報告」とは原注によると、ティッペルスキルヒによる「ヒルガーのミコヤンとの会談についての暫定報告」であり、これに対して 6 月 20 日に経済政策部長ヴィールが、「もし次回会談でミコヤンが再びドイツの立場の詳細

について質問するなら、あなたはそれについて協議する権限を与えられていないこと、我々はむしろ、予定されているソ連側との交渉において詳細を議論することを重要視し、事前協議の際に交渉内容自体を専門的に協議することを我々は合目的的とは考えないことを指摘していただきたい」と回答した。

ミコヤンが「ヒルガー氏を迎えた」のは、ヒルガーのベルリンからの「到着後すぐ」、しかも大使館からの会談申し入れの翌日であったという「事実から、ミコヤンが糸を断ち切らせないことを重視していることが明らかになる」。

但し「ミコヤンがドイツ提案を即座に受け入れるということは、目下いばりくさっているソビエト政府のメンタリティやその周知の交渉方法を考えると、ほとんど期待され得なかった」。同時に、彼が「我々の交渉申し出の背後に政治的なたくらみ」の存在を「絶えず繰り返し主張する」のは、「単に戦術的動機」だけではなく「部分的には彼の実際の見解の反映でもあるだろう」。例えば彼はドイツ側は「現時点」が有利だと考えて経済交渉再開を期待していると発言した。

ミコヤンの返答は、「モロトフと英仏両大使及びストラングの最初の会談(原注:D-6-文書 532[下記]参照)についての6月16日発表のコミュニケと同じ定式化を用いていることが注目すべき」であり、「当地[モスクワ]でもそちら[ベルリン]でもその結果は“あまり好ましくない”と言われている」。

[確かにミコヤンは「政治的なたくらみ」など不満を多く交えたが、同時に率直な応対でもあり、なぜかティッペルスキルの「報告」は過度に感情的であった。

「政治的なたくらみ」をシュレーンブルクは、経済交渉再開によって「英国やポーランドの態度への影響」が得られればドイツが「再び交渉を終わらせる」ことだと見た(下記の文書 570)。しかし独ソともに再開の必要は強く、この期に及んでの決裂は考えられず、「政治的なたくらみ」論は交渉上のいわば牽制球であった。現にドイツ政府の「回答」は従来のように再開を求めるのではなく、すでに論点を再開される交渉の進め方に移し、「拡大された基礎上の建設的な着落」という希望を表明した。

進め方の主要論点は2月のソ連対案の扱いであり、上記のようにシュレーンブルクが「合意に達する方法を見つけた」と伝え(7節)、ヒルガーも「輸出可能性」の改善を伝えた(11節)。しかも交渉担当者シュヌレが交渉の展望として「2月の申し出[2月のソ連対案の原材料輸出]の本質的な引き上げが達成されなくとも、ロシアと締結しなければならないだろう」と考えていた(13a節)。だから交渉におけるせめぎ合いはあっても、もはや決裂可能性は殆ど無かった。]

ヒルガーによる「記録」(「添付1」):

まずベルリン出張の目的を話し、あわせてミコヤンの6月8日付けの「通知(原注:D-6-文書 499[上記])が我々のところで引き起こした好ましくない印象を指摘し」、「独ソ経済関係の拡大と強化に関する我々の意図の真剣さの追加的証拠として」[ソ連側のドイツ批判の誤りの証拠として]自分がベル

リンに行って打ち合わせをしたことと今ここに持参したドイツ政府の回答に考慮を払うよう要求した。

[何に「好ましくない印象」を引き起こしたかは書かれていないが、下記のドイツ政府の「回答」内容からすると、交渉対象であるべき2月のソ連対案の「事前の確約」をミコヤンが求めたと理解した結果の反応を考えられる。この反応は、ミコヤンが2月のソ連対案を「基本的に」交渉の「前提」とすると言ったことをより強く、「事前の確約」と誤解した結果だろう。しかし「記録」の以下の部分にあるように、ヒルガーは、ミコヤン自身がソ連対案提示した2月の交渉の席で「今後の交渉の対象と呼んだことを彼に思い出させ」、彼も「まったく事実」だ認めた。]

続いて回答[下記]を読み上げた。それに「人民委員は緊張しつつ注意深く耳を傾けた。読み上げの間、新たに[ソ連の]ベルリン通商代表代理に任命され、この会談に立ち会ったババリン(E. Babarin)が熱心に一言一句書き取った」。

ミコヤンは「回答に明らかに感銘を受けたと思われた」にもかかわらず、「彼を失望させたと言明した」。

そこで私は「ベルリンで受けた諸指示にもとづいて回答の内容を非常に詳細に説明し」、回答の中にあるシュヌレのモスクワ派遣および「交渉の対象としてソビエトの最後の提案(原注:D-4-文書 491)[2月のソ連対案]の受け入れ」という「ドイツの大きな譲歩を特に強調した」<sup>29</sup>。

加えて「私[ヒルガー]は、人民委員が2月の諸交渉においてソ連の最後の提案[ソ連対案]を彼の最後の言葉ではなく、今後の交渉の対象と呼んだことを彼に思い出させた」。

「さらに私は6月8日の協議における彼[ミコヤン]の発言を想起させた。すなわちその場で彼は、ソビエト政府がシュヌレ氏派遣からドイツ政府も「政治」[的基礎]に本気だという証拠を見て取るだろうと言明した」。

[この文意は、今回のシュヌレ派遣が、1月のシュヌレ派遣取り消しによるソ連側の強い不信の解消となって交渉の「政治的基礎」(信頼関係)が形成されるということであり、「回答」とヒルガーはきちんと理解していた。2月のソ連対案へのドイツ側の譲歩的態度(ソ連側の不満解消)も「政治的基礎」の1つであった。]

「ミコヤンは、これら2つの私の確認がまったく事実にならなっており、私は彼の発言を正しく再現したと答えた。それでも彼は相変わらず、まさに目下関心を持ち利益らしきものを期待しているドイツ側の政治的なたくらみの継続[というミコヤンの見方]は我々[ドイツ側]には関係がないということが確かだとは信じない」と言った。

これに対して私は「政治的なたくらみについての彼の主張を既にしばしば拒絶したし、またその主張を絶えず繰り返しても説得力が高くはないだろう。そもそも、人民委員がこの件にソビエト政府にとってのどのような危険を見ているのか全く理解し得ない」、というのは1月のモスクワへのシュヌレ派遣予定の件も「ソビエト政府が表明した要請に同意してのことであつたからである」などと「厳しく答えた」。

ミコヤンは「ソビエト政府が当時モスクワでの交渉希望を表

<sup>29</sup> D-4-文書 491 はミコヤンとの「本日の2回目の協議」についてのシュレーンブルクから本省への電報(1939年2月11日)であり、ドイツの独ソクレジット協定案へのミコヤンの以下の口頭回答を通報した(クレジット協定には通商内容を含む)。本稿では「2月のソ連対案」と呼ぶ:

ミコヤンはドイツ案からドイツ側の譲歩を察知し、「1939年のソビエトの原材料供給を合計7000万RMに、1940年には7500万RM

に引き上げることによって歩み寄り、「照応する個別商品リストを手渡した」。「さらに数日以内にクレジット協定のソビエト対案を送付すると約束し」、その際「特に」重視する4点を上げた:①「クレジットは1935年のように他の通貨を入れることなく専らRMで与えられること」、②クレジットは「個々の取引のため」ではなく「包括的な支払い」を対象とすること、③金利について「さらなるドイツの譲歩を期待する」、④「船舶による輸送がソビエト船舶でもなされること」。

明したのだから、この私の断言も正しいと答えた」。

「続いて私は…今彼が我々に本来何を望んでいるのか、また彼はドイツ政府にどのような回答を期待していたのか、私には全く不明であると言明した」。

すると彼は「彼の前回の提案のどの点を我々が受け入れ、どの点を受け入れなかったかについての具体的な記述を見込んでいたと答えた」ので、私は「ドイツの〔下記の〕回答の内容と本日の私の口頭説明から明らかに分る」ことだと答え、「我々としては存在する諸障害が除去されたのちに我々はソビエト政府からも我々の希望の受け入れとソビエトの原材料供給増加を期待しているということについて3回目の繰り返しをしたい。その他の重要度の低い諸点はすべて我々が提案する交渉に任せておかねばならない。この我々の申し出は最大限の譲歩である。これに基づいてすぐに具体的な交渉にならなければ、その責任はもっぱらソビエト政府だけに帰せられる」と畳み掛けた。

ミコヤンはドイツの回答への不満を「変えることはできない」が、「それを政府に提出し、その結果を私に知らせるだろう」と答えた。

ドイツ政府の「**回答**」(ヒルガーが読み上げ) (「添付 2」):

「ドイツ政府は、上級公使館参事官資格のシュヌレをモスクワに派遣し、全権をもって独ソ間の経済関係の拡大と深化について交渉し、共通の基礎が見出されれば締結する用意がある。我々はソビエト政府に対し、ドイツの全権交渉使節の派遣という事実からドイツ政府が拡大された基礎上で建設的な着落を見込みかつこれを希望していることを察知するよう要請する。

但し我々は 1939 年 2 月のソ連対案の事前の確約を拒否せざるを得ない。まさにこの対案が交渉の対象であるべきだからである。けれどもソビエト政府は、我々がこの間に 2 月にはまだ克服不可能と我々には思われた障害を除去する努力をしたことに留意することができるだろう。

ところで我々は、ソビエト政府が、将来の契約の下での給付と反対給付の均衡をとるために、ドイツの希望の意味でのソビエト原材料供給の再検討に取り組むことを期待したい。

この回答の末尾に付された原注は D-6-文書 514 (12 節) を参照指示した。それは特に「ソビエトの原材料供給の見直しにもっと取り組むことを期待している」という部分を指すだろう。

翌 6 月 16 日参事官ティッペルススキルヒが英仏ソ会談についてのソ連紙の記事を本省に短く通報した (D-6-文書 532):

イズベスチャ紙は本日第 1 面に 15 日実施の「一方のモロトフとポチョムキン、他方の英仏両大使館〔正しくは英大使シーズと仏大使ナジャール (Paul Emile Naggiar)〕並びに〔英外務省中欧部長〕ストラング (William Strang) の間」の会談について短い、「大見出し」の「一方的な公式コミュニケを発表した」。それによると、英仏側から手渡された「定式化文書」も「最初の会談の結果」も「全く好意的だとは評価されなかった」。

〔フライシュハウアーによると、ストラングは「モロトフに西側の新たな協定案を手渡した時…“両大使はモロトフの非常に愛想の良い態度を見て驚いた”』と記した(同月 21 日の英外務次官補代理への手紙)が、6 月 29 日にはプラウダ紙にジダーノフの「センセーショナルな論説」を発表して「この苦勞の多い交渉の継続に有利な一致が自動的に確保されないこと」を知らしめた (Fleischhauer 1990: 249)。〕

6 月 25 日午後ミコヤンとヒルガーの会談についてティッ

ペルススキルヒが同日打電した D-6-文書 568 によると:

「ミコヤンがヒルガーに下記伝達のために本日午後来てほしいと要請した」。

ミコヤンは「ドイツ政府の回答を徹底的に熟考」した結果として「シュヌレの当地訪問の問題を検討する前に、ドイツの見解では彼我の間の意見の相違がどの点にあるかを正確に知らねばならない」と述べた。

〔これはミコヤンが 2 月のソ連対案の「基本的」受け入れ要求を、同案についてドイツ側では「意見の相違がどの点にあるかを正確に」知らせてくれという情報提供の要請に代えたのであり、妥協であった(下記文書 596 や 15 節のモロトフ発言参照)。しかしヒルガーはこれさえ以下のように反発した。〕

これに対しヒルガーはすでに 6 月 17 日に「3 回目の繰り返し」としてミコヤンに語ったのと同じこと(上記文書 543 中の「記録」参照)を繰り返した(4 回目)。そのあと、文書 543 中の「3 回目の繰り返し」に続く部分「その他の重要度の低い諸点」についての説明を以下のように言い換えた。

「その他の未解決の諸点は、そのために必要な全権と知識を持つシュヌレとの交渉の対象となるだろう。我々の側としてはこの方法が交渉の促進のために適切だと考えている」。

しかしミコヤンは「我々〔ドイツ側〕が彼〔ミコヤン〕を既に一度不愉快な状況に置いたので、彼は再度危険を冒す決心はできない」と反論し、「ヒルガーが彼の質問に答えられないなら、ベルリンに問い合わせてから再度訪れてもらいたい」と要求した。これにヒルガーが「あらゆる抗議」をしたが、ミコヤンは譲らなかつた。

原注によると、ヴァイツゼッカーがこの文書の末尾に手書きで「辛抱せよ」と付記し、翌 26 日に打電し(独文書集になし)、「上記電信報告〔文書 568〕についてシュレーンブルクの意見を求めた」。

同じ 26 日にはティッペルススキルヒがシュリープ (Martin Schliep、外務省政治第 4 課長(東欧担当)でシュヌレ同様上級参事官)あてにイタリア駐ソ大使ロッソからの以下の情報を打電した (D-6-文書 569):

ロッソへの本国からの電報によると「イタリア政府は今やモスクワで進行中の英仏ソ交渉を破綻させるための時点に来たと見なしている」とのことである。彼はこの件についてシュレーンブルクの対応を知るためそのモスクワ帰還を待っているとも記した。

〔文面では極東問題などが続くが省略。シュレーンブルクのベルリン滞在は上記メモには 24 日までであった。しかし彼はこの打電(打電時間記載なし)までに戻らず、文書 569 冒頭に「本日午後当地に到着予定」とある。〕

6 月 27 日にはシュレーンブルクが、〔ヴァイツゼッカーの求め(26 日の上記打電)に応じて〕ヒルガーへのミコヤン発言について以下の意見を本省に打電した (D-6-文書 570、読売版 24-25):

「私見ではミコヤンの戦術は以下のように説明される。ミコヤンは我々との協議をぶち壊すつもりはないけれども、常に…交渉の主導権を自らしっかり握っておくつもりである。

経済交渉再開、特に特別全権使節の何回かのモスクワ訪問によってセンセーションが生じるなら、それは目下明らかにソビエト政府にとってその全体政策の枠組みに適合しない。

ソビエト政府はどうやら、我々がまさに目下の時点における経済交渉再開によって英国やポーランドの態度への影響をねらい、ここから一定の政治的利益を期待していると信じて

いるらしい。彼らは、我々がこれらの利益を得るや否や、再び交渉を終わらせることを恐れている。

「全体政策の枠組み」は以下の言葉が示すように、ソ連による対独と対英仏の併行交渉を指す。

この文書に激怒したヒトラーが経済交渉再開中止を通告せよと指示した(15節のD-6-文書583の原注)。原注はこの文書のどの部分がヒトラーを怒らせたのかを記さず、どの段落にも該当可能性はあるが、1つを選ぶとすれば私見では最後の段落である。

但し第1段落にある大使の推測は当たっていない。というのは、ミコヤンが2月のソ連対案について「…ドイツの見解では彼我の間の意見の相違がどの点にあるか…」を知りたいと述べたのは当然の希望であり、「主導権」云々ではない。

上記でも触れたように、今更決裂する可能性は殆どなかった。ソ連側はドイツの原材料要求の切実さを見込んで強気ではあるが、ドイツ製「高価値」軍需製品輸入を切実に必要としていた。独ソ双方の経済的補完の強化は日本に負の影響をもたらすほどであった(16節)。

「この不信[=ドイツ側が「再び交渉を終わらせる」可能性]を払拭するためには」、ベルリンで経済交渉を再開し、そこへソ連が「すべての必要な権限を持つ適格な特命使節を同地に派遣するようミコヤンに提案する」という訓令を私に出すという「可能性がある」。「この方法には成功のはるかに多くの見込みがある」が、ミコヤンが拒否する場合には「経済交渉のモスクワでの継続を私に委ねる可能性が残されている」。

「交渉をベルリンに移したり、大使に任せると、なぜ「この不信」がなくなりまくいくかの説明がない。その上「私に委ねる」という提案は担当者シュヌレの無視だから、当然シュヌレが以下のように強く反発した。

シュヌレはすぐ翌28日にシュレーンブルクのこの提案を厳しく拒否した記録を残した(D-6-文書576)：

「大使が提案した2つの可能性(ベルリンでの交渉または駐ソ大使館への交渉委任)は我々のためにならない」。

#### ①「ベルリンでの交渉」：

経済交渉について「唯一本当に決定的なソビエト幹部はミコヤン人民委員自身」であり、ベルリンでの交渉に彼が来ることはなく「当地の通商代表」[ババリン]か「外国貿易[人民]委員部の官吏」が当たることになり、「最近のベルリンでの全ての独ソ交渉の際に経験した見せ物が繰り返されるだろう」。

彼らには「いかなる自由の余地」もなく、些細なことでも「モスクワ」に伺いを立てるので、「果てしない時間が過ぎ去り、有力人物(spiritus rector)としてのミコヤン氏が、あたかも彼自身が交渉のテーブルに座っているかのように、カーテンのうしろからもっとより非妥協的な態度を取るだろう」。その結果「交渉は再び次第になくなっていくか、または最もうまくいく場合には果てしなく長い時間が経ってから経済協定に至るが、その協定はどのみち我々が経済的に望むものではない」。

しかも「政治的に見れば、ベルリンで外国貿易人民委員部の重要でないソビエト幹部と交渉するのと、モスクワでドイツの特別使節が外国貿易人民委員であるだけではなく人民委員会議議長代理でもあるミコヤン自身と交渉するのとでは非常に大きな違いがあるだろう」。

#### ②「駐ソ大使館[実際は大使]による交渉」：

「我々がモスクワで実施する経済交渉の政治的観点からの価値は、大使を通じる場合とは別ルートの1つでロシア側とより緊密に接触することにあつた。大使がこれから自ら交渉す

る場合にはこの価値はなくなっているだろう」。

しかもドイツ側の「確定的な経済[交渉]方針」は「現在の交渉状況によればまだ確定され得ないのだから、大使館はベルリンにおけるすべての変更に関して問い合わせざるを得ない」。また「大使館への諸訓令はすべての偶発時を含むほど細部にわたることができない」のだから、「細部の問題について当地からモスクワに与えられるどの回答も[ベルリンの]関係当局と協議されねばならない」。従って「このやり方では丁度2月のようになり、大使館によって進められる交渉はベルリンにおける困難か、モスクワにおける困難かによって立ち往生するだろう」。

「モロトフが言ったように、2月からの交渉は大使シュレーンブルクが担った(10節)。」

③結論：「元来彼[ミコヤン]自身が提案したモスクワでの交渉の手続き」に「政治的状況」ゆえに彼が同意しないなら、「交渉の問題全体を延期するほうがよいだろう。というのはいかなる別の方法も政治的には我々が期待する利益にならず、経済的には決定のために必要なソ連の現有可能性が我々には明らかにならないだろうからである」。

「この手きびしい批判はおそらく大使に伝えられたと思われる。というのは、以後大使自身が経済交渉するとの提言は見られないのみならず、下記の文書607のうちの経済交渉再開問題に関する部分で、大使は上記のシュヌレの主張②に当たることをモロトフに説明したからである。」

#### 14a節 シュレーンブルクの「政治的基礎」誤解が続く

ベルリンに戻っていたシュレーンブルクは6月17日午後、「通例」の挨拶のため臨時代理大使アスタホフを訪ねて会談した。アスタホフの不可侵条約発言の直後であり、それを知らされていたと考えられる(15節)。

その会談記録の末尾にはシュレーンブルクが「指示」の枠内で発言したとある。原注には「指示についての記録は発見されなかった」とあるが、発言内容は従来からの慎重対応の指示であったことを示している。

経済交渉再開にすでにソ連側が同意したのだから、再開の「前提」とされた「政治的基礎」究明はもはや不要にもかかわらず、大使は引き続きその究明にこだわった。

会談記録は以下の通り(D-6-文書540)〔強調文字でテーマを示すことにした〕：

「最初の挨拶のあとすぐにアスタホフ氏は、我々両国間の政治的雰囲気徐徐に改善していることに満足の意を表明した。私はそれに同意し、最近ドイツの報道機関は確かにソビエト政府に抗議の機会を殆ど与えていないことに触れた。ソビエトのマスコミの論調も改善され…だが、他方で報道機関でもラジオでも相変わらず逸脱が確認され得る」と述べた。それについてアスタホフ氏は「ソ連ではそうした種類の指示を末端まで徹底するのに時間がかかると述べた」。この言い分は彼の外務次官との会談(9節)と同様であり、その会談での外務次官の発言を「すべて正しく理解したし、伝えましたことを確信させた」。

「徹底するのに時間がかかる」という言い訳に大使は異論を唱えなかった。」

我々は「プラハの通商代表部の予定活動期間および独露関係における政治と経済の関係に関するモロトフ氏の[政治的基礎]表明についてアスタホフ氏によって約束された解説」への回答を期待していたが、「回答をなぜ彼は怠っているのか」という私の質問に、彼はモスクワからのある通知を受取り、

そこには回答は私[シュレーンブルク]にモスクワで与えられるべきであるとあった」と答えた。

「私が…回答がまもなく来るなら私には有益だ」と言うと、彼は「当地[ベルリン]では回答が期待されていると即座に電報で知らせる」と言った。

アスタホフは外務次官ヴァイツゼッカーの彼への発言[9 節]が「まさにかなり曖昧であり、非常に一般的と思われた」と言った。そこで「私の意見では」外務次官の発言はソ連の「大使メレカロフがそれを示唆したごとく(原注:D-6-文書 215[上記])、我々の側としても[独ソの]諸関係の正常化と改善の用意があるという意味において、全く明瞭」であり、「ロシアが選択しなければならぬ」と返事した。

その上で「私は、外務次官氏の発言がモロトフ氏と私の会談(原注:D-6-文書 424 添付文書[上記])への返答のつもりであったことや、モロトフ氏もまた当時非常に不明確に発言したこと、だから外務次官氏にとってより具体的に考えを述べることは困難であったことを付け加えた」。

するとまたもアスタホフはドイツへの「大きな不信感」の克服の必要を繰り返したが、「しかしまた彼は、独露が友人であった時には常にうまくゆき、敵であったときはよくなかったことを全歴史が証明しているのだから、良好な独ソ関係は両国にとって有利でしかあり得ないと全く率直に言明した」。そこで彼に「私は再度、経済交渉再開の重要性を指摘した」。

〔アスタホフも「政治的基礎」問題が解決済みであることを理解していなかったようで、無益な問答が続いた。〕

「会談はそれ以上の問題(日本、ポーランド、独ソ条約)には至らなかった。私は指示(原注:指示の記録不明)に従い上記の枠内に留まった」。

### 15 節 (6 月 28 日)独ソ中立条約有効性再確認

大使シュレーンブルクは 6 月 28 日午後モロトフと会談した。大使は 29 日未明にその内容を本省に打電した(D-6-文書 579、読売版 36-38)。

ところが 7 月 2 日にシュミット[Paul Otto Schmidt, 1923 年以来外務省通訳官、当時外相事務所所属、Schmidt (1949)の著者]が、この会談についてリップントロップは「言い分と反論の厳密な文言をできる限り再現したもっと詳細な報告を至急求めている」と大使に打電した(下記文書 607 原注)。それに応えて大使は 7 月 3 日より詳細な会談報告を送った(D-6-文書 607、読売版 39-42)。

大使は下記のように文書 607 を文書 579 の「補足」と記したにもかかわらず、文書 607 はより詳しく(本文行数が文書 579 の約 1.6 倍)、またほぼ会談の経過に添った記述である。そこで以下では文書 607 を紹介し、必要に応じて D-6-文書 579 から一部補足する(補足部分は<>内)。ごく一部順序を変更する:

6 月 28 日私(シュレーンブルク)が面会を求めた 3 時間後に「モロトフが私をクレムリンでどのように迎えたか」についての私の電報(D-6-文書 579)を、「訓令[上記文書 607 原注]に応じて」以下のように「補足する」.<1 時間以上に及んだ>会談では「異論のない通訳がヒルガーによって確保された。モロトフの通訳は役に立たなかった」。

「私は、ベルリンでの[私の滞在中の]諸協議、特に帝国外相氏との協議に基づいて、我々はソ連との関係正常化を歓迎するだろうという印象を持ったという指摘から会談を開始し、「外務次官氏[ヴァイツゼッカー]は、我々の見解をアスタホフ氏に完全な明確さをもって知らせた」と述べた。その際「特徴的なことは、ソ連に対するドイツの報道機関の正確な

論調、バルト諸国との不可侵条約締結、経済交渉再開への我々の希望である」と指摘した。

これに対して「モロトフは関心持って耳を傾け、私の伝達を満足しつつ承知しておくと言明した」。

「私は、[5 月 30 日の]外務次官とアスタホフの会談(9 節)以来我々はモロトフが 5 月 20 日の私との会談で“経済交渉再開のための政治的基礎の形成”という言葉で何を意味したのかについてのソ連側の表明を待っていたと続けた」。

また「私はドイツに関係するすべての問題におけるソビエト報道機関の態度は依然として深刻な抗議の原因となっていることを彼に指摘せざるを得ない」と言った。

〔政治的基礎については〕「モロトフ氏が私に個人的に回答するつもりだとアスタホフ氏は聞いたとのことである。そこで私は、特に彼[モロトフ]が私に何か言わねばならないかどうかを聞くために来た」と述べた。

〔電報案では下線部分が「とアスタホフ氏が私に言った」とあり(原注)、アスタホフはモロトフ発言を誰かから聞いたのではなくモロトフ自身から聞いたことになる。〕

上記の文書 540 では、アスタホフは「モスクワからのある通知を受取り、そこには回答は私[シュレーンブルク]にモスクワで与えられるべきであるとあった」と答えた。〕

「彼[モロトフ]の回答の中で<私との最後の会談>[5 月 20 日、D-6-文書 424]で語った>“政治的基礎”という概念の意味についての質問には対応せず、<私は「残念に思う」と述べたが、彼は>ソビエト政府はその指導者の公式声明に従って、すべての国との良好な関係を希望し、従って、もし互惠主義があれば、ドイツとの諸関係の正常化も歓迎する、もしこれらの諸関係が悪化してもそれはソビエト政府の責任ではないと言明した」。

〔モロトフは、経済交渉再開のためにすでにシュヌレを招請し、目下再開交渉の進め方の議論中にもかかわらず、大使はなぜそんなことを聞くのかと思っただろう。〕

モロトフは「ソビエト報道機関のドイツへの敵対態度を承知していないので、それへの非難を認めることはできない」と述べ、「これらの問題について多くを語りうるが、過去については未来について語るために来た」と私は答えた」。

「そこでモロトフは、我々が独ソ関係の今後の発展をどのように思い描いているか、また最近何が変わったかと質問した」。

これに大使は、「私の意見では将来とりわけ重要なことは、両国が今後関係悪化になることをすべて避け、その改善になり得るすべてのことを行うことである。ドイツはソ連に対していかなる悪意も抱いていない。そのための 1 つの証拠は、我々が当時[1933 年]延長したベルリン条約[独ソ中立条約]である」と答えた。

するとモロトフは質問した:「あなたはベルリン条約が本当にまだ有効であって、[同条約よりも]のちにドイツによって締結された諸条約が優先されたのではないと確信しているか?」。

私は答えた:「私はそのような条約を一切知らないし、ベルリン条約の有効性を疑うきっかけを持ったこともない」。

〔「ソビエトの記録」によれば、会談でモロトフが反コミンテルン協定などの存在を問題にし、その時に大使が「過去のドイツの政策を正当化するつもりはない」、「将来における相互関係改善の方途を見つけることを望んでいる」と述べた(Fleischhauer 1990: 287)。

これでは大使が反コミンテルン協定を正当化しなかったことになるが、それはあり得ず、もし彼の記録にはないにもかかわらず反コミンテルン協定に言及したなら、当

時のドイツ外務省の言い分通りに、それは反ソではないと強弁したはずである。]

＜モロトフは「これ[ベルリン条約の有効性]についてソビエト政府には疑念が存在したので[有効だと]の大使の発言に]なおさら関心を持って承知しておく」と答えた＞。

[フライシュハウアーは、「モロトフによれば、“…私は、大使は、近年ドイツが締結した条約、例えば反コミンテルン協定やイタリアとの軍事政策同盟は、1926年の独ソ条約[ベルリン条約＝独ソ中立条約]と矛盾していると思わないのか?…”]と云ったと記した(Fleischhauer 1990:244)。

しかし「この場面でモロトフがイタリアとの軍事政策同盟つまり独伊友好同盟条約を挙げことはあり得ない。というのは彼自身が5月31日に、それが「反コミンテルン」ではなく「最も重要なヨーロッパ民主主義諸国[英仏]に直接向けられている」と演説し(10節)、世界に報じられたからである。このことに彼女は気付かなかった(あるいは気付かないことにした)。そもそも彼女の著書の通常と異なり、ここでは、「モロトフによれば」とあるだけで典拠を記さなかった。もし本当に彼が両条約を挙げたとすれば、自己矛盾であった。

シューレンブルクの記録ではモロトフは上記のように「諸条約」(Verträge)と表現したが、それは反ソに該当する条約があるのではないかという質問ゆえの表現であって、明確に該当したのは日独反コミンテルン協定(防共協定、のちにイタリアほかも参加)であった。

しかし反コミンテルン協定締結の際にドイツ側の希望を日本側が承認してベルリン条約の存続が確認された(青木 2023a:6に掲載の付属文書)。しかもその存続を、1936年1月10日中央執行委員会開会式での彼の演説(脚注11)が示すように、クリヴィツキーらの諜報(4節)からモロトフも知っていた。つまりモロトフはその後もベルリン条約が有効だと知っていた。

にもかかわらずモロトフは有効性に「疑念が存在した」と言ったのはなぜか。

防共協定交渉の際のベルリン条約存続のためのドイツ側の言い訳(青木 2023a:6の資料④)も彼は読んだはずである。しかしその表現は明快とは言えない文章であり(4節参照)、たぶんロシア語訳では尚更不明確で、「疑念」が残ったのかもしれない。そうだとすると、大使の

ベルリン条約有効発言は独ソの信頼関係に寄与した。

あるいはモロトフはただ単にベルリン条約存続(従ってラバッコ条約存続)をソ連政府が重視していることを大使により強く印象づけようとしただけかもしれない。

ほかにバルト三国との不可侵条約も結ばれたが、これらはベルリン条約と矛盾しなかった。

フライシュハウアーは、大使がそのベルリン条約有効発言によって「主導権を握った」と言う(同前)。これも見当違いであり、大使は「政治的基礎」問題絡みで混乱状態にあり、彼のベルリン条約有効発言は、モロトフに独ソ関係をどう思っているか聞かれて「悪意も抱いていない」証拠としてとっさに思いついたにすぎない。この発言に「主導権」を取ろうという積極的な意図は全くない。

その後ヴァイツゼッカーが「“ベルリン条約”というテーマの深化を希望していない」ようだ大使に伝えられ(下記のD-6-文書661)、彼は同条約への言及を繰り返さなかった。]

モロトフは、ドイツのバルト諸国との「諸不可侵条約については、それらはドイツによってまず第1に自国の利益のために締結されたのであり、ドイツと参加諸国のみに関係し、ソ連には関係しない。ポーランドの経験によればそうした条約の永続性を疑わざるをえない」と述べた[補注13参照]。

私は「我々の諸不可侵条約はバルト諸国に追加的安全をもたらし、これにはソ連も強い関心を持っているだろうと答えた。ポーランドは無責任に振る舞い、また我々に敵対する結合…に加わることによって我々と結んだ条約に自ら終止符を打った」と反論した<sup>30</sup>。

「これに対してモロトフは、ポーランドが英国と締結した条約(原注:1939年4月6日の英国・ポーランド[共同]コミュニケを指す)は…純粋に防衛的な行為であると言った」<sup>31</sup>。

「私は反論し、“防衛的”という言葉はこの関連では現実離れた意味(akademische Bedeutung)しか持たないと指摘した」。

[フライシュハウアーは、「一連の理由からソビエト政府は当然この時点ではバルト諸国のための保証を伴う不可侵条約の申し出を当てにしていた」ので、大使の「この言明はおそらくソビエトの期待を下回っていた」と評した(Fleischhauer 1990:244)。

この会談の際に、モロトフがそのような申し出を当てにしていた」証拠として彼女は、伊外相チアノが6月25

<sup>30</sup> ヒトラーは1939年4月28日国会においてドイツ・ポーランド不可侵条約(1934年1月)破棄通告について次のように演説した(以下の「波」はポーランドの略語):「各国の新聞情報によればドイツの侵略的意図が英国の対波独立保証提案となり遂には英波相互援助協定の締結となったといわれるが、この相互援助協定によってポーランドは、英国が援助協定を結んだ国々とドイツとの間に紛争が起った場合には反独戦線に参加すべく義務付けられている。英波協定は余が自らピルズドスキー[Józef Piłsudski、ピウスツキ]元帥との間に締結した協定と背馳するものである。即ち同協定は当時現存する唯一の協定として仏波協定を認めたに過ぎぬ。ポーランドの他国に対する義務の拡大は独波不侵略協定とも相背馳する。かくて余は独波両国を拘束する協定は今や存在せずと見なすものであるが、余のこの見解は既にポーランド政府に通告済みである」(朝日新聞1939年4月29日「演説内容」)。

<sup>31</sup> D-6-文書169の原注にある英首相チェンバレンの下院での説明によると、1939年4月6日英波共同コミュニケは「英国のポーランドに対する一方的な保証を英国へのポーランドによる相応の保証によって補完し、恒久的な相互協定の締結を予定した」。

このうち「英国のポーランドに対する一方的な保証」について原注はD-6-文書136の参照を指示した。これは同年3月31日のチェンバレンの下院演説を指し、その中で彼は、ポーランドの独立が脅かされ、ポーランドの政府と軍が抵抗するなら英国政府はそれを支援する義務があると声明した。

当時の朝日新聞(4月7日夕刊)はコミュニケ発表を「英波協定成立」と題して報じ、冒頭に「英波会談は5日を以て大体終了し英波相互軍事援助取極めに到達した。よってチェンバレン首相は6日下院に於て右の旨を声明することになった。即ち英国は3月31日その一方的宣言に於てポーランドが第三国より独立の脅威を受けた場合は即時これが援助に赴くという態度を明白にしており、これに対し今回の会談に於て英国が攻撃を受けた場合ポーランドは同様英国援助に赴くことを取極た…かくてドイツの侵略防止を目的とする英波同盟は成立に至った」。但し「英国が提唱せる英仏ソ波四ヶ国共同宣言」にはポーランドがソ連の参加を拒否した。「ポーランドとしては…独ソ両方に対して今後とも不即不離の…方針」をベック外相が強調している、などと伝えた。しかし英仏波間の実際の条約化はドイツのポーランド侵攻開始の直前になった。

～26 日に駐伊ソ連臨時代理大使ヘルフハンド(Lev Parvus-Helfhand)に、「我々はあらゆる点でシュレーンブルク・プランを支持する」と言明したことを挙げた。

チアノが言う「シュレーンブルク・プラン」とは、「独ソの諸関係の決定的な改善」を目的とし、そのために「ドイツは以下をしなければならない：①日ソ関係の調整と国境紛争の調停に寄与する」、②ソ連に「不可侵条約」を提案ないし締結するか、または「バルト諸国の独立を共同で保証する可能性を議論する」、③「幅広い通商協定を締結する」というものであった。「モロトフがシュレーンブルクに 8 月 15 日に伝えたように、イタリア外相の口から出たこの情報はソビエト政府に大きな希望を与えた」(Fleischhauer 1990:239f.)。

モロトフが 6 月 28 日までにシュレーンブルク・プランを知り、その説明を「当てにしていた」なら、モロトフからそれについて質問したはずであるが、そうしなかった。

彼がそのプランについてシュレーンブルクに「真実」か「でっちあげか」を知ろうとしたのはようやく 1 ヶ月半後、8 月 15 日である。だから 6 月 28 日の会談で彼がそれを「当てにしていた」はずがない。

彼女は 6 月 28 日以前にこのプランをモロトフが知ったという根拠を示さず、ただチアノ発言の日付(6 月 25～26 日)から「当てにしていた」ことになってしまった。

しかも「8 月 15 日」の会談のその部分のやりとりは「ソビエト政府に大きな希望」を与えるようなものでは全くなかった。その日の会談では(D-7-文書 79 の添付文書)：

モロトフが、チアノの言うシュレーンブルクの「この計画のどれが真実なのか」、「でっち上げたのかどうか」を知ろうとし、大使は、その話はイタリア駐ソ大使「ロッソの通報に基づいており、そのことを我々も既に聞いている」が、「条件付きでのみ正しい」と答え、「モロトフが知っているように、我々は実際に独ソ関係の改善を望み、もちろん、いかにそうした改善が実現されるかについて熟考した。この熟考の結果は、私がモロトフに知らせた諸訓令や帝国外相氏の諸言明やシュヌレ氏のアスタホフ氏への言明に記録されている」と説明した。

二人はこのあとロッソ情報から離れて実情についての問答を続けた。

このようにシュレーンブルク・プランについてのモロトフの関心はその真偽にあった。従って彼がこのプランをもしも今回(6 月 28 日)の会談以前に知ったとしても「当てにしていた」のではなく、真偽を聞いたにすぎない。しかしその後も何度も会っているのによろやく 8 月 15 日に真偽を問うたということはその少し前に知ったとしか考えられない。

大使の言う「条件付きでのみ正しい」とはどういうことかははっきりしないが、3 項目のうち①は「政治的基礎」についての彼の持論であり、③は当時ドイツ側の要求であったから、彼のプランに含まれるのは当然である。

問題は②である。彼がこの時に独自の発想でそれを思いついたとは考えにくい。アスタホフがブルガリア公使を介して外務次官補ヴェーアマンに「不可侵条約を結ぶ」よう打診した(6 月 14～15 日)。この打診を外相が白鳥に漏らしたくらいだから、外務次官はもちろん、その時ちょうどベルリン滞在中であった大使にも伝えら

れたと考えられる(13 節)。そうだとすれば大使が②の前半をプランに入れたのは不思議ではない。

②の後半は独ソ共同での「独立保証」に限られ、ソ連が英仏に希望した強引な相互援助条約(保証相手国の同意なしの赤軍派遣を含む)ではない。具体的には、ドイツのバルト三国との不可侵条約はソ連の安全保障でもあるという大使の考え(元はティッペルスキルヒの考え(11 節))に沿って、独ソ共同でバルト諸国への不可侵を確認することだと考えられる。

大使の言う「外相氏の諸言明やシュヌレ氏のアスタホフ氏への言明」については、文書 79 の原注が予備折衝中の文書ではなく、外相氏言明に D-6-文書 760(8 月 3 日)を、シュヌレ言明に D-6-文書 729・761(7 月 27 日・8 月 3 日)を参照指示した。これらは主として政治的利益や対日関係の調整を扱い、不可侵条約には文書 729 のみが触れ、シュヌレは「我々がバルト諸国[バルト三国]とフィンランドの不可侵性(Integrität)を尊重することは、我々の[バルト三国との]不可侵条約とそれについての我々の[フィンランドへの]提案によって十分に明らかになっている」と述べた。これは大使の上記の「シュヌレ氏のアスタホフ氏への言明に記録されている」という発言に合致する。]

「最後に私はモロトフに、**経済交渉再開問題**について何か言うべきことがあるかと質問した。モロトフは、ミコヤンとヒルガーの最近の会談(原注:文書 568[14 節])の内容を知っていると答えた。彼は「ミコヤンの....(欠如、電報案では「態度」)に同意し、ミコヤンに望ましい情報を提供するかどうかは委ねる」と述べた。

「私は、細部がミコヤンとヒルガーないしは私との間で議論される場合には、我々[ヒルガーや大使]は絶えずベルリンに問い合わせねばならないから、それは経済交渉加速のためにならないということをモロトフに納得させようとした。それに対してシュヌレは必要な全権と知識、経験を持ち、交渉を迅速に両国の満足に導き得るだろう」と述べた。

[この発言は大使がシュヌレからの批判(14 節)を素直に受け止めたことを示した。]

するとモロトフは「2 月[1 月]のシュヌレ訪問キャンセル<sup>32</sup>がソ連の感情を害した」と言いつつも、「ミコヤンが要請した情報が我々から与えられるなら、おそらくシュヌレのモスクワ訪問も明らかに有益だと証明され得るだろう」と答えた。

「会談は友好裡に、そしてソビエト報道機関の態度にモロトフが影響を与えるようにとの私の要請を繰り返しつつ、終わった」。

<「**私の印象**では、ソビエト政府は我々の政治的見解を知ることと我々との接触を維持することに大きな関心を持っている。モロトフが言うことすべてに強い不信が明白であるにもかかわらず、彼はドイツとの関係の正常化を望ましくかつ可能だと述べた。

さらにモロトフが経済交渉再開との関連で**政治的基礎の事前形成**を語らず、ミコヤンの要求に限定したことに進展が認められる。

私は、モロトフも主張したミコヤンの希望が叶えられるべきかどうか、叶える場合はどのような形か、電信指示を要請する。(今月 25 日と同 27 日の電報第 111 号[上記 D-6-文書 568]と第 113 号[同文書 570]参照)。)>

<sup>32</sup> 脚注 23 参照。原注はキャンセル問題関係文書として D-4-485、

486, 487, 489, 492 を挙げた。

[大使は経済交渉再開が「政治的基礎」なしに同意されたことにただ驚くだけで、「あなたが言った“政治的基礎”の件は一体どう解決されたのか」とモロトフに問うこともなく、今なお政治的基礎問題が存続していると思ひ込んでいた。]

翌 29 日に大使シューレンブルクはその日のプラウダに載ったジダーノフの論説の紹介と評価を打電した(D-6-文書 582)。それによると:

ジダーノフの論説が、「英仏政府はソ連との同権に基づく条約を望んでいない」との見出しのもとに発表された。

彼は、「英仏が[ソ連との]交渉を引き延ばし、意図的に困難にしている」のは、「交渉を破綻させ、それを侵略者との取引に活用するため」であり、「作為的に作り出されたつまずきの石はバルト諸国の保証であり、その問題において英仏は特に善意と誠実さに欠けている」と非難した。

この論説は「当地の外交界やジャーナリズム界で強い注目を集めた。というのは、著者がスターリンの側近の一人であり、論説が疑いなく上からの指示で書かれ、またジダーノフは 1936 年 12 月にバルト諸国に対する周知の脅迫的発言をした<sup>33</sup>からであり、加えて、交渉が危機的段階に入り、ソビエト政府が、ストラングの到着の際のプラウダ同様に、再度バルト諸国への自動的救援の要求に固執した瞬間に、論説の発表がなされたからである」。

〔「自動的救援」は、「救援」という名の派兵を当該国の同意なしに強行することを指す。〕

論説の目的は「当地の見解では」、①「英仏の世論に影響を与え、チェンバレンへの反対を強め、英政府に譲歩を強いること」、②「交渉が長引いた責任や場合によってはその破綻の責任を英仏に押し付けること」であり、従って「6月24日の Temps [フランス紙 Le Temps] の社説への反論と考えられ得る」。要するに「英国に対するゆすり策略」であり、また「バルト諸国の保証問題におけるソビエトの立場は硬直したという印象が支配的である」。

但しジダーノフは論説を「個人的意見」とし、彼の英国不信を「友人たちは共有していない」とも記したので、「たとえ英国が 100%の譲歩はしなくてもソビエト政府が交渉の継続のための裏口を開いたままにしていることを知らしめている」。

電報末尾に赤軍の本年の演習地が前年と異なるとの報道紹介がある。

[ジダーノフ (Andrei Zhdanov) について当時の日本では次のように紹介された: 1934 年 12 月 15 日に「中央委員会の推薦」に基づきレニングラード州党委員会と同市党委員会の合同会議が「満場一致を以て…選挙」した結果、レニングラード州党委員会書記 [書記長と記述] になった。これは 12 月 1 日に暗殺されたキーロフの後継であった。彼は「未だ 40 才に達せず」、党员歴も「比較的若き方なるが、近年頃に名声を博しスターリンの信任頗る厚い。彼は 1896 年ウクライナのマリウポリ [ソ連時代には一時ジダーノフ市に改称] 生まれ、1915 年入党、革命後地方で宣伝煽動や党書記に従事、1925 年第 14 回党大会で中央委員候補、1930 年第 16 回党大会で中央委員、1934 年 1 月第 17 回党大会でスターリン、カガノヴィッチ、キーロフとともに中央委員

会書記 [政治局員候補も] となった (同前)。1938 年 11 月には、新しい宣伝煽動部 (従来の宣伝煽動部が出版部を吸収) 部長を兼務 (外務省調査部 1939:338)。1939 年 3 月から党政治局員兼書記 (外務省調査部 1935:223-4)

独ソ戦でのレニングラード防衛の功労者となり、1946 年から彼の死 (1948 年夏) 「ソ連ではスターリンと並んで最も有力な男であった」。彼の死の直後支持者が粛清された (Leonhard 1959:256, 1962: 176, J147)。

シューレンブルクはモロトフ発言を「進展」と受け止めた (上記文書 579・607) が、ヒトラーはそうではなかった。同じ 29 日にヘヴェル (Walter Hewel) が「外相事務所」へ以下を伝達した (D-6-文書 583、読売版 35-36)<sup>34</sup>:

「伯爵シューレンブルクの電報に関連して、ヒルガー・ミコヤン会談を引き合いに、総統は以下を決定した: ロシア側の態度から、彼らが 1 月の [交渉の] ために定めた両国経済協議の基礎の受け入れを今後の会談継続の条件としたことが見て取られる。この基礎は我々にとって我慢できないので、我々はロシアとの経済協議再開には目下のところ興味がない」ことを「彼らに通知すべきである」[以下では「総統の指示」と記された]。

但し総統は通知を「数日間遅らせることに同意した。私はこれを外相に電話で伝えた。このメモを外相との担当諸氏の相談のよりどころとしてのみ送付する」。

原注によれば、外務次官ヴァイツゼッカーが手書きで「この間に発せられた」と注記した。

〔「1 月のために」云々はヘヴェルの誤記であり、問題になったのは 2 月のソ連対案であり、この時「1 月の…基礎」の議論はなかった。〕

「ヒルガー・ミコヤン会談を引き合いに」に付された原注は 6 月 27 日のシューレンブルクの通報 (14 節の D-6-文書 570) を参照指示した。しかしそこには「ヒルガー・ミコヤン会談を引き合いに…両国経済協議の基礎の受け入れを条件とした」というような言及はない。

それに類した言及があるのは、6 月 8 日ミコヤンが経済交渉再開同意の前提として語った「2 月のソ連対案を基本的に受け入れる」ことのみである。これも「伯爵シューレンブルクの電報」に記された (12 節の D-6-文書 499)。

従ってヒトラーが「我慢できない」と思ったのは、6 月 8 日のミコヤン通知にあった 2 月のソ連対案を「基本的に受け入れる」ことであった。この問題では 6 月後半にヒルガーが、ドイツ側の譲歩の用意を示しつつ、2 月のソ連対案を交渉対象とするように奮闘し、ミコヤンが譲歩しつつあったが、6 月 28 日までには決着しなかった (下記文書 596・文書 628 参照)。

いずれにせよドイツにとって折角の経済交渉再開を放棄し 6 月 8 日以前に戻るなら、ソ連からの軍需原材料を熱望する軍部にとって大きな痛手になる。だからだと思いが、ヒトラーはこの感情的決定をすぐに取り消す。〕

翌 30 日にヴァイツゼッカーが駐ソ大使館にリップントロップの以下の「見解」を打電した (D-6-文書 588、読売版 38-39):

<sup>33</sup> 「おそらく…ジダーノフによってソ連第 8 回ソビエト大会において 1936 年 11 月 29 日行われた演説だと思われる」(原注)。同大会はモスクワで 1936 年 11 月 25 日～12 月 5 日に開催された。

<sup>34</sup> 「傍注:…外務次官氏…にも提出 (6 月 29 日シュミット)。7 月

10 日にヴァイツゼッカーがこの文書に彼の頭文字署名をし、要返却としてヴェーアマンとヴィールに送った」。ヘヴェルは、上級公使館参事官資格を持ち当時外相リップントロップの個人スタッフであった。

「帝国外相はあなたの電信報告にあるモロトフとの会談を承知した。彼は、政治分野では今後指示があるまでは今や十分に言い尽くされており、目下我々から会談を再び取り上げるべきではないという見解である…この分野〔経済分野〕でも当面は何も引き起こさず、訓令を待つよう要請する」。

〔これはヒトラーの上記「決定」を受けた指示の「電報」であった。総統の指示そのものは駐ソ大使館に「6 月 30 日に電話で伝えられた」(下記 D-6-文書 661)。いずれも大使館に衝撃を引き起こしただろう。〕

30 日にはシュムレが以下のような「添付の指示(原注:D-6-文書 628〔下記〕)についてのメモ」を残した(D-6-文書 596)。これは以下のように 6 月後半の「諸協議」の進展を的確に要約してソ連側が譲歩したことを示し、対応を提案した：

① ミコヤンに「6 月 17 日のヒルガーの口頭言明によって…2 月のソ連対案の事前の確約を拒否し、これについて交渉するつもりがあることを伝えた」(上記文書 543)。すると同 25 日のヒルガーとの会談ではミコヤンは、2 月のソ連対案の「受け入れという元来の要求に“本質的には”立ち戻らず、今度は、我々の見解では未確定である諸点を彼に示すように要求した」(原注:文書 568) (14 節参照)。

6 月 28 日にモロトフが大使に「ミコヤンに望みの情報を提供するように頼んだ」(原注:文書 579・〔607〕)。

② 「上記の諸協議から、ロシア側は 1939 年 2 月のソビエト対案の事前の確約という元来ミコヤンが表明した〔6 月 17 日の〕立場をもはや固執していないことが〔6 月 25 日に〕明らかになる」。

「なおロシア側が回答を先延ばしする理由」としては「モスクワで行われている英ソ交渉と同時にモスクワで独ソ交渉を行わないということが決定的である」。彼らは先延ばしのために「何でもやっているが、他方ではつながりを断ち切らせず、戦術的により適切な時期に我々との交渉を開始する可能性を持ち続けようとするソビエトの努力には誤解の余地がない」。

③「だから私はミコヤンの今回の質問への回答を含む 6 月 28 日の電報を送ることを提案したい」。

この「6 月 28 日の電報」(冒頭にある「添付の指示」を指す)は実際には 7 月 7 日に打電された(下記の D-6-文書 628)。

その間、7 月 3 日に、シュレーンブルクが本省へソ連側の「重要な好意の兆候」という通報(D-6-文書 610)を打電した：ソ連外務次官「ポチョムキンが私に、ドイツ側の希望に添ってソビエト政府は 7 人の“コムソモール”号<sup>35</sup>船員と船長ソロヴィエフおよびスペインにおける 2 人の民間人囚人と交換に、逮捕されている 7 人のドイツ国民(うち 5 人は既に長期自由刑の判決)を釈放すると通知した」。これは「かなりの間なかった重要な好意の兆候である」。

原注によると、これに対して外務次官補ヴェーアマンが 7 月 13 日に同意の訓令を出した。

シュムレが上記文書 596 の中で言及した「添付の指示」=「6 月 28 日の電報」を外務次官が駐ソ大使館に打電した(D-6-文書 628)。

原注によると、「この電報は案では 6 月 28 日付けであったが、手書きで 7 月 7 日に変更された」。

この文書は、冒頭における関連電報の列挙(14 節の文書 568・570、15 節の文書 579)と、以下の大項目 A(小項目 I~IV)と同 B をから成る：

A 「未解決の諸点についてのミコヤンの質問に私は以下の

ように回答するよう要請する」：

A-I:「従来協議」済みの対ソ商品クレジット 2 億 RM 供与を保証する。但し「ソビエトからの従来の原材料提供」(1.6 億 RM のうち半分が木材)では、「予定される規模でのドイツからの価値の高い供給と等価にならない」。

A-II「その他の未解決問題」：①「クレジットの期間」：ソビエト提案への譲歩可能。②「利子」：「双方の利益を考慮する…解決策」に努める。

〔③~⑧は以下のように予定協議項目のみ列挙：〕

「③クレジット協定における通貨保証条項、④ドイツ工業の供給可能性確保のために 2 年の注文期間、⑤船舶輸送条項、⑥「緊急・価格・クレジット返済各条項の表現、⑦仲裁手続き機能の保証、⑧協定文の編集検討」。

A-III:ドイツ側にとって「主要な障害は従来ソビエトの注文希望〔への対応困難〕であったが、「我々は現在ドイツ工業の供給可能性について具体的な説明をすることができ、だから我々の方から交渉継続の可能性を見ている」。

A-IV:「我々は〔ミコヤンの〕希望に応じて上記のドイツ側の交渉議題を伝達する。今やソビエト政府がこれに基づいて我々との交渉を望むかどうかを最終的に決定しなければならない」。

B:「差し当たり我々としては特命全権大使としてのシュムレによるモスクワでの交渉に固執するつもりである。これはミコヤンの元来の計画に照応しているのでなおさらである。だから私は 6 月 27 日のあなた〔シュレーンブルク〕の電報〔14 節の D-6-文書 570〕…の意味でいかなる提案〔シュレーンブルク自身が交渉するなど〕もしないよう要請する。今後の行動の問題は<モロトフや>ミコヤンとの協議の結果が分り次第当地で決定されるだろう」(原注:<>内は発信前に削除)。

「なおミコヤンとの会談は、ドイツ側の圧力と受け取られるように行われるべきではない。むしろ我々の立場が実務的かつ冷静に説明されるべきであり、それ以上のことはロシア側に委ねられるべきである。我々はいかなる場合にも請願者の立場になってはならない」(原注:手書き挿入)。

以上の内容は下記のティッペルススキルヒ(文書 661)によると「RAM〔帝国外相〕によって総統に具申され、外務次官が言葉を追加して発送された」。

従って「ロシアとの経済協議再開には目下のところ興味がない」(上記文書 583)という「総統の指示」は取り消された。

〔この時期は「白の場合」準備完了期限まで 2 ヶ月を切り、しかも同作戦実施と同時に英仏の対独宣戦布告が予想された。従ってゲーリングなど軍高官がソ連からの軍需原材料輸入増とソ連の参戦阻止を一層強く要求してヒトラーに働きかけたと思像される。〕

大使はこの内容を 7 月 10 日にミコヤンに伝達した。すると「ミコヤンは明白な関心を持って伝達を受け取り、彼の政府に知らせ、すぐに回答すると言明した」(D-6-文書 642)。

〔この伝達をミコヤンは珍しく何ら文句を言うことなく受け止めた。その内容がミコヤン(6 月 25 日の文書 568)やモロトフ(6 月 28 日の文書 607)の要請への積極的対応であったからである。〕

シュレーンブルクは 7 月 11 日に外務次官ヴァイツェッカーに以下の情勢判断と対策を提言した(D-6-文書 648)：

自分が外務次官からの「差し当たりモロトフ氏にこれ以上何も試みるなどの〔6 月 30 日の〕訓令(原注:D-6-文書 588〔上

ール〕号(外務省調査部 1937:222-223)の件と思われる。

<sup>35</sup> 1936 年 12 月 14 日にスペインで撃沈された輸送船「コムソ

記)を…正しいと考えた」ことを、目下休暇でベルリン滞在中のティッペルススキルヒが「話したかどうか分からない」[のでそのことを報告する]。

「私の意見ではいかなる性急さも有害であり、ソビエト・ロシア側を不安にするだけである」が、「我々は若干のことをしなければならぬし、することができる」。「若干のこと」としては「大きなこと」は不可能であり、「小さなこと」に限られる。

「経験によれば国際交流の善し悪しは「条約や協定」よりも「まさに日々の生活の事柄の処理」に左右される。

[彼はここでは「日々の生活の事柄」としてソ連における外国人の厳しい国内移動制限を取り上げる(内国人も出国に加えて国内移動も制限)。]

「我々の移動の自由が厳しく制限されているここモスクワでは…ベルリンにおけるよりも活動分野はわずかである。[逆に]…ロシア人たちは、彼らのベルリン大使館や駐在武官等々が多少より友好的に扱われれば、非常に快適にかつ我々の善意の証拠とを感じるだろう」。

モスクワでの行動制限は「外交団全体に該当し、ソ連の周知の心配性と不信感に対応している。なおイランの状況が全く似ている」(原注:彼は 1923-31 年駐イラン公使)。他方ベルリンには「ソビエト・ロシア人たちに好まれ、しかもそれによって彼らに我々の善意を証明する可能性がきつとしばしばあるだろう」。

[大使のこの提言は自らも関わった 7 月 10 日までの独ソ間の交渉進展を全く理解しなかったことを示した。

すなわち大使がこの返信で取り上げた 6 月 30 日の訓令は「総統の指示」(文書 583)に基づき経済交渉再開中止を指示した。しかしシュヌレが作成しその後ヒラーが承認した「添付の指示」は、「総統の指示」を破棄し再開経済交渉を進展させるための具体策であり、7 月 7 日に打電された。それを大使自身が 10 日にミコヤンに伝え、積極的に受け止められた(上記 642 文書)。

再開方法でもめていた経済交渉がこうして実際に動き始めた。ところがその翌日に大使は「大きなこと」は不可能と提言した。ヴァイツゼッカーは「？」と思っただろう。彼の「小さなこと」提言は的外れ(あるいは場違い)であった。しかもソ連外交官に行動の自由を与えることが公的場面に効果を持つことは当時のソ連ではなかった。

大使にとって「政治的基礎」問題が未解決であるため、彼は経済交渉の進展はあり得ないと強く思い込んでいたために、大使は「添付の指示」の意義を理解しえなかったのだろう。]

当地での英仏ソ交渉は「相変わらずうまくいっていない」。「英国の同僚たち」は我々に「頑固に沈黙してきた」が、「昨日初めて苛立ちを見せた」。そちらへ既報の「昨日朝のソビエトのコミュニケ」が「彼らの不満を正当化している」。

[このコミュニケは独文書集に収録されていない。]

「私見では少なくともソビエト側は 8 月が特に決定的な月であろうというひそひそ話に感染している。彼らはそれまで決めないこと選ぶだろう」。

[実際に「8 月が特に決定的な月」になったが、大使は「ひそひそ話」の出所も、「彼らはそれまで決めないこと選ぶだろう」と言う根拠も記していない。]

ベルリンで休暇中であった駐ソ参事官ティッペルススキルヒは 7 月 12 日に大使シュレーンブルクに、以下のように「当地の印象を報告」した(D-6-文書 661、読売版 42-44)：

多忙の外相や休暇中の 2 人を除いて「私は考慮に値する

諸氏全員と話した」。

外務次官ヴァイツゼッカーは「英仏ソ三国の条約交渉がどういう結果になるかの判断」に関心を示し、彼自身はソ連が「成果なしに経過させ再び孤立に逆戻りするだろうとは考え得ないと言った」。またモロトフと大使の会談について「彼の見解では政治的には差し当たり我々の側によっては十分なことがなされている」との判断であった。

彼と「ミコヤンへの回答に関する指示を協議し、その際私はこの回答をすることに賛成を表明した」。「その指示は RAM [帝国外相]によって総統に具申され、外務次官が言葉を追加して發送された」(原注:D-6-文書 628[上記])。

彼の考えでは「経済面ではさらに試みることができるが、しかしゆっくりかつ徐々にである」。また彼は「“ベルリン条約” [=独ソ中立条約]というテーマの深化を希望していないと思われた」。そこで私は大使の電報(D-6-文書 607)を指摘し、大使は「そのテーマに軽く触れただけだと言った」。

[ヴァイツゼッカーは「政治的には差し当たり…十分なこと」をしたが、経済面ではさらに試みることが可能と述べ、シュレーンブルクの「意見」とは大きく異なった。

彼が中立条約の議論の「深化」を希望しなかった理由は、下記のティッペルススキルヒの報告では「口頭で！」とあるが、おそらく「政治的には差し当たり…十分」という考えによるだろう。その理由をヴァインベルクは日独防共協定秘密文書との関連と見た(Weinberg 1954a:195)が、この時既に独ソ双方にとって防共協定は問題ではなかった。]

シュヌレは「6 月 30 日に電話で伝えられた総統の指示(原注:D-6-文書 583)を私に示した」。

[これが事実なら駐ソ大使館には 6 月 30 日には「総統の指示」(文書 583)そのものは電話で伝えられ、指示に基づく外務次官の訓令(文書 588)が別途打電されたことになる。この報告からティッペルススキルヒがシュヌレに会ったのは 6 月 30 日以後、「添付の指示」(再開交渉中止の中止)採用(7 月 7 日)以前だと分る。]

その際ティッペルススキルヒは彼に、大使館と特に大使自身が「可能なすべてのことをしたが…モロトフとミコヤンを…こちらへ引っ張ってくるができなかったと言った」。

政治部長ヴェーアマンとは「短時間しか」会えなかったが、「彼はソビエト側がアスタホフを通じて接近のイニシアチブをとったことを重要だと思っている」[13 節]。私はそれに異議は唱えなかったが、彼が見逃した当地[ベルリン]のソビエト大使館の否定的声明について『タン』紙[スイス紙]に掲載されたフルニエ[エージェンシー]報道に注意を促した」[[内は英語版による補足]。

[[「ソビエト大使館の否定的声明」はフライシュハウアーによると、7 月 7 日にアスタホフが「モスクワとベルリンの間の政治的取引」を否定したことを指す(典拠は Gregoire Gafenco の 1946 年の著書)。]

またヴェーアマンはベルリン条約について「訓令無しにはそのテーマに二度と触れないことが適切だと思わせた。詳細は口頭で！」。

シュリープ[政治第 4 課長]ほかとはコムソモール号事件処理の話をした。

この報告は以下の言葉で終わった:「私の印象ではソ連問題は当地では以前同様に最も関心が高い。しかし意見はぐらつき、未決定である。政治的な意志形成はまだ実現されていない」。

彼の言う「政治的な意志形成」の未実現の意味は定かではないが、いわゆる「政治的基礎」対策未定を指すと考えられる。というのは彼もシューレンブルクのように「政治的基礎」を経済交渉の枠外の政治的同意と考え、具体的な提案をした(11 節)からである。しかしシューレンブルクと彼以外の独ソ双方の全関係者にとってそれは既に解決されたからこそ 6 月 8 日に経済交渉再開となった(12 節)。

7 月 14 日にナドルニー(Rudolf Nadolny)が、ベルリン滞在中(6 月 12~24 日)のシューレンブルクと行った会見の際に話題になった「ベルリン条約の有効性問題」について以下の書簡をシューレンブルクに送った(D-6-文書 614)：

あなたとの「会話のあと私は…その現在の有効性の問題を外務省で協議した。〔それは〕形式的には疑われ得ないが、「その間に生じた〔両国の〕疎遠の結果によって条約が無効と考えられるべきかどうかは両者の意志に依存している」。しかしこの条約の第 2 条が中立義務を「平和的な行動にもかかわらず他方が攻撃される場合にのみ」と定めているので、実際の「紛争の勃発の際の中立についてのロシアの義務または正当性を導き出すことは困難だろう」。「場合」の限定は当時独ソが「西欧列強に対して防衛し、〔独ソのどちらか〕他方がこれに協力することを防止しようとした」という特殊事情による。従って「第三国と締約国の一方の紛争の際には他方は中立を守る。他方の意見ではその紛争によってその利益も触れられる場合には、一方は第 1 条に基づいて他方と連絡をとる」というように普遍的に改定すべきであり、当時それを提案したが受け入れられなかった。等々。

〔ナドルニーはヒトラー政権によるベルリン条約延長 6 ヶ月後の 1933 年 11 月から翌年 6 月まで駐ソ大使を務めた。彼は「6 月 18 日突如辞表を提出」、マスコミはその「真相」を、彼がソ連駐独大使チンチュクと共同で「独露の政治経済提携を目的とした独露親善工作に関する建議案」(ロカルノ条約の東欧版)を提出したが、「ドイツ政府によって素っ気なく審議を拒絶された事にすこぶる憤慨したらしい」などと報じた(朝日新聞 1934 年 6 月 21 日)。彼は邦訳のある作家シュテンの祖父である。彼の後継駐ソ大使がシューレンブルクであった。〕

しかし例えば日ソ中立条約も、中立保持を「一方が其の平和的態度に拘らず又は二以上の第三国より攻撃を受くる場合」とした(第 2 条)ように、ベルリン条約だけが特殊であったわけではない。ベルリン条約の一般的な中立条約と異なる点は第 1 条がラパッコ条約を両国関係の基礎としたことにあった。

## 16 節 (7 月 16-18 日)ミコヤンが動き再開経済交渉を開始

15 節のように、駐ソ大使シューレンブルクが 7 月 10 日に、文書 628(いわゆる「添付の指示」)の内容をミコヤンに伝達したところ、それにミコヤンは素直に対応し、「すぐに回答する」と返事した(文書 642)。

ミコヤンは 7 月 16 日夜ヒルガーに以下を伝えた(大使から外務省への D-6-文書 677)：

「前回会談はなるほど著しく状況を明らかにしたけれども相変わらず追加的明確化を要する点が残っている。それゆえ通商代表代理ババリンをベルリンからモスクワにさせ、当地〔ソビエト政府〕の見解を彼に知らせた上で、まだ不明な諸点を直接協議するために〔すぐベルリンに戻って〕シュヌレを訪問するように委託した。ババリンは昨日再びベルリンに向かった。シュヌレ・ババリン会談がまだ欠けている最終的な明確さをもたらすことを希望する。ババリンの報告に基づいて彼

〔ミコヤン〕はさらなる諸決定を下し適当な時にそれについて我々に知らせるだろう」。

このミコヤン発言について大使は、ソ連政府はドイツとの関係を断ちきりたくないが、「世論に隠され得ない本来の経済交渉に入ることをまだ差し当たりひるんでいることを示した」と付記した。

〔ミコヤンが「著しく状況を明らかにした」とか「シュヌレ・ババリン会談がまだ欠けている最終的な明確さをもたらすことを希望」と非常に積極的な回答をした。にもかかわらず大使がソ連側は「ひるんでいる」と見たことに非常に驚き、あきれた。やはり大使は 6 月 8 日以来の進展を全く理解することができないままであった。

このあと 1 週間も経たない 22 日には独ソ交渉はさらに進展する。ヴァイツゼッカーが大使に政治面でも「待機期間」終了を通知し、経済交渉再開と並行して政治交渉を指示した(下記文書 700)。この訓令の意図は当然、この機会に独ソ政治交渉を進めることによって英仏ソ交渉にくさびを打つことだっただろう。

シューレンブルクもティッペルススキルヒもこうした経済・政治両面での急転回に呆気にとられたにちがいない。その原因は二人の「政治的基礎」誤解にあった。〕

7 月 18 日、ミコヤンの上記「委託」実行のため、「ベルリンのソビエト通商代表ババリンが本日 2 人の代表部員とともに」シュヌレを訪れ、「未解決問題」を協議した。その内容はシュヌレの記録(D-6-文書 685)によると：

〔ババリンはソ連側表記や独文書集の人物紹介では代表代理だが、代表不在のためかドイツ側文書は代表と記した。彼は 1935 年以来代表代理で、37 年まではカンデラキが代表であった。〕

「ババリンはまずソビエト側から見た独ソ経済関係の拡大と強化の必要を長々まくし立てた。私も…この希望を表明した」。

次いで彼は「声明(添付)を読み上げ」たが、それは「ヒルガーからミコヤンへの伝達(原注:文書 628・642〔上記〕)をソビエトの立場に有利に解釈した」ものであった。

彼はこの協議において〔ババリンが朗読した声明に添った〕「明確化」ができれば「ここベルリンで条約に署名する権限を与えられている」と言い、同意を求めた。

彼の「声明」では、まず「ドイツ側はクレジット協定のソビエト案を交渉の基礎として受け入れ、また今月 10 日のヒルガー氏の言明に応じてソビエトの以下の希望に応じた」とあった：①ドイツからのクレジット期間を 7 年まで延長、②利率率についてソ連の希望に応じる、③ソ連からの注文リストの受け入れ。

次にソ連は「一連の未解決の問題」のうち①マルクの為替レート、②ソ連からの供給額、③ソ連からの発注、④輸送船舶について「ドイツ側に応じる用意」があると述べた。

末尾に「ソビエト側はドイツ政府の立場を知りたいと思う」とあった。

私は「ババリンのこの驚くべき発言」に答えず、〔提案内容以前に〕そもそも交渉について「彼が提案した進め方」自体が、「モスクワでの交渉という我々の提案、但し元々は人民委員ミコヤン自身の提案と矛盾する」と指摘した。しかし彼は「モスクワかベルリンか…という問題はおそらくのちほど決定され得る。肝心なことはまだ論争中の諸点の明確化である」と答えた。

〔しかし「声明」の内容は交渉のための論点整理ではなく、論点についてのソ連案の提示であった。〕

この応答からソ連側は「モスクワでの人民委員との幅広い

目に見える交渉に代えてババリンによるベルリンでの控え目な交渉を好んでいることが全く明らかに察知され得た」が、これは先の「ミコヤンの言明(原注:文書 677)と矛盾している」。

「ミコヤンの言明」は上記文書 677 の末尾にあり、ここでは「シュムレ・ババリン会談」の結果についてのババリンからの「報告に基づいて彼[ミコヤン]はさらなる諸決定を下し適当な時にそれについて我々[ドイツ側]に知らせるだろう」とあった。これとババリン発言(この会談の場での締結)は「矛盾」する。なぜそうなったのか不明である。シュムレはババリンの性急な締結要求には応じなかった。」

従って「ロシア側との今後の協議の前にソビエト側が現在選んでいる…ベルリンでの交渉をすべきかどうかという問題が決定されねばならない。この問題の判断にとって交渉の経済的側面と政治的側面が決定的である」:

①「経済面」:「ベルリンにおける独ソ交渉には緩慢さときこちなさという非常に不快な欠点がある」。というのはソ連代表が「とんや些細なことでもモスクワに問い合わせをし、「自らはいかなる自由裁量の余地も持たないからである。そのため本来の交渉はほとんど不可能であり、むしろ言明の交換にすぎず…その結果合意することができるかどうか、いつ合意できるかが予測され得ない」。

内容面では今回ババリンが「若干の本質的な点」を譲歩した(原材料供給の量と質の改善やその他何点かの調整)が、「なお部分的に非常に困難な問題をふくむ一連の他の問題が全く未解決のままである」(利払いや原材料供給引き上げ、ドイツからの供給問題など)。

②「政治面」:「ベルリンでの交渉は幅広い世論にはおそらく知られない」し、上記のようにソ連代表の権限が欠如するので、「モスクワでの交渉と結びついた政治的効果は欠落する」が、それでも「独ソの条約締結が現時点で意味する政治的効果は全面的に存在し続けるだろう」。それは「より緊密な」経済協力のみならず「独ソ関係の正常化と改善という目的」にも沿うだろう。

「シュムレは、ベルリンでの交渉について不満や批判を記しつつも、結論としては経済協力強化と関係改善に資すると判断した。」

大使シューレンブルクの本省への通報によると、7月22日の「ソビエトの全紙」が、「ここ数日間ソ連の通商・クレジット交渉が再開された。だから外国貿易人民委員部側のベルリ駐在通商代表代理と、ドイツ側のシュムレによって交渉が行われている」と報じた(D-6-文書 699、読売版 44-45)。

「通商・クレジット交渉」はドイツ側の言う経済交渉を指す。記事には「再開された」とあるが、正確には6月8日のミコヤンによる再開同意後にもめていた再開の仕方が解決され再開交渉が具体化したということであった。」

この通報に外務次官ヴァイツゼッカーは7月22日に次のように返電した(D-6-文書 700) :

「あなたの予告」(D-6-文書 677)通りにババリンがシュムレを訪れ「当地ベルリンで交渉し条約に署名もする権限があると言明した」が、「会談の経過によっては…交渉の一部をモスクワに移すべきどうかを留保するつもりである」。

「いずれにせよ当地でははっきりした歩み寄りの意向をもって進められるだろう。というのは締結が、しかも可能な限り早期の〔経済協定〕締結が全般的な諸理由から望ましいからである。ロシアとの我々の会談の純粋に政治的な側面に関して[も]あなたに電信訓令第 134 号(原注:D-6-文書 588[上

記])によって指示した待機期間が終わったと我々は見ている。だからあなたには[こちらからの]いかなる催促もなしに、そちら[モスクワ]で再びさらに糸を紡ぐ権限や、そのために当面の諸案件における会談を活用する権限がある」。

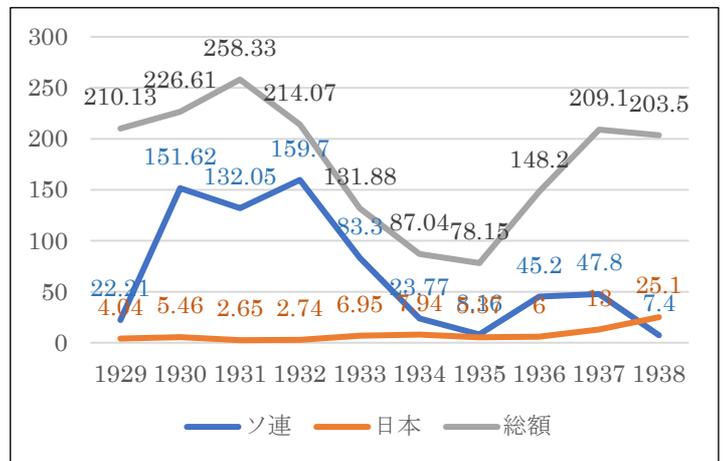
「こうして再開経済交渉が本格化されると同時に、ドイツ側は「慎重」に徹した政治面の「待機期間」も終了し、大使に「再びさらに糸を紡ぐ権限」を与えた。」

上記の7月22日の「ソビエトの全紙」の記事は、ソ連政府が21日タス通信を通じて発表し、朝日新聞(1939年7月23日夕刊)も次のように報じた:「通商並にクレジット問題に関する独ソ両国の交渉は過般再開された。交渉にはソ連側を代表してベルリン駐在通商副代表ババリン氏、ドイツ側を代表してシュムレ氏が之に当たっている」。

「日本政府はこの報道を従来の諸情報と照らし合わせつつ重要案件と見るべきであったが、外務省編(2012)には何もない。」

独ソ経済交渉進展は日本にも影響した。ドイツの「高価値」生産財を巡る競合関係が日ソ間にあったからである。

図表 7 ドイツの工作機械輸出入



(注)単位:100万RM。1934年7.94、1935年8.16と5.37。

(出所)工藤・田嶋編(2008b:246、筆者:幸田亮一)所収値の一部をグラフ化。5ヵ年計画と強制集団化の開始によりソ連の輸入が激増、1935年は75%を占めた。1939年から再び増加したと見られる。

図表 7によればソ連向けは1936年まで輸出総額の変化とほぼ並行し、1937年は前年の維持、1938年は大幅減になった。他方日本は1930~32年はソ連の2~3%にすぎず、1933年からわずかに増え1938年にはソ連の3.4倍になったが、両国とも総額に占める比重はわずかであった。

7月22日ドイツ外務省経済政策部長ヴィールは以下のような「ロシア及び日本への工作機械供給に関する記録」を残した(D-6-文書 704) :

7月19日に駐独日本大使館参事官が外務次官補ヴェーアマンに「独露の経済協議」に関連して、「独日間では目下経済協議もなされている。日本はドイツの機械に非常に敏感である」と述べた。ドイツ側の「交渉担当者は、ドイツの能力は限られており、自国需要のために特定の機械類〔の日本への輸出〕が喜ばれ得ないと説明した」。「日本に拒否した機械類がいまやソ連に送られるなら、やはり日本では非常に不快な印象を与えるだろう。交渉に際してロシア側に我々から今後2年間に総額1.67億RMの工作機械供給が約束された。その見返りとして我々は外貨で同額の価値の高い製品〔軍需原材料〕を受け取る。日本側には交渉の中で我々は今後2年間に約6千万RMの工作機械供給を提案したが、日本

からの見返りは外貨で部分的にしき同等の製品ではない。

記録の末尾に、ロシア側との「6 月 15 日」と「7 月 5 日」の交渉状況を外務次官を通じてリップントロップに提出したとある。原注によると、前者は D-6-文書 530〔13a 節〕、後者は独文書集にはなくシュヌレが経済交渉の従来の経過と独ソ双方の立場を簡単に記した(従って文書 530 とほぼ同様)。

ヴィールによる当時の日独通商交渉については工藤・田嶋(2008a: 7 章 2・3 節)に詳しい。外務省編(2012)に関連文書はない。

### 17 節 (7 月 22-26 日)文化交流再開・利益圏配分の噂・予備折衝終了の宴

独ソ接近工作を担う駐独臨時代理大使アスタホフが 7 月 24 日、外務次官ヴァイツゼッカーを訪ねて文化交流再開を持ちかけた。それについてのヴァイツゼッカーの外相宛メモ(D-6-文書 714)には以下のようにあった:

「臨時代理大使が本日、ロシア最初の大規模な農業展示会」[モスクワで 8 月 1 日から]に、ソ連の「対外文化関係協会」が招待者かつ接待役として、展示会の開幕式と 10 日間の滞在のためにドイツの科学者と農業省メンバー各 1 人をモスクワに招待するつもりである」と持ちかけた。ほかにとどの国を招待するかとの質問に、彼は「イタリアと日本が、またおそらく他の国々も含まれる」と答えた。

[アスタホフが国名としてイタリアと日本のみを挙げたのはむしろ意図的であった。スターリンは両国をドイツとともにいわゆる「侵略国」と名指していた。]

最後に彼は、「3~4 年の中断」があったが、「これによって再び露独間の文化関係樹立のためのちょっとした始まりになるだろう」とし、「一連の小さな意思表示が我々の全般的な関係の改善に寄与するのであれば、おそらくいかなる不利益もあり得ないだろう」と付け加えた。

「大使の最後の発言を私は受け入れ、彼の提案の好意的検討を彼に約束した。展示会は 8 月初めに開幕するので、できる限り早く回答がなされるべきである。私はこの提案に応じることに賛成である。RAM[外相]氏に指示をお願いします」。

原注によると、文書の傍注に「総統、私はこれに賛成である。リップントロップ」とあり、また「7 月 27 日付の記録」(独文書集に不掲載)にはヴァイツゼッカーがアスタホフに電話で「招待に肯定的回答を与え得ること 2 人の名前を挙げるができる」と伝えた」とある。

[実際には開幕 2 週間後、8 月 14 日に農業展示会を 3 人が訪れた:「農業研究所長・教授マイヤー(Conrad Meyer)、帝国食糧省局長モーリツ(Moritz)、帝国農林業従事者代表・メクレンブルク州農民指導者伯爵グロテ(Graf Grote)」(Graml 1990: 269)。]

大使シュレーンブルクの 7 月 17 日の本省への報告から、この招待がミュンヘンで 7 月 16 日に開幕した「大ドイツ美術展」(Große Deutsche Kunstausstellung)にアスタホフが招待されたことへの答礼であったことが分る。大使の報告によると、「現在の諸案件について」外務次官ポチョムキンを訪問した際に彼は「アスタホフがミュンヘンで受けた好意に特別の満足を表明し…この種のことは相互関係にとって大きな価値があると言明した」。これについて大使は「ポチョムキンの態度からソビエト政府の満足がはっきりと認識され得た」とし、「我々の関係の正常化を望ましいと改めて指摘する形式ばらない機会が生じた」と付記した(D-6-文書 727)。

7 月 26 日にヨーロッパ東部における独ソの利益圏配分を確定するための最初の会談が行われた。記録(D-6-文書

729)によると、その会談は、シュヌレが「指示に従って」アスタホフとババリンを「エヴェスト」(Ewest)に招いて行われた。エヴェストは「4 月のある日」にシュヌレとアスタホフが会談したとリップターがアスマンに話した場所であった(5a 節)。

原注にはシュヌレに「与えられた指示」は「発見されなかった」とあるが、クライストによると、シュヌレに指示を出したのは外相リップントロップであった(Kleist 1950: 46)。

すなわち、「7 月 25 日にソ連と西側列強のモスクワ交渉の結果、英仏軍事使節団のモスクワ派遣になったことが知られた」ので、彼は英仏ソ交渉が「すでに具体的な軍事協定締結目前にあるほどにはかどっているなら、ドイツのさらなる慎重さは無益になった」と判断し、「ゆっくりと完成しつつある包圍作戦を引き裂くために今やソビエトとの交渉のリスクを引き受けること」にし、「シュヌレが戦場に派遣され」た。

このような重要指示はもちろんヒトラーの承認なしではあり得なかった。そのことはリードらが戦後のシュヌレへのインタビューを主な典拠としてこの会談を描いた中に出てくる(Read 1988: 122-126, J127-132)。

但しその際会談の日付が「6 月 26 日水曜日」とされた。しかし同日は月曜日であり、7 月 26 日が水曜日であるから「6 月」は誤記である。

この会談についての D-6-文書 729 の詳細は本交渉を扱う際に紹介するが、中心点は、ソ連の利益圏をバルト海から黒海(ベッサラビア)まで認めることであった。それは、5 月 26 日に提案され取り消されたリップントロップ提案、つまりポーランド内のソ連の利益考慮(8 節)を大幅に拡大した。

このようなソ連の利益圏考慮は、むしろ英仏ソ交渉に関する上記モロトフの最小限要求(10 節)、アスタホフの発言(13 節)などに見られたバルト諸国やルーマニア領ベッサラビアへのソ連の強い関心への対応であった。

7 月 26 日のシュヌレらとアスタホフらの会談が独ソ不可侵条約締結に至る予備折衝の終り、かつ独ソ不可侵条約締結にいたる本交渉の開始となった。

早くも同じ 7 月 26 日に独ソによる利益圏配分の噂の存在がドイツ政府に伝えられた。ヘルシンキ駐在独公使ブリュッシャー(Wipert von Blücher)は、フィンランド「外相[エルッコ]」(原注:Eljas Erkkö)が独露協議の内容について私に尋ね、ドイツがロシアに「バルト諸国を利益圏」として認めるつもりだとの噂を伝えた」と打電した(D-6-文書 724)。

[山路は「諸方面ニ於テ独蘇間ニ波蘭分割ニ関シ話行ハレ居ル旨ノ噂依然存スル」という 6 月 12 日の諜報を伝えた(補注 4 の文書 79)]

本省政治部長ヴェーアマンが翌 27 日にドイツのヘルシンキ公使館に以下を返電した(D-6-文書 726):

「ドイツがロシアにバルト諸国を利益圏として譲ろうとしているという噂は…悪意ある虚構に基づいている。独露の協議は経済関係を再びより正常な水路に戻す試みに限定されている」。他方、「英仏との交渉においてソ連は、間接侵略についての周知の定式によってバルト問題への干渉の可能性を手に入れようとした。英国が当初これに対して示した抵抗を維持するかどうかは現時点では疑問と思われる」。

要するに、ソ連のバルト諸国侵略の意図は英仏にもドイツにも明白で、どちらがソ連の意図に迎合するかが焦点であった。ポーランドについての英仏の態度は公式発表の限りでは独立保証として明瞭であったが、問題は実効性であった。

(本文おわり)

**(補注 1) 人物紹介：アスタホフ、ヴァイツェッカー、シュムレ、シューレンブルク、ヒルガー、ヘルヴァルト、ミコヤン**

**アスタホフ**(Georgi Astakhov, 1897-1942)はソ連駐独大使館参事官であり、スターリンに近いと言われ、率直な物言いであった。ドイツ語に堪能なドン・コサック。私は独文書集で初めて彼の発言を読んだ時ソ連外交官らしからぬことにとっても驚いた。彼は大使メレカロフ召還のあと臨時代理大使となって活躍した。多くの場面での彼の率直な発言はドイツ側からも率直な発言を引き出し、独ソ不可侵条約締結に至る過程で重要な役割を果たした。しかし同条約締結直前、1939年8月19日に彼も召還され、その後まもなく投獄され獄死した(引用諸文献から合成)。ソ連ではスターリン以外の口は災いの門であった。

駐独新大使にはようやく同年9月3日にシュクヴァルツェフ(Alexander A. Schkvartzev)が赴任した(D-7,a-S.139)。

**ヴァイツェッカー**(Ernst Freiherr von Weizsäcker)は1882生まれ、海軍士官学校卒、第一次大戦従軍後1919年ハーグの海軍駐在武官、1920年外務省入省、翌年から各地で領事や公使館参事官、公使を務め、ジュネーブ軍縮交渉にも参加。1936年春から外務省政治部長代理、すぐ部長、1938年2月外相就任のリップントロップの要請で4月1日から外務次官。同時にナチ党入党、SS(親衛隊)大尉。1943年4月から駐バチカン大使。ニュールンベルク裁判で1949年に5年の有罪、翌年早期釈放、翌年死去(Hill 1974: 673f., ウェブサイト LeMO)。のちの西独大統領ヴァイツェッカーの父。

**シュムレ**(Julius (or Karl) Schnurre)は1898年生まれ、若くして当時すでに上級公使館参事官(Vortragender Legationsrat= V.L.R.)資格を有し、経済交渉エキスパートとしてドイツ外務省経済政策部第IV課長(東欧(ポーランド・ダンチヒ・ソ連・バルト諸国)担当)であった。のちに同省経済政策部長になった。戦後戦犯になることはなかった。

**シューレンブルク**(Friedrich-Werner Graf von der Schulenburg, 1875-1944)は、予備折衝中のモロトフ発言「政治的基礎」の誤解を持続し、そのためドイツ側を混乱させたり、奇妙な提案をした。しかしリードらの評価は高かった。

例えばドイツの駐ソ大使として「長年独ソ関係の改善に尽くし、ヒトラーにソ連との友好と協力こそ最善の政策だと納得させようと多大の時間と精力を費やした。独ソ間の戦争は彼がもたらそうとした真の和解によって回避され得ると彼は手遅れになるまで信じた。「その埋め合わせ以上のことをした」のが、同大使館の二等書記官ヘルヴァルト(下記)であった。彼は米国駐ソ大使館の友人ボーレン(Charles E. 'Chip' Bohlen)に「きわめて重要な情報」を通報した。

シューレンブルクは「魅力的でエレガントな男」、1907~14年に領事を務めて以来「常にロシアびいき」であった。駐イラン公使[1923-]、駐ルーマニア公使[1931-]を経て、1934年から駐ソ大使、1939年モスクワ外交団長になった。彼は、本物の貴族の赴任を喜ぶあらゆる国の外交官仲間からもソビエト政府からも、例外なく好かれ、尊敬され、称賛され、大使館スタッフからも「賢明で暖かい父親として敬愛された」。

フライシュハウアーは彼が1939年4月から独ソ不可侵条約に向けて独自のイニシアチブを発揮したと言うが、彼は意見や提案をしても、訓令に反する行動はしなかった。

ウィーラー・ベネットによれば、シューレンブルクが反ヒトラー行動を起こしたのはスターリングラード敗北後であった。ソ連によってドイツ人捕虜代表からなる「自由ドイツ運動」ほか

組織され、ドイツ向けラジオ放送で「ロシアとの友好」や反ヒトラー政権などが呼びかけられた。「この宣伝によって大いに力を得た…主要人物」がシューレンブルクであり、彼は自分がスターリンと連絡することでできれば「全般的平和」実現に道を開くことができると考えて共謀に加わった。共謀者たちは70才の彼を落下傘でソ連軍前線に届けようと議論したが、ヒルガーは大使がそれを「真剣に考慮したとは信じられない」と著者に語った(Wheeler-Bennett (1953:615-6, JII-221))。

著者は、シューレンブルクが共謀に加わったのは、彼が独ソ開戦という独ソ不可侵条約への「裏切り」に「衝撃」を受けたからことだと言う(同前)。そうであれば、大使は独ソ戦には怒りを感じたが、独ソ不可侵条約がバルト諸国とポーランド、ルーマニアの犠牲の上での独ソの平和と協力であったことには怒りを感じなかったどころか、それを喜んだことになる。

1944年7月20日のヒトラー暗殺の企て[大佐シュタウフェンベルクを実行者とする一部軍幹部のクーデター未遂事件]に連座して処刑された。彼は新政権の外相に予定されていた(Read 1988:89, J90)。

リードらの「謝辞」には、シューレンブルクが残した城で遺族から「思い出と文書」の提供を受けたとある。フライシュハウアーも同様である(Fleischhauer 1990)が、さらに彼女は自著発表後に彼の遺品の中から独ソ境界・友好条約交渉記録を発見するという大きな功績をあげた(1節参照)。

**ヒルガー**(Gustav Hilger) (1886-1965)は、モスクワ育ちのドイツ人[フランス系の妻も同様]で、ドイツの大学卒、第1次大戦では敵国人としてモスクワで抑留、戦後ロシアでの被抑留者(捕虜と民間人)の本国送還のための代理人を務め、駐ソ大使になったばかりのランツァウに1922年採用され、独ソ開戦まで駐ソ大使館に務めた(Hilger 1955, ブックカバー)。

彼はこの頃には独ソ交渉において最も重要な役割を果たした通訳であるとともに、駐ソ「大使館経済部責任者・公使館参事官」(D-4-文書 484)として通商交渉も担当した。

ランツァウ(Ulrich von Brockdorff-Rantzau)は1922年11月から駐ソ大使、1926年の独ソ中立条約締結に尽力した。在任中の1928年9月ベルリンで急病死した(その後の駐ソ独大使は脚注9参照)。

ヒルガーの経済交渉相手ミコヤンは、彼の回想(Hilger 1955)の中では1939年1月に初めて登場する。しかし二人は、すでにミコヤンが最年少の人民委員(閣僚)になったばかりの1926年に出会った旧知の間柄であった(下記ミコヤンの項参照)。二人は1才違いと年令も近かった。フライシュハウアーも彼は「ミコヤンと特別に良好な関係を持っていた」と評した(Fleischhauer 1950:220)。

戦後カーほか多くがヒルガーの証言に感謝した。ジョージ・ケナンは1930年代モスクワでヒルガーを知り、1948年にCIAが[ソ連からの保護のため]ヒルガーを米国に二度目の入国をさせた(今度は妻子ともども)ことを喜び、「私はモスクワで、彼がドイツ大使館の経済担当参事官であった時に彼を知った。私は彼をソビエトの経済と政治に関する数少ない卓越した専門家の一人と見なしている。彼にはソビエトの諸テーマについての学問的な経歴だけではなく、日常的にソビエトの行動を分析・評価する長い実際の経験があった」と激賞した(Wolfe 2006所収の1948年10月19日付 Frank宛て書簡)。

ヒルガーは第二次大戦中にリップントロップに協力したほかイタリアからのユダヤ人移送に関与したと言われる。戦後米国CIAや西独ゲーレン機関、西独外務省に協力したり、いくつかの著作を残した(Wolfe 2016)。

米田實は朝日新聞(1939 年 9 月 11 日)の中で、「モスコー独大使館商務参事官ヒルガー」を「ロシア生れの独人で名外交家ランツォ[ママ]に用いられ、17~18 年間露独政治経済接近に妙腕を振っている」と紹介した。

独ソ不可侵条約締結 1 ヶ月後の独ソ境界・友好条約交渉(独ソのポーランド分割線画定やソ連のリトアニア要求、経済・軍事協力拡大など)をありのまま記録したのがヒルガーである。その記録は独ソ開戦に伴う大使館文書滅却措置をたまたま免れ、戦後シュレーンブルクの遺品の中からフライシュハウアーが発見、発表した。彼女の著書発表(1990 年)直後のことであった。

この記録はスターリンの対外駆け引きの肉声を詳細に伝えた。それはまさにヒトラーに勝るとも劣らぬロシア帝国主義ポリシェビキの本性の現れであった(別途紹介)。

本稿の中でもヒルガーは優秀な通訳かつ経済交渉担当者として大いに活躍するが、特に 6 月 2 日のミコヤンとの会談がソ連の独ソ経済交渉再開同意への決め手になった。

**ヘルヴァルト**(Hans von Herwarth, 1904-1999)は、父方祖母がユダヤ人であったので「非アリア人」[いわゆる 1/4 ユダヤ人]とされた。独ソ提携阻止のため機密情報をまずイタリア、次いで英国、最後の頼りとして米国大使館員ポーレンらに流した。その詳細は彼の回想(Herwart 1982:113ff.)にあるが、結局独ソ提携を阻止し得なかった。

1936 年ドイツ軍のラインラント進駐の際には「私も喜んだ」(同前:115)とあるように、彼も元来はベルサイユ体制に反感を持っていたが、ヒトラーとスターリンへの嫌悪が西側への情報提供になった。彼はスターリンが「コミンテルンに防虫剤を入れて保管した」時に、「共産主義から」新しい大ロシア国家資本主義に移行したと言う(同前:118)。

本稿が扱う予備折衝の時期についての彼の回想には、「モロトフは繰り返し政治的合意[=「政治的基礎」]を迫ったので、我々はその中に、スターリンができるだけ早くドイツと宥和したいという合図を見た。だからシュヌレが彼の[経済]交渉を順調に進めたのは奇跡ではなかった」(同 S.164)とある。

但しシュヌレの交渉が進捗し始めたのはようやく 6 月 8 日以後であり(12 節参照)、それまでは難航した。

#### ミコヤン(Anastas Mikoyan, 1895-1978)

ヒルガーとミコヤンの会談記録(11 節・14 節)を読んだ時、ヒルガーが遠慮なく、ずけずけと発言することに驚いたが、ヒルガーの回想によると、ミコヤンは彼が駐ソ独大使ランツァウの下で働いていた時からの知り合いであった。二人はほぼ同年令でもあった(1 才違い)。

ヒルガーのミコヤン回想は 1939 年のいわゆる 1 月の出来事(補注 11)関連の記述の中に盛り込まれた。それによると:

ミコヤンは 1926 年「わずか 31 才」で「ソ連の人民委員のポスト」に就いた。「当時彼は、[駐ソ独]大使・伯爵ランツァウとの会話の中で、彼が全世界で最年少の閣僚だと大いに自慢した。1926 年 11 月から彼は政治局員候補であり、1939 年[1935 年]に正政治局員になった。

目下[ヒルガーの回想出版時]ミコヤンはソ連首相第 1 代理 1 人であり、ソ連共産党中央委員会幹部会員である。ミコヤンは知的で、経済問題に非常に精通しており、私がソ連で関わったパートナーの中の最も好ましい 1 人だと分った。

もちろんソビエト政権の性格が彼のイニシアチブと喜んで責任を引き受ける気持ちに大きな制限を課した。彼でさえ、政治局あるいはスターリンの許可なしにはいかなる決定も下すことはできず、彼が証人なしに私を迎えることが無かったこ

とは非常に特徴的であった。

1936 ~1938 年の粛清によって引き起こされた恐怖は生存者の間に、政治局員でさえ単独で外国人と交渉することを敢えてしないほどにはっきりと現れた」(Hilger 1955:271f.)。

フライシュハウアーも以上のヒルガーの回想を紹介したが、下線部分に関して単なる言い換えではない意図的と見られる改ざんがあった(Fleischhauer 1990:219f.)。

すなわち、「彼のイニシアチブと喜んで責任を引き受ける気持ち」が制限された原因を、ヒルガーは「ソビエト政権の性格」としたが、彼女は原因を「先の粛清の時期の経験」に替えた。しかしヒルガーは、粛清の「恐怖」の影響としては粛清からの「生存者」が「単独で外国人と交渉すること」を避けたことのみを挙げた。彼女は両方とも粛清の影響とすることによって「ソビエト政権の性格」を免罪しようとしたのだろう。

外務省調査部(1938:236-237)に面白い紹介があった:1937 年 11 月 16 日のブラウダ紙は、「人気の多少が判断出来る」最高ソビエト代議員候補者推薦団体数上位 9 人を紹介し、彼らは「ソ連邦に於て最も勢力のある者と見て差支えなく…人気の多少が判断出来得べし」と報じた。ミコヤンはスターリンの 8008 団体には遠く及ばないが、カリーニンの 244 団体に次ぐ 211 団体、モロトフは 510 団体であった。この時彼は 44 才ながらすでに政治局員かつ人民委員会議副議長(副首相)であった。

#### (補注 2)「火中の栗」:リードらの『わが闘争』誤読

リードら(Read 1988:59,J62)は、スターリンの 1939 年 3 月 10 日党大会演説について「西側には警告を発した。…ヒトラーには彼は率直に、またさらに半ばベールで隠された合図によっても、誘いを試みた」と記した。

「半ばベールで隠された合図」とはこのスターリン演説の中で使われた「火中の栗」という言葉だと言う。

すなわち、「外交政策の分野における党の任務として…彼が挙げた 4 つの任務のうち…第 4 がヒトラーと西側諸国への決定的な合図」であり、第 4 には「警戒心を強くし、自分のために他者に火中の栗を拾わせることを習いとする戦争挑発者たちによる紛争にわが国が巻き込まれることを許さないこと」とある。

「第 4 が…」とあるのは誤りで、「火中の栗」は第 2 にある。シュレーンブルクによる本省へのこのスターリン演説詳報(D-6-文書 1)は「4 つの任務」該当部分を次のように記した:

[国際情勢部分の]「締めくりにスターリンは共産党の外交政策方針を以下のように定式化した:

①今後も平和政策とすべての諸国との通商関係の強化を進めること、②慎重さを維持し、他者に火中の栗を拾わせることを苦にしない戦争煽動者たち[特に英国]によってわが国が紛争に巻き込まれないこと、③いかなるやり方でもわが赤色陸軍と赤色海軍の戦闘能力を強化すること、④諸国民の平和と友好に関心を持つすべての諸国の勤労者との国際的な友好の絆を強化すること。

スターリン(1953:801)の中でも「火中の栗」は「対外政策の分野における党の任務」の第 4 ではなく第 2 の中にある:「二 用心をおこたらないこと、そして、他人に火中の栗をひろわせることになっている戦争挑発者が、わが国を紛争の渦中に引きずりこむのをゆるさないこと。

リードらは、ヒトラーの『わが闘争』には「ドイツ人は“英国のために火中の栗を拾ってやらなければならない”という[英国の]考えに憤激していた」とあるので、「火中の栗を拾わせる」国、つまり英国を独ソ共同の敵と見ているという合図になると

解釈した。この解釈に基づき、スターリンはヒトラーへの同感と、「西側諸国」への警戒と警告の「合図」を送ったとリードらは見なした。

しかもリードらはこの時点ですでに『わが闘争』を「スターリンは翻訳で熟読していた」と言う。しかしヴォルコゴノフ(1992下:28-30)によれば、スターリンが『わが闘争』を翻訳させて読んだのは第18回党大会よりもあと、「1939年夏」である。もしこれが正しいなら、このことだけでもリードらの言う「半ばベールで隠された合図」説は成り立たない。

より重要なことにリードらは、『わが闘争』における「火中の栗」の論旨を誤解し、全く逆に理解した。誤解は『わが闘争』の続く文章を無視したか、あるいは読まなかったことによる。

ヒトラーは、「イギリスのために火中の栗を拾わねばならない」という、「世紀の転換期」や「最近の数年間」の「人々」の考えを批判し、そうではなく1904年の日本のように、ドイツは火中の栗を拾うべきであったと、以下のように記した：

「人々はイギリスのために火中の栗を拾わねばならないという考えから、いやな感じを受けた。あたかも同盟とは一般に相互取引の原則とは異なった原則でありうるかのようであった。しかしこういう取引は、イギリスとは非常にうまくできたのである。イギリス外交はいつも相互履行なくしては、何もしてくれることを期待できないということを知らないほど、バカではなかったのである。そして、賢明なドイツ外交が1904年の日本の役割〔訳注=英国の支援のもと日露戦争遂行〕を引受けていたと考えてみよう。そうすればその結果がどれほどドイツのためになったか計り知れないのである。決して“世界戦争”にまでいたらなかったに違いない。上記のような「人々」の考え違いがなければ「ドイツは、今日世界でどんな地位を占めていたことだろう！」とまで記した(ヒトラー1973上:190)。

彼がそう考えたのは、「ドイツにとって健全な領土拡大政策を実施する唯一の可能性は、ヨーロッパ自体の中で新しい土地を獲得することだけ」であり、「そのさいは大体においてロシアの犠牲でのみ行なわれえた」が、それには「イギリスと結んでのみ、背面を保護されて、新しいゲルマンの行軍をはじめることができた」からであった(同前:188-9)。

要するに、日本が1902年に対露対策として日英同盟を結び1904~05年の日露戦争に勝利し対外進出を果たしたように、ドイツがロシアへ「行軍」するにはイギリスのために火中の栗を拾う(=独英同盟を締結す)べきだったということである。

リードらは『わが闘争』を読み間違え、ありもしないスターリンの「合図」をでっち上げることになってしまった。

ヒトラー自身は自著の独英同盟論を捨てて英国と敵対し、ソ連と結んだ。ところが独ソ不可侵条約締結から約1年半後にはソ連がチャーチルと連係してしまい、ヒトラーは激怒し、元来の自説と逆に英国を敵としたまま独ソ戦に突入した。

スターリンが『わが闘争』のこの部分をヴォルコゴノフが言うように「1939年夏」、つまり独ソ不可侵条約への本交渉の最中に読んだとすると、どういふ感想を持つだろうか。その時点ではすでにドイツは1939年春以来英国と敵対関係にあったのだから、『わが闘争』が思い描いた独英同盟のもとでのロシアへの「行軍」はあり得ないと思った可能性がある。

彼は独ソ不可侵条約と秘密追加議定書の締結や1939年9月1日の英仏の対独宣戦布告のあとには、ドイツは独ソ同盟を背景に西へ向かうと一層確信しただろう。

元々スターリンは「ナチが権力についた場合…彼らはもっぱら西欧相手に忙しいだろう」と見ていた(補注5参照)。

**(補注3)ゲーリング:軍需品調達と独ソ接近工作(4月半ば**

## ムッソリーニとの会談・5月独ソ接近の噂ばらまき)

### ①軍需品調達

リードらによると、元帥ゲーリング(Hermann Göring)が「早くも1938年2月8日に」軍と軍需省の幹部を集め、4ヵ年計画達成の危機を訴え、食糧と軍需品調達のため「オーストリアの即時併合とチェコスロバキアの獲得」(その際オーストリアには鉄鉱石と金属工業・穀物、チェコにはシュコダ工場を期待)や「ハンガリーとバルカン諸国」経済の支配を主張し、また「何ヵ月間にもわたり」外務省にソビエトを説得するよう要求した(Read 1988:47-49, J52-53)。

ゲーリングは1936年から4ヵ年計画責任者かつ経済相となり、また「ヘルマン・ゲーリング帝国工場を創設し、民間企業が手を出したがるぬスチール生産」をし、「個人資産」も増やした(テラー他 1993:77)。

### ②「ロシアへの接近」についてのゲーリングとムッソリーニの会談(1939年4月15-16日)

総領事山路の独ソ接近情報(補注4)には、ゲーリングがイタリアでローマ駐在ソ連大使と意見交換したとあるが、日付がない。これに該当すると思われるゲーリングのイタリア滞在はおそらく1939年4月半ばのそれであり、ムッソリーニらと以下の会談をした。その際のソ連駐伊大使との会談は記録にないが、あり得ないことではない。

ゲーリングは1939年4月15・16日ローマでイタリア外相チアノ同席のもと「統帥」(ドゥーチェ)ムッソリーニと会談した。会談が2日間に渡ったので会談記録は2つある(D-6-文書205・文書211)。記録は通訳シュミット(Schmidt 1949の著者)の作成と推測された(文書211原注)。

会談の最後にまとめられ、双方が同意した「要約」によると、テーマは「ユーゴスラビア」、「ロシア」、「スペイン」、「全般的情勢」であったが、関連してポーランドはもちろんアルバニアやトルコなど、さらに地中海関係などにも及び、またルーズベルトのヒトラー宛書簡(4月15日電信、D-6-文書200所収)や日本への対応も論じられた。

そのうち「ロシア」対策(D-6-文書211に所収)は以下のようであった(文書に従いゲーリングを「元帥」または「陸軍元帥」、ムッソリーニを「統帥」と表記)：

元帥は、「最近の共産党大会におけるスターリンの演説」〔1939年3月10日〕が「ロシア人は自らを資本主義列強のための砲火の餌食として利用させない」と言ったことに触れ、「ポーランドに〔ドイツだけではなく〕ロシアについても心配させるために、〔ロシアへの〕接近を目指して特定の仲介者によって慎重にロシアの意向を探ることができないかどうかを総統〔ヒトラー〕に尋ねるつもりである」と統帥に述べた。

統帥はゲーリングのロシアへの接近論を歓迎し、「イタリアでは少し前から同様の考えがあり…経済交渉に関連してロシア人を友好的な態度に変え、それがロシアの外務次官ポチョムキンの非常に強い共鳴を得た」と説明した。外相チアノが、「何ヵ月も彼〔チアノ〕を訪れていなかった〔駐伊〕ロシア臨時代理大使が、同じ関連で週2回も非常に友好的な態度で彼を訪ねた」と補足した。但し統帥は独ソ接近が「比較的容易に実行される」かどうかは「日本がいかなる態度を取るのかにかかっている」と忠告した。

統帥は、ソ連への接近の目的は「ロシアに、先に触れられたスターリン演説の意味で英国の包囲努力に対して冷静かつ否定的に行動し中立の立場に立つよう促すこと」である。それは民主主義世界において非常に大きな印象を与えるだろうし、そうすれば「枢軸諸国はロシアに、ロシアを攻撃する意

図を有していないと声明することができるだろうし、「ウクライナに対するドイツの立場が重要だろう」と述べた。

彼はまた「イタリアとドイツにおいてボルシェヴィズムが容認されないなら、当然ロシアによってもその領土内での国家社会主義とファシズムの容認は期待されない」が、「枢軸諸国は、その金権支配と資本主義に対する世界観上の闘争において、ロシア政権と部分的に同じ目的を持っている」と語った。

ウクライナについて元帥は「総統の言葉によれば、ドイツはウクライナへの意図を決して持っていないことや、彼(陸軍元帥)は彼が閣僚である間にウクライナに関する文書の一つも見ることがないこと、全ての問題はそもそも英国紙においてのみ反ドイツのプロパガンダ目的で投げかけられたことを説明した。「ごく最近も総統は陸軍元帥に改めて、彼にはウクライナへの意図が全くないと言明した」し、「総統の最近の諸演説においてはロシアには全く言及されていない」ことが「興味深く見られるべきこと」だと述べた。

元帥は、ポーランドについては、「ロシアが中立宣言をすれば、ポーランドはもはや全般的な紛争においては指一本動かさないだろう」と言い、また統帥の質問に答えて「ポーランドの 3500 万人の住民のうち本物のポーランド人は 1400 万人のみである。ポーランド空軍は特に優れているわけではなく、ほとんどが古い仏英の航空機から成り、ポーランドの大砲のほとんどは戦時中からのものである」と述べた。

「元帥はまた独露の経済条約をさらに拡大したいというロシアの希望を指摘した。もしドイツがそれに同意するなら、ロシアとの会談は即座に可能であろう」と述べ、統帥が「英国も目下ロシアに言い寄っているので、この件を重要視していた」と答えた。

チアノの 1939 年 4 月 16 日の日記は、この会談の際に彼が「最も心配した」こととして、ゲーリングはポーランドについても「オーストリアとチェコスロバキアに対して適用された言い回し」を多用したが、両国と「似たような方法でポーランド人に対処し得ると考えているなら、思い違いである。…彼らは懸命に戦ったあと初めてが武器を置くだろう」と記した。(Schmidt 1949, 434, J477)。

「ムッソリーニはその後のソ連のフィンランド侵攻に怒り、ヒトラーへの手紙に、「4 ヶ月前[独ソ不可侵条約締結前]までは、ロシアはまさきにあげられる世界の敵でありました。…」と記した(詳細は 8 節)(ヒトラー＝ムッソリーニ 1996: 46-51)。

彼は独ソ接近の目的としては経済関係以外ではソ連の「中立」化のみを挙げ、利益圏協定は行きすぎと考えた。また「白の場合」の楽観論にも危惧を感じていた。

独ソ不可侵条約秘密追加議定書によればフィンランドもソ連の利益圏であったが、彼はソ連が侵攻したフィンランドに既契約の戦闘機 25 機を送り、さらに義勇兵さえ送ろうとした(フィンランドが辞退)(同前:46-47)。

1939 年 12 月 10 日の朝日新聞第 2 面(同盟電)によると、「8 日更に爆撃機・戦闘機合計 30 機がヘルシンキに到着した。これによりフィンランド空軍は 80 機のイタリア製[軍用]飛行機を保有することとなった」。同第 3 面にはフィンランド関連で「ソ連の動向と伊国」と題した社説も載った。」

### ③独ソ接近の噂ばらまき(5 月)

ムッソリーニとの会談後、5 月にゲーリングは「ヒトラーへの連絡役の将軍ボーデンシャッツ」に、フランス大使館(7 日)とポーランド大使館(29 日)へ、「ロシアとの親交回復の可能

性」を伝えさせた。そのため独ソ交渉について「あらゆる種類の噂」が生まれ、種々の外交機関にも伝わった(Weinberg 1954:25)。ということは駐独日本大使館にも伝わったはずであるが、外務省編(2012)にはその通報がない。

### (補注 4)日本外交文書における独ソ接近情報(1939 年 1 月～7 月)

外務省編(2012)に収録された 1939 年の外交文書のうち 8 月の独ソ不可侵条約締結以前に独ソ接近を表題にした文書が 3 件(文書 41・79・81)ある(過去 2 年にも存在)。国内のマスコミでもその兆候の報道があった。

3 件のうち 2 件は英紙報道の通報とそれについての大使重光の評価、1 件はウィーンで得られた諜報結果である。

当時のヨーロッパでの日本の諜報組織としては領事杉原千畝や駐在武官小野寺信が有名であり、その際小野寺は前任武官から人脈を継承した(補注 4a 参照)。従って他の在欧外交官や駐在武官も情報収集に尽力したとだろう。

ウィーン総領事山路章も諜報員ソフィアを雇い、それによって得た情報が下記の外相有田宛の文書 79 別紙にあり、ゲーリングのイタリア滞在時の会談やメレクロフ・ヴァイツェッカー会談(4 月 17 日)の情報ほかが含まれた。

日本政府はいわゆる「防共協定強化」問題によって独伊が反ソから反英に転じたことを知っていたのだから、独ソ接近情報に神経をとがらすべき時であった。しかし独ソ不可侵条約締結に首相平沼は仰天し、「欧州の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じた」と狼狽ぶりをさらけ出す声明を出して内閣総辞職するという失態を演じた。

その際、外相有田は「われわれが三国同盟[防共協定強化]に反対して来たからこそ、ドイツの正体が現れ、信用に値しないことが明らかになった。これを外交の失敗とは思えない。したがって外交上の理由で辞めることには賛成できない」と述べた(白石 2011:116)ということであるが、外相はじめ外務省が事前に独ソ接近情報を真剣に取り上げ首相らに問題提起したならあの平沼声明はなかったのではないかと思われる。

### ・文書 41:「独ソ接近に関する英国紙報道について」(在英国重光大使から有田外相へ 1939 年 1 月 28 日打電):

28 日「クロニクル」(「バーノン、パートレット」)ハ、致国[チェコ]問題以来英仏両政府ニ於テ蘇聯ヲ冷遇シ、最近ノ英仏、英伊会談等ノ内容モ何等蘇聯ニ通報セラレス、右ハ痛ク蘇聯ヲ失望セシメタルカ、他方独逸ハ東欧進出ノ野心ヲ有シ西部国境ノ安全ヲ計ル為蘇聯ノ好意的中立ヲ買ハント欲シ居ルニ付、独蘇通商交渉ノ成行ハ深甚ナル注意ヲ要スル処、独逸ハ蘇ノ歡心ヲ得ル為防共協定軍事化[いわゆる防共協定強化]ヲ延期スルモ可ナリト申入レタリト仄聞ス。右ハ「ヒトラー」ノ反共思想根強キモノアルニ鑑ミ、一見信シ難キヤニ想像サレ勝チナルモ、蘇聯ノ肅清ニ依リ反独分子既ニ除去セラレタリト言フカ如キ理由ノ下ニ、蘇独ノ握手スルコトハ必スシモ不可能事ニアラス。

独逸軍部カ独蘇同盟ヲ希望シ居ルハ周知ノ事実ニシテ、此ノ点ニ関連シ最近「フェルキシアベオバハター」[ナチ党機関紙]ニ著名ナル独逸将校カ蘇聯陸軍ヲ稱賛セル論文ヲ寄稿セルハ注意ニ値スト報シ、尚社説ヲ掲ケ英、仏ハ蘇聯ヲ輕視シ過キタル為今ヤ蘇独ノ接近ヲ齎ス[もたらす]ニ至レリトテ、政府ノ対蘇政策ヲ攻撃セリ。

尚「タイムズ」ノ「ワルソー」通信ハ蘇聯報道ニ依レハ今次交渉[独蘇通商交渉]ハ独逸側ヨリ提議セルモノノ由ナリト報ス。

### ・文書 79:「独ソ接近およびドイツによる対ポーランド措置発動の可能性に関する情報報告」(ウィーン駐在山路(章)

## 総領事から有田外相へ 1939年6月22日打電

〔総領事山路章の「聞き込み」や「諜報」の成果(明らかに誤報と判断されるものを含む)であり、特に重視して送付されたのが「別紙」であった。当時の日本の対独ソ諜報は補注 4a 参照。〕

### 「独蘇関係ニ関スル件」

1) “シロウイ”将軍ノ動静…依然保護領〔チェコ〕ニ居住シ居ル趣ナリ<sup>36</sup>。

2) 独蘇関係ニ関シ別紙ノ如キ諜報ニ接シタリ。

3) 6月12日当館雇外国人タル元帝国名誉領事「ドクトル・チンメルマン」ハ更ニ諸方面ニ於テ独蘇間ニ波蘭分割ニ関シ話行ハレ居ル旨ノ噂依然存スルコト及独逸当局ニ於テハ新聞方面ニ対シ露骨ナル反蘇宣伝ヲ中止スル様指令セル旨聞込ミタリト語レリ。

〔「ドイツがロシアにバルト諸国を利益圏として認めるつもりだとの噂」も広がっていた(17節)。ゲーゲリンク自身が独ソ接近の噂を5月にばらまいた(補注3)。〕

4) “ケルン”市ニ於テ発行セラレ居ル「ナチ」党並ニ各官庁ノ機関紙タル(紙名欠如)紙5月26日ノ朝刊ニ於テ頗親蘇的論説ヲ掲ケタルカ、就中独伊同盟〔5月22日締結の独伊友好同盟条約〕カ蘇聯ノ政策ノ結果生シタルモノニアラスシテ、英仏ノ政策ニ因ルモノナルコト等ヲ述ヘ居ル点ハ注目ニ値ヒス。

5) 諜報トシテ入手セル蘇聯政局〔政治局〕(ジュダーフ〔ママ〕署名)発主要国駐在ノ蘇聯使臣ニ宛テタル公文中ニハ、英国ヲ目標トスル独蘇同盟ハ英国カ亜細亞ニ植民地ヲ有シ居ル点ノミヨリスルモ蘇聯ニトリ有利ニシテ、從テ右同盟ノ成立ハ其ノ希望スル所ナルモ、在外共産黨員ノ憤懣及防共協定等ノ為実現上困難アル旨記載セラレ居レリ。

6) 諜報トシテ入手セル在仏「ユーゴー」公使発本国政府宛報告中ニハ、仏国政府ハ信スヘキ情報トシテ独逸政府カ波蘭領タル「ポーゼン」、「ソルン」及「ダンチヒ」ヲ独逸領トナシ、又波蘭ノ南部及東部「ウクライナ」方面ニ独逸保護領ヲ設定シ大「ウクライナ」国發生ノ足場トセン計画ヲ有シ居ル旨ヲ波蘭側ニ内報セル趣ナリ(委細5月21日附往信機密第81号参照)

7) 諜報トシテ入手セル在波蘇大使發蘇聯人民委員會議宛報告中ニハ在波英国大使ノ言トシテ英国側ハ独逸カ波蘭ニ対シ攻撃ヲ準備シ居ルヲ確信シ居ル旨ヲ記載シ居レリ(委細6月21日附往信機密第95号参照)

「之ヲ要スルニ果シテ独蘇間ニ何等カ政治的の話し合カ實際行ハレ居ルヤハ頗ル疑問ナリト思考スルモ、現下ノ急迫セル歐洲情勢ニ鑑ミ独蘇兩國共政治的及經濟的理由ヨリシテ相互ニ他方ヲ剩リ(あまり)刺戟セス、寧ロ經濟的關係ヲ進メントスル氣持ノ存スルコトハ之ヲ肯定シ得ヘク、殊ニ独逸側ニ於テ大体今秋ヲ期シ波蘭ニ対シ何等カ重大ナル措置ニ出ツル惧〔おそれ〕アルコトハ諸方面ト接触ニ依リテ本官ノ大体相違ナシト信シ居ル所ナリ」

### (別紙)

(「ソフィア」ヨリノ報告、5月25日当館入手) 独蘇間秘密交渉ニ関シ取調ヘノ結果差当リ左ノ如シ:

「独蘇間ニ於ケル最初ノ意見交換ハ1938年11月「コペン

ハーゲン」並ニ「ストックホルム」ニ於テ行ハレタルモノナルカ、兩國密使會談ノ目的ハ先ツ極秘裡ニ非公式ナル意見ノ交換ヲ行ヒ以テ将来ノ交渉ノ準備ヲ為サントスルニ在リタリ。

〔同年10月のシューレンブルクとリトヴィノフによる相手国家元首への攻撃自粛合意が独ソ接近の第1の兆候と見られた(2b節)ように、この時期はミュンヘン会談に招かれなかったソ連のドイツ接近が表面化していた。〕

其ノ後「ゲーリング」ハ最後ニ伊太利ニ滞在セル際在羅馬蘇聯大使「スタイン」トノ間ニ独蘇不侵略條約締結ニ関連シ意見ノ交換ヲ行ヘリ。之ト同時ニ独逸政府ハ独逸新聞本部ニ対シ今後蘇聯ニ関シ一切ノ攻撃的記事ヲ掲ケルヲ中止スヘク、又差当リ一切ノ蘇聯政權ニ対スル反対宣伝ヲ罷ム〔やむ〕ヘキ旨ノ命令ヲ發セリ。

〔ゲーリングは4月15・16日にローマでムッソリーニや外相チアノと長時間會談した(補注3参照)。その滞在時にソ連の駐伊大使と會ったかもしれない。彼らドイツ軍部はソ連からの軍需原材料輸入増を渴望し、またポーランド侵攻の際のソ連の少なくとも中立化を必要としたからである。〕

右交渉ハ本年4月24日ニ至リ具體的の形ヲ為スニ至レリ。即チ同日在柏林蘇聯大使メリカロフ〔メレカロフ〕及蘇聯大使館公使館參事官〔大使館參事官〕アスタホフ一方向トシ、独逸外相代理ワイツゼツカー〔ヴァイツゼッカー〕ヲ他方トスル両者間ニ直接交渉行ハレタリ。其ノ結果ハ直ニメリカロフノ莫斯科〔モスクワ〕行及独逸政府ノ要求ニ依リリトヴィノフ〔リトヴィノフ〕ノ辭任トナリテ現ハレタリ。

右交渉ハ独逸案ヲ基礎トシテ行ハレ居ルモノナルカ、同案ニ依ルニ蘇聯ハ独逸カ他國トノ間ニ戰爭ヲ行フ場合嚴正中立ヲ守ルヘキコトヲ聲明シ、又更ニ右ノ如キ場合独逸ノ敵(波蘭、羅馬尼亞等)ニ対シ軍需品及食料品ノ供給ニ依リ間接的ノ援助ヲモ行ハサルノ義務ヲ負フコトナリ居レリ。

又蘇聯ハ既ニ独逸カ行ヒ居レルト同様、「リスアニア」及「エストニア」ノ保全ニ対スル保障聲明ヲ為スヘキコトナリ居レリ。但シ右兩國ヲ經由スル独蘇間ノ物資交換ハ確保スヘキモノトス。

此ノ点ニ関スル莫斯科(モスクワ)ヨリノ信憑スヘキ情報ニ依レハ、人民委員會議ハ独逸側ノ對蘇要求カ過大ナル場合ニ之ヲ押付ケントスルノ見地ヨリ〔ママ〕、目下進行中ナル對英交渉ヲ完全ニハ断絶セシメサル旨ノ決議ヲ為スト同時ニ、近キ将来ニ於ケル蘇聯ノ外交方針ヲ平和政策並ニ孤立政策(危險ナル連繫ヨリ無關係ニ止マルコト)ノ上ニ置キ且之カ為獨逸案ニ對シ讓歩的態度ヲ示スコト適當ナル旨ノ方針ヲ決定セル趣ナリ。

〔メレカロフが4月にヴァイツゼッカーと會談したのは事實であるが24日ではなく17日である。独文書集にはアスタホフの同席の記載はなくソ連文書にはある(Fleischhauer 1990:145)ことから、この諜報はソ連側から得たことになる。〕

またメレカロフが會談でのドイツ側のリトヴィノフ解任要求を伝えるためにモスクワへ戻ったという記述は、會談直後の彼の帰国とそのすぐあとのリトヴィノフ解任を結びつけた推測情報だと思われる。実際には彼の召還はこの會談前に決まっていた。會談内容もドイツ側の記録と

<sup>36</sup> 「シロウイ」は「チェコの将軍シーロヴィ」である。英外務省主席補佐官ヴァンシタートの報告や〔英国の駐独大使〕ヘンダーソンが得たドイツ駐仏大使周辺情報では、彼は1939年5月2日〔ソ連の外相交代前日〕にヒトラーの依頼をうけてスターリンのもとにおもむいた。

彼は「第一次大戦末期、ロシアにおいて形成されたチェコ軍団の司令官の一人」で、赤軍とも白衛軍ポーランド部隊とも対立、戦後政治家になり「親ドイツ、親ナチ的」としてミュンヘン協定後チェコ首相就任(松川 1997:120,176-177)。

もソ連側の記録とも異なり(5 節)、色々な噂の合成のように思われる。

しかし「独逸案ニ対シ譲歩的態度ヲ示スコト適当」と「人民委員会議」が「決定」したということもあり得るかもしれない。但しそれは「独逸案」をドイツの経済交渉再開要求(7 節)と考えた場合である。というのは、モロトフは 5 月 31 日の最高ソビエト演説でもドイツとの経済交渉が再開されることはあり得なくはない(10 節・補注 12)と語り、「譲歩的」姿勢を示したからである。「譲歩的」姿勢を示すとすれば、モロトフの独断ではあり得ず、スターリンの意向で人民委員会議が事前に決めただろう。モロトフ演説の 1 週間後、6 月 8 日にソ連は再開合意をドイツ側に伝えた(12 節)。

尚「スターリン」ハ「リトウイノフ」ノ後任タル「モロトフ」ニ対シ、資本主義諸国間ノ啗合[いがみあい]ハ勝手タルヘキモ、吾人ハ此ノ争ヲ冷静ニ傍観セサルヘカラス、吾人ハ一切ノ外国ニ対シ平和ヲ必要トシ、又我カ経済及我カ近隣トノ交易ヲ出来得ル限り発展セシメ且其ノ際思想的相違ハ之ヲ顧慮セスト告ケタル由ナリ(以上)。

[別紙の内容には事実に類推や誤解、混同、古い情報などがまじっているが、総領事山路は、この諜報だけ特に詳細に通報したので、信頼できる情報源からの重要情報と考えたと思われる。

山路の長女山路(重光)綾子の体験記が以下にある(第二部も)：[www.saturn.dti.ne.jp/ohori/sub33.htm](http://www.saturn.dti.ne.jp/ohori/sub33.htm)

ポーランド政府の諜報網もソ連の秘密情報入手に尽力していた。その例は補注 4a 参照。]

・文書 81:「ヒトラーが独ソ同盟締結をソ連側へ提議との英国紙記事について」(在英国重光大使から有田外相へ 1939 年 7 月 11 日打電)

11 日「クロニクル」紙上例ノ「カミングス」ハ左ノ通り述ヘ居レリ:「ヒトラー」ハ最近非公式ニ且間接ニ蘇聯ニ対シ(1)蘇聯及「ウクライナ」ニ対スル脅威ナキ限り蘇聯ハ東欧ニ於ケル独逸行動ノ自由ヲ認め、(2)波蘭ヲ分割ス、(3)独逸ハ亜細亜及極東ニ於ケル蘇聯ノ行動ノ自由ヲ全面的ニ支持ス、(4)独逸ハ日本トノ協力ヲ撤退シ日本ヲ枢軸側ヨリ「ドロップ」ス、(5)以上「ライン」ニテ蘇独同盟ヲ締結ス、トノ提議ヲ為シタリ。

此ノ種提議ハ本年ニ入り既ニ 2 回モ試ミラレ、蘇側ノ拒否スル所トナリタルカ、今又右提案ヲ見タルハ如何ニ「ヒトラー」カ英仏蘇三国協定ヲ恐レ居ルヤノ証左ナリ。最近独逸ニ於テハ全然反蘇宣伝ヲ見サリシハ事実ニシテ、若シ今回ノ提案ニシテ成功ノ希望ヲ見ルニ於テハ「ゲツベルス」ニ於テ「スターリン」ハ「ボルセビズム」ヲ清算シ国家社会主義国トナリツアリテ独蘇友好関係設定ノ正当ナルコトヲ宣伝シ始ムヘシ。

(補注 4a)ポーランド軍情報機関・駐在武官小野寺信・外交官杉原千畝

ポーランド軍情報機関は、当時の状況から当然、独ソ侵攻の可能性を事前に探った。それが成果を挙げていたなら事前の政治的・軍事的準備ができたはずだが、松川(1997)によると、そうではなかった。それを①に紹介する。

日本の欧州駐在外交官・武官も活発に情報収集に当たり、ウィーンでは総領事山路章が活躍した(補注 4)。

外交官杉原千畝や駐在武官小野寺信(まこと)らが、敗北後のポーランド軍情報機関メンバーの協力を得て独ソからの情報を集め、日本側も彼らに便宜を図った。

それは渡辺(1995)や小野寺(2005)、白石(2011)などによってよく知られている。これらによって杉原の場合を②に、

小野寺の場合を③に要約する。パワシュニルトコフスカ(2019)はポーランドほかの資料も加えた非常に詳細な研究であり、上記諸文献とともに参照したが、要約して上記に書き加えるとしてもあまりに長文になるので、同書による関係人物紹介のみを④に記す。

パワシュニルトコフスカ(2019:242-3)によると日ポ軍事協力は多岐に積み重ねられた。驚いたことに、「おそらくは 1920 年代に定められた方針に従って、対ソ暗号技術の研究を目的として」日本の参謀本部の 2 人の大尉が「1935 年 8 月 22 日から 1936 年 6 月 1 日まで[ポーランド軍]参謀本部第二部暗号班で研修を受け」たこともあったほどである。

朝日新聞連載「大戦週報」第 1 回(1939 年 9 月 11 日)を担当した大佐白井茂雄は、「曾て波蘭軍に隊附した経験」を記した。

### ① ポーランド軍諜報組織の事前諜報失敗

松川(1997:255 以下)によれば、ドイツ対策としてポーランドの「諜報および防諜」の中心組織である軍参謀本部第二部が「1939 年 2 月、対ドイツ防衛を最優先させる」と決定し、種々の措置を取ったが、以下のように失敗した。

第二部は部長・大佐スモレンスキのもとに「250 人の将校と 450 人の事務職員」を擁した(同書は内部組織も詳しい)。

諜報員たちは「ドイツによるポーランド攻撃開始の時間」について「実に多様な報告」をし、開始日予測が 4 月下旬から 10 月までばらけた。5 月中頃ワルシャワのドイツ駐在武官が両国協力は「現在もそして将来も」継続すると発言したことなどにより大佐はドイツの戦争回避と解釈した。

結局彼は、「決定的な答えを得ることができなかった。したがって軍総監にたいしても、第二部の分析結果を強く主張することはできなかった」。他方軍総監シユミグウィ元帥もスモレンスキに東部国境での諜報強化を指示しただけで、「侵略準備態勢」の状況を質問したことがなかった。「イギリスの外交情報、あるいは軍事情報」も「ポーランドのそれと大差はない結論を出していた」。

「対ロシア諜報」は第二部の「東部班」ほか 3 組織が担当し、「ロシア内に五カ所の拠点」を置き、国境警備隊にも諜報員を配置した。

これらから「1939 年 3 月…[ソ連]政治局の会議において、はじめてドイツとの直接の接近をしめすような傾向があらわれた」という情報を得た。「東部班」の分析では、外務人民委員リトヴィノフを中心とする西欧との接近を主張するグループはドイツとの相互理解をもとめる多数派に敗れ、その結果、外務人民委員代理ポチョムキン の立場が強化された。

3 月 10 日の党大会スターリン演説についての「東部班」の注目は、「ドイツ非難が消滅した」こと、英仏が「独ソ関係の悪化を図ろうとしている」という警告を発したこと、「チェコ併合…を擁護するかのように、なんら言及することがなかったこと」などであった。

また同班は「1939 年 6 月に…レニングラードに入港したドイツの貨物船が大量の武器の荷揚げ」したことを伝えた。

しかし報告はこれらだけで、外相交代への注目もなかった。「第二部長代理イングリヒト大佐が 1939 年 8 月に行った分析は…(1)ロシアはポーランドにたいして友好的であり、ドイツには敵対的である。(2)ロシアはイギリスと同盟を締結することを望んでいるが、ポーランドの立場がそれを困難にしている。(3)ポーランドにたいするこのようなロシアの態度は無視しうる、というもの」であり、「第二部がドイツとロシアの関係に決定的な変化がおりうることを予測できなかったことを示している」。

独ソ不可侵条約について「東部班」は「一締約国が第三国にたいして侵略国となった場合には義務の履行が中止されるという条項」が無いことを指摘した。しかしポーランド駐在ロシア大使は同条約による対ポーランド関係の変化はないと言い、ドイツの侵攻開始後も「ポーランド援助のためにその代表団をうけいれる」という発言さえした。

第二部は、赤軍のソ連国内での色々な動きの情報を得たが、「ロシア軍によるポーランド攻撃に関するいかなる兆候も察知し得なかった」。ようやく1939年9月1日にパリ駐在ポーランド武官から「フランス陸軍参謀本部第二部からの情報として、ロシアはポーランドとルーマニアにたいして敵対行動を開始する模様」という「決定的ともいえる情報」が届いた。

しかし遅すぎた。「第二部にとっては、9月1日のドイツ軍の侵入、9月17日のロシア軍の侵入は、完全に予想外のことであった」。

## ② 大佐小野寺信とポーランド諜報組織

駐在武官小野寺信・小野打寛と外交官杉原千畝が当時の勤務地でポーランドの情報機関員と協力した

白石(2011:第4章)によると、日本政府は第一次世界大戦後、対ソ情報収集の拠点としてラトビアを選び、1929年9月1日「首都リーガ」に大使館を設置した。

この大使館に1935年陸軍少佐小野寺信が駐在武官として赴任した。彼は満洲事変勃発後、参謀本部で対ソ情報を扱うロシア課、対中国情報を扱う支那課などに勤務していた情報収集専門家であった。

「彼は、ラトヴィア軍部との関係にとどまらず、ラトヴィア在勤の各国武官との間に情報網を着実に築き、小野寺が送ってくる情報は正確だという定評を得た。…ラトヴィア駐在エストニア武官ウィルヘルム・サルセン中佐と特に親しくなり、エストニアから提供される対ソ情報が質量ともに優れていることを痛感し…エストニアとリトアニアの大使館付武官を兼ねたいとの希望を参謀本部に送った」。

1936年12月に公使が着任し(当初は臨時代理公使のみ赴任)、エストニア・リトアニアの公使兼任となった。武官も同様の兼任となり「対ソ情報収集能力は飛躍的に高まった」。

小野寺(2005:第2章)によると、小野寺のラトビア大使館駐在武官辞令は1935年10月12日付で、小規模大使館への武官勤務は「暗号書の保管から暗号電報作業まで」手伝うため「妻帯同」であり、翌年春妻も合流した。

「エストニヤ軍部との友好関係は情報の交換だけに止まらず、日本のソ連に対する諜報活動の援助にまで発展していった」(続く詳述は同書参照)。

小野寺は1938年3月「参謀本部部員兼大本営参謀」になって帰国し、後任にモスクワから作戦専門家高月保少佐が着任した。[翌年小野打が高月の後任となった。]

1940年10月小野寺は「駐スウェーデン大使館付武官(ストックホルム)に発令され」(以下同前:第5章)、夫人は翌年5月にシベリア鉄道経由でストックホルムへ向かった。

その時のウラジオストックやモスクワの印象を次のように記した:「デパートの「商品棚はほとんど空っぽ」、「ホテルの建物の豪壮さとサービスの悪さ、きたなさ。圧倒されそうな広い街幅と歩いている人々の服装のみじめさ」。

[これは多くの回想と同様であり、ソ連は第二次大戦後も東欧主要国に比べて貧しい暮らしであった。]

ソ連はその末期にも、突然東独に大量の肉類やバターなどのみならずジャガイモや塩漬けキュウリの緊急輸送を頼み、東独駐在ソ連大使が恥ずかしいと嘆いた

(Kotschemassow 1994:83)。東独側のジャガイモ輸送記録は1985年10月9日から翌年4月30日まで合計182頁にものぼった(DY 30 IV 2 2 039 296)。

1980年代初めにソ連型食料バスケット購入に要する労働時間は東独に比べて1.6倍、西独の2.3倍であった(青木1984:第13表)。

武官事務室には「白系ロシア人と称する大柄の外人ペーター・イワノフ」がよく来た(以下同前:第5・6章)。

彼は第一次大戦直後の対ソ戦争で活躍、勲章を受け、当時は「ポーランド参謀本部の対ドイツ問題専門家」の本名ミハール・リビコフスキーであった。彼は独ソによるポーランド分割後各地を「逃げまわった末、リガにたどりついて日本の武官小野打さんを頼った」。

1940年9月小野打がストックホルムの武官に移ったので、彼も同地に移り、小野打がヘルシンキの武官に移動したのもストックホルムの武官室雇員横井のもとに残っていた。

小野寺がイワノフに最近の「機械化大兵団の運用」戦術についてのレポートを依頼したところ「見事な戦術構想」であり、「これを契機に夫[小野寺]とイワノフの相互信頼は深まり、以後戦争間を通じて危険をおかしてまでの協力関係はつづいた」。イワノフはワルシャワ大学で経済学を学び教授資格を有し、「経済分析(戦力分析)も実に見事であった」。

彼は「杉原氏の計らいで…満洲国のパスポートを所持していたが」スウェーデン政府が満洲国未承認ほかの理由で小野寺が日本のパスポートを手配した(日本名「岩延平太」)[イワノフ・ペーターの漢字化]。

小野寺は従来のエストニア関係者との接触も再開した。

当時の情報課題はドイツ軍が英本土上陸と独ソ戦開始のどちらを選ぶかの見極めであったが、小野寺はイワノフ情報を「決め手」に独ソ戦と判断し、「東京へドイツの対ソ開戦必至の報告を何度も繰り返し送ったのだが、東京は相変わらず、ベルリンから[大使]大島さんがドイツは英本土上陸作戦を実行する意図であると報告してきているから、その実施時期を把握して報告せよ、との命令のみであった」。

## ③ 杉原千畝とポーランド諜報組織

杉原千畝は、白石(2011:第4・5章)によると、フィンランド大使館に勤務していた1939年7月20日にリトアニアのカウナスに領事館を開設し領事代理を務めるよう指示された。

その指示は、ノモンハン事件について陸相板垣が外相有田に「外交による解決」を7月17日に依頼し、外務省は「対ソ情報収集を従来以上に強化する必要があった」からであり、同日付で「杉原を含め五人の対ソ情報を専門とする外交官たちが選抜され、ソ連、バルト三国、ポーランド」への赴任が命じられた。

他の2人はラトビア駐在エストニア・リトアニア兼担、1人は駐ソ大使館、1人はポーランド派遣であった。外務省が「一番重要視」したのはエストニアであり、5人の中で「最年少」かつヨーロッパ経験のない杉原には当時リトアニアの「仮の首都になったカウナスで「対ソ情報収集の経験をさらに積ませることを考えたのではないかと思われる」。

杉原は家族と共に1939年8月28日カウナスに到着した。その直後にポーランドが独ソによって分割され、ポーランドからの多くの避難民がリトアニアへ逃れ、そこで杉原と出会った。

避難民の中には「ポーランド軍のインテリジェンス・オフィサーたち」もいた。「このポーランド情報将校たちが杉原に接触してきた」。「この時代のカウナスは、世界的な諜報戦の主要舞台であった」。カウナスのある教授は「“当時のカウナスはヨ

一ロッパのカサブランカのような街だった」と評した。

当時日本政府は「在日ポーランド大使館が引き続き活動することを容認していた。…独ソ不可侵条約によってドイツに裏切られたことに対する“面当て”もあったと思われる」。

「カウナス在勤時の杉原からの電報や報告書の類い」は、いわゆる「命のビザ」発給問題を例外として、「ほとんど残っていない。戦災などにより」消失した。

「この時期杉原と密接な関係を保った」ポーランド軍人はイェジ・クツェヴィチ(本名:大尉アルフォンス・ヤクビャニェツ)とヤン・スタニワフ・ペシュ(本名:中尉レシエク・ダシュケヴィチ)である。これら二人を指揮したのが上記のペーター・イワノフ(本名ミハウ・リビコフスキ)であった。

白石(2011:第7章)によると、杉原はケーニヒスベルク総領事館勤務時に「ダシュケヴィチ中尉[ペシュ]の協力でドイツ軍の動きを掴むことに成功した」。その情報をダシュケヴィチがストックホルムにいるリビコフスキにも送ることを希望した際に、杉原は、小野寺を介して「情報が間違いなく伝えられることを保証した」。

「小野寺とリビコフスキを接点とし、日本とポーランドの諜報組織の接触は続いた」。ポーランド側[文脈によればヤクビャニェツとダシュケヴィチを指す]はヤルタ会談の情報を小野寺に伝えるという極めて重要な寄与をした。その中には「日本に関しては、対日戦の長期化を恐れたローズヴェルトがスターリンに参戦を強く要請し、ドイツ降伏の二〜三カ月後の参戦が約束された」とあった。小野寺がこのポーランド情報を日本に極秘打電したが、「当時の参謀本部で討議された痕跡は全く見当たらない」。政府は「ソ連を仲介とした和平工作という実現不可能な交渉に労力」を費やしていた。

#### ④主なポーランド関係者

杉原千畝や小野寺信らの情報収集に協力した主なポーランド関係者の紹介(特記しない限りパワシュニルトコフスカ 2019:人名小事典・人名索引による):

・リビコフスキ、ミハウ(Rybikowski, Michal, 1900-1991)(別名イワノフまたはヤコブソン):ポーランド軍少佐、情報将校。第一次大戦直後の対ソ戦(1920)参加。陸軍大学校卒業(1932)。参謀本部第2部「ドイツ」班長(対ドイツ諜報の責任者)。第二次大戦開戦後ラトビア駐在武官小野打寛、スウェーデン駐在武官小野寺信と協力(1941-1944)。1944年ロンドンの亡命ポーランド政府軍に復帰、第3師団第5大隊長としてイタリア戦線に従軍。戦後カナダに亡命。

リビコフスキを1940年8月に初めて駐在武官室に雇ったのはスウェーデン駐在武官西村敏雄(1938-41年在任)であり、後継武官小野寺が「リビコフスキとの協力関係をさらに精力的に進展させた」(パワシュニルトコフスカ 2019:243)。

・ダシキェヴィチ、レシエク(Daszkiiewicz, Leszek)(別名ペシュ) ポーランド陸軍中尉。参謀本部第2部グロドノ支部将校。第二次世界大戦中ヤクビャニェツやリビコフスキとともに杉原千畝とカウナス、ベルリン、ケーニヒスベルクで協力。

・ヤクビャニェツ、アルフォンス(Jakubianiec, Alfons, 1905-1945)(別名クバまたはカルスキ、クツェヴィチ) ポーランド軍大尉。士官学校卒業後1929年ヴィルノ歩兵第5連隊、1934年国境防衛隊、1935年グロドノ第2部情報将校。第二次大戦中在ベルリン諜報部長として、杉原、ダシキェヴィチ、リビコフスキと協力。1941年逮捕、1945年[ベルリン近郊の]ザクセンハウゼン収容所で処刑。

・フリンツェヴィチ、ルドヴィク(Hryniewicz, Ludwik, 1904-1993):在リトアニア・ポーランド軍参謀本部諜報機関

「ヴィエジュバ(柳)指揮官。カウナス駐在時の杉原の協力で日本のクーリエによるポーランド本国との連絡方法を考案。

・ブジェスクフィンスキ、フェリクス Brzeskwinski, Feliks (1896-1960):ポーランド陸軍少佐。ラトビア(1939年秋まで)、のちストックホルムの駐在武官(1939秋-1945)。彼はラトビアでは小野寺と親交があり、スウェーデンでは西村敏雄の助力で1940年1月ドイツ情報の収集のため「ポーランド軍参謀本部第二部の諜報機関“北方”(PLN)の支部」として活動した。また「リビコフスキを日本人に紹介した」のも彼であった(パワシュニルトコフスカ 2019: 300,370,375,381)。

#### (補注5)スターリンにとっての世界革命と領土拡張

スターリンのナチズムおよびナチ支配下のドイツへの見方を知るために想起されるべきは、彼が当時ドイツ共産党の指導者の1人であったノイマン(Heinz Neumann)を説教して語った言葉である。妻マルガレーテ・ブーバー=ノイマンの有名な回想がそれを明らかにした。

若い時からスターリンの大的気に入りであり、コミンテルンで活動していたノイマンは1928年秋にスターリンによる支配強化のためドイツ共産党に派遣され、そのトップ3人の1人として活躍した。ところがノイマンが急成長するナチ党への強硬策を押し進めると、1931年スターリンとコミンテルンがそれを「左翼セクト的」政策と非難した。

それでも自説に固執するノイマンをスターリンは同年末呼びつけ、「ドイツでナチが権力についた場合に、彼らはもっぱら西欧相手に忙しいだろうから、我々が落ち着いて社会主義を建設することができるだろうということを、ノイマン、あなたも信じないのか?」と言い放った(Buber-Neumann 1957: 284, J251)。

スターリンはヒトラーの侵略意図が西へ向かうと思っていたことになる。ならばそれと戦うどころか陰ながら焚き付け、レーニン流に「帝国主義戦争を内乱へ」、そして支配圏拡大と考えた可能性は十分ある。彼の第18回党大会演説は1つの節を設けて「新しい帝国主義戦争の開始」を論じた。

それでも自説に固執したノイマンは左遷のあとモスクワに呼び戻され、しばらくして銃殺された。収容所送りとなった妻マルガレーテはスターリンの収容所からヒトラーの収容所にプレゼントされたうちの一人としても有名である(脚注26参照)。

謎の死を遂げた元コミンテルン指導者ミュンツェンベルク(妻はノイマンの妻の姉)はノイマン派と見られていた。

ナチ政権成立後のスターリンによるドイツ共産党の扱いについては4a節を参照されたい。

タッカー(Robert C. Tucker)は、リトヴィノフ更迭が「ヒトラーとの取引の用意があることを知らせる合図」[の1つ]であったと記し、モロトフ宛ての1929年9月9日の手紙にスターリンは、「我々はイギリスとだけではなく資本主義の全世界と戦いをおこなっている(敵との交渉も戦いだから)」とあることに注目した(Lih 1995:ix, Jvii-viii)。

[これは同書所収の「手紙47」の中の言葉で、「我々がイギリスとだけではなく資本主義世界全体と戦いをおこなっている(敵との交渉も闘いである)ことを忘れるな。マクドナルド政府は全資本主義世界に、それが(“柔軟な”方法のおかげで)ムツリーニやポアンカレ、ボールドウィンよりもよっぽと多くを我々から奪うことができ、また資本家のシャイロック自身よりもよっぽと大物のシャイロックであることを誇示しがっている」などと記されていた。]

またタッカーは、編者リーが「スターリンはソビエト国家強化を選び、世界革命をやめた(例えばトロツキーは当時断言し

たように)のか、それとも彼は世界革命に献身し続けたのか」という問いを提起した」こと、そして手紙分析の結果として、「スターリンの意見ではソビエト国家と国際的な革命は一体であり」、「スターリンは国際共産主義革命のさらなる前進と周辺へのソビエト・ロシアの領土拡張は1つの過程かつ同じ過程と考えるロシア帝国ボリシェヴィキである」という従来研究を裏付けたと結論したことを評価した。

その際タッカーは自著 *Stalin in Power* を挙げつつ満州や新疆への触手、第二次大戦後の占領諸国のソビエト化も「スターリンのロシア帝国ボリシェヴィズム」であったと言う。

「ロシア帝国ボリシェヴィズム」はスターリンのみならず、その片鱗がレーニンにさえあったことを Buber-Neumann (1997) が具体的に明らかにした。レーニンもロシアに比べて圧倒的に工業先進国であるドイツの共産主義者に指導権を奪われないよう細心の注意を払った。

スターリンによるドイツ共産党の扱いについては **4a 節** 参照。

### (補注 6) 1930 年代半ば～1938 年の独ソ経済交渉

駐ソ大使館の経済交渉担当であったヒルガーによると、1935 年末にシャハト (Hjalmar Schacht) が独ソ貿易拡大の必要への対応のため、ベルリンのソ連通商代表カンデラキ (**4 節・補注 10** 参照) に 5 億 RM の 10 年ローンを提案した。主な需要はドイツ側では各種原材料と金の輸入、ソ連側では IG フェルベンやツァイスの製品と技術協力を含む機器輸入であった。

カンデラキは 1934-37 年ソ連の駐独通商代表であり、シャハトは 1933 年 3 月～1939 年 1 月ドイツ帝国銀行総裁、1937 年 11 月～1943 年 1 月無任所相であった (D-4 巻末注)。彼はベルサイユ条約で奪われたドイツ植民地返還運動にも熱心であった (青木 2025 も参照)。

しかしドイツ財務省・外務省の反対などによりシャハト構想は頓挫し、1936 年 4 月 29 日に年末までのみ有効という短期の独ソ通商・支払い協定が締結され、年末に翌 37 年末まで延長された。翌 38 年末までの延長はようやく 1938 年 3 月 1 日に締結された (2 ヶ月間は貿易行き詰まり)。

ドイツ側では 1938 年 12 月 1 日に「担当者協議」最終回が 1939 年向けの「現在のロシアとの交渉」方針をまとめた (D-4-文書 481)。それは詳細なドイツ側提案を記したあと、「政治分野に存在する諸困難は別としても」、ドイツの原材料注文に「ロシア側がこの規模での輸出能力があるかどうか疑わしい」し、ロシアの軍備注文は「軍事的観点から特別の審査を受けねばならない」ので、「ドイツの提案の成功の見込みはあまり大きくないと評価されるべきである」と心配した。

しかし 1939 年協定は早くも 1938 年 12 月 19 日に実現した。ヒルガーは「1939 年のための延長は本来定例案件にすぎなかったが」、「それは大きなセンセーションを引き起こした。というのは世間がそこに独ソ協調の始まりの兆候を見たと思ったからである」と続けた (Hilger 1955:269f.)。

[従って担当者協議提案 (上記文書 481) は、「成功の見込みはあまり大きくない」という同協議自身の判断に基づき、「現在のロシアとの交渉」[1939 年協定のための交渉] ではドイツ側が提起しなかったのだろう。

その代わりに、ドイツ側は担当者協議提案の実現を目指して、1939 年協定成立 (1938 年 12 月 19 日) 直後に新たな交渉、つまり 1938 年 3 月中断のクレジット協定交渉の再開を提案したと考えられる。

このクレジット協定交渉再開提案にソ連側も応じ、大使メレカロフとの間に 1 月 30 日シュヌレのモスクワ派遣

を決めた (**補注 6a**)。ところがいわゆる「1 月の出来事」 (**補注 11**) で混迷し、その後も 2 月のソ連対案の受け入れ問題が生じ 3 月初めに交渉が中断した。ようやく 6 月 8 日にその再開にソ連が同意し、8 月 19 日世界が驚くクレジット協定が署名された。]

### (補注 6a) ソ連大使メレカロフの対独経済工作 (1939 年 1 月) とリードらの誤認

ヒルガーの記録 (D-4-文書 482) によると、1939 年協定実現直後の 1938 年 12 月 22 日にドイツ経済交渉担当者シュヌレとソ連通商代表代理スコシレフ (Skossyrew) の会談があり、ドイツ側ではヒルガーのほかドイツ経済省 2 人、外務省のシュミット (アタッシュェ) も参加した。

[ソ連通商代表ダヴィドフ (Dawydow) はソ連帰国中にモスクワで「発病」したとスコシレフが述べた (D-4-481、同 482)。召還後の突然の「発病」はおそらく粛清である。その後の独文書集に彼は登場しない。]

その中でシュヌレは、1938 年 3 月のクレジット協議の再開を提起し、2 億 RM (D-4-文書 481 では期間 6 年、利率 5%) のクレジット付与の条件として、「次の 2 年間のドイツへのソビエトの原材料供給を年間約 1.5 億 RM に引き上げることを強調し、スコシレフ氏にドイツ側作成の相応の商品リストを手交した」。

[「ソビエトの原材料」をヒルガーは著書の中では「軍需原材料」と記した (Hilger 1955:271)。

「ソビエトの原材料供給」を「次の 2 年間」つまり 1939～40 年に年間 1.5 億 RM ずつという要求は文書 481 と同じであるが、文書 481 には、目下の「ロシアの輸出能力」不足のため年間 1 億 RM ずつでも同意せざるを得ないとあった。]

シュヌレは、スコシレフにソ連のドイツからの輸入希望リストの早期提供を要望した。それはドイツ側の生産能力調査の結果との照らし合わせるためであった。

「スコシレフ氏は、ドイツの提案を [1938 年] 3 月に行き詰まった [クレジット] 協議の継続と見なすと答え、ソビエト側は「ドイツとの経済関係の活性化と拡大を希望し、そのために適切なあらゆる手段を歓迎する。ドイツの提案についてモスクワに報告し、そこから指示を得るだろう」と述べた。

この会談ではほかにソ連からドイツへの帰還者が残した預金や具体的な貿易取引上の問題も議論された。

まもなく「モスクワ…から指示」を受けたであろう駐独ソ連大使メレカロフが、1939 年 1 月 10 日にドイツ外務省経済政策部長ヴィールに会談を要請し、翌 11 日会談になり、ヒルガーやスコシレフらが同席した。

その際メレカロフは 12 月 22 日のシュヌレ提案に条件付きで応じることと、協議をモスクワで行うべきことを伝えた。これに対してヴィールはクレジット協議再開への「原則的同意」を「喜んで承知する」が、条件付きの件は今後の交渉事項であり、今後の協議をモスクワで行うことも「容易ではない」が、検討してみると答えた。

大使はあくまでモスクワ開催に固執し、最後に [通商代表まかせにせず] 「自分が大使として自らこの案件に尽力しているという事実を、独ソの経済関係に新時代を開始するソビエト政府の希望の表明と見なすようお願いする」と述べた。

そこでヴィールは「独ソの通商活性化へのソビエト政府の希望を喜んで承知し、交渉の場について回答する権利を留保すると断言して会談を終えた」 (D-4-文書 483, Hilger 1955:271)

会談の翌 12 日にヴィールは「外務次官を通じて」外相宛に以下を提言した(要旨)：

「ロシア側は本来以前の諸ケース同様に、交渉を当地〔ベルリン〕の彼らの通商代表部によって行わせることができるはずである。〔にもかかわらず〕通商代表部を差し置いて経済問題に疎い」「ソビエト大使自ら経済問題でも歩き回った。

「だからドイツ代表団のモスクワ招致の強い希望は、ソビエト政府がそれ〔ドイツ代表団のモスクワ来訪〕によって、第三帝国も〔ソ連との〕経済関係継続をいかに重要視しているかを外部に明らかにさせたいとしか解釈され得ない」。

しかし「他方で有利なクレジット協定の実現への我々の関心は原材料ゆえに非常に大きいので、ロシアの希望の拒否によって交渉を例えば挫折または単に遅延させたり、あるいは著しく困難にすることも適切とは思われない」。

その際モスクワでの交渉には〔代表団全体ではなく〕駐ソ「大使館経済部責任者・公使館参事官ヒルガーと協力して…シュムレ、もし必要ならたぶんもう一人の国内担当者〔最大 3 人〕で十分であろう」(D-4 文書 484)。

1 月 20 日ヴィールはシュムレとヒルガーの同席のもとメレカロフに以下のような外相決定を伝えた：

1 月 11 日に説明したようにドイツ代表団全員をモスクワに送ることはできないが、「ソビエト政府の希望に添い、交渉進行の促進を確実にするために、ドイツ政府は、ドイツ代表団団長かつ上級公使館参事官資格のシュムレが単独でモスクワに赴き、そこでソビエトの当該経済部局と接触し、彼らとクレジット協定の基礎について十分議論することに同意した」。シュムレは、所用で出向くワルシャワから目下ドイツ滞在中の駐ソ大使シューレンブルクとともに「1 月 30 日にモスクワへ行くだろう」。その際「ドイツ政府は、協議が 10 日以内に終わるようにソビエト政府が協議のために必要なすべての準備をこの間にできる限り行うことを前提としている。というのはシュムレ氏はポーランドとの交渉のために遅くとも 2 月中旬までに再び解放されねばならないからである」。

メレカロフは、回答がソ連側の希望全部に応じているわけではないが、「率直な満足感をもってこの回答に、希望を可能な限り考慮に入れようとするドイツ政府の意図を見ると回答した」。細部の議論が続いたあと、会談は「シュムレ氏の派遣をドイツ側の譲歩と見なし、また交渉の進行にとって良い兆候と見なししているとのソビエト大使の再度の確認とともに終了した」(D-4 文書 485)。

リードらがこの件およびそこに至る経済的・軍事的背景を詳しく記述していて参考になるが、その章題を「独ソ関係の新時代」とした(Read 1988:ch.4,J4 章)。

この章題は 1 月 11 日にメレカロフが発した上記の言葉から取っている。しかしメレカロフはこの時は「独ソ関係の新時代」ではなく「独ソの経済関係の新時代」を語った。政治と経済は密接に関係するとはいえ「政経分離」の場合もあるのだから、リードらの言い換えは不用意な言い換えであっただけではなく、その言い換えによって重要なことを見逃すことになった。

メレカロフは 1 月 11 日には「独ソ経済関係の新時代」を語ったが、3 ヶ月後、4 月 17 日には、ヴァイツェッカーとの「政治分野」の議論の際に、独ソは「正常な関係からますますより良い関係になることもできる」と発言し(詳細は 5 節)、この時初めて「独ソ関係の新時代」に該当する言葉を使った。

両発言はもちろんそれぞれの訓令に基づいており、従ってこの 3 ヶ月の間に訓令が変化したことが分る。3 ヶ月の間にこの変化をもたらした出来事は 3 月 10 日のスターリン演説

の内容以外にない。つまりメレカロフ発言(従って訓令)の変化こそ 3 月 10 日のスターリン演説による独ソ接近策の具体化の体現であり、従って証拠とされるべきである。

リードら(同前)やフライシュハウアー(Fleischhauer 1990:85ff.)は 1 月 12 日の新首相官邸における新年レセプションにおいて主催者ヒラーがメレカロフに「特に友好的に」「人目につくほど長く」話しかけたという報告や回想を紹介した。その時間は報告により「45 分近く」とも「数分間」ともある。その話しかけは独ソ経済交渉の進展、従って軍需原材料確保可能性の高まりにヒラーが喜んだからだろうが、1 月末には暗転し、3 月初めに一旦挫折する(詳細は補注 11)。

もしその挫折なしに経済交渉が進展していたなら 10 日のスターリン演説の内容に影響し、とりわけ本稿が扱う予備折衝の有様を大きく変化させただろう。

### (補注 7)大使ディルクセンの独ソ中立条約延長説得と延長後の独ソ関係展望

1929~33 年にドイツの駐ソ大使(その後駐日・駐英大使)であったディルクセン(Herbert von Dirksen)は「独仏関係と独ソ関係の相互作用」に注目した。

そこで 1932 年 11 月 29 日にソ仏間の不可侵条約と調停協定が署名されたことを念頭に、ナチ政権成立直後の 1933 年 2 月 20 日ドイツ外務省への「政治報告」の中で長文の提言をした(C-1.1 文書 29)。以下はその後半から抜粋：

ソ連の「今後の」対仏態度は「ドイツの今後の〔対ソ〕態度の評価によって決定的に影響されるだろう。ソ連政府の「内部では〔独ソ〕両国にとっての大きな利益ゆえ従来の友好的な政策の継続が可能になることを望んでいるが、しかし両国関係の基礎は法的観点からも政治的観点からも不安定だと感じられている」からである。そのため〔目下は〕「当地ではドイツの新内閣に様子見の態度をとっている」。

法的観点からは、「ベルリン条約と調停協定」の延長議定書(1931 年 6 月 24 日署名)の「批准がなされていないことによって効力を失って」いるからである。

政治的観点からは、「フランスが提案した軍事同盟の考えはいまだに当地〔モスクワ〕の人々の頭に焼き付いている。また「不可侵条約署名後の首相ヘリオットによる同様に温かい愛の告白」や他の政府要人たちの「友好言明」が寄せられた。他方、ドイツの指導的人物たちがドイツのロシア政策の不変の方針について内密にソビエトの政治家たちに行った諸説明はなるほど最も強烈な危惧をなだめることはできたが、しかしそれらはドイツ政府の公式声明の肯定的効果の代わりにはなり得なかった。」。

ソ連外相リトヴィノフは、外務人民委員部の法律家の意見に基づき「ベルリン条約の延長議定書の批准は憲法諸規定への違反なしに〔政府の〕緊急命令によって実施可能である」と私に発言している。

「ベルリン条約延長議定書の批准による独露関係の法的・政治的基礎の回復は、ドイツの従来の対露政策継続のための最も緊急の必要事である。批准は、議会手続きによるか否かにかかわらず、疑いなく独ソ関係に関する政府の立場表明の機会にもなるだろう」。

この提言の 1 ヶ月後、3 月 23 日にドイツ国会は全権委任法を可決したので、延長議定書はむろん、条約そのものも国会批准が不要になり(第 4 条)、同日のヒラー演説(3 節)が示唆したように批准手続きに入った。1933 年 4 月 3 日に大使ディルクセンがソ連外相リトヴィノフに「新しい全権委任法に基づいてベルリン条約付属延長議定書の批准が外務省

によってただちに準備される」と伝えた(C-1.1-文書 136)。

リトヴィノフは4月8日大使に、同議定書批准を独ソが「同時に公表するという我々[ドイツ側]の提案に同意する」と言明した(C-1.1-文書 147)。4月19日の外務次官ビューロウ(Bernhard W. von Bülow)の記録によると、同日にソ連駐独大使チンチュク(Lew M. Chintschuk)が批准書交換はいつかと問い、ビューロウは「来週中を希望」と答えた(C-1.1-文書 166)。

当時のドイツ外相ノイラートの記録によると、4月28日ヒトラーが外相同席のもと大使チンチュクと会談した。その記録文書(C-1.1-文書 194)には大使チンチュクがヒトラー宛に読み上げた長い声明が添付され、それへのヒトラーの回答が記録された。

声明は、1933年3月23日のヒトラーの国会演説[3節]が「ソ連政府によって満足感をもって受け止められ」と評価しつつ、実際にはドイツ国内でソ連の国民や機関が不当な扱いを受ける例を種々挙げて改善を求めた。

また今後の「望ましいこと」として以下の5点挙げた：

- a) 1926年ベルリン条約延長議定書の早期批准
- b) ドイツ内のソ連の個人や組織体への不当な扱い禁止
- c) ドイツにおける帝国政府の対ソ政策に沿った報道
- d) 独ソ通商関係形成の「基礎と前提」の再検討等
- e) 「Derop AG」と「Derunapht GmbH」の経営への国家関与は人事政策に限り、「ソ連の経済的、商業的、金融的利益の実現」は「株主とその委任者」に任せること。

〔Derop AGはDeutsche Vertriebsgesellschaft für Russische Oel-Produkte(ロシア石油製品ドイツ販売株式会社)の略称、Derunaph GmbHはDeutsch-Russischer Naphtha-GmbH(独露ナフサ有限会社)の略称である。〕

C-1.1-文書 197 原注 5 には、4月24・25日に駐ソ独大使館へ、Derop AG において「騒動」があったこと並びに同社経営へのドイツ側の「影響を確保し…人員構成を根本的に再編する」というドイツ「帝国政府の意図」が電信されたこととあるが、発信者の記載はない。

その後もドイツ側からの非難は。例えばディルクセンがヴォロシーロフに「Derop や他のソビエトの組織体では共産主義プロパガンダが大規模に行われている」(同年5月14日のC-1.1-文書 232)などと続いた。Deropは1935年ドイツ企業に売却された(de.wikipedia (Derop); www.petromaps.co.uk/derop.htm.)

大使が声明を読み上げたあと「帝国首相」[ヒトラーはまだ「総統」ではなかった]は、次のように答えた(抜粋)：「ドイツ政府とソ連の友好関係に変化が生じてはならないという見解を共にしている。…両国は共通の敵を有し、両国の経済的利益は多くの点で補完し合っている」が、「この良好な関係の長期的存続のための前提はどちらの国もその内部諸関係を自己の必要に応じるように形成し得ること」であり、そのためには「ロシア側ではドイツにおける新たな発展を十分に認知し、民族政府の敵対者[共産主義者]への道徳的または物質的援助によるいかなる支援も断念することが必要」であり、「ドイツ政府が…ロシア内の諸関係に殆ど干渉せずソビエト政府に対するいかなるプロパガンダも控えているのと同様に…ロシア側によってこれが行われることも」必要である。その点で「最近モスクワから行われたドイツ語のラジオ・プロパガンダ」は遺憾である。「両国が国内制度を自己の判断で強化するならば、これが永続的に良好な関係の維持のための最良の手

段だろう」。

大使の苦情(a～e)のうちe)についてのみヒトラーがその場で「正常な諸関係の回復」を確約した。石油関連ゆえヒトラーが即答したのだろう。

実はヒトラーは延長議定書の批准書交換を「彼のチンチュクとの目前の会談の後に行うべきだと決定し」ており、会談が28日に実施されたので、同日電報で駐ソ大使ディルクセンに批准書交換の全権が与えられた(上記文書 194 原注)。

ディルクセンはマイアー(Richard Meyer、外務省第IV部長、当時東欧・スカンジナビア・東アジア担当)への返信の中で、まず「独露関係に生じた“沈滞”が可能な限り除去されるように、これらすべての行動にあなたが力強く取り組んできたことに私は大変感謝している」と述べた上で以下を記した：

ソ連では「不機嫌や不信、確かな不満がまさに深く根付き、チンチュクは「当地[モスクワ]ではその“穏やかすぎる”振る舞いゆえにますます攻撃され」、また「昨日受け取ったばかり」のニュースによると、ソ連は「彼らが軍事・政治面でも諸事業体(Betriebe)の1つを今後継続しないことによって[独ソの]結びつきを緩めた」。

〔これら「諸事業体」は、原注によると、ドイツ軍がソ連内で運用してきた「リペツク(空軍)、トムカ(化学兵器)、カゼン(戦車)の3つの軍事基地」を指す(これらの「基地」について青木 2022、鹿毛 1965 参照)。それらの一部を継続しないとのニュースは、クリヴィツキー流に考えると、本気の関係切断ではなく関係維持・発展へのソ連流の圧力だったのだろう。〕

同時にディルクセンは、だからこそ、「上記の諸点の今後の交渉によって、特にベルリン条約の批准によって、我々が目指している全般的解決が達成されることを希望している」と強調した(1933年4月28日のC-1-文書 197)。

批准書交換については4月29日の電報でディルクセンは、「リトヴィノフは近々の交換の可能性を歓迎し、4月30日から5月2日までの[ソ連の]祝日後にそのための日程を私と取り決める」ことになったと通報した(マイアーへのディルクセンの5月2日の通報C-1-文書 204の原注)。ところが29日夜の日本大使館のパーティーの席で外務人民委員部員たちが言うには「技術的な準備(印刷、フォルダーの制作)になお若干の時間を要するので」交換の式典実施は「5～6日後」になるとのことであった(C-1-文書 204)。

結局批准書交換は5月5日に実施された。その日大使ディルクセンは外務省宛に「ベルリン条約延長議定書批准と独ソ関係」と題する長文のいわば総括と展望を送付した。「①批准の前史と政治的影響、②1930年の共同コミュニケとの比較、③ソビエト側における3つの阻害要因、④岐路にあるソビエト政府の外交政策、⑤独ソ関係の基礎」の5節からなり、③は「a)ドイツの外交政策についての不確実性、b)傷つけられた威信感覚、c)フランス・ポーランドの反作用」を取り上げた(C-1-文書 212)。

このうち⑤にある彼の展望のみを以下に紹介する：

「ソ連は全体としては現在、他の列強によって特に肯定的な見方を誘う対象ではない。なぜなら「国の広範囲で飢饉が支配し、農業は衰退し、工業化は…期待を満たさず、交通網は減少し、内政上の結束は経済実験の失敗の結果弱まった」からである。軍事面でも「今後何年間か、非常に控えめな程度にしか動員され得ないだろう」からである。

しかしこのような見方は「近視眼的」である。独ソ両国には「潜在的な強さ」があるからである。それを示す歴史的事実は

両国のラパッロ条約である。同条約締結当時の両国は〔敗戦または内乱による〕「弱さ」ゆえ世界では「ラパッロのこけおどし」(Rapallo-Bluff)と言われ、それは「全く正当」であった。

しかしその後「ラパッロ政策」は「強力な肯定的政治的影響」を与え、「世界はドイツもロシアも近い将来大きな政治的能力要因に成長することをはっきり認識した。そのように確かな政治的未來を持つ両国の協力と友好は世界にとって意義深い肯定的要因であるに違いなかった。だから今日でもドイツにとって、1922 年ラパッロ条約締結に、1926 年ベルリン条約〔独ソ中立条約〕の締結に導いたのと同じ諸理由が生きておりかつ有効である」。

ディルクセンにとって 1933 年の延長議定書批准は両国にとってラパッロ条約締結に匹敵する重要性を持った。独ソ中立条約も独ソ不可侵条約もラパッロ条約の精神を両国関係の基礎とすることを謳った。

### 〔補注 8〕防共協定と独ソのラパッロ条約・中立条約

1936 年 11 月 25 日締結の日独防共協定(正式名「共産“インターナショナル”ニ対スル協定」)について当時日本外務省は「本協定ニ関連シ又ハ其ノ背後ニ何等ノ特殊協定〔秘密協定〕ノナイコトハ勿論」だと声明した(外務省編 2012:9)。

しかし実際には、前文と 3ヶ条から成る「秘密附属協定」とその 4つの付録(I~IV)、それらの「秘密保持に関する了解事項」、駐独大使武者小路と特命全権大使リッベントロップの交換公文 3通、以上合計 9つの秘密文書が存在した。

しかし外務省編(2012:3-8)は協定本文と付属議定書、秘密附属協定(4つの付録を含む)のみ掲載した。秘密文書 9点すべてをすでに極東軍事裁判資料からヴァインベルクが明らかにした(詳細は Weinberg 1954、青木 2023a)。

秘密附属協定第 2 条には「締約国ハ本協定ノ存続中相互ノ同意ナクシテ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦トノ間ニ本協定ノ精神ト両立セザル一切ノ政治的条約ヲ締結スルコトナカルベシ」とあった。

そこでリッベントロップは当時の駐独大使武者小路あて書簡に、「ラパッロ条約及…中立条約ノ如キ政治的条約ノ条項ハ本協定ノ実施当時ノ事態ニ於テ客体ヲ欠如セザル限り本協定ノ精神及本協定ヨリ生ズル義務ニ抵触セザルモノト認ムル旨閣下ニ通告」した(秘密文書付録 III)。

この書簡は、あたかも条件付きのようであるが、要するに両条約は防共協定に反しないという通告であった。しかし大使は疑義を提起せず、「多大ノ満足」をもって了承した(秘密文書付録 IV)。日本の枢密院調査委員会は「やや不明確」と評したが、枢密院は協定を承認した。

独ソ関係にとって重要なことは、ラパッロ条約・中立条約の存続を示す付録 III・IV を含む秘密文書 9 点すべてが、クリヴィツキーらの諜報によってスターリンとその周辺に渡っていたことである(4 節参照)。

しかしソ連にとって一見防共協定にそぐわない両条約がその後も有効かどうかについて、曖昧に見える上記付録 III を見ただけでは確信できず、6 月 28 日にシューレンブルクがたまたまではあっても、その有効性を発言したことによってモロトフは驚きを見せつつ安心した(15 節)。中立条約が有効であればラパッロ条約、またその精神も依然有効であった。

但しこの有効性確認はモロトフが要求した独ソの「政治的基礎」(7 節)とは関係ない。というのは、大使は理解していな

かったが、その問題は大使の有効性発言の 20 日も前(6 月 8 日)に解決済みだったからである(12 節)。

独ソ不可侵条約の本交渉においてもモロトフは中立条約の拡充または不可侵条約締結を提案した(D-7-文書 105)。実際には後者になった。

### 〔補注 9〕日独防共協定(1936 年 11 月 25 日)についてのソ連外相リトヴィノフ演説と関連報道

#### ①「ソヴィエト大会ニ於ケル「リトヴィノフ」ノ演説(イズヴェスチヤ 11 月 29 日)」(外務省調査部 1937:202-204)

臨時ソヴィエト大会 28 日ノ会議ニ於テ「リトヴィノフ」ハソ連ノ国際情勢報告ハ大会ノ日程ニナキモ「スターリン」ノ希望モアリー言スヘシトテ要領左ノ演説ヲ為セリ。

〔これにより、スターリンから「リトヴィノフがベルリンを突然驚かすよう命じられた」というクリヴィツキーの回想(4 節)が裏付けられる。

「要領」とあるが、リトヴィノフの実際のソビエト大会演説(4 節参照)全体の要約ではなく抜粋である。

この「臨時ソヴィエト大会」はいわゆるスターリン憲法制定のためであったので、リトヴィノフ登壇による「国際情勢報告ハ大会ノ日程ニナキ」ものであった。〕

今ヤソ連ハ欧羅巴式民主主義ニ還元セルヤニ伝ヘラルル處、吾人ノ民主主義及自由ハ名ハ同一ナルモ事實同シカラス。次ニ西班牙〔スペイン〕問題ニ付独伊側ハ反政府軍援助軍事行動ニ依リ一切ノ物質的破壊行為ヲ助長シ居リ(折柄出席ノ西班牙大使ニ対シ満堂拍手ヲ送レリ)。

ファシズムノ戦争挑発ハ益々白熱化シ来リ、殊ニ宣伝ニ全カヲ傾注シ、而モ其孤立状態ヲ蔽ハシカニ為連盟ノ外ニ同シク孤立者ノ友ヲ求メ防共フロックヲ結フコトナリ、其結果独伊間及日独〔間〕協約ノ締結トナリ、更ニ伊ハ日本ニ対シ同種ノ協約ノ締結ヲ提議セリト確聞ス。

日本政府ハ国内危険思想防遏〔ぼうあつ〕ニ従事シ居リ乍ラ所定ノ目的ヲ達シ得スシテ外国警察ニ援助ヲ求メサルヲ得サルヤ将又〔はたまた〕独逸ノ政治犯人收容所カ狭隘ヲ感シタル場合日本政府カ自国内ノ刑務所ニ共産主義者ノ居住ヲ許容セントノ意義ナリヤ。更ニ締約国ハ共産主義出版物ヲ相互ニ貸与シ、又ハ「ファシスト」新聞ノ共同発刊ヲ企図スルニアルカ、恐ラク右以外ニ實際的目的アリトハ思考セラレス。

現ニ本協約ノ締結ハ非「ファシスト」国ニ於テ笑ノ種トナリ、而モ僅ニ二箇条ノ作成ニ交渉十五箇月ヲ費シタリ。此特別暗号ニ組マレタル日独協約ハ字句外ノ意義ヲ有スルヤ論ナシ。

現ニ在滿日本軍閥ニ依ル右暗号解読ノ結果ヲ見ヨ。暫ク平静ナリシ「ソ」満国境ニ於ハ二昼夜ニ亙ル大規模ノ「ソ」領攻撃アリタリ。唯彼等ハ極東軍ノ反撃カ右協約ニ依リ禁セラレ居ラサルコトヲ考ヘサリシカ如シ(此時ブリュッヘル元帥<sup>97</sup>ニ向ヒテ万歳ヲ叫ブ者アリ)。

吾人ハ在滿日本軍憲〔ママ〕カ右協約ニ拘ラス今少シ国境ヲ隔タリタル場所ニテ散策セシコトヲ望ムモノナリ。

発表協約ハ何等価値ナキモノニテ、要ハ秘密協約ノ内容如何ニアリ、日本政府ハ対ソ平和方針ニ変ナク諸懸案ノ解決ヲ計ルヘシト言ヒ居ルモ、其誠意ハ対独秘密侵略協約ノ締結ニ依リ疑ハサルヲ得ス。

日本側ハ「ソ」側ノ提議ニ係ル不侵略条約ニ付テハ目下審

<sup>97</sup> これは当時の赤軍極東軍司令官を指す。余談：元帥ブリュッヘルと言えばライプチヒでの「諸国民戦争」(Völkerschlacht bei

Leipzig, 1813 年)などを指揮しナポレオン軍を破ったプロイセンの元帥 Gebhard Leberecht von Blücher が想起される。

議中ニテ各種懸案解決後ニハ調印ノ可能アリヲ為セル處、今ヤ同國ノ外交獨立性ハ滅却シテ獨逸ノ同意ヲ必要トスル破目ニ陥レリ。

斯ノ如クシテ侵略主義諸國ハ國際平和運動ニ参加シ得サル其態度ヲ明白ニスル處、ソ聯側ハ依然其平和政策ニ変更ナク又同盟フロック提携等ヲ求ムル意ナシ。唯靜觀以テ諸外國ヲシテ「ソ」聯ト提携セハ必スヤ得ル所アルヘキヲ知ラシメントス。

ソ聯ハ国内凡クニ於テ成功シ国民ニ自覺自信アリ。充分ナル武力アリテ祖國ヲ擁護スヘキヲ信ス。而モ此要塞ヲ指揮スル「スターリン」ノ存在アルニ於テオヤ。

②日独防共協定とプラウダ紙(11月26日)(外務省1937:200-202)

[上記リトヴィノフ演説紹介の前と後には関連するプラウダやイズベスチャの記事(11月26・29日)の紹介があり、うち11月26日のプラウダ論説は以下の通り。]

共産「イスターナショナル」ニ対スル日独協定ノ公表テキストヲ以テ何人ヲ欺クコトヲ得ス。

日本政府ハ秘密協定ノ存在ヲ否定シ居ル處、然ラバ従来日独兩國ハ共産主義ニ対スル反感ト抗争ヲ毫モ秘セントセサリシニ拘ラス、何故ニ本件交渉〔前年秋以来の大島・リッベントロップ交渉〕ノミヲ極秘ニ付セントセルヤ。右ハ即反コミンテルン協定ハ日独軍事条約ニ外ナラサルヲ以テナリ。

日本政府ハ日本軍部ノ侵略的分子ニ依リ發案セラレタル本条約カ日本ニ於テ極メテ不評判ニシテ自国民ヲ欺カント試ムヘキモ、右ハ成功セサルヘシ。

秘密条約ノ結果日本政府ハ爾後伯林〔ベルリン〕ノ指金〔ママ、指矩・差し金〕ニ依リソ聯邦トノ間ノ關係調整ニ資スヘキ何等カノ協定ニ関スル一切ノ交渉ヲ中止セサルヲ得サルヘク又日本軍部ノ恐レタル不侵略条約問題モ最早彼等ヲ脅スコトナカルヘシ。蓋シ日本ハ該条約上斯ル条約ヲ締結セサルヘキ義務ヲ有スルヲ以テナリ。

更ニ滿ソ國境事態調整問題モ恐ラク伯林ノ指示如何ニ依リテ之ヲ決定セラルヘク、ステ恰モ日独条約發表ノ前日ニ當リ在滿日本軍部ノ新ナルソ聯國境侵犯事件起リタルハ決シテ偶然ニアラス。

日独ハ世界地図改編ノ為新ナル世界戦争ヲ準備シツツアリ。之英米其他ノ諸國ヲ脅威スル所以ニシテ、臆テ〔やがて〕日独カ其相互關係ニ関スル真実ヲ秘セント試ミツツアル所以ナリ。平和愛好者ノ結論ハ唯一ナリ。即一層警戒スルト共ニ平和及集團的安全保障設定ノ為一層熱心ナル抗争ヲ為ササルヘカラス。

[以上では日独防共協定を「日本軍部ノ侵略的分子ニ依リ發案」と言いながら、リトヴィノフ演説もプラウダ論説も協定によって日本のドイツへの従属になった主張した。そうであれば協定の主役はドイツになるが、外務省調査部の紹介の限りではドイツ非難がなかった。

ソ連はその後すぐに自らもバルト海から黒海までの「侵略国」になり、その後も「世界地図改編」を図って勢力拡大に邁進し、ようやくアフガニスタンで失敗した。しかし不思議なことにその間もその後もソ連を「平和愛好者」とする欺瞞宣伝は多くの信者を保持した。]

③朝日新聞(1936年11月30日同盟電)「日独伊の提携にリ外相毒づく、強大赤軍ありと豪語」(抜粋)

新憲法〔いわゆるスターリン憲法〕案に「各議員は礼賛の辞を浴びせかけて居るが」、「リトヴィノフ外相の大演説」は「猛烈なファシズム攻撃に終始しスペイン問題、特に日独提携を

取上げ峻烈な批判と攻撃をなし極東赤軍の威力を称えて大会に出席中の極東軍司令官ブリュッヘル元帥に大拍手と歓声が送られ憲法大会は恰も愛国大会たるの觀を呈し戦時気分濃厚であつた」。

「日独防共協定」は、「孤立の國が辛くも同じ孤立の國と結びついたものとなし、日独防共協定が單なる反共協定ならざるは2ヶ条の主眼点〔3ヶ条だが第3条は有効期間など〕から成る条約を結ぶに15ヵ月を要したこと、交渉に當つたのは日本の駐在武官である点から見ても明白で、反共協定の名に隠れた反ソ協定である。さればこそ日本軍部は暫く靜穩を見ていたソ連國境に、僅か2昼夜の間に2回もソ連領侵入を行い而も大部隊を動かしているのである。だが日独協定ありと雖も極東赤軍がこれに反撃を与えること變りない、と叫んで大拍手を受け」た。

[「孤立」は日独の國際連盟脱退を指す。ソ連は独ソ不可侵条約締結まもなくフィンランド侵略を糾弾されて國際連盟を除名され、やはり「孤立」の國になった。

朝日新聞は上記記事の1週間後、1936年12月7日に「欧州の情勢緊迫台風の中心・独ソ兩國、独ソ關係風雲急」と報じたが、実際には反転(独ソ結託)また反転(独ソ戦)となった。]

(補注10)ヒルガーが体験した1930年代半ばのソ連地方指導部のドイツ觀

Hilger(1955:256ff.)は、1930年代半ばのモロトフ演説におけるドイツへの言及とキエフ〔現キーウ〕の幹部たちのドイツ觀を記した。そこに記された地方幹部の發言はそのあまりの大胆かつ政府やリトヴィノフへの批判を含むドイツ迎合ゆえに、自主的ではあり得ず、下記のモロトフ演説をさらに誇張して事前に用意され指示されたドイツ側へのメッセージだったと考えられる。それはクリヴィツキーの言うスターリンの親ドイツ觀(4a節参照)を裏付ける發言でもあつた。

彼が引用したモロトフ演説と幹部たちの發言は以下の通り:

モロトフは1935年1月28日の第7回連邦ソビエト大会〔のちの最高ソビエト〕演説の中で、「ソビエト政府はドイツとの良好な關係の維持とは別のいかなる希望も持たない」と断言し、さらに「支配者民族」(Herrenvolk)というナチ理論は独ソの「相互關係の發展の障害ではない」し、その理論はともかくとして「我々はわが時代の偉大な民族の1つとしてのドイツ民族への我々の高い尊敬を隠さない」と述べた。

「似た感情が党・政府の中堅グループの中でも優勢であつた」証拠を1935年4月にキエフのドイツ領事がヒルガーのために催したレセプションが提示してくれた。

出席者は外務人民委員部全權使節補佐ブレデンコ、キエフ執行委員会議長ヴァシレンコ、ウクライナ外國貿易人民委員、ウクライナ國立銀行總裁ペヴスナー、ウクライナ科学アカデミー常任書記、ウクライナ農業委員代理計6名であつた。〔發言記録のない3名の名前を省略〕。

私との會談で彼ら(主にブレデンコとヴァシエンコ)は「獨露關係の現状は全く不自然だ」、「ソ連はドイツに対して良からぬことを何もたくらんでいない」、「ドイツはソ連で最高に尊敬されている」、「広汎な國民大衆さえ」関心が高いと語っただけではなく、「ドイツは抑圧者からの解放やベルサイユ條約の束縛の払拭を試みている。その際ソビエト政府はドイツを支援しないで、ドイツを抑圧した國々と妥協している。リトヴィノフの政策は國民の間では理解されず、だから今後の進展が必然的にリトヴィノフを無視するだろう。ソ連がフランスのような“墮落した”國と同盟するのはばかげている。ドイツと一緒に

にのみ平和が確保され得る。人種対立はその際何の役割も果たさない(この文句はペヴスナーがユダヤ人であるにもかかわらず口にされた)。英国はソ連にイーデンという“青二才”を送ってきた[3 月にはヒトラーとも会見]。しかしソビエト政府にはシャハトのような人々のみが感銘を与える。シャハトは何が重要かを把握しており、彼がソ連と締結したクレジット協定は両者にとって有益だろう」と語った。

ヒルガーはこうした「情熱に満ちた発言」から「重要なソビエト諸グループの一部で当時優勢であった雰囲気」を認識し得たと記した。

ヒルガーは「スターリン自身がドイツとの関係改善の可能性について頭を悩ませているという兆候も存在し」、「それに関連して[ドイツ]外務省とドイツ大使館の注意はカンデラキ(David Kandelaki)という人物に向けられた。彼は…ソ連通商代表であり、スターリンの特別の信頼を得ていると言われていた」と記した。

カンデラキは「1935 年 7 月 15 日…帝国経済相かつライヒスバンク総裁シャハトと、ドイツとの新しい信用・商品取引を扱う会談の中で、政治的関係の改善に向けたソビエト政府の希望を全く前触れなく主張した」。

これが「直接のきっかけ」になって「スターリンとカンデラキの間に存在するとされる信頼関係に注目して[シャハトと]独露関係の諸問題を議論する」ようになった[4 節参照]。

この発言をシャハトから外相を通じて伝えられたヒトラーは「聞くところではロシア人との合意の考えを断固拒絶したそうである」。彼の考えでは、目下のソ連は英仏への接近交渉を有利にするためだけにドイツ接近のポーズをとっているから接近に応じないが、「但しロシアのコミンテルンからの完全な分離と軍に支援された独裁への発展を推測させるソ連内の諸事件が生じるなら、事態は異なる様子になるだろう。そうなればドイツは、モスクワとのふさわしい関係を再建するための時点を取り逃がしてはならない」ということであった。

[以上の内容はクリヴィツキーの見方と一致する。]

#### (補注 11)「1 月の出来事」: 1939 年 1 月ドイツがシュムレのモスクワ派遣を突然キャンセルした事件の経緯

「1 月の出来事」はリードらが詳しくまとめた(Read 1988:53-58, J56-61)。その骨子は以下の通り:

1939 年 1 月 20 日にソ連大使メレカロフにドイツ側が、新クレジット協定交渉のモスクワ開催に同意しシュムレを派遣すると伝えた。彼はシュレーンブルクとともにワルシャワから 1 月 30 日モスクワ入りの予定であった(ここまでの詳細は補注 6 参照)。

彼らのワルシャワ滞在中にリップントロップが大随行団とともに独ボ不可侵条約 5 周年(1 月 25 日)行事参加のためワルシャワにきた。彼が大統領謁見のための準備中に、「ロンドンデイリーメールやフランス紙の大部分」がシュムレを団長とする大代表団が「独ソ協力の包括的プログラム」策定のため「モスクワに向かっているというセンセーショナルな記事」を載せている」という報道を知り、彼は激怒し、「シュムレは直ちにベルリンへ帰らねばならない」と命じた。

そのためシュレーンブルクのみがモスクワに戻り、ソ連政府にシュムレは「突然の緊急用件」で訪ソできない等々と弁解し、交渉はその後 4 週間続けられた。しかしソ連側の「機械類や完成品のみならず兵器や軍装備品」要求によって難航し、「3 月初めまでに独ソクレジット交渉[経済交渉]の停止」になった。

[独文書集では 3 月初めまでの交渉において双方が

「商品リスト」をいつ提示したかは分るが、リストの中身は見当たらなかった。]

「スターリンはシュムレ来訪のキャンセルによって明らかに腹を立てた」が、「しかしミュンヘンの遺恨、英仏による露骨なソ連冷遇がスターリンにとってはるかに苦々しいものであり、彼はドイツとの合意取り付けを継続する覚悟ができていた」。

その証拠は 1 月 27 日付けロンドン・ニューズ・クロニクルのバーレット(Vernon Bartlett)執筆の記事全文が翌日ブラウザに転載されたことである。それはソ連駐英大使マイスキーが書かせたもので、「ソ連政府は明らかに英仏が独伊と紛争を起こしても英仏にいかなる援助も与えるつもりはない」などとあった。

リードらによると、「ヒトラーからの応答と考えられる最初の兆候はほとんどその[記事の]直後、1 月 30 日の首相就任 6 周年を祝う彼の演説の中に現れた」。すなわち「この演説は初めて共産主義あるいはソ連への攻撃を含まなかった。この削除は偶然ではあり得ず、少なくとも友好関係回復に向けた暫定的な一歩と読み取られ得た」。

このヒトラー演説がソ連攻撃を含まなかった背景には、彼も承認した相手国元首への攻撃を抑えるシュレーンブルクとリトヴィノフの間の取り決めへの配慮(2b 節)や軍需原材料の必要もあっただろう。

リードらは以上や 3 月 10 日のスターリン演説などを含む第 5 章の章題を「火中の栗」とした(邦訳は「火中の栗を拾う」)が、ヒトラーの「火中の栗」が誤解されていた(補注 2)。

他方フライシュハウアーによると、ソ連はこの頃、1 月初めのポーランド外相ベックのドイツ訪問などから「ドイツとポーランドの結合」を警戒した(Fleischhauer 1990:82)。

#### (補注 12)モロトフの外相としての最高ソビエト初演説(1939 年 5 月 31 日)の朝日新聞報道

モロトフの外相としての最高ソビエト初演説(1939 年 5 月 31 日)は大使シュレーンブルクがドイツ外務省に詳しく通報した(10 節)。この演説は日本でも注目され詳しく報道された。以下の 2 つの朝日新聞報道はいずれも同盟電ゆえ他紙も掲載したと思われる。

まず朝日新聞同年 6 月 1 日(モスクワ 31 日発同盟)が「英仏提案の援助協定、ソ連外相拒否を表明: 対独協定締結を示唆」との大きな見出しを掲げて以下のように報じた(多くの強調文字が使用された):

「モロトフ兼任外務人民委員は 31 日午後 6 時クレムリン宮に開催中の[最高ソビエト]連邦・民族合同会議にのぞみ就任以来最初の外交演説を行ったが、英仏ソ三国協定締結交渉に言及、英仏共同案に不満を表明して左の如く述べた。

平和戦線結成に対する英仏両国の努力は不十分であり且効果的であるとは言いがたい。英仏両国は一体真に侵略行為の絶滅を希望しているのかどうか判断に苦しむものがある。よってソ連政府は最近の英仏共同提案は不十分なりとしてこれを拒否するものである。なお独ソ通商協定は近く再開されることとなるかも知れぬ」。

同じ紙面に以下の「英仏提案の内容」(ロンドン特電 31 日発)の「要約」も載った。

朝日新聞同月 2 日夕刊は「英仏案を拒否: 演説要旨」と題して、このモロトフ外相演説をより詳しく伝えた(モスクワ 31 日発同盟)。

[新外相の最高ソビエトでの最初の所信表明ゆえその内容詳細を当然駐ソ日本大使館が本省に打電した

ろうし、日本政府要人も少なくともこの同盟記事を読んだだろう。とりわけ小項目「対独伊通商交渉」を読み、そして他の独ソ接近報道も勘案すれば、対処の必要を察知し、リトヴィンフとの違いも見たはずである。]

内容は前文(省略)と、「ミュンヘン協定失敗」、「独伊協定の締結」、「侵略抵抗の諸努力」、「英仏ソ三国交渉」、「対独伊通商交渉」、[小見出しはないが「ソ連・ポーランド関係」]、「日ソ漁業問題経緯」、「外蒙国境の紛争」、「対支援助の方針」という小見出しから成る。一部省略して紹介する:

「**ミュンヘン協定失敗**」(抜粋):「ミュンヘン協定<sup>38</sup>…にも拘らずチェコスロヴァキアが滅亡し去ったことは英仏の不干渉政策の…崩壊」を示した。「かくて侵略国は彼等の政策を…続行」した(メーメルやアルバニア)。さらに4月末には「ヒトラー独総統が…英独海軍協定並に独波不侵略協定を廃棄するの挙に出た」。

[英独海軍協定・独波不侵略条約の廃棄は**5節**のD-6-文書 277・276 参照。チェコスロバキアの「滅亡」はまず1938年9月29日のミュンヘン協定によるドイツへのズデーテン地方割譲に始まり(**脚注 38**)、翌年3月にドイツがチェコ残部を保護領に、スロバキアを保護国にした(**4節**)。ドイツによるメーメル併合は**補注 13** 参照。アルバニア侵略はイタリアによる。]

「**独伊協定の締結**」(全文):「この協定[1939年5月22日締結の独伊友好同盟条約]は根本的に攻撃的性質を有するものである。この協定によればドイツ及びイタリアは両国の執れかが開始したあらゆる敵対行為に対して互に支持することとなっているが、右の敵対行為中には如何なる侵略、如何なる攻撃的戦争も包含されているのだ。

独伊両国の提携が彼らのいわゆる共産主義に対する共同闘争の必要によって擬装されていたのはさして遠い昔の話ではない。所謂「防共協定」については相当の騒音が立てられたが、かかるお祭り騒ぎは問題の中心から注意を逸らす役割を演じたものである。現在では侵略国は最早この防共という煙幕を使用する必要を認めなくなったのだ。独伊政治軍事協定の中にはコミンテルン反対闘争の囁きすらも聞かれず、一方独伊の政治家及び新聞は右の協定が正に欧州の主要民主主義国に向けられている旨をはっきり言明しているのである」。

[演説のこの部分は「防共協定」に至る日独秘密交渉についてのクリヴィツキーらの諜報(**4節**)に基づいているが、このモロトフ演説は防共協定の実体が日独の反ソ連であったことには触れなかった。

独伊が進めたいいわゆる「防共協定強化」はその実態が防共から英国対策への変化であったため日本政府はドイツの誘いに乗らず、独伊だけが友好同盟条約を結んだ。日本政府はドイツの誘いに乗りたく駐独大使大島と駐伊大使白鳥の独断行動により混乱し、政府が今後更なる変更を行わない旨昭和天皇宛念書を提出した

(1939年3月28日)ほどの醜態であった(詳しくは外務省編2012<sup>39</sup>)。周知のように陸軍中将でもあった大島は熱心なヒトラー信奉者であった。]

「**英仏ソ三国交渉**」(主要部分)「侵略国…に対し…有効な統一戦線を結成せんとするならば次の**最小条件**が充たされねばならぬ:①「侵略に反対する有力な相互援助条約の締結」、②「欧州に於いてソ連に接触する総ての国々を…含む中東欧諸国…に対する英仏ソ三国の保障」、③「…被保障国に対して英仏ソ三国が与える援助の形式と限度に関する英仏ソ三国間の具体的取り極め」(防御的性格、中東欧諸国への保障、三国の相互援助と对被保障国援助の具体的取極め)。

「ところが英仏両国提案には此の初歩的原則が…迎えられなかった。「ソ連西北国境に隣接する三国に対する英仏側の援助に…何等言及していない。ソヴェト連邦は西北国境に位置するラトヴィア、リトアニア、エストニア三国に対する保障を得るのでなければ東欧5ヵ国[これら「三国」とポーランド・ルーマニア]に対する義務を引受けるわけに行かない」。

[記事がリトアニアを含めたのは誤報である。実際には「三国」の1つはリトアニアではなくフィンランドであった。リトアニアはすでにドイツの保護下にあった(**10節**)。但しソ連がリトアニアにも強い関心を持っていたことは独ソ境界・友好条約交渉で明らかになる。

演説は被保証国からの要請無しの出兵というソ連側要求を表に出さなかった。

演説は「侵略国」から西部隣接国の独立「保障」を語るが、実際には「侵略国」ドイツと提携していわゆるバルト三国併合を強行し(形式は「人民」の請願による加入)、ポーランド、フィンランド、ルーマニアからも一部領土を奪った「侵略国」であった。]

「**対独伊通商交渉**」(独伊波部分は全文、トルコは省略):「英仏両国との折衝を行う間も我々はドイツ並にイタリアの如き諸国家との通商関係を放棄する必要があるとは決して考えるものではない。昨年の初めドイツ政府の発議により通商協定並に新クレジット設定に関する交渉が開始された。其際ドイツは我国に対し2億マルクのクレジットを供与する旨申出た。然し我々はこの新通商協定の条件に関し意見の一致を見なかったため問題は沙汰止みとなった。

ところが昨年の終りになってドイツ政府は再び数多くの点に於て譲歩をなす用意がある旨を披瀝して再び2億マルクのクレジット供与問題を提出して来た。更に本年初めにミコヤン貿易人民委員はドイツの特別代表シュヌーレ氏が右交渉のためモスコウに向かった旨通告を受けた。其後この交渉はシュヌーレ特別代表に代りシューレンベルグ[シューレンブルク]駐ソ独大使に移植されたが、交渉は再び意見不一致のため中絶するに至った。

[以上の経緯は**補注 6・11** 参照。この演説紹介の限りで

<sup>38</sup> ミュンヘン協定は独文書集では「独英仏伊間の協定」と呼ばれ、これら4ヵ国代表のミュンヘン会議が1939年9月29日に合意した協定である。D-2-文書675に全文があり、以下では前文と最初の2項のみ全文を、残る6項目はテーマないし要旨のみ紹介する:

「独英仏伊は、ズデーテンドイツ地方の割譲に関してすでに原則的に得られた合意の考慮のもとにこの割譲の以下の条件と方式およびその後とられるべき措置について合意し、またこの協定により、その履行確保のために必要な措置に個々に責任を負うと声明する。

1) [当該領土] 明け渡しは10月1日に始まる。  
2) 英仏伊は領土の明け渡しは何らの現存施設破壊なしに10月

10日までに行われること、およびチェコスロバキア政府が指定された施設の損傷なしに明け渡しが行われるよう責任を持つことに合意する。[まるで英仏伊が自国領土をドイツに与えるかのようである]。

3) は明け渡しの方式、4) はドイツ軍による「段階的占領」の方法、5) は国民投票の方法、6) 「国境の最終的確定」の方法(独英仏伊代表4人の「国際委員会」による)、7) は割譲地への移入または同からの退出の扱い、8) はチェコスロバキア軍・警察所属のズデーテンドイツ人のうち希望者全員の本日から4週間以内の除隊であった。

<sup>39</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/bunsho/h23.html> に要約がある。

は 5 月 20 日のシュレーンブルクとの会談における 1～3 月の経済交渉についての非難(7 節)が消えた。大使によるこの演説紹介でも同様であった(10 節)。

若干の徴候によって判断するにこの通商交渉が再開されるかもしれないということは問題外とすべきではない。

余は又 1939 年に関係当事国双方に対し利益となる通商協定がイタリアとの間に締結された事を付言せねばならぬ。

諸君ご存知の如く去る 2 月ソ波両国間には善隣関係促進を確認する特別取極めが発表された。これによって我が国とポーランドの関係に於て若干の一般的改善が齎された事を記憶すべきである。一方 3 月に締結されたソ波両国間の通商協定はソ波両国間の通商促進の上に資するところが顕著である。

**(補注 13)ドイツとリトアニアの間にも不可侵条約が存在した**

独文書集 D-6 巻の編集者注(D-6- S.553f.)は、ドイツとエストニア・ラトビアの間の不可侵条約の存在(1939 年 6 月 7 日署名)を指摘し、それらがドイツとデンマークの間のそれと同様の内容だとした。そうすると、あたかもドイツとリトアニアの間のそれがないかの如くであり、鈴木(2000:第 2 章 VI 節)も同様である。

独文書集同巻の序文にも「ドイツの外交活動は…バルト諸国とはドイツのメーメル併合の際に締結されたドイツ・リトアニア条約の署名に始まり、エストニアとラトビアとの不可侵条約の締結によって完成された一連の条約になった」とある。

実はここで触れられ、また独文書集にはしばしば登場する「ドイツ・リトアニア条約」(D-5-S.440f.に全文)がドイツ・リトアニア不可侵条約に相当する条項を備えていた。

ドイツ・リトアニア条約は 1939 年 3 月 22 日独外相リッペントロップとリトアニア外相ウルビシユス(J. Urbsys)・同駐独大使シュキルパ(K. Skirpa)が署名した条約(全 5 カ条)である。

その第 1 条は「ベルサイユ条約によってドイツから分離されたメーメル地域は本日よりドイツ帝国と再統一される」と定めた。第 2 条はその移管手続きを、第 3 条はメーメル内にリトアニアの自由港区を設置することを、第 5 条は署名と同時の発効を定めた。

第 4 条が、両国関係の「友好的発展」の保障として「両国は互いに武力を行使せず、また第三者による他方への武力行使を支持しない義務を負う」と定めた。これが不可侵条約に相当する。

ティッペルススキルヒ発信の D-6-文書 520(11 節)には「ドイツのリトアニア、ラトビア、エストニアとの不可侵条約」とある。だから少なくともソ連・北欧・東欧関係のドイツ外交官にはリトアニアとの間にも不可侵条約が結ばれたと認識されていた。

なお D-6-文書 445 には 1939 年「5 月 20 日のドイツ・リトアニア諸協定」として①両国の「通商政策関係の新秩序」、②「メーメル問題、特にメーメルにおけるリトアニアの利益の扱い」、③メーメル内のリトアニアの自由港地帯設置」の 3 協定が掲載された。

驚いたことに de.wikipedia の記事には「ドイツ・リトアニア不可侵条約」という項目があり、両国は 1939 年 7 月 24 日に同条約(有効期間 10 年)を結び同年 8 月 24 日に国際連盟の登録条約集(League of Nations Treaty Series)に寄託したとある(2024 年 7 月 28 日閲覧、本稿発行時再確認)。しかしこの記事は間違いである。参照指示された同シリーズ「第 198 巻 p.50-53」にあるのはドイツ・エストニア不可侵条約である。同巻 105 頁以下にラトビアとのそれもあるが、リトアニアとのそれはない。同巻はソ連のエストニアやラトビア

との相互援助条約(1939 年 9・10 月)も所収。これらはいわば併合準備条約であった。

**引用文献**(書籍・論文以外でウェブサイトによるものは本文記載)

*Akten zur deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945: Aus dem Archiv des deutschen Auswärtigen Amtes* (ドイツ外交政策文書集 1918-1945:ドイツ外務省文書集から)について:

本稿では**独文書集**と略記する。独文書集は第二次大戦末期と戦後に米軍が現地で収集した大量の「ドイツ外交政策文書」のうち 1918 年以後をシリーズ A～E に分けて収録した。各シリーズには多数の巻(合計 63 巻)があり、各巻毎に番号の付いた多数の文書が収録された。

独文書集の**引用表記**は、例えばシリーズ D の第 7 巻の文書番号 424 を「D-7-文書 424」とする。

独文書集はしばしばソ連を「ロシア」と記すが、そのまま引用する。また接続法による会話表現を引用では「」による会話表記に替えることがある。

独文書集は当初米英仏政府の助成により米英で編集され、シリーズ C と同 D の英訳が出版された。その際各文書に非常に詳細な注記(本稿では**原注**と呼ぶ)が加えられたので、本稿では英訳版ではなく**英語版**と呼ぶことにした。英語版の原注は独文書集の該当巻に継承され、独文書集が独自に追加した注記にはアスタリスクが付された。

その後全資料が西独に返還され、全シリーズ A～E 全巻が原文で出版された(C・D 以外も詳細な原注付き)。これが上記の**独文書集**(ドイツ語原文版)である。

独文書集の印刷本は驚くほど多くの国内大学図書館に所蔵されているが、今では C-2.2 と D-6-8 以外はすべてネット上で入手できる(英語版も同様)。D-6-8 には落丁(S.337-352)がある(英語版にはなし)。

ほかに英語版に先行して米国務省が 1948 年に英訳選集 US-DOS(1948)を出版した。この小冊子は冷戦が喧伝されはじめた時のソ連対策としていわば緊急出版された。その邦訳が米国務省編纂(1948)である(**読売版**と呼ぶ)。

東北大学図書館所蔵の US-DOS(1948)と読売版は、米国務省関連の仙台アメリカ文化センター(仙台 ACC、1952～1971)の蔵書の継承である。

石原(2017)によると ACC は日本の独立復活に伴い、連合軍総司令部の CIE(Civil Information and Education Section、民間情報教育局)が全国に設置した CIE 図書館の蔵書を継承した。CIE 図書館の第 1 号は早くも 1945 年 11 月 15 日に設置され、仙台のそれは 1948 年 5 月 27 日設置(8 番目)であった。

従って、読売版が原書と同年に出版されたのは CIE の働きかけによると思われる。

本稿における引用は独文書集によるが、英語版と読売版を参照した。但し読売版の訳文には時々修正や補足が必要と感じた。英語版編集者は分りやすさより正確さを重視したと記されており、その通りだと思いが、まれに明らかな誤訳や原級の比較級への言い換えなどもある。

青木國彦(1984)資本主義国との比較における社会主義国の消費者物価の水準と構造、『研究年報「経済学」』(東北大学)45-4  
 -----(2022)プーチンとスターリン(補足):1921 年以後の独ソ軍事協力、『社会主義体制史研究』28 号(in: <https://journal-hsss.com>)  
 -----(2022a)ノエル・フィールド関連粛清に関する東独 SED 中央委員会・中央党統制委員会の声明(1950 年 8 月 24 日)、『社会主義体制史研究』27 号(in: 同上)  
 -----(2023)戦前期ドイツ共産党(KPD)の変遷:東独支配党 SED 指導部の背景、『社会主義体制史研究』30 号(in: 同上)  
 -----(2023a)日独防共協定と付随秘密 9 文書と国内外の反応、『社会主義体制史研究』32 号(in: 同上)  
 -----(2025)ナチ・ドイツの植民地回復要求、『社会主義体制史研究』35 号(in: 同上)

『朝日新聞縮刷版』

石原眞理(2017) CIE 図書館及びアメリカ文化センター資料に関する研究: 仙台アメリカ文化センター及び横浜アメリカ文化センター旧所蔵資料の調査を基に、『岐阜女子大学紀要』47

ヴォルコゴノフ、ドミートリー(生田真司訳 1992)『勝利と悲劇: スターリンの政治的肖像』上下、朝日新聞社(著者によると訳書には原書への著者の「加筆、手直し」が含まれる。)

NHK 取材班(1987)『ドキュメント昭和 9: ヒトラーのシグナル』角川書店。(本書はクリヴィツキーのオランダでの足跡をたどり、亡命後の FBI 資料を調べ、また Krivitsky(1939) 邦訳の一部(主に本稿第 4 節関連の一部)も紹介した。存命の妻へのインタビューを試みたが断られたとある。顔写真やハーグの住居・住民台帳、死体が発見されたホテルとその部屋など多くの写真も掲載。萩原延壽ほか 3 名による座談会も収録。)

尾上正男(1962)『独ソ不可侵条約論』有信堂

小野寺百合子(2005)『バルト海のほとり: 武官の妻の大東亜戦争』共同通信社

外務省調査部(1935)『ソ連邦重要事項誌 1934 年度』

----- (1937)『ソ連邦重要事項誌 1936 年度』

----- (1939)『ソ連邦重要事項誌 1938 年度』

外務省編(2012)『日本外交文書第 1 冊: 日独伊三国同盟・日中立条約』六一書房

鹿毛龍雄(1965)独ソ軍事協力関係(1919~1933)、『史学雑誌』74・6

工藤・田嶋編(2008a)『日独関係史 2: 枢軸形成の多面的力学』東京大学出版会

----- (2008b)『日独関係史 3: 体制変動の社会的衝撃』同前

栗原優(1994)『第二次世界大戦の勃発: ヒトラーとドイツ帝国主義』名古屋大学出版会

斎藤治子(1995)『独ソ不可侵条約: ソ連外交秘史』新樹社

鈴木徹(2000)『バルト三国史』東海大学出版会

白石仁章(2011)『諜報の天才杉原千畝』新潮社

スターリン(スターリン全集刊行会訳 1953)『レーニン主義の諸問題』大月書店

『蘇蒙叢書』(日本外務省調査部)(引用した 2 号は 1939 年 11 月、3 号は同年 12 月、12 号は 1940 年 8 月発行)

田嶋信雄(1997)『ナチズム極東戦略: 日独防共協定を巡る諜報戦』講談社

田中美緒(2006)ラパッコ条約締結期のドイツ外交に関する一考察、東京女子大『史論』59 巻

ジェームス・テラー他(吉田八岑監訳 1993)『ナチス第三帝国事典』三交社

エヴァ・バワシュニルトコフスカ他(柴理子訳、2019)『日本・ポーランド関係史(増補改訂版)』彩流社

アドルフ・ヒトラー(平野一郎・将積茂訳 1973)『わが闘争』上、角川文庫

ヒトラー・ムッソリーニ(大久保昭男訳、1996)『ヒトラー＝ムッソリーニ秘密往復書簡』草思社

米國務省編纂(1948)『大戦の秘録: 独外務省機密文書より』読売新聞社。本稿では「読売版」と呼ぶ。原書は下記 US-DOS(1948)。

V.M. ベレズホフ(栗山洋児訳 1995)『私は、スターリンの通訳だった』同朋舎出版

松川克彦(1990)1939 年ポーランド外交と諜報、『東欧史研究』13、in: [https://doi.org/10.20680/aees.13.0\\_2](https://doi.org/10.20680/aees.13.0_2)

----- (1997)『ヨーロッパ 1939』昭和堂

読売版 → 米國務省編纂(1948)

ジョン・ワイツ(久保田誠一訳 1995)『ヒトラーの外交官: リッベントロップは、なぜ悪魔に仕えたか』サイマル出版会

渡辺勝正(杉原幸子監修、1996)『決断・命のビザ』大正出版

Assmann, Kurt (1950) *Deutsche Schicksalsjahre: Historische Bilder aus dem zweiten Weltkrieg und seiner Vorgeschichte*, Brockhaus.

Besymenski, Lew (1992) Geheimmision in Stalins Auftrag?: David Kandelaki und die sowjetisch-deutschen Beziehungen, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, H.3.

Buber-Neumann, Margarete (1957) *Von Potsdam nach Moskau*, Deutsche Verlags-Anstalt. ブーバー＝ノイマン(筑摩書房編 1968)『現代世界ノンフィクション全集』8「ポツダムからモスクワまで」(片岡啓治抄訳)

----- (1997, 初版 1949) *Als Gefangene bei Stalin und Hitler: Eine Welt im Dunkel*, Ullstein Taschenbuch. ブーバー＝ノイマン(林晶訳 2008)『スターリンとヒトラーの軌のもとで』ミネルヴァ書房

Carr, Edward H. (1949) From Munich to Moscow (I), *Soviet Studies*, No.1.

----- (1949a) From Munich to Moscow (II), *Soviet Studies*, No.2.

----- (1951) *German-Soviet relations between the two World Wars 1919-1939*, Johns Hopkins. E.H.カー(富永幸生訳 1951)『独ソ関係史』サイマル出版会

(Carr の以上 3 編はドイツ側資料に US-DOS(1948)を利用。)

Deutscher, Isaac (1966) *Stalin: a political biography*, 2nd ed., Oxford UP(上原和夫訳 1963、新装版 1988)『スターリン: 政治的伝記』みすず書房

Domarus, Max (1988) *Hitler: Reden und Proklamationen 1932-1945*, Pamminger & Partner.

Fleischhauer, Ingeborg (1990) *Der Pakt: Hitler Stalin und die Initiative der deutschen Diplomatie 1938-1939*, Ullstein.

----- (1991) Der Deutsch-Sowjetische Grenz- und Freundschaftsvertrag vom 28. September 1939: Die deutschen Aufzeichnungen über die Verhandlungen zwischen Stalin, Molotov und Ribbentrop in Moskau, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, H.3.

Graml, Hermann (1990) *Europas Weg in den Krieg: Hitler und die Mächte 1939*, R. Oldenbourg.

Herwarth, Hans von (1982) *Zwischen Hitler und Stalin: Erlebte Zeitgeschichte 1931 bis 1945*, Propyläen.

Hill, Leonidas E. (ed.) (1974) *Die Weizsäcker-Papiere 1933-1950*, Propyläen.

Hilger, Gustav (1955) *Wir und der Kreml: Deutsch-sowjetische Beziehungen 1918-1941: Erinnerungen eines deutschen Diplomaten*, Alfred Metzner. (前文によると、本書は著者の米国滞在中の 1949-52 年に書かれ、本書に先立って米国版(*The Incompatible Allies*)が Alfred G. Meyer との共著として出版された。本書は米国版に一部改訂と再編集を施し、ヒルガー単独の責任で出版された)。

IfG-UdSSR (Institut für Geschichte der UdSSR) (H. Kimmel 他訳 1980) *Geschichte der sowjetischen Außenpolitik (1917-1945)*, Staatsverlag der DDR. (原書は 1976 年増補改訂版)

Kleist, Peter (1950) *Zwischen Hitler und Stalin 1939-1945: Aufzeichnungen*, Atenäum.

Kordt, Erich (1948) *Wahn und Wirklichkeit*, Union.

Kotschemassow (1994) *Meine letzte Mission: Fakten Erinnerungen Überlegungen*, Dietz.

Krivitsky, Walter (1939) *In Stalin's Secret Service*, Harper & Brothers. クリヴィツキー(根岸隆夫訳 1962)『スターリン時代』みすず書房

League of Nations Treaty Series, in: <https://treaties.un.org/Pages/LONOnline.aspx?clang=en>

Leonhard, Wolfgang (1959) *Kreml ohne Stalin*, Verlag für Politik und Wirtschaft. (加藤雅彦訳 1966)『スターリン死後』弘文堂。原書 1962 版による邦訳は下記英訳版同様の削除のほか、1959 年版冒頭の「ロシアのなぞ」も削除され、中ソ対立と「補論」、「日本語版へのまえがき」が加えられた。

- (1962) *The Kremlin Since Stalin*, Praeger. 原書「Kreml ohne Stalin」1959 年版の英訳で、著者が一部「修正」と「最新情報」(第 22 回党大会論)を加え、他方で詳細な年表や図表、「10 テーゼ」が削除された
- (1989) *Der Schock des Hitler-Stalin-Paktes*, Knesebeck u. Schuler, レオンハルト(菅谷泰雄訳 1992)『裏切り:ヒトラー＝スターリン協定の衝撃』創元社。(邦訳は英語版からの重訳で、細部に原書と異なる場合がある。原書 1989 年版は 1986 年初版の改訂版であり、第 5 章(ソ連におけるヒトラー・スターリン条約についての最近の議論)が増補されが、訳者は、第 5 章が英語版では序文に移されたが、その内容が「時代にそぐわない」ので「削除した」(あとがき)。
- Lie, Lars T. et al (edited) (1995) *Stalin's Letters to Molotov 1925-1936*, Yale University Press. リー他編(岡田良之助・萩原直訳 1996)『スターリン極秘書簡:モロトフあて 1925-1936』大月書店
- Mick, Christoph (2010) Der Vertrag von Rapallo, in: [https://www.1000dokumente.de/Dokumente/Der\\_Vertrag\\_von\\_Rapallo](https://www.1000dokumente.de/Dokumente/Der_Vertrag_von_Rapallo)
- Read, Anthony & D. Fisher (1988) *Hitler, Stalin and the Nazi-Soviet pact, 1939-1941*, Michael Joseph. リードら(根岸隆夫訳 2001)『ヒトラーとスターリン:死の抱擁の瞬間』上下(みすず書房)
- Roberts, Geoffrey (1992) The Soviet Decision for a Pact with Nazi Germany, in: *Soviet Studies* 44-1.
- Shirer, William L. (1960) *The Rise and Fall of the Third Reich*, Simon and Schuster. シヤイラー(井上勇訳 1961)『第三帝国の興亡』第 3 部、東京創元社
- Schmidt, Paul (1949. 1964 年第 10 版利用) *Statist auf diplomatischer Bühne 1923-45*, Athenäum. シュミット(長野明訳 1998)『外交舞台の脇役 1923-1945』日本図書刊行会
- Smith, Arthur L. (1956) The German General Staff and Russia, 1919-26, in: *Soviet Studies*, 8-2.
- US-DOS (ed.: Sontag, R. J. & J. S. Beddie, 1948) *Nazi-Soviet Relations 1939-1941*. 上記読売版の原書。東北大学図書館所蔵本は 1972 年閉館の仙台アメリカ文化センター (ACC) からの多数の寄贈書の中にある。米国防務省が冷戦開始に伴い各地の ACC 前身組織 CIE に本書を送ったと見られる。
- Weber, Hermann, A. Herbst (2008) *Deutsche Kommunisten: Biographisches Handbuch 1918 bis 1945*, 2. überarbeitete und stark erweiterte Auflage, Karl Dietz.
- , Drabkin, B. H. Bayerlein, A. Galkin (2014) *Deutschland, Russland, Komintern: I. Überblick, Analysen, Diskussionen*, de Gruyter.
- (2015) *Deutschland, Russland, Komintern: II. Dokumente (1918-1943), T. 2.*, de Gruyter
- Weber, Reinhold W. (1980) *Die Entstehungsgeschichte des Hitler-Stalin-Paktes 1939*, Peter D. Lang
- Weinberg, L. Gerhard (1954) Dokumentation: Die geheimen Abkommen zum Antikominternpakt, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, H.2.
- (1954a) *Germany and the Soviet Union 1939-1941*, Leiden. (1972 年第 2 刷による)
- Wheeler-Bennett, John W. (1953, Reprinted 1980) *The nemesis of power: the German Army in politics, 1918-1945*, Macmillan. 山口定訳 1961『国防軍とヒトラー: 1918～1945』(I・II の 2 分冊)みすず書房
- Wolfe, Robert (2006) Gustav Hilger: From Hitler's Foreign Office to CIA Consultant. in: <https://static1.squarespace.com/static/5c65dd81af46834afd07e40a/t/62404307c45cc006d3720d4d/1648378637211/lives+re-told+hilger+gustav.pdf>

## 『社会主義体制史研究』既刊

### Historical Studies of Socialist System (past issues)

in: <https://journal-hsss.com>

#### No. 35 (Feb. 2025)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

ナチ・ドイツの植民地回復要求

Nazi Germany's demand for the restoration of the colony

#### No. 34 (Aug. 2023)

Yoji Koyama

Peripheral Countries of the EU and Regional Policies

#### No. 33 (June 2023)

Yoji Koyama

Emigration from New EU Member States in Central and East European Countries

#### No. 32 (Jan. 2023)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

日独防共協定と付随秘密9 文書と国内外の反応

Der Antikominternpakt mit den 9 geheimen Dokumenten und die Reaktionen

#### No. 31 (Dec. 2022)

Yoji Koyama

Slovenia and the European Union

#### No. 30 (Sep. 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

戦前期ドイツ共産党(KPD)の変遷:東独支配党 SED 指導部の背景

Die Veränderungen der KPD vor dem Krieg: Die Hintergründe der DDR-Führung

#### No. 29 (26th May 2022)

Eva Hanada

(BOOK REVIEW) "The EU's Eastward Enlargement: Central and Eastern Europe's Strategies for Development" by Yoji Koyama

#### No. 28 (21st May 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

プーチンとスターリン

Putin und Stalin

プーチンとスターリン

Putin und Stalin (Ergänzung))

#### No. 27 (Feb. 2022)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

【資料検討】米国ノエル・フィールド関連粛清に関する東独 SED の声明(1950年8月24日)

Dokument-Überprüfung: "Erklärung des ZK und der ZPKK der SED zu den Verbindungen ehemaliger deutscher politischer Emigranten zu dem Leiter des USC Noel H. Field" (24. Aug. 1950)

#### No. 26 (Feb. 2022)

Yoji Koyama

What was Soviet and East European Socialism: Its Historical Lessons and Future Society

#### No. 25 (Dec. 2021)

Benon Gaziński

Roman Dmowski on relations with Russia at the turn of the

19th and 20th centuries and in the interwar period. "Historia magistra vitae est" - what could be learned from that history lesson?

#### No. 24 (Dec. 2021)

Benon Gaziński

System transformation vs. European integration.: A case study of Poland and her agriculture in historical retrospection

#### No. 23 (Oct. 2021)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独秘密警察をめぐる女優グレルマンと元夫・俳優ミューエの争い:ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Der Streit Jenny Gröllmanns mit Ex-Ehemann Ulrich Mühe über die Stasi-Verstrickungen: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

#### No. 22 (Sep. 2021)

Yoji Koyama

Emigration from and Immigration to Poland: A Typical Case of Central Europe

#### No. 21 (Sep. 2021)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独秘密警察(シュタジ)の作戦規定と組織:ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Operative Bestimmungen und Organisationen der Staatssicherheit der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der andere"

#### No.20 (Sep. 2021)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独体制転換過程の起点となった演出家クリーアと歌手クラウチクの闘い

Der Kampf F. Kliers und S. Krawczyks für die Wende in der DDR

#### No.19 (Aug. 2021)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独における職業禁止と自由業:ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

#### No. 18 (July 2021)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2):批評の批評

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (2): Rezension der Rezensionen

#### No. 17 (February 2021)

Yoji Koyama

Germany: Core of EU-Visegrad Economic Relations

#### No. 16 (December 2020)

Yoji Koyama

Political Economy of the Baltic States

#### No. 15 (December 2020)

Yoji Koyama

Slovenia: the Best Performer of the Former Yugoslavia

#### No. 14 (December 2020)

青木國彦(Kunihiko AOKI)

脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1): 宣伝と実際

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (1): Werbung und Wirklichkeit

**No. 13 (June 2020)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀: 東独ホーネッカー政権初期の自由化について(3)

Die heimliche Kämpfe um die Anthologie »Berliner Geschichten« in der DDR: Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (3)

**No. 12 (Feb. 2020)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独文化政策の規制と緩和(1963-1976 年) — 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について (2) —

Die schwankende Kulturpolitik in der DDR (1963-76): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (2)

**No. 11 (Nov. 2019)**

Yoji Koyama

Emigration from Lithuania and Its Depopulation

**No. 10 (Sep. 2019)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

1973 年第 10 回世界青年学生祭典(東ベルリン)に見る自由化百景 — 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」に Kunihiko AOKI

Hundert Ansichten der X. Weltfestspiele der Jugend (Ostberlin, 1973): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (1)

**No. 9 (Aug. 2019)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独通貨マルクの対外関係: 最低交換義務、公式・ヤミレート、末期状況

Auswärtige Beziehungen der DDR-Mark: Das Mindestumtausch, die Kurse und die letzte Zustände

**No. 8 (June 2019)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独通貨マルクのヤミレートの暴落(1987 年 1 月)

Der inoffizielle Kurs der DDR-Mark purzelte dramatisch (Jan. 1987)

**No. 7 (May 2019)**

Yoji Koyama

Emigration from Romania and Its Depopulation

**No. 6 (Jan. 2019)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

ケネディのベルリン演説(1963 年 6 月)再考: ブラント東方政策との比較

A Rethinking of J. F. Kennedy's Address at the West Berlin Town Hall (June 26, 1963): In comparison to the "New Ostpolitik" of Willy Brand

**No. 5 (Dec. 2018)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

東独国境の射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去: ベルリンの壁ショッセー通り検問所事件の支配党への衝撃

Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989): Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“ und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn

**No. 4 (Nov. 2018)**

Yoji Koyama

Migration from New EU Member States in Central and Eastern Europe and Their Depopulation: Case of Bulgaria

**No. 3 (Nov. 2018)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989 年 2 月)の詳細とその意味: 「1988 年 12 月にホーネッカーが射撃命令を制限」(少尉ハンフ法廷証言)の真偽

Was war der Fall Chris Gueffroy in der DDR: Eine Überprüfung der Aussage des Unterleutnant Alexander Hanfs „Honecker habe im Dezember 1988 den Schießbefehl eingeschränkt“

**No. 2 (Aug. 2018)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言

Die Reaktion der DDR-Führung gegen Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens der KSZE

**No. 1 (May 2018)**

青木國彦(Kunihiko AOKI)

元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界

Abenteuer des ehemalige politische Häftlings der DDR Michael Gartenschläger: Warum und wofür montierte er die Selbstschußanlagen SM-70 ab?